

2015（平成27）年度「大学評価」

自己点検・評価報告書



**UNIVERSITY
ACCREDITED
2017.4~2024.3**



ぎふしょうとくがくえん
岐阜聖徳学園大学

目 次

序 章	i
本 章	
I. 理念・目的	1
II. 教育研究組織	10
III. 教員・教員組織	16
IV. 教育内容・方法・成果	
1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	37
2. 教育課程・教育内容	56
3. 教育方法	75
4. 成果	93
V. 学生の受け入れ	103
VI. 学生支援	120
VII. 教育研究等環境	132
VIII. 社会連携・社会貢献	148
IX. 管理運営・財務	
1. 管理運営	154
2. 財務	165
X. 内部質保証	178
終 章	i

序 章

序章

1. 自己点検・評価の目的について

岐阜聖徳学園大学は、自己点検・評価の目的について、次のとおり岐阜聖徳学園大学学則及び岐阜聖徳学園大学大学院規則に定めている。

岐阜聖徳学園大学学則

第14章 自己点検・自己評価

第59条 本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検および評価を行うための規程は、別にこれを定める。

岐阜聖徳学園大学大学院規則

(自己点検・評価)

第4条 本学大学院は、第2条の目的を達成するために、教育研究活動の状況を点検し評価を行う。

2. 自己点検・評価の実施体制について

本学における自己点検・評価に対する取り組みは1992（平成4）年4月からスタートした。それまでの「将来構想検討委員会」を改組し、「自己点検・将来構想特別委員会」として自己点検・評価への取り組みを本格的に開始した。1994（平成6）年10月には、これまでの特別委員会を常設委員会に昇格させ、点検・評価作業の継続性を確立した。その結果は1995（平成7）年3月に、「聖徳学園岐阜教育大学の現状と将来像—自己点検報告書—」と題して刊行した。

1999（平成11）年には大学基準協会の賛助会員となり、大学の自己点検・評価の重要性が学内の教職員に大いに認識されるようになった。2000（平成12）年4月からは、大学基準協会の加盟判定審査を受けるため、「自己点検・将来構想委員会」を「自己点検評価委員会」に改組し、点検・評価に力点をおいた活動を行い、2002（平成14）年に大学基準協会の正会員として加盟登録がなされ、『岐阜聖徳学園大学の現状と展望—大学基準協会「加盟判定審査用調書」—』を刊行した。

2008（平成20）年度には大学基準協会の認証評価を受けるにあたり、自己点検・評価委員会の機能を円滑かつ十分に発揮するため、同委員会規程の改正を行った。学長を委員長とし、学部代表として各学部長、教学部門の各部（館）においては部（館）長、事務局においては事務局長・事務部長、大学院においては各研究科長を主な委員として構成した。そして学長のリーダーシップのもと、学部長・研究科長・大学事務局長等の大学執行部が中心となり、全学的に自己点検・評価活動を行い、改善・向上に向けた体制を整備し、現在に至っている。

また、2010（平成22）年11月開催の自己点検・評価委員会において、第2期の認証評価に向けた自己点検・評価の手順を確認するとともに、2013（平成24）年度から認証評価基準ごとに方針・目標・評価指標や責任担当部署（委員会・事務局含む）等を決定し、責任の所在を明確にして自己点検・評価活動を進めている。

以上により PDCA サイクルの定着、最終的には内部質保証システムの構築をめざしている。

3. 前回の認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動の概要

2009（平成 21）年に、大学基準協会による認証評価を申請し、大学評価基準を満たしていると評価を受けた（認定期間：2010（平成 22）年 4 月 1 日～2017（平成 29）年 3 月 31 日）。

2010（平成 22）年 3 月に認証評価を受けた際に、「勧告」の指摘はなかったが特に改善を要する点として 18 項目の「助言」が付された。これらの事項については、2010（平成 22）年 3 月開催の評議会及び 4 月開催の大学院委員会において報告を行い、「助言」に関する内容を共有するとともに改善に向けて取り組むことを確認した。改善に関する取り組みについては、2010（平成 22）年 11 月開催の自己点検・評価委員会において計画し、各学部、各研究科において改善への取り組みが進められた。

2012（平成 24）年 7 月に改善報告書を提出し、2013（平成 25）年 3 月「今後の改善経過について再度報告を求める事項がない」旨の通知を受けた。

本章

I. 理念・目的

(1) 現状説明

[1] 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1>大学全体

本学は学校法人聖徳学園の建学の精神にのっとり、仏教精神を基調とした学校教育を行うことを目的とし、私立大学では全国初の義務教育教員養成の教育学部のみ単科大学「聖徳学園岐阜教育大学」として1972（昭和47）年4月、現岐阜市柳津町（羽島キャンパス）に開学した。その後、日本社会のグローバル化の流れに沿って1990（平成2）年4月には外国語学部、更に1998（平成10）年4月には経済情報学部、岐阜聖徳学園大学大学院国際文化研究科修士課程を増設し、大学名を岐阜聖徳学園大学と改称した。経済情報学部については、岐阜聖徳学園大学短期大学部と併設する形で岐阜市中鶉（岐阜キャンパス）に開設した。その後、2002（平成14）年4月経済情報研究科（博士課程（前期））、2004（平成16）年4月経済情報研究科（博士課程（後期））を岐阜キャンパスに、2015（平成27）年4月看護学部看護学科を羽島キャンパスに開設し、2015（平成27）年5月現在、教育学部学校教育課程、外国語学部外国語学科、経済情報学部経済情報学科、看護学部看護学科の4学部1課程3学科に加え、国際文化研究科国際教育文化専攻（修士課程）、国際文化研究科国際地域文化専攻（修士課程）、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（前期））、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（後期））の2研究科4専攻を開設している。なお、教育学部学校心理課程については、2015（平成27）年度から募集停止している。また、本学の母体である学校法人聖徳学園は、併設の短期大学部に加え、岐阜聖徳学園高等学校、岐阜聖徳学園大学附属中学校、岐阜聖徳学園大学附属小学校、岐阜聖徳学園大学附属幼稚園を擁する総合学園として発展を遂げている（資料1-1～4）。

本学は建学の精神にのっとり宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに深く専門の諸学科を教授研究し、それぞれの学部の特色を発揮し、もって現代社会における有為な人材を育成することを目的としている（資料1-1～4）。本学大学院では、大学の目的にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人を養成することを目的としている（資料1-5）。

「仏教精神」を示す理念として「以和為貴」「平等」「寛容」「利他」を掲げ、平易な解説を行っていたが、より一層の平易化を図り、学園全体の目標を明確にするために、聖徳学園宗教委員会、全学宗教委員会にて検討を重ね、2015（平成27）年度からは、下記の通り表記している（資料1-6～8）。また、どのような人材育成をしていくかを示すために、教育目的も新たに加えた。

【建学の精神】

学校法人聖徳学園の設立趣旨は、仏教精神を基調とした学校教育を行うところにある。

本学園は、この仏教精神とりわけ大乘仏教の精神を建学の精神とし、浄土真宗の宗祖親鸞じょうどしんしゅう しゅうそしんらん聖人しょうにんが和国の教主と敬慕された聖徳太子の「以和為貴」（和をもって貴しとなす）の聖句をその象徴として掲げ、「平等」「寛容」「利他」の大乘仏教の精神を体得する人格の形成をめざしている。

【解説】

仏教の精神を具体的にあらわす言葉として、本学園では聖徳太子の『十七条憲法』の第一条にある「以和為貴」（和をもって貴しとなす）や「平等」「寛容」「利他」を掲げています。

まず「以和為貴」とは、自己中心的で頑^{かたく}なところを離れたやわらかなことのことです。また「平等」とは、皆かけがえのない尊いのちを持つことに気づくこと、「寛容」とは、あらゆるいのちの個性を受け入れ共感すること、「利他」とは、あらゆるいのちに奉仕することであり、それぞれが人間としてめざすべき精神なのです。

【教育目的】

本学園は仏教精神を理想とする人格の完成をめざし、高い志とグローバルな視野を有して、生きる力と環境適応力によって未来を切り拓き、社会に貢献できる学徳兼備の人材の育成に努めます。

<2>教育学部

教育学部学校教育課程の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、学則第4条第1項に定めている(資料1-4)。なお、教育学部学校心理課程を含む、2014(平成26)年度以前の入学生については、従来の人材養成の目的及び教育研究上の目的を適用している。

(教育学部学校教育課程)

教育学部学校教育課程は、建学の精神にのっとり、教職に対する強い情熱をもち教師力、人間力を備えた義務教育教員の養成を目指す。

<3>外国語学部

外国語学部外国語学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、学則第4条第1項に定めている(資料1-4)。

(外国語学部外国語学科)

外国語学部外国語学科は、建学の精神にのっとり、国際的視野に立ち、主体的に考え、表現し、行動する言語コミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目指す。

<4>経済情報学部

経済情報学部経済情報学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、学則第4条第1項に定めている(資料1-4)。

(経済情報学部経済情報学科)

経済情報学部経済情報学科は、建学の精神にのっとり、社会で役立つ実践的な経済、経営、情報分野の教育を行い、主体性・企画力・コミュニケーション能力等に富んだ有能な人材の育成を目指す。

<5>看護学部

看護学部看護学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、学則第4条第1項に定めている(資料1-4)。

(看護学部看護学科)

I. 理念・目的

看護学部看護学科は、建学の精神にのっとり、社会の要請に応じて、心の教育を基盤とした、深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材を養成することを旨とする。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科の人材養成の目的は、大学院規則第2条第2項に定めている(資料1-5)。
(国際文化研究科国際教育文化専攻)

国際文化研究科国際教育文化専攻では、国際交流が活性化する中で、世界の教育について教育・研究するとともに、日本の教育文化の特色化を進め、その国際化の方向を教育・研究する。そのことを通じて、特に学校や教育機関を含む各方面において国際理解を進め、国際化に努める専門職業人及び研究者の育成と社会人の再教育に資することを目的とする。

(国際文化研究科国際地域文化専攻)

国際文化研究科国際地域文化専攻では、日本と特に関係の深いアメリカ及び中国を含む環太平洋圏諸地域の文化の研究を深め、これらの地域の言語を通じて、国内外の各方面において、国際的文化交流に深い理解をもって積極的に活躍できる専門職業人及び研究者を養成し、あわせて社会人の国際理解への再教育を目的とする。

<7>経済情報研究科

経済情報研究科の人材養成の目的は、大学院規則第2条第2項に定めている(資料1-5)。
(経済情報研究科経済情報専攻 博士課程(前期))

経済情報研究科経済情報専攻博士課程(前期)は、知識のグローバル化が進展しつつある情報社会の先端技術を体得し、それによって企業経営や資源環境問題などの今日的課題に対応することの出来る人材を育成することを目的とする。

(経済情報研究科経済情報専攻 博士課程(後期))

経済情報研究科経済情報専攻博士課程(後期)は、経済学・情報科学における数理モデル・経済モデルを理論的な武器として、現実社会の諸課題を解決する方策を究明して行く研究能力の育成を図り、日本経済及び世界経済の発展の道を理論的に提示できる研究者・専門職業人を養成することを目的とする。

[2] 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

本学の理念・目的は、学生要覧等に明記することで学生に周知するとともに大学ホームページに掲載することで、大学構成員だけでなく社会に対しても公表している(資料1-9. i, 1-10)。学生に対しては、特に建学の精神について、「建学の精神に関する科目」として「宗教学Ⅰ」、「宗教学Ⅱ」を開講し、全学部において必修科目としている。建学の精神に関する科目を履修することで、建学の精神である仏教精神を理解することに加え、倫理性を培う教育の役割をも担っている(資料1-9 教育学部 P.18 等, 1-11)。大学構成員全体に対しては、入学生全員が浄土真宗本願寺派本願寺へ参拝する「入学奉告本山参拝」、釈尊

I. 理念・目的

が悟りを開かれた日を機縁として開催する「成道会の集い」、浄土真宗の宗祖である親鸞聖人の命日を機縁として法要を行う「報恩講と新成人の集い」等の宗教行事や毎週月曜日の2限終了後に全学生及び教職員を対象とした「勤行」を行い、仏教についての法話や各学部の教員からの講話を通して、建学の精神である仏教精神について学ぶ場所を提供するとともに、周知を図っている(資料 1-12~13)。

また、宗教部報「ともしび」、リーフレット「建学の精神について」などの刊行物を通して理念・目的について公表している(資料 1-14~15)。

教員に対しては、専任教員は4月の教授会において、新任教員は新任オリエンテーションで、非常勤講師については毎年開催の非常勤講師との懇談会においてそれぞれ周知を図っている。職員に対しては、各課の課長による連絡会(課長会)において報告され、かつ職員に配信される教授会・各研究科委員会資料を通して周知を図っている(資料 1-16~17)。

<2>教育学部

教育学部の理念・目的は、学生要覧、大学ホームページを通して周知を行っている(資料 1-9. i~8)。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションや入学生全員が参加して浄土真宗本願寺派本願寺へ参拝する入学奉告本山参拝などの宗教行事において説明を図っている(資料 1-12, 1-18~19)。

受験生や保護者、卒業生を含む社会に対しては、大学ホームページや大学案内を通して公表している(資料 1-10, 1-20)。

<3>外国語学部

外国語学部の理念・目的は、学生要覧、大学ホームページを通して周知を行っている(資料 1-9. i~8)。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションや入学生全員が参加して浄土真宗本願寺派本願寺へ参拝する入学奉告本山参拝などの宗教行事において説明を図っている(資料 1-12, 1-18~19)。

受験生や保護者、卒業生を含む社会に対しては、大学ホームページや大学案内を通して公表している(資料 1-10, 1-20)。

<4>経済情報学部

経済情報学部の理念・目的は、学生要覧、大学ホームページを通して周知を行っている(資料 1-9. i~8)。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションや入学生全員が参加して浄土真宗本願寺派本願寺へ参拝する入学奉告本山参拝などの宗教行事において説明を図っている(資料 1-12, 1-18~19)。

受験生や保護者、卒業生を含む社会に対しては、大学ホームページや大学案内を通して公表している(資料 1-10, 1-20)。

<5>看護学部

看護学部の理念・目的は、学生要覧、大学ホームページを通して周知を行っている(資料 1-9. i~8)。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションや入学生全員が参加して浄土真宗本願寺派本願寺へ参拝する入学奉告本山参拝などの宗教行事において説明を図っ

I. 理念・目的

ている(資料 1-12, 1-18~19)。

受験生や保護者、卒業生を含む社会に対しては、大学ホームページや大学案内を通して公表している(資料 1-10, 1-20)。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科の理念・目的は、学生要覧、大学ホームページを通して周知を図っている(資料 1-9. iii~8)。また、大学院生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて説明を行っている。

受験生や保護者、卒業生を含む社会に対しては、大学ホームページを通して公表している(資料 1-10)。また、大学院案内を配付する際に本学の理念・目的を別配付することで周知を図っている(資料 1-21)。

<7>経済情報研究科

経済情報研究科の理念・目的は、学生要覧、大学ホームページを通して周知を図っている(資料 1-9. iii~8)。また、大学院生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて説明を行っている。

受験生や保護者、卒業生を含む社会に対しては、大学ホームページを通して公表している(資料 1-10)。また、大学院案内を配付する際に本学の理念・目的を別配付することで周知を図っている(資料 1-21)。

[3] 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

建学の精神に基づく教育理念・目的の適切性については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会において検証、検討を行い、変更がある場合は、学則第 53 条及び第 54 条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料 1-4, 1-22~24)。大学院としての最高意思決定機関は大学院委員会であり、大学院に関する全学的事項については、大学院規則第 7 条及び大学院委員会規程に基づき、学長を議長とする大学院委員会で検証、検討し、学長が決定する(資料 1-5, 1-25)。

また、建学の精神については、聖徳学園宗教委員会、全学宗教委員会において、定期的に建学の精神の表記について検証を行っており、2014(平成 26)年度には、聖徳学園宗教委員会において、学園全設置校の建学の精神の表記の検討が行われ、理事会の決定を承けて、2015(平成 27)年度より解説や教育目標とともに示している(資料 1-6~7, 1-28~29)。

<2>教育学部

教育学部の建学の精神に基づく教育理念・目的の適切性については、学則第 51 条に基づき、教授会で検証、検討している(資料 1-4, 1-26)。変更がある場合は、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学長を議長とする評議会で審議し、最終的に学長が決定する(資料 1-22~24)。

また、建学の精神について、学園全体に関する内容については聖徳学園宗教委員会、大学全体に関する内容については全学宗教委員会において定期的に検証を行っている(資料

1-31～32)。

<3>外国語学部

外国語学部の建学の精神に基づく教育理念・目的の適切性については、学則第 51 条に基づき、教授会で検証、検討している(資料 1-4, 1-26)。変更がある場合は、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学長を議長とする評議会で審議し、最終的に学長が決定する(資料 1-22～24)。

また、建学の精神について、学園全体に関する内容については聖徳学園宗教委員会、大学全体に関する内容については全学宗教委員会において定期的に検証を行っている(資料 1-31～32)。

<4>経済情報学部

経済情報学部の建学の精神に基づく教育理念・目的の適切性については、学則第 51 条に基づき、教授会で検証、検討している(資料 1-4, 1-26)。変更がある場合は、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学長を議長とする評議会で審議し、最終的に学長が決定する(資料 1-22～24)。

また、建学の精神について、学園全体に関する内容については聖徳学園宗教委員会、大学全体に関する内容については全学宗教委員会において定期的に検証を行っている(資料 1-31～32)。

<5>看護学部

看護学部の建学の精神に基づく教育理念・目的の適切性については、学則第 51 条に基づき、教授会で検証、検討している(資料 1-4, 1-26)。変更がある場合は、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学長を議長とする評議会で審議し、最終的に学長が決定する(資料 1-22～24)。

また、建学の精神について、学園全体に関する内容については聖徳学園宗教委員会、大学全体に関する内容については全学宗教委員会において定期的に検証を行っている(資料 1-31～32)。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科の建学の精神に基づく教育理念・目的の適切性については、大学院規則第 6 条に基づき、研究科委員会で検証、検討を行う(資料 1-5, 1-27)。変更がある場合は、学長を委員長とする大学院委員会で審議し、最終的に学長が決定する(資料 1-25)。

また、建学の精神について、学園全体に関する内容については聖徳学園宗教委員会、大学全体に関する内容については全学宗教委員会において定期的に検証を行っている(資料 1-31～32)。

<7>経済情報研究科

経済情報研究科の建学の精神に基づく教育理念・目的の適切性については、大学院規則第 6 条に基づき、研究科委員会で検証、検討を行う(資料 1-5, 1-27)。変更がある場合は、

I. 理念・目的

学長を委員長とする大学院委員会で審議し、最終的に学長が決定する(資料 1-25)。

また、建学の精神について、学園全体に関する内容については聖徳学園宗教委員会、大学全体に関する内容については全学宗教委員会において定期的に検証を行っている(資料 1-31~32)。

(2) 点検・評価

●基準 I の充足状況

学校法人聖徳学園は仏教精神を基調とした学校教育を行うことを目的としており、大学では建学の精神にのっとり、各学部・研究科において教育目的を定め、学則・大学院規則に明示している。また、理念・目的は、学生要覧、大学ホームページを通して大学構成員、社会に対して周知を行っており、建学の精神については、建学の精神に関する科目(必修科目)である「宗教学Ⅰ」、「宗教学Ⅱ」を開講して学生への周知を図っている。また、大学構成員全体に対しては、成道会の集い、報恩講と新成人の集い、勤行などの宗教行事を行い、仏教についての講演、法話や各学部の教員からの講話を通して、建学の精神である仏教精神について学ぶ場を提供するとともに、周知をしている。

建学の精神については、聖徳学園宗教委員会、全学宗教委員会において、定期的に建学の精神の表記について検証を行っており、理念・目的の適切性については、大学全体では部長会及び学部長会において検証、検討を行い、変更がある場合は、評議会で審議し、学長が決定することとしている。大学院に関する全学的事項については、大学院委員会で検証、検討し、学長が決定する。また、各学部・研究科については、大学では各学部教授会、大学院では各研究科委員会で検証、検討し、変更がある場合は、大学では評議会、大学院では大学院委員会で審議し、最終的に学長が決定する。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、教育理念・目的等を適切に設定し、公表している。

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

建学の精神については、聖徳学園宗教委員会、全学宗教委員会において、定期的に検証を行っており、2014(平成26)年度には、聖徳学園宗教委員会において、学園全設置校の建学の精神の表記の検討が行われ、理事会の決定を承けて、2015(平成27)年度より解説や教育目標とともに示している(資料 1-6~8, 1-28~32)。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

なし

(3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

2015（平成 27）年度から学園全設置校の建学の精神の表記が統一、平易化されたことにより、学園全体の目標がよりわかりやすい表記となった。平易化を図った建学の精神を「学生要覧」、大学ホームページ、宗教部報「ともしび」や「大学案内」に掲載することで周知の向上を図っていく（資料 1-9. i～8, 1-14, 1-20～21）。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

なし

(4) 根拠資料

- 1-1 学校法人聖徳学園ホームページ（学園沿革）
<http://www.shotoku.jp/outline/history.php>
- 1-2 2015（平成 27）年度教育研究組織図
- 1-3 学校法人聖徳学園寄附行為
- 1-4 岐阜聖徳学園大学学則
- 1-5 岐阜聖徳学園大学大学院規則
- 1-6 聖徳学園宗教委員会規程

I. 理念・目的

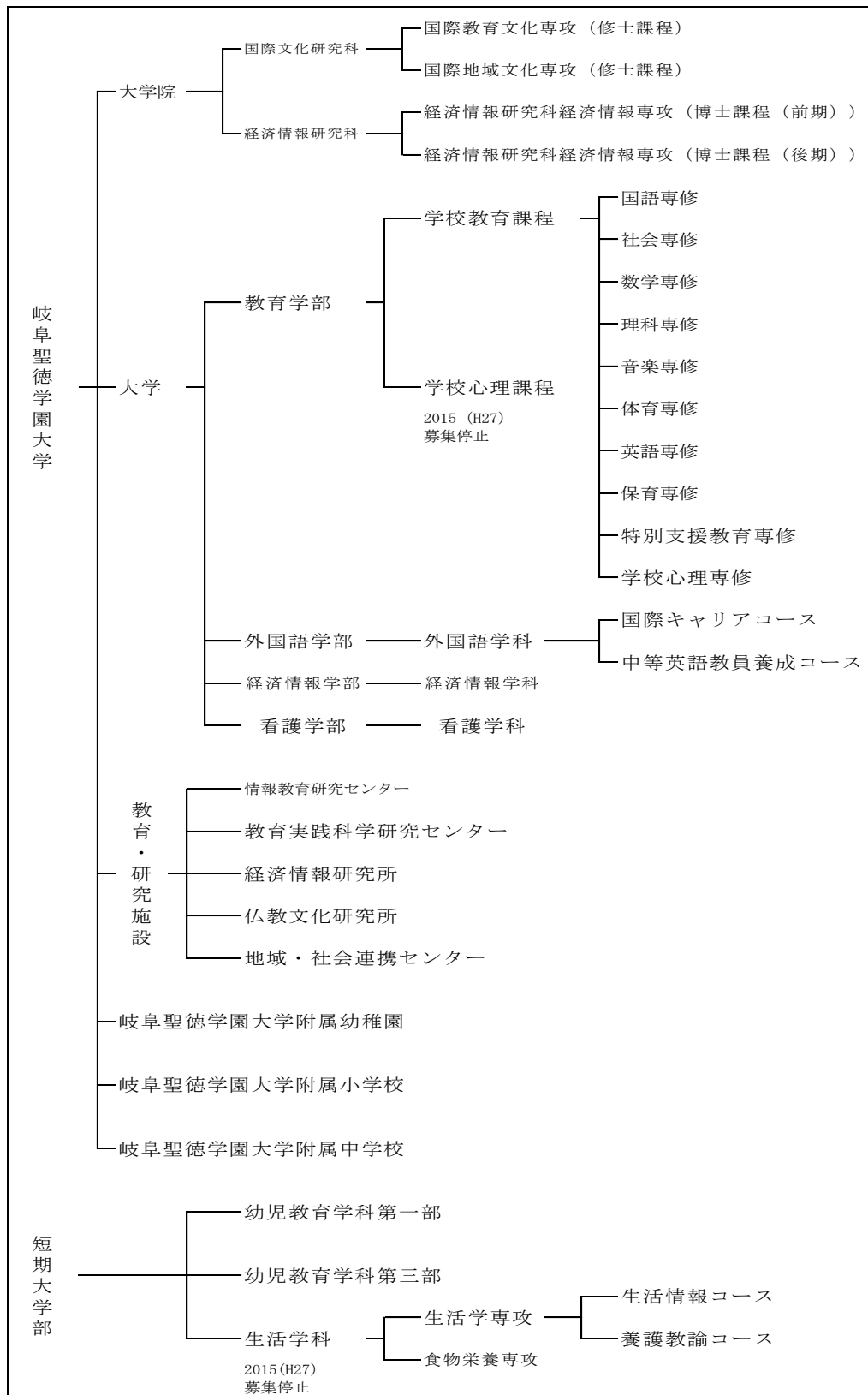
- 1-7 聖徳学園宗教委員会議事録 2013 (H25) .9.12 (建学の精神について)
- 1-8 理事会議事録 2014 (H26) .4.8 (建学の精神について)
理事会議事録 2012 (H24) .9.11(建学の精神について)
- 1-9 〈冊子〉2015 (平成 27) 年度学生要覧
(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)
- 1-10 岐阜聖徳学園大学ホームページ (大学概要・建学の精神・人材養成の目的及び教育研究上の目的)
<http://www.shotoku.ac.jp/outline>
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/foundation.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/purpose.php>
- 1-11 2015 (平成 27) 年度宗教学Ⅰ・宗教学Ⅱシラバス
- 1-12 2015 (平成 27) 年度宗教部主催行事日程
2014(平成 26)年度成道会の集いリーフレット
2014(平成 26)年度報恩講と新成人のつどいリーフレット
音楽礼拝と仏前作法リーフレット
岐阜聖徳学園大学ホームページ (宗教行事)
<http://www.shotoku.ac.jp/student-life/event-guide.php>
- 1-13 学生の皆さんへのメッセージ 2015 (平成 27) 年度「勤行」の記録
- 1-14 宗教部報ともしび
- 1-15 建学の精神についてリーフレット
- 1-16 2015 (平成 27) 年度専任教員説明会資料、非常勤講師説明会資料
- 1-17 評議会議事録 2014 (H26) .4.16 (建学の精神について)
- 1-18 入学奉告本山参拝について
- 1-19 2015 (平成 27) 年度入学奉告本山参拝実施要項
- 1-20 〈冊子〉2016 (平成 28) 年度大学案内
〈冊子〉2015 (平成 27) 年度大学案内、看護学部案内
- 1-21 〈冊子〉2016 (平成 28) 年度大学院案内
〈冊子〉2015 (平成 27) 年度大学院案内
- 1-22 部長会規程
- 1-23 学部長会規程
- 1-24 評議会規程
- 1-25 大学院委員会規程
- 1-26 教授会規程 (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
- 1-27 研究科委員会規程 (国際文化研究科・経済情報研究科)
- 1-28 全学宗教委員会規程
- 1-29 聖徳学園宗教委員会議事録 2014 (H26) .6.5(建学の精神について)
- 1-30 全学宗教委員会議事録 2014 (H26) .4.15 (建学の精神について)
- 1-31 聖徳学園宗教委員会議事録 2015 (H27) .6.5(建学の精神の検証)
- 1-32 全学宗教委員会議事録 2015 (H27) .8.19(建学の精神の検証)

II. 教育研究組織

(1) 現状説明

[1] 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、
理念・目的に照らして適切なものであるか。

岐阜聖徳学園大学の教育研究組織は下記のとおりである(資料 2-1(既出(1-2)))。



II. 教育研究組織

本学では2015（平成27）年4月現在、教育学部学校教育課程、外国語学部外国語学科、経済情報学部経済情報学科、看護学部看護学科の4学部1課程3学科に加え、国際文化研究科国際教育文化専攻（修士課程）、国際文化研究科国際地域文化専攻（修士課程）、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（前期））、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（後期））の2研究科4専攻を設置し、岐阜キャンパスに短期大学部を併設している。

これらの学部及び研究科の目的は、「岐阜聖徳学園大学学則」、「岐阜聖徳学園大学大学院規則」に定めている（資料2-2～3（既出（1-4～5）））。なお、教育学部学校心理課程については、2015（平成27）年度から募集停止をしている。

教育学部学校教育課程では、建学の精神にのっとり、教職に対する強い情熱をもち教師力、人間力を備えた義務教育教員の養成を目指している。既存の国語、社会、数学、理科、音楽、体育、英語、保育の8専修に加え、2015（平成27）年4月から特別支援教育専修、学校心理専修の2専修を設けている。長年、優秀な小・中学校教員を輩出してきた実績をもとに倫理観や使命感など、教員としての資質を伸ばす教育に注力することで子どものところを正しく理解し、子どもの個性や能力を引き出すことのできる洞察力と包容力を持った、人間性豊かな教員を養成している。

外国語学部外国語学科では、建学の精神にのっとり、国際的視野に立ち、主体的に考え、表現し、行動する言語コミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目指し、国際キャリアコースと中等英語教員養成コースを設定している。国際キャリアコースでは、高い英語コミュニケーション能力を習得するとともに、さまざまな社会情勢や異文化についての幅広い教養を身に付け、自分の意見を世界に発信できる真の国際人を養成している。中等英語教員養成コースでは、英語の機能をよく理解し、語学教育の論理的な知識を持った中等英語教員を養成している。

経済情報学部経済情報学科では、建学の精神にのっとり、社会で役立つ実践的な経済、経営、情報分野の教育を行い、主体性・企画力・コミュニケーション能力等に富んだ有能な人材の育成を目指している。通常の講義に加えて、地域企業と連携協定を結び、企業人による講義を取り入れる体制を導入することで、経済・情報分野の知識、技能を身に付け、社会貢献し、社会の発展のために尽くそうという意欲的な人材を養成している。

2015（平成27）年4月に開設した看護学部看護学科では、建学の精神にのっとり、社会の要請に応じて、心の教育を基盤とした、深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材を養成することを目指し、教育・研究に取り組んでいる。

大学院国際文化研究科は、わが国及び世界の教育文化と、わが国と密接な関係にある世界の地域文化に関する学際的な教育・研究を行うことにより、急速に進展する国際化に対応して、国内外で積極的に貢献できる高度専門職業人を養成することを目的とし、国際教育文化専攻と国際地域文化専攻の2専攻を設けている。国際教育文化専攻では、「国際教育」と「教育文化」の2つの研究分野を設け、とくに学校やその他の教育機関において、国際理解・国際交流・海外及び帰国日本人子女教育・在日外国人子女教育等を推進するために、積極的に活躍し得る高度専門職業人及び研究者を養成し、併せて現職教員を含めた社会人の国際理解への再教育を目指している。国際地域文化専攻では、「アメリカ文学」、「中国文化」、「日本文化」の3つの研究分野を設け、日本と特に関係の深いアメリカ及び中国を含む環太平洋圏諸地域の文化の研究を深め、これらを通じて、官公庁・企業・団体・学校等

II. 教育研究組織

を含めた国内外の各方面において、主に国際的文化交流に深い理解をもって積極的に活動できる高度専門職業人及び研究者を養成し、併せて社会の国際理解への再教育に貢献することを目指している。

大学院経済情報研究科は、学際的多様性を土台に、高度情報化社会の今日的課題に対応して活躍できる人材を養成することで社会に貢献することを目的とし、経済情報専攻博士課程（前期）及び経済情報専攻博士課程（後期）を設けている。博士課程（前期）では、企業経営や資源環境問題などの今日的課題に対応することのできる人材を育成することを目的としている。博士課程（後期）では、現実社会の諸課題を解決する方策を究明して行く研究能力の育成を図り、日本経済及び世界経済の発展の道を理論的に提示できる研究者・専門職業人を養成することを目的としている。

教育・研究施設として、情報教育研究センター、経済情報研究所、教育実践科学研究センター、仏教文化研究所、地域・社会連携センターを設置し、目的については、情報教育研究センター規程、経済情報研究所規程、教育実践科学研究センター規程、仏教文化研究所規程、地域・社会連携センター規程にそれぞれ明確に定めている（資料 2-1(既出(1-2)), 2-4~8)。

① 情報教育研究センター

情報処理・情報教育研究の向上と発展に寄与することを目的とする。

② 経済情報研究所

経済、経営、情報等の各分野に関する研究を行い、もって人類の英知に対して貢献することを目的とする。

③ 教育実践科学研究センター

本学教職員のほか、学外教育職員・研究者及びその他教育関係者の協力を得て、学校及び社会における教育実践に関する科学的研究を推進し、かつその成果を本学における教育職員養成の充実に資するとともに、広く教育界に普及することにより教育実践の全般的な発展に貢献することを目的とする。

④ 仏教文化研究所

本学の建学の精神を体し、仏教文化及びその関連領域に関する総合的学術研究並びに国際的研究交流を行い、もって学術研究の向上に寄与することを目的とする。

⑤ 地域・社会連携センター

大学施設や設備、蓄積されている教育・研究を中心とした知的財産などを学外に公開・開放するとともに地域との連携協力により社会に貢献することを目的とする。

当センターは、2014（平成 26）年 12 月評議会において、エクステンションセンターから名称変更し、新たに 1. 「産・官・学」連携協力による教育・研究活動の推進に関すること、2. 高大連携に関することを事業内容に加え、社会貢献活動の運営強化を図ることを目的に事業を行っている。

なお、本学では学則第 60 条に基づき附属幼稚園、附属小学校、附属中学校を設置している。

[2] 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の学部における教育研究組織の適切性については、学則第 51 条に基づき、教授会を

II. 教育研究組織

置き、検証、検討を行う(資料 2-2(既出(1-4)), 2-9(既出(1-26))). その後は、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学長を議長とする評議会で審議し、最終的に学長が決定する(資料 2-10~12(既出(1-22~24))). 研究科では、大学院規則第 6 条に基づき、研究科委員会を置き、検証、検討を行う(資料 2-3(既出(1-5)), 2-13(既出(1-27))). その後は、学長を委員長とする大学院委員会で審議し、最終的に学長が決定する(資料 2-14(既出(1-25)), 2-15~16)。

教育・研究施設では、各研究所・センター及び部長会、学部長会の議を経て、評議会(部長会・学部長会含む)において検証、検討を行っている(資料 2-4~8)。

2015(平成 27)年度には 2012(平成 24)年 4 月に理事長の諮問機関として設置された「聖徳学園第二次将来構想委員会」からの答申に基づき、経済情報学部の定員 200 名を 150 名に定員減し、看護学部の新設及び教育学部学校教育課程特別支援教育専修、教育学部学校教育課程学校心理専修を新設している(資料 2-17~18, 2-20)。また、外国語学部においては、外国語学部教授会規程に基づき設置された改革委員会において、外国語学部のコース再編について検討しており、2014(平成 26)年 1 月外国語学部教授会、2014(平成 26)年 3 月評議会での審議決定に基づき、2015(平成 27)年度から英米語コース、中国語コースを廃止し、国際キャリアコース、中等英語教員養成コースを新設している(資料 2-9, 2-17~18)。地域・社会連携センターは、2014(平成 26)年 12 月評議会において、エクステンションセンターから名称変更し、社会貢献活動の運営強化を図ることを目的に事業内容の拡大を行っている(資料 2-19)。

(2) 点検・評価

●基準Ⅱの充足状況

教育研究組織については、聖徳学園第二次将来構想委員会からの答申に基づき、経済情報学部の定員 200 名を 150 名に定員減し、看護学部の新設、学校教育課程特別支援教育専修及び学校教育課程学校心理専修の新設を行っており、大学を取り巻く環境に応じた教育の多様化への対応という点では達成できていると判断できる。外国語学部においても 2014(平成 26)年 1 月教授会、2014(平成 26)年 3 月評議会の審議決定に基づき、2015(平成 27)年度から英米語コース、中国語コースを廃止し、国際キャリアコース、中等英語教員養成コースを新設したことは評価できる。

教育・研究施設については、毎年、2 つの附置研究所、3 つの研究センターで実施する「研究所及びセンターに関する懇談会」の事業報告から活発な研究活動が行われており、研究所・センター間の連携強化を図っている(資料 2-21)。地域・社会連携センターは、2014(平成 26)年 12 月評議会において、エクステンションセンターから名称変更し、新たに 1. 「産・官・学」連携協力による教育・研究活動の推進に関すること、2. 高大連携に関することを事業内容に加え、社会貢献活動の運営強化を図ることを目的に事業内容の拡大を行なっている。

教育・研究施設の適切性については、各研究所・センター及び評議会(部長会・学部長会含む)において検証を行っている。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、適切な教育研究組織を整備している。

① 効果が上がっている事項

教育研究組織の適切性については、教授会、評議会において随時検証しており、教育組織については、大学を取り巻く環境に応じた教育への多様化を目指し、2015（平成 27）年度から看護学部を設置し、教育学部学校教育課程に新たに特別支援教育専修と学校心理専修を設置した。また、外国語学部では「英米語コース」、「中国語コース」を廃止し、新たに「国際キャリアコース」、「中等英語教員養成コース」を再編している。教育研究施設では、地域・社会連携センターを 2014（平成 26）年 12 月評議会において、エクステンションセンターから名称変更し、事業内容の拡大を行うことで、社会貢献活動の運営強化を図っている（資料 2-15～19）。

② 改善すべき事項

なし

（3）将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

2015（平成 27）年度から新設した学部、専修、コースの適切性について各学部教授会において検証を進め、2015（平成 27）年度から設置された教学マネジメント会議において検討を進める（資料 2-15～19）。

また、地域・社会連携センターの業務について、地域・社会連携センター運営委員会において検証を進める（資料 2-22）。

② 改善すべき事項

なし

（4）根拠資料

2-1 2015（平成 27）年度教育研究組織図

（既出(1-2)）

2-2 岐阜聖徳学園大学学則

（既出(1-4)）

2-3 岐阜聖徳学園大学大学院規則

（既出(1-5)）

2-4 情報教育研究センター規程

情報教育研究センター運営委員会細則

2-5 経済情報研究所規程

経済情報研究所規程施行細則

2-6 教育実践科学研究センター規程

教育実践科学研究センター紀要教育実践研究論文審査及び表彰に関する内規
センター紀要教育実践研究論文審査の観点と主な評価項目（審査基準）

2-7 仏教文化研究所規程

仏教文化研究所紀要投稿内規

II. 教育研究組織

- 2-8 地域・社会連携センター規程
地域・社会連携センター運営委員会細則
- 2-9 教授会規程（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）
(既出(1-26))
- 2-10 評議会規程
(既出(1-24))
- 2-11 部長会規程
(既出(1-22))
- 2-12 学部長会規程
(既出(1-23))
- 2-13 研究科委員会規程（国際文化研究科・経済情報研究科）
(既出(1-27))
- 2-14 大学院委員会規程
(既出(1-25))
- 2-15 国際文化研究科委員会議題 2014 (H26) . 6. 18 (教育研究組織の適切性の検証)
国際文化研究科委員会議事録 2015 (H27) . 12. 16 (教育研究組織の適切性の検証)
経済情報研究科委員会議事録 2013 (H25) . 5. 29 (教育研究組織の適切性の検証)
- 2-16 大学院委員会議事録 2015 (H27) . 4. 14 (教育研究組織の適切性の検証)
大学院委員会議事録 2015 (H27) . 10. 28 (教育研究組織の適切性の検証)
大学院委員会議事録 2015 (H27) . 11. 25 (教育研究組織の適切性の検証)
- 2-17 教育学部教授会議事録 2012 (H24) . 10. 17 (教育研究組織の適切性の検証)
教育学部教授会議事録 2013 (H25) . 11. 20 (教育研究組織の適切性の検証)
教育学部教授会議事録 2013 (H25) . 12. 18 (教育研究組織の適切性の検証)
外国語学部教授会議事録 2014 (H26) . 1. 22 (教育研究組織の適切性の検証)
経済情報学部臨時教授会議事録 2012 (H24) . 10. 24 (教育研究組織の適切性の検証)
- 2-18 臨時評議会議事録 2012 (H24) . 10. 24 (教育研究組織の適切性の検証)
評議会議事録 2014 (H26) . 1. 15 (教育研究組織の適切性の検証)
評議会議事録 2014 (H26) . 3. 12 (教育研究組織の適切性の検証)
評議会議事録 2014 (H26) . 4. 16 (教育研究組織の適切性の検証)
- 2-19 評議会議事録 2014 (H26) . 12. 10 (地域・社会連携センターに変更)
- 2-20 「聖徳学園第二次将来構想委員会」答申 2013 (H25) . 1
- 2-21 研究所及びセンターに関する懇談会議事録 2015 (H27) . 8. 19 (事業内容の検討)
- 2-22 地域・社会連携センター運営委員会議事録 2016 (H28) . 2. 22 (規程の変更)

Ⅲ. 教員・教員組織

(1) 現状説明

[1] 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1>大学全体

本学は、学則第1条に定めるように、建学の精神にのっとり宗教的情操を基調として、幅広い教養と専門的知識、技術を身につけた社会に有為な人材を育成することを目的としている。その実現のために、教員組織規程によって教員に求める能力・資質について明確化している。また、岐阜聖徳学園大学倫理綱領を制定して、教員の行動規範を定め、大学として求める教員像を明示している(資料 3-1~2)。

大学として求める教員像については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、2016(平成28)年3月評議会において教員組織の編制方針とともに承認され、同月開催の各学部定例教授会報告で、全教員に周知している(資料 3-3~5(既出(1-22~24)), 3-6, 3-7(既出(1-26)), 3-8)。

大学として求める教員像および教員組織の編制方針

(大学として求める教員像)

本学の求める教員は、本学の建学の精神にのっとり、人材育成の目的及び教育研究上の目的を踏まえ、「学位授与方針」、「教育課程の編成方針」、「入学者受入方針」を理解し、学生の資質・能力向上のために教育する力と優れた研究力を兼ね備え、教育・研究の成果を広く社会に提供し、もって社会の発展に寄与することができる者である。

(教員組織の編制方針)

- ・学部(研究科)の教育課程、学生の収容定員等に応じた教育研究上必要な規模に応じた教員組織を設け、組織ごとに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を十分に収められるようにする。
- ・教員の募集、任免、昇格に対する基準・手続きが明確であり公平・適切なものとし、その職責に応じた地位・身分を保障する。
- ・教員の年齢構成は、教育研究上バランスのとれたものとする。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、教員の適正な男女比構成に配慮する。

本学では、大学全体、大学院全体、各学部・研究科における方針・目標・評価指標を各担当委員会において定めており、毎年自己点検・評価活動を自己点検・評価委員会において検証している(資料 3-9~10)。教員組織の編制方針については、方針・目標・評価指標を作成する過程で自己点検・評価委員会において検証しており、大学の方針は2015(平成27)年8月評議会、大学院の方針は2015(平成27)年10月大学院委員会において承認され、大学ホームページに公表している(資料 3-11~12)。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化については、学則、大学院規則に基づいて明確化している(資料 3-13~14(既出(1-4~5)))。

各学部については、学則第49条に基づいて教授会を置き、学則第51条及び教授会規程

Ⅲ. 教員・教員組織

において審議事項を定め、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている(資料 3-13(既出(1-4)), 3-7(既出(1-26)))。

大学では全学的重要事項を審議する機関として学則第 53 条及び第 54 条に基づき、学長を議長とする評議会を置き、構成員は、学長、学部長、短期大学部長、事務局長、宗教部長、図書館長、教務部長、学生部長、就職部長、入試部長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長、各学部並びに短期大学部から選出された教授各 3 名としている。学則第 55 条及び評議会規程において審議事項を定め、教授会規程同様に学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている(資料 3-13(既出(1-4)), 3-5(既出(1-24)))。その他、全学の教学に関する委員会としては、教務委員会、実習委員会、学生委員会、宗教委員会、国際交流委員会、図書館連絡協議会、就職委員会、入学試験委員会、ハラスメント防止対策委員会等があり、大学内の連携を図っている(資料 3-15)。

各研究科については、大学院規則第 6 条に基づいて研究科委員会を置き、同条及び研究科委員会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている(資料 3-14(既出(1-5)), 3-16(既出(1-27)))。

大学院に関する重要事項について審議する機関として大学院規則第 7 条に基づいて大学院委員会を置き、学長、研究科長及び研究科委員会から選出された 2 名から構成される。同条及び大学院委員会規程において審議事項を定め、研究科委員会規程同様に学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている(資料 3-14(既出(1-5)), 3-17(既出(1-25)))。

学部教授会と研究科委員会との相互関係について、国際文化研究科と経済情報研究科は、いずれも教育学部・外国語学部、経済情報学部を基礎においたものであることから、研究科委員会の構成員は学部教授会の構成員と重複している。しかし、審議機関としては研究科委員会及び教授会は別に開催される。

新たに 2015(平成 27)年度から学長を議長とし、研究科長、学部長(短期大学部を含む)、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長、教務部長、羽島教務課長、岐阜教務課長、総合企画課長を構成員とした教学マネジメント会議を設置し、全学に係る教学改革に取り組み、教育の質向上を図っている(資料 3-18)。また、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長、I R 推進室長及び各部長から構成される岐阜聖徳学園大学 I R 推進委員会を設置し、大学運営に関する計画策定及び意思決定の支援を行っている(資料 3-19)。

<2>教育学部

教育学部では、学則第 4 条第 1 項第 1 号に定める人材養成の目的及び教育研究上の目的を実現するために、教員組織規程によって教員に求める能力・資質について明確化している(資料 3-1)。また、岐阜聖徳学園大学倫理綱領を制定して、教員の行動規範を定め、大学として求める教員像を明示している(資料 3-2)。

大学として求める教員像については、大学全体の方針に沿って行なっている(資料 3-6, 3-8)。

教員組織の編制方針については、大学全体の自己点検・評価活動にのっとり毎年検証を行っている。2015(平成 27)年度の教員・教員組織(教育学部)については、方針・目標・評価指標を作成する過程で自己点検・評価委員会において検証され、学部の方針は大学全

Ⅲ. 教員・教員組織

体の方針とともに2015（平成27）年8月評議会において承認されている（資料3-11）。教員組織の編制方針については、教員・教員組織における方針に含まれており、大学ホームページに公開している（資料3-12）。

教員を採用する際は、求める能力・資質・教員像に従い、原則として公募採用を実施している。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、学則第49条に基づいて教授会を置き、学則第51条及び教授会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うに当たり教授会は意見を述べるものとし、教授会の役割を明確化している（資料3-13（既出（1-4））、3-7（既出（1-26）））。

教授会の下に各種委員会を置き、教員間の連絡調整を担っている。委員会は基本的に学校教育課程の各専修の選出教員から成り立っている。また、教員組織規程に基づき、教育学部に専修長を置き、当該専修の教育・研究に関する事項について当該専修会議を主催し、連携体制の強化を図っている（資料3-1, 3-15）。

<3>外国語学部

外国語学部では、学則第4条第1項第2号に定める人材養成の目的及び教育研究上の目的を実現するために、教員組織規程によって教員に求める能力・資質について明確化している（資料3-1）。また、岐阜聖徳学園大学倫理綱領を制定して、教員の行動規範を定め、大学として求める教員像を明示している（資料3-2）。

大学として求める教員像については、大学全体の方針に沿って行なっている（資料3-6, 3-8）。

教員組織の編制方針については、大学全体の自己点検・評価活動にのっとり毎年検証を図っており、2015（平成27）年度の教員・教員組織（外国語学部）については、方針・目標・評価指標を作成する過程で自己点検・評価委員会において検証され、学部の方針は大学全体の方針とともに2015（平成27）年8月評議会において承認されている（資料3-11）。教員組織の編制方針については、教員・教員組織における方針に含まれており、大学ホームページに公開している（資料3-12）。

教員を採用する際には公募を原則として、求める能力を明確に示し、英語運用能力の養成に重点を置いていることから、英語科目担当教員採用の際には、研究業績の審査に加えて面接を行い、英語運用能力を確認している（資料3-20～21）。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、学則第49条に基づいて教授会を置き、学則第51条及び教授会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うに当たり教授会は意見を述べるものとし、教授会の役割を明確化している（資料3-13（既出（1-4））、3-7（既出（1-26）））。また、教授会の下に各種委員会を置き、教員間の連絡調整を担っている。外国語学部では、外国語学部教授会規程に基づき、改革委員会を設置し、学部の現状や将来の展望などについて随時ボトムアップで意見をもち寄り、改善に向けて努力している（資料3-15）。

<4>経済情報学部

経済情報学部の教育目的は、学則第4条第1項第3号に定めたように、建学の精神にの

Ⅲ. 教員・教員組織

つとり、社会で役立つ実践的な経済、経営、情報分野の教育を行い、主体性・企画力・コミュニケーション能力等に富んだ有能な人材の育成を目指すとしており、目的を実現するために、教員組織規程によって教員に求める能力・資質について明確化している(資料 3-1)。

また、岐阜聖徳学園大学倫理綱領を制定して、教員の行動規範を定め、大学として求める教員像を明示している(資料 3-2)。

大学として求める教員像については、大学全体の方針に沿って行っている(資料 3-6, 3-8)。

教員組織の編制方針については、大学全体の自己点検・評価活動にのっとり毎年検証を行っており、2015(平成 27)年度の教員・教員組織(経済情報学部)については、方針・目標・評価指標を作成する過程で自己点検・評価委員会において検証され、学部の方針は大学全体の方針とともに2015(平成 27)年 8 月評議会において承認されている(資料 3-11)。教員組織の編制方針については、教員・教員組織における方針に含まれており、大学ホームページに公開している(資料 3-12)。教員の採用に関しては、原則として公募採用を実施している。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、大学学則第 49 条に基づいて教授会を置き、学則第 51 条及び教授会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うに当たり教授会は意見を述べるものとし、教授会の役割を明確化している。教授会の下に委員会を置き、教員間の連絡調整を担っている(資料 3-13(既出(1-4)), 3-7(既出(1-26))), 3-15)。

<5>看護学部

看護学部では、学則第 4 条第 1 項第 4 号の人材養成の目的及び教育研究上の目的を実現するために、設置の趣旨にのっとり教員組織を編制しており、設置の趣旨は大学ホームページに公開している(資料 3-22)。また、教員に求める能力・資質については設置の趣旨及び教員組織規程によって明確化しており、岐阜聖徳学園大学倫理綱領を制定して、教員の行動規範を定め、大学として求める教員像を明示している(資料 3-1~2, 3-22)。教員を採用する際には看護実践能力、教育・研究実績を条件とし、原則として公募採用を実施している。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、学則第 49 条に基づいて教授会を置き、学則第 51 条及び教授会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うに当たり教授会は意見を述べるものとし、教授会の役割を明確化している(資料 3-13(既出(1-4)), 3-7(既出(1-26)))。看護学部の運営に関わる委員会は、全学委員会とその下部組織の委員会が連携し、教授会の円滑な運営を実施している(資料 3-15)。その他、看護学部独自の委員会やワーキンググループの活動を実施しており、これらの全ての活動報告や情報共有、全教員の意思統一のために、看護学部全体会議を毎月 1 回実施し、助教、助手も含めた教員間の連絡調整を行っている。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科では、大学院規則第 2 条に定める人材養成の目的を実現するために、教員組織規程によって教員に求める能力・資質について明確化し、岐阜聖徳学園大学倫理綱

Ⅲ. 教員・教員組織

領を制定して、教員の行動規範を定め、大学として求める教員像を明示している(資料 3-1, 3-2)。

教員組織の編制方針については、大学院全体の自己点検・評価活動にのっとり毎年検証を行っており、2015(平成27)年度の教員・教員組織(国際文化研究科)については、方針・目標・評価指標を作成する過程で自己点検・評価委員会において検証され、研究科の方針は大学院全体の方針とともに2015(平成27)年10月大学院委員会において承認されている(資料3-10~11)。教員組織の編制方針については、教員・教員組織における方針に含まれており、国際文化研究科委員会において周知され、大学ホームページに公開している(資料3-12)。

教員組織の編制は、基礎となる教育学部、外国語学部の専任教員で構成されており、すべての専任教員が学部と兼任であることから、採用時及び昇格時の資格審査において、研究科の教育研究上必要な規模に応じた教員組織を設け、組織ごとに資格審査規程等に従って適正な教員をバランスよく配置している。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、大学院規則第6条に基づいて研究科委員会を置き、大学院規則第6条及び国際文化研究科委員会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うに当たり研究科委員会は意見を述べるものとしており、責任の所在を明確化している(資料3-14(既出(1-5)), 3-16(既出(1-27)))。

また、研究科の円滑な運営を図るために研究科長と各専攻から選出された委員で構成する研究科運営委員会を置き、委員会に提案する案件について審議し、議案を研究科委員会に提出する形式をとっている(資料3-23)。

<7>経済情報研究科

経済情報研究科では、大学院規則第2条に定める人材養成の目的を実現するために、教員組織規程によって教員に求める能力・資質について明確化し、岐阜聖徳学園大学倫理綱領を制定して、教員の行動規範を定め、大学として求める教員像を明示している(資料 3-1, 3-2)。

教員組織の編制方針については、大学院全体の自己点検・評価活動にのっとり毎年検証を行っており、2015(平成27)年度の教員・教員組織(経済情報研究科)については、方針・目標・評価指標を作成する過程で自己点検・評価委員会において検証され、研究科の方針は大学院全体の方針とともに2015(平成27)年10月大学院委員会において承認されている(資料3-4~5)。教員組織の編制方針については、教員・教員組織における方針に含まれており、経済情報研究科委員会において周知され、大学ホームページに公開している(資料3-12)。

教員組織の編制は、原則として基礎となる学部である経済情報学部の専任教員から構成されており、教員には、大学院の目的、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を推進していくことを本研究科の教員に求めており、社会情報分野、経営・環境分野、応用経済分野、各々3つの分野別の教員配置はバランスの取れたものとしている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、大学院規則第6条に基づいて研究科委員会を置き、学則第6条及び経済情報研究科委員会規程において審議事

項を定め、学長が決定を行うに当たり研究科委員会は意見を述べるものとしており、責任の所在を明確化している(資料 3-14(既出(1-5)), 3-16(既出(1-27)))。

〔2〕学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<1>大学全体

本学の教育課程の特性に相応しい教員を組織することに努め、法令(大学設置基準等)に基づき、学生の収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を各学部・研究科において整備している。

本学は、教育学部(2015(平成27)年度収容定員1,230名)、外国語学部(収容定員600名)、経済情報学部(2015(平成27)年度収容定員750名)、看護学部(収容定員80名)、国際文化研究科(収容定員50名)、経済情報研究科(収容定員29名)の4学部2研究科を設置している。学部の種類及び規模に応じ定める教員数は教育学部55名(うち、学校心理課程5名)、外国語学部10名、経済情報学部14名、看護学部12名となる。また、大学全体の収容定員に応じ定める教員数は26名で計117名である。それに対して現在の教員数は、教育学部学校心理課程5名、学校教育課程67名の計72名(学長含む)(うち、教授40名)、外国語学部18名(うち、教授11名)、経済情報学部22名(うち、教授11名)、看護学部21名(うち、教授6名)の計133名であり、学部の種類及び規模に応じ定める教員数並びに大学全体の収容定員に応じ定める教員数を満たしている(表2)。

なお、教育学部学校心理課程については、2015(平成27)年度から募集停止しており、学部の種類及び規模に応じ定める教員数4.5名に対し、教員5名を配置していることから、学部の種類及び規模に応じ定める教員数を満たしている(資料3-24)。

また、大学院の研究科における専攻ごとに置くものとする研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、国際文化研究科では各専攻、研究指導教員数2名、研究指導補助教員数3名、経済情報研究科では経済情報専攻(博士課程(前期))研究指導教員数5名、研究指導補助教員数4名、経済情報専攻(博士課程(後期))研究指導教員数5名、研究指導補助教員数4名である。それに対して現在の研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、国際文化研究科国際教育文化専攻では研究指導教員数13名、研究指導補助教員数10名、国際地域文化専攻では研究指導教員数6名、研究指導補助教員数2名、経済情報研究科経済情報専攻(博士課程(前期))では、研究指導教員数19名、研究指導補助教員数0名、経済情報研究科経済情報専攻(博士課程(後期))では、研究指導教員数6名、研究指導補助教員数3名であり、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしている(表2)。

学部における専任教員の年齢構成は、71歳以上が0.75%、61歳から70歳までが26.31%、51歳から60歳までが31.58%、41歳から50歳までが22.56%、40歳以下が18.80%となっている(資料3-25)。

専任教員の性別構成については、専任教員133名(男性83名(教授47名、准教授27名、専任講師8名、助教1名)、女性50名(教授21名、准教授12名、専任講師13名、助教4名))である。男女比は、男性62.4%、女性37.6%となっている(資料3-25)。

各学部における専任教員の新規採用・昇格については、審査教授会において審査教授会規程、教育職員採用候補者選考規程及び教育職員昇格候補者審査規程に基づいて、教育研究業績及び担当予定科目の教育内容を審査し、適合性の判断を行っている(資料3-26～29)。

Ⅲ. 教員・教員組織

各研究科における研究科担当教員、研究指導補助教員等の資格の明確化と適正配置については、大学院教育職員資格審査委員会規程及び審査基準内規に基づいて資格審査委員会において審議決定している(資料 3-30~32)。各学部においては、次年度を迎える前に、毎年、各専門分野で授業科目の担当教員の適合性を再確認し、それを教務委員会へ提出、教務委員会で検証された後、審査教授会において審議決定をしている(資料 3-26, 3-33)。

なお、非常勤講師については、専任教員と同様の手続きを経て科目担当を決定している。

教員・教員組織の適切性については、各学部教務委員会規程に基づき、各学部に教務委員会を置き、審議している(資料 3-33)。また、学則第 49 条に基づき、各学部に教授会を置き、学則第 51 条及び教授会規程において各学部に関する事項を審議し、学長が決定する(資料 3-13(既出(1-4)), 3-7(既出(1-26)))。全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第 53 条及び第 54 条に基づき学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料 3-13(既出(1-4)), 3-3~5(既出(1-22~24)))。

また、大学院については、大学院規則第 6 条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科委員会で審議し、学長が決定する(資料 3-14(既出(1-5)), 3-16(既出(1-27)))。大学院としての最高意思決定機関は大学院委員会であり、大学院に関する全学的事項については、大学院規則第 7 条及び大学院委員会規程に基づき、大学院委員会で審議し、学長が決定する(資料 3-14(既出(1-5)), 3-17(既出(1-25)))。

<2>教育学部

教育学部は、2015(平成 27)年度から特別支援教育専修と学校心理専修を学校教育課程に新設し、10 専修となり、大学設置基準第 13 条の別表第 1 イの備考 11 に定める教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を配置している。現在の専任教員数は 71 名(学長を除く)(うち、学校心理課程 5 名)であり、その構成は、小学校教諭の教職課程では、初等教育課程の教科に関する科目担当教員 12 名、教職に関する科目担当教員 16 名、特別支援学校教諭の教職課程では、特別支援教育に関する科目担当教員 3 名、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程では、教科科目担当教員 31 名、教職科目担当教員 7 名、教員養成課程以外の科目担当教員 2 名となっている。これらは大学設置基準第 13 条の専任教員数及び教職課程認定基準で定められた専任教員数・教授数を上回っている(表 2)、(資料 3-34)。

なお、教育学部学校心理課程については、2015(平成 27)年度から募集停止しており、学部の種類及び規模に応じ定める教員数 4.5 名に対し、教員 5 名を配置していることから、学部の種類及び規模に応じ定める教員数を満たしている(資料 3-24)。

授業科目と担当教員の適合性においては、教務委員会において検証し、審査教授会において審議決定している(資料 3-26, 3-33, 3-35~37)。

教育学部の教員組織は、年齢・性別構成のバランスを保つように配慮している。専任教員の年齢構成は、71 歳以上が 1.39%、61 歳から 70 歳までが 23.61%(うち、3 名学校心理課程)、51 歳から 60 歳までが 33.33%、41 歳から 50 歳までが 25.00%、40 歳以下が 16.67%(うち、2 名学校心理課程)となっており、51 歳から 60 歳までの教員が最も多い。専任教員の性別構成は、男性 48 名(教授 29 名、准教授 16 名、専任講師 3 名)(うち、学校心理

Ⅲ. 教員・教員組織

課程は教授 3 名、准教授 2 名)、女性 23 名(教授 10 名、准教授 7 名、専任講師 6 名)である。男女比は、男性 67.6%、女性 32.4%となっている(資料 3-25, 3-38)。

<3>外国語学部

外国語学部は、入学定員は 150 名であり、英米語を中心とする外国語学科の 1 学科制をとっている(表 1)。英語関連科目担当教員は 9 名である。その他に中国語関連科目の担当教員を 5 名、日本語 2 名、ドイツ語 1 名、フランス語 1 名の担当教員を擁し、英語以外にも多様な言語を学習できる環境を整えている。特に英語関連科目については、担当教員の数的な充実に努めるとともに、質的な面でも、英語学、英米文学、英語教育学、英語圏の地域研究など専門分野をバランスよく配置している(資料 3-27, 3-39)。

専任教員の年齢構成は、61 歳～70 歳までが 44.44%、51 歳～60 歳までが 27.77%、41 歳～50 歳までが 11.12%、40 歳以下が 16.67%である。51 歳以上の教員の割合が 72.21%を占めるといふ年齢構成の偏りについては、今後の教員採用を通して是正していく予定である(資料 3-25)。現状では、51 歳以上の教員は教育・研究・校務において中心的な役割を担っている。

専任教員の性別構成は、男性が 11 名(教授 5 名、准教授 2 名、専任講師 4 名)、女性が 7 名(教授 6 名、准教授 0 名、専任講師 1 名)である。男女比は男性 61.1%、女性 38.9%となっている(資料 3-25, 3-38)。

専任教員 18 名のうち、母語の観点からは、日本語話者 13 名、英語話者 3 名、中国語話者 2 名である。英語母語話者数が全教員の 16.7%と低いことについては、今後の教員採用をとおして是正していく予定である。

授業科目と担当教員の適合性については、教務委員会において検証し、審査教授会において審議決定している(資料 3-33, 3-40～41)。

<4>経済情報学部

経済情報学部は、入学定員は 150 名である(2015(平成 27)年度収容定員 750 名)。それに対しての教員組織は、専任教員において、経済分野では 9 名(教授 2 名、准教授 7 名)、経営分野では 5 名(教授 3 名、准教授 2 名)、情報分野では 5 名(教授 3 名、准教授 2 名)、一般教育では 3 名(教授 3 名)で構成している(資料 3-42)。2009(平成 21)年度の認証評価の際に「専任教員の年齢構成において全体的にバランスを保つよう、今後の教員採用計画等において、改善の努力が望まれる」と努力課題を受け、2015(平成 27)年度現在、専任教員の年齢構成は、61 歳から 70 歳までが 22.73%、51 歳から 60 歳までが 27.26%、41 歳から 50 歳までが 27.28%、40 歳以下が 22.73%とバランスの取れた構成となっている。なお、専任教員 22 名のうち、女性教員 3 名である(資料 3-25, 3-38)。

授業科目と担当教員の適合性においては、教務委員会において検証し、審査教授会において審議決定している。また、次年度を迎える前に、毎年、各専門分野で授業科目の担当の適合を再確認し、それを教務委員会へ提出、教務委員会で検証した後、審査教授会において審議決定をしている(資料 3-33, 3-43, 3-44)。

<5>看護学部

看護学部は、2015(平成 27)年 4 月に開設し、設置の趣旨にのっとり教員組織を整備し

Ⅲ. 教員・教員組織

ている。看護学部では、看護学の中核科目となる健康科学・社会学、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論、公衆衛生看護学分野に応じた教員を配置している。職位に教授、准教授、講師、助教を配置し、教育・研究の補助として助手を配置している(表2)、(資料3-39,3-45)。

4月に着任した看護学部専任教員数は教授6名、准教授3名、専任講師7名、助教5名、助手4名であり、10月に教授1名が着任している。これは大学設置基準第13条の専任教員数を上回っている。専任教員については、2016(平成28)年以降も順次着任する予定である(表2)。

授業科目と担当教員の適合性については、教務委員会において検証し、審査教授会において審議決定している(資料3-33,3-46~47)。また、学部の完成年度を迎えるまでに専任教員の授業科目担当の変更があった場合は、文部科学省における専任教員採用等設置計画変更書(AC教員審査)が必要であるため、所定の手続きを行っている(資料3-22)。

教員の年齢構成は、61歳以上5名(23.80%)、56歳~60歳2名(9.53%)、51歳~55歳5名(23.80%)、46歳~50歳2名(9.53%)、41歳~45歳2名(9.53%)、36歳~40歳3名(14.28%)、31歳~35歳2名(9.53%)である(資料3-25)。51歳以上が57.13%とやや高齢となっているため、今後の昇格人事や採用人事で徐々に偏りを是正していく予定である。

教員の性別構成は、男性4名(教授2名、専任講師1名、助教1名)、女性17名(教授4名、准教授3名、専任講師6名、助教4名)である。男女比は男性19.0%、女性81.0%で女性が多い(資料3-25)。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科の入学定員は国際文化研究科修士課程国際教育文化専攻15名、国際地域文化専攻10名である。それに対して教員組織は、専任教員において、同課程国際教育文化専攻30名、同課程国際地域文化専攻10名で構成している。分野別にみると、国際教育文化専攻では国際教育分野に10名(うち、女性教員5名)、教育文化分野に20名(うち、女性教員5名)、国際地域文化専攻ではアメリカ文化分野に6名(うち、女性教員5名)、中国文化分野に2名、日本文化分野に2名それぞれ配置している(資料3-48(既出(1-21)),3-49)。

大学院設置基準上の必要専任教員数は、国際文化研究科修士課程では、各専攻において研究指導教員数2名、研究指導補助教員数3名であるが、本研究科では、国際教育文化専攻の研究指導教員数13名、研究指導補助教員数10名、国際地域文化専攻では、研究指導教員数6名、研究指導補助教員数2名を配置しており、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしている(表2)。なお、専任教員の学位(博士)取得状況は、全31名のうち17名である(資料3-38~39,3-49~50)。

<7>経済情報研究科

経済情報研究科は、入学定員は経済情報研究科博士課程(前期)10名・(後期)3名である。設置基準上の必要専任教員数は、博士課程(前期)では、研究指導教員数と研究指導補助

Ⅲ. 教員・教員組織

教員数を併せて9名に対し、本研究科では、研究指導教員数19名、博士課程（後期）では、研究指導教員数5名、研究指導補助教員数4名に対し、本研究科では、研究指導教員数6名、研究指導補助教員数3名であり、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしている（表2）、（資料3-51）。

また、社会情報分野、経営・環境分野、応用経済分野、各々3つの分野別の教員配置は、社会情報分野6名（うち、女性教員1名）、経営・環境分野7名（うち、女性教員1名）、応用経済分野6名である（資料3-48（既出（1-21））、3-51）。

教員には、大学院の目的、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を推進していくことを本研究科の教員に求めており、社会情報分野、経営・環境分野、応用経済分野、各々3つの分野別の教員配置はバランスの取れたものとしている。2013（平成25）年度に経営・環境分野及び応用経済分野の充実を講じるために研究科委員会で経営・環境分野2名（経営学修士及び博士（経済学））、応用経済分野に1名（経済学修士）の3名の採用（経済情報学部から経済情報研究科への担当追加）審査を実施し、採用を決定して、博士課程（前期）の充実を図っている。

〔3〕教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<1>大学全体

教員の募集・採用は、欠員が生じた場合、学部教授会で審議され、学部長から学長へ採用申請がある。学長がその採用を認めた場合、学長から理事長へ採用申請があり、理事会で採用可否が審議され、その結果は学長に理事長名で通知される。採用可の通知があった場合は、公募される。具体的には独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者人材データベース（JREC-IN）への登録を行っている。

応募してきた採用候補者の履歴業績は、該当教授会のメンバーに公開される。それ以降は「教育職員採用候補者選考規程」及び「審査教授会規程」により審査され、審査教授会が適格と判定した採用候補者について、議事録等必要書類を添付し学長に報告する（資料3-26, 3-28）。学長はこの判定結果を認めた場合、これを理事長に申請する。学長は理事長の採用決定通知後、当該学部長を経て速やかに学部教授会に報告する。

昇格については、昇格に必要な条件を満たすと思われる教育職員が所属する学部において、関連教授が資料及び推薦の理由を付して学部長に申請書を提出する。その申請は原則として年2回とし、申請期限は4月末日及び10月末日としている。昇格申請のあった場合の審査は、「教育職員昇格候補者審査規程」及び「審査教授会規程」により審査される。学部長は審査教授会が適格と判定した昇格候補者について、議事録等必要な書類を添付して学長に報告する。学長はこの判定結果を認めた場合、これを理事長に申請する。理事長は昇格者を決定し、昇格時期を付記して学長に通知する。学長は当該学部長を経て速やかに本人に通知する（資料3-26, 3-29）。この採用、昇格の任免に関して、職名は理事長名で、所属学部は学長名で発令される。

なお、任期制は原則として導入していないが、外国語学部の一部のネイティブ教員については3年の任期制を適用している。

非常勤講師については、「教育職員採用候補者選考規程」を準用し、非常勤講師の欠員が

生じた場合、当該科目の科目適格者を探し、審査教授会で決定している。任免については、4月1日から3月31日まで、1年未満の雇用期間として理事長名で任命している。

<2>教育学部

教員の募集については、公募によって広く人材を求めることを基本にしている。教員の採用については、全学規程である「教育職員採用候補者選考規程」に基づいて行っている(資料 3-28)。教員の昇格については、「教育職員昇格候補者審査規程」及び「教育学部教職員昇格候補者選考に関する内規(申し合せ)」に基づいて行っている(資料 3-29, 3-52)。

<3>外国語学部

教員の募集については、学部所属の教授で構成される審査教授会において審議し、求める能力を明確に定め、公募制を採用している。教員の採用については「教育職員採用候補者選考規程」に、昇格については「教育職員昇格候補者審査規程」に基づいて、厳正に行っている(資料 3-28~29)。

<4>経済情報学部

教員の募集・採用については、公募によって広く人材を求め、「教育職員採用候補者審査規程」及び「教育職員候補者規程に関する経済情報学部の内規」に基づいて、審査教授会で審査される体制で行われている(資料 3-28, 3-53)。教員の昇格については、「教育職員昇格候補者審査規程」及び「教員昇格候補者審査規程に関する経済情報学部の内規」に基づいて、審査教授会で審査される体制で行っている(資料 3-28, 3-54)。

<5>看護学部

教員の採用については、必要な学位の取得(職位)、看護実践能力を裏づけるための必要な臨床経験年数(専門分野)、看護専門分野の臨床経験実績(専門分野)、教育経験の実績と職位に応じた研究実績(教育・研究)を条件として、原則として公募し、「教育職員採用候補者審査規程」に基づき、実施する予定である。ただし、完成年度までは、文部科学省のAC教員審査をうけ、承認された上で採用決定している(資料 3-28)。

2015(平成27)年4月開設後、文部科学省に申請した教員の着任辞退により、採用人事を現在実施している。

昇格審査については、完成年度までは、文部科学省への再審査が必要であるが、「教育職員昇格候補者審査規程」に基づき、順次昇格審査を実施する予定である(資料 3-29)。

<6>国際文化研究科

教員組織の編制については、基礎となる教育学部、外国語学部の専任教員で構成されている。すべての専任教員が学部と兼任であることから、採用時及び昇格時の資格審査に加えて、科目担当時に改めて「大学院教育職員資格審査委員会規程」及び「岐阜聖徳学園大学大学院国際文化研究科教員資格審査に関する内規」に基づく資格審査を行い、研究科委員会の審議を経ることによって、適切性を確保している(資料 3-30~31)。

<7>経済情報研究科

専任教員については、原則として基礎となる学部である経済情報学部の専任教員から構成されている。したがって独立して研究科の専任教員の募集・任免・昇格は行っていない。専任教員を補充する際は、「大学院教育職員資格審査委員会規程」及び「岐阜聖徳学園大学大学院経済情報研究科教員資格審査に関する内規」に基づき、基礎となる学部の専任教員の中から補充教員を選抜し、資格を審査している。その報告に基づいて研究科委員会が承認をしている。なお、経済情報学部の教員採用は博士号取得者を中心とした学術的な研究実績に評価の基準が置かれている(資料 3-30, 3-32)。

[4] 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1>大学全体

教員の教育研究は「教育職員一覧」において、過去5年間の主たる学術業績(7点まで)及び5年前以前の主たる学術業績(3点まで)の教員毎のリストを掲載している。「教育職員一覧」の記載内容は大学ホームページ上においても公表されている(資料 3-39)。専任教員については、2008(平成20)年度から教員評価制度を取り入れ、教員が自己評価を学部長に提出し、学部長がそれを評価したうえで、学長が最終的評価を行っている(資料 3-55)。教員評価制度については、2014(平成26)年5月にFD委員会のワーキンググループとして「教員評価活用検討グループ」を立ち上げ検討を行い、2015(平成27)年度から教員評価項目の変更を行っている(資料 3-56)。また、教育・研究活動の活性化及び教員の意欲向上を図ること目的とし、教育・研究活動に貢献した教員を表彰する岐阜聖徳学園大学優秀教育者賞表彰制度を2015(平成27)年度から導入している(資料 3-57)。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)については、ファカルティ・ディベロップメント委員会(FD委員会)を設置し、教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動を推進している(資料 3-58)。FD委員会では、FDを推進し、教員の資質向上を図るために外部から講師を招いて実施するFD研修会を年1回実施している(資料 3-59)。FD研修会では、2015(平成27)年度からアンケートを実施し、FD研修会の有効性を検証するとともに、次年度以降の研修会内容の検討材料とする予定である。

全学部・研究科においてFD活動を推進するために、FD委員会において2013(平成25)年度に各学部・研究科のFD活動目標を策定し、2014(平成26)年度から目標達成のため各学部・研究科においてFD活動を行っている(資料 3-60)。

また、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントにも対応するために、ハラスメント防止対策委員会を設置し、ハラスメントの防止の啓発と相談窓口の紹介だけでなく、全学教職員への啓発と危機管理対応のために、毎年、学外から講師を招いて、研修会を実施している(資料 3-61~62)。

学生相談に関する教職員研修会については、毎年、学生相談に携わっている外部の医師に依頼し、精神的な問題を抱える学生との関わり方について講演していただくことで、各教職員が学生支援活動の役立てている(資料 3-63)。

2014(平成26)年8月に文部科学省が策定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等に基づき、全ての教員を対象とした、科研費公募要領等説明会及び研究倫理教育研修会を実施し、研究倫理教育を行うとともに学内の教員が講師となり、

科研費獲得セミナーを実施することで、科研費獲得の一助としている(資料 3-64)。

<2>教育学部

教育学部としてのFDは、その目標を「学生が各教科の学問的背景をしっかりと学び実践的指導力を養えるように、教員の意識を高め、教育システムを充実する。」としている(資料 3-54)。2015(平成 27)年度には、教育学部独自のFD活動として、附属学校との交流に関する研修会を実施している(資料 3-65)。また、外部講師を招いて今後の教員養成に関する研修会も実施している(資料 3-66)。

<3>外国語学部

外国語学部では、「双方向による授業の確立」をするために①授業実践報告会の定期的な開催、②授業改善のための学部独自のアンケート用紙の作成と実施、③外部講師による研修会の開催をFD目標としてFD活動に取り組んでいる(資料 3-60)。2015(平成 27)年度から英米語コース、中国語コースを廃止し、国際キャリアコース、中等英語教員養成コースを新設するとともに、講義をすべて英語で行う All English の授業を開講している。それに伴い、より質の高い語学教育を提供するために 2015(平成 27)年度には外国語による教育技法の改善・向上のための All English 授業研修会を実施している(資料 3-67)。

また、学生と教員が多文化についてよりよく理解し、多文化の感性を身に付けることを目的として、国際交流課との共催講演会を年 4 回実施している(資料 3-68)。

その他、外国語学部では 3 年に 1 回のペースで教員の論文集を単行本として出版している。内容は教員の専門分野に応じて英語学、英米文学、英語圏地域研究、英語教育学、日本語学、中国語学、中国文学、ドイツ文学、フランス文学など多岐にわたり、2014(平成 26)年 2 月には 8 本の論文を収めた第 3 巻を『ことばのプリズム』と題して出版している(資料 3-69)。

<4>経済情報学部

経済情報学部では、FD活動目標を「地域に根ざした人材育成」としている。その目標達成のための施策として「地域に貢献し、根ざす人材を送り出すために、教員個々の就職・学生指導に関する資質向上のための研修会を行う。」を行うこととしている(資料 3-60)。

経済情報学部におけるFD活動目標に従い、平成 27 年度のFD活動としては、FD推進委員会が企画・立案し、外部からの講師を招いた研修会を設けて教員の資質向上を図っている(資料 3-70~71)。

<5>看護学部

看護学部では、次のFD活動目標を設定している。1. 新人教員の教員としての基本的姿勢に関する理解促進を図る。2. 教育課程のカリキュラムに関する共通理解を深める。3. 教員の教育における資質・能力の向上を図る。4. 教員の研究における資質・能力の向上を図る。これらの目標に従い、看護学部FD推進部会を毎月開催し、方針に沿ってFD活動を行っている(資料 3-60, 3-72)。

看護学部開設前の 2014(平成 26)年 11 月に着任予定教員の打ち合わせ会議を実施し、

Ⅲ. 教員・教員組織

学部の教育方針、カリキュラム等周知を図るとともに、午後からは「和やかな職場環境を醸成するために」をテーマにグループディスカッションを実施し、教員同士の親睦・協力体制構築の第一歩とした(資料 3-73)。開設後 4 月に新任教員オリエンテーションの一環として、看護学部教員対象の学部 F D 研修会を数日に分割して実施している(資料 3-74)。

看護学部は開設したばかりであり、教員の資質向上を強化する 1 年間とするため、大学の教育改革事業助成に応募し、助成金にて、より充実した学部 F D 研修会を 8 回にわたって企画している。ほぼ全員の教員が関心を持って参加し、事後アンケートでは今後役に立てられる内容であったと回答している(資料 3-75~76)。地域の医療機関との連携を図るために臨床実習指導者研修会を開催するとともに、授業評価・改善に関する外部講師を招聘し、参加型研修会を企画し、実践能力の向上を目指した。また、外部研修会へ積極的な参加を呼びかけ、日本看護系大学協議会や日本私立看護系大学協会等で開催される研修会には 6 名が参加した(資料 3-77)。さらに、一般の外部研修会に 4 名が参加した。

各教員の資質向上に向けては、年度始めに教員各自の年次目標(教育・研究・管理運営・社会貢献)を「平成 27 年度看護学部教員活動記録」に記載することで、教員の意識向上を図り、積極的に取り組めるようにし、年度末には教員活動調査結果を踏まえ、各自の成果を自己評価することを義務付けている。特に専任講師・助教・助手については年次目標をもとに年度始めに学部長が面談を実施し、資質向上を目指している(資料 3-78)。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科では、①教員の自己点検による意識改革、②教員個人の教育レベル向上、③教員個人の研究レベル向上、④組織運営の評価・改善のための資料収集、⑤社会に対する説明責任を F D 活動目標に設定している(資料 3-60)。

国際文化研究科独自の F D 活動については、研究科と学部の枠を越えて「学問を語る会」を開催し、教育と研究の連携を通して教員の資質向上を図るよう努めている(資料 3-79)。すべての専任教員が学部と兼任であることから、各教員が基礎となる所属学部の F D 活動にも参加し、教員の資質向上を図っている。

<7>経済情報研究科

経済情報研究科では、「地域の知の拠点としてイノベーションの創出、地域活性化、地域人材育成に貢献する教育を行う。」という F D 活動目標を策定し、F D 活動を実施している(資料 3-60)。

経済情報学部との合同開催である経済情報学会・経済情報研究科合同主催でセミナーを毎年 1 回開催し、教員の教育研究力量を高めるための取り組みを行っている(資料 3-80)。すべての専任教員が学部と兼任であることから、各教員が基礎となる経済情報学部の F D 活動にも参加し、教員の資質向上を図っている。

(2) 点検・評価

●基準Ⅲの充足状況

教員・教員組織については、教員組織規程によって教員に求める能力・資質について明

Ⅲ. 教員・教員組織

確化しており、教員の行動規範については岐阜聖徳学園大学倫理要領を制定して大学の求める教員像を明示している。大学として求める教員像及び教員組織の編制方針については、2015（平成 27）年度 3 月評議会にて承認され明確に定めている。

また、大学全体、大学院全体、各学部・研究科における方針・目標・評価指標表を作成し、教員・教員組織における方針について明示している。

教員組織については、法令（大学設置基準等）に基づき、学生の収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を各学部・研究科において整備している。また、教員の募集・採用については、公募によって広く人材を集め、教育職員採用候補者選考規程等に基づき審査教授会にて審査され、教員の昇格については、教育職員昇格候補者審査規程に基づき審査教授会で審査されている。

教員の資質向上を図るための方策としては、教員評価制度を取り入れており、教育・研究活動の活性化及び教員の意識向上を図ることを目的とし、教育・研究活動に貢献した教員を表彰する岐阜聖徳学園大学優秀教育者賞表彰制度を導入している。FDについては、FD研修会、学生相談に関する教職員研修会等を開催し、教員の資質向上を図っている。

以上のような取り組みにより、教員・教員組織は整備している。

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

教員評価制度については、導入から 7 年が経過し、評価する者が客観的に評価できる内容にすべく 2014（平成 26）年度に評価項目の改善を図った（資料 3-56）。また、2015（平成 27）年度から教育・研究活動に貢献した教員を表彰する岐阜聖徳学園大学優秀教育者賞表彰制度を導入し、表彰を行うことで、教育・研究活動の活性化及び教員の意欲向上を図っている（資料 3-57）。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

本学が求める教員像及び役割について、2 回にわたる学部FD研修会でグループディスカッションを実施した。それは教員としての在り方、各職位の役割と責務について考える良い機会となっており、今後の継続した研修会のテーマとして位置づけている（資料 3-74～76）。科研費獲得に関しては全学研修会を踏まえ、さらに看護学部FD推進部会主催の研修会を開催した結果、14 名が積極的に応募した（資料 3-81）。

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

<1>大学全体

なし

<2>教育学部

教員の資質向上を図るための学部独自のFD活動として、2015（平成27）年度から教育学部独自に附属学校との交流に関する研修会を実施した（資料3-65）。また、外部講師を招いて今後の教員養成に関する研修会も実施した（資料3-66）。今後、学部独自の教員の資質向上を図るためのFDをより推進していく必要がある。

<3>外国語学部

全18名の教員のうち英語関連科目を担当できる教員は9名で、うち英語ネイティブは3名である。外国語学部として、現状より多くの英語教員を擁することが望ましく、特に英語ネイティブの教員の増員が急務である（資料3-82）。

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

研究科独自の教員の資質向上を図るためのFD活動については、研究科と学部の枠を越えて「学問を語る会」を年1回開催しているが、より活発なFD活動を推進していく必要がある（資料3-79）。

<7>経済情報研究科

教育研究活動の教員資質向上のためにはFD活動が必要である。2014（平成26）年度には教員の研究力量を高めるために数理分野の講演を企画したが、参加者が少なかった。

（3）将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

2008（平成20）年から取り入れている教員評価制度について、2015（平成27）年から教員評価項目を変更している。新しい教員評価項目で実施した教員評価項目で実施した教員評価制度についてFD委員会において適切性の検証を行い、2016（平成28）年度からの教員評価制度に結びつける。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

2015（平成 27）年度の学部 F D 研修会（科研費説明会含む）への参加度と科研費応募状況を踏まえて、来年度の研修会の充実を図るとともに、教員各自の年次目標（教育・研究・管理運営・社会貢献）と成果を自己点検評価する「看護学部教員活動記録」について、内容のより一層の充実をめざし、看護学部 F D 推進部会において来年度に向けた改善策を検討する（資料 3-83）。

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

<1>大学全体

なし

<2>教育学部

学部独自の F D 活動について、2015（平成 27）年度に実施した附属学校との連携に関する研修会の成果や問題点を検討した。それをもとに附属学校との連携を強化するべく、さらに充実した研修会を F D 推進部会で計画する。外部講師による研修会については、アンケートを踏まえ F D 推進部会で検討を進めていく（資料 3-84）。

また、学部の教員の F D 参加率を上げるために全学的な F D 活動内容を F D 推進部会から提言していく（資料 3-85）。

<3>外国語学部

教員を採用する際には、英語運用能力の養成に力点をおいているため、英語科目担当教員採用の際には、研究業績の審査に加えて面接を行い、英語運用能力を確認している。英語ネイティブの教員については、今後の教員採用を通して充実していく予定である。

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

教育と研究の連携をとおして教員の資質向上を図るための「学問を語る会」を、年に1回開催している。今後は、さらに外部講師への依頼を含めて拡充する方向で検討している(資料 3-86, 3-87)。

<7>経済情報研究科

2014(平成26)年度に開催した教員の研究力を高めるための講演は参加者数が少なかったことから、研究科委員会において教育研究活動における共通性を持ったテーマの選定が必要であるとする方針を定め(資料 3-88)、2015(平成27)年8月研究科委員会終了後、「外部資金の獲得について」のテーマで2名の講師と1名の資料参加で大学院FD研修会を開催した。12名(参加率70.6%)の参加者があり、科研費取得の経験などの情報を共有することができた(資料 3-89)。さらに継続的に経済情報学会・経済情報研究科合同主催のセミナーを開催し、教員の資質向上に努めていく。

(4) 根拠資料

3-1 教員組織規程

3-2 岐阜聖徳学園大学ホームページ(岐阜聖徳学園大学倫理綱領)

<http://www.shotoku.ac.jp/outline/rules.php>

3-3 部長会規程

(既出(1-22))

3-4 学部長会規程

(既出(1-23))

3-5 評議会規程

(既出(1-24))

3-6 評議会議事録 2016(H28).3.9(大学として求める教員像および教員組織の編成方針)

3-7 教授会規程(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)

(既出(1-26))

3-8 教育学部教授会議事録 2016(H28).3.18(大学として求める教員像および教員組織の編成方針)

外国語学部教授会議事録 2016(H28).3.18(大学として求める教員像および教員組織の編成方針)

経済情報学部教授会議事録 2016(H28).3.18(大学として求める教員像および教員組織の編成方針)

看護学部教授会議事録 2016(H28).3.18(大学として求める教員像および教員組織の編成方針)

3-9 自己点検評価委員会規程

3-10 2015(平成27)年度方針・目標・評価指標

3-11 評議会議事録 2015(H27).8.19(方針の承認)

Ⅲ. 教員・教員組織

- 大学院委員会議事録 2015 (H27) . 10. 28 (方針の承認)
- 3-1-2 岐阜聖徳学園大学ホームページ (2015 (平成 27) 年度岐阜聖徳学園大学自己点検・評価における方針)
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/self-inspect.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/data/outline/H27jikohyokahosin.pdf>
- 3-1-3 岐阜聖徳学園大学学則
(既出(1-4))
- 3-1-4 岐阜聖徳学園大学大学院規則
(既出(1-5))
- 3-1-5 2015(平成 27)年度全学委員会等委員名簿
- 3-1-6 研究科委員会規程 (国際文化研究科・経済情報研究科)
(既出(1-27))
- 3-1-7 大学院委員会規程
(既出(1-25))
- 3-1-8 教学マネジメント会議に関する規程
- 3-1-9 岐阜聖徳学園大学 I R 推進委員会規程
- 3-2-0 外国語学部審査教授会議事録 2012 (H24) . 7. 18
- 3-2-1 外国語学部審査教授会議事録 2014 (H26) . 11. 19
- 3-2-2 岐阜聖徳学園大学ホームページ (看護学部看護学科の設置の趣旨等)
http://www.shotoku.ac.jp/outline/situation_report.php
http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/gifushotoku_1410nsecchi_syushi1.pdf
- 3-2-3 国際文化研究科運営委員会内規
- 3-2-4 教育学部学校心理課程所属教員
- 3-2-5 大学データ集 I 教員・教員組織 2 (表 2) 専任教員年齢構成 (性別構成)
- 3-2-6 審査教授会規程
- 3-2-7 専任教員の教育・研究業績 2010 (平成 22) ~2015 (平成 27) 年度
- 3-2-8 教育職員採用候補者選考規程
- 3-2-9 教育職員昇格候補者審査規程
- 3-3-0 大学院教育職員資格審査委員会規程
- 3-3-1 岐阜聖徳学園大学大学院国際文化研究科教員資格審査に関する内規
- 3-3-2 岐阜聖徳学園大学大学院経済情報研究科教員資格審査に関する内規
- 3-3-3 教務委員会規程 (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
- 3-3-4 2015 (平成 27) 年度教員張り付け表
- 3-3-5 教育学部教務委員会議事録 2015 (H27) . 9. 16
(授業科目と担当教員の適合性についての検証)
- 3-3-6 教育学部教授会議事録 2015 (H27) . 9. 17
(授業科目と担当教員の適合性についての検証)
- 3-3-7 教育学部審査教授会議事録 2014 (H26) . 12. 17
(授業科目と担当教員の適合性についての検証)
- 3-3-8 2015 (平成 27) 年度設置校別教職員数

- 3-39 平成27年度教育職員一覧
 岐阜聖徳学園大学ホームページ（教職員一覧）
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>
http://www.shotoku.ac.jp/kyousyokuin/SWF_Window.html
- 3-40 外国語学部教務委員会議事録2015（H27）.10.14
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
- 3-41 外国語学部審査教授会議事録2014（H26）.12.17
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
- 3-42 2015（平成27）年度 経済情報学部 専任教員の分野がわかる書類（名簿）
- 3-43 経済情報学部教務委員会議事録2014（H26）.10.15
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
 経済情報学部教務委員会議事録2014（H26）.11.12
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
 経済情報学部教務委員会議事録2015（H27）.1.7
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
 経済情報学部教務委員会議事録2015（H27）.3.18
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
- 3-44 経済情報学部審査教授会議事録2015（H27）.1.21
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
 経済情報学部審査教授会議事録2015（H27）2.25
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
 経済情報学部審査教授会議事録2015（H27）.3.18
- 3-45 2015（平成27）年度 看護学部 専任教員の分野がわかる書類（名簿）
- 3-46 看護学部教務委員会議事録2015（H27）.9.9
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
- 3-47 看護学部審査教授会議事録2015（H27）.12.16
 （授業科目と担当教員の適合性についての検証）
- 3-48 2016（平成28）年度大学院案内／2015（平成27）年度大学院案内
 (既出(1-21))
- 3-49 2015（平成27）年度 国際文化研究科 専任教員の分野がわかる書類（名簿）
- 3-50 大学データ集 I 教員・教員組織 1（表1）専任教員個別表
- 3-51 2015（平成27）年度 経済情報研究科 専任教員の分野がわかる書類（名簿）
- 3-52 教育学部教育職員昇格候補者選考に関する内規（申し合せ）
- 3-53 「教育職員採用候補者選考規程」に関する経済情報学部の内規
- 3-54 「教員昇格候補者審査規程」に関する経済情報学部の内規
- 3-55 岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む）の教員評価の実施に関する基本方針
- 3-56 教員評価活用検討について（答申）
- 3-57 岐阜聖徳学園大学優秀教育者賞表彰規程
- 3-58 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 3-59 2015（平成27）年度FD研修会 案内・資料

Ⅲ. 教員・教員組織

- 3-60 各学部・各研究科におけるFD活動の目標について
- 3-61 ハラスメント防止及び対応に関する規程
- 3-62 2015（平成27）年度ハラスメント研修会 案内・資料
- 3-63 2015（平成27）年度学生相談室研修会 案内
- 3-64 2016（平成28）年度科研費公募要領等説明会及び研究倫理教育研修会・科研費獲得セミナー 案内・資料
- 3-65 2015（平成27）年度教育学部FD研修会 案内
- 3-66 2015（平成27）年度教育学部FD研修会（外部講師）案内
- 3-67 All English 授業研修会 案内
- 3-68 全学国際交流委員会議事録2015（H27）.4.29（多文化アイデンティティの開催）
- 3-69 〈外国語学部教員論文集〉『ことばのプリズム』
- 3-70 2015（平成27）年度 経済情報学部 FD研修会 案内・資料
- 3-71 経済情報学部FD研究会 案内・議事録2015（H27）.7.22
- 3-72 看護学部FD推進部会規程
- 3-73 看護学部開設前打ち合わせ 資料
- 3-74 2015（平成27）年度看護学部FD研修会 案内
- 3-75 2015（平成27）年度看護学部FD研修会スケジュール
- 3-76 2015（平成27）年度看護学部FD研修会アンケート・結果
- 3-77 2015（平成27）年度看護学部教員外部研修会派遣
- 3-78 2015（平成27）年度看護学部教員活動記録
- 3-79 2015（平成27）年度国際文化研究科FD研修会「学問を語る会」案内
- 3-80 2014（平成26）年度 経済情報学会・経済情報研究科合同主催のセミナー案内
- 3-81 2016（平成28）年度科学研究費助成事業研究計画調書提出者一覧
- 3-82 2015（平成27）年度外国語学部ネイティブ一覧
- 3-83 看護学部FD推進部会議事録2016（H28）.3.10（検討結果）
- 3-84 教育学部教授会議事録2016（H28）.3.18（教育学部FD推進部会検討結果（仮称））
- 3-85 教育学部FD推進部会議事録2015（H27）.11.12
- 3-86 国際文化研究科委員会議事録2015（H27）.9.16（「学問を語る会」検討）
- 3-87 国際文化研究科委員会議事録2016（H28）3.18（国際文化研究科FD検討結果（仮称））
- 3-88 経済情報研究科委員会議事録2015（H27）.5.27
（共通性を持ったテーマの選定）
経済情報研究科委員会議事録2015（H27）.6.17
（共通性を持ったテーマの選定）
- 3-89 経済情報研究科委員会議事録2015（H27）.7.22
（「外部資金の獲得について」をテーマにしたFD研修会）
経済情報研究科「外部資金の獲得について」をテーマにしたFD研修会
資料・出欠簿

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 現状説明

[1] 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1>大学全体

本学では、各学部の課程・学科、各研究科の専攻において「人材養成の目的及び教育研究上の目的」を定めており、それに基づいて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。これらは学生要覧及び大学ホームページに明示している（資料 4(1)-1～3(既出(1-4～5, 1-9)), 4(1)-4)。各学部・研究科における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、2015（平成 27）年度入学生から全学的に新版を適用している。なお、2014（平成 26 年）度以前の入学生については、従来の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を適用している（資料 4(1)-5. i）。

<2>教育学部

教育学部では、学校教育課程（2014（平成 26）年度入学生までは学校教育課程と学校心理課程）を設置しており、各課程の人材養成の目的及び教育研究上の目的を踏まえた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定めている。人材養成の目的及び教育研究上の目的は学則第 4 条、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は学生要覧及び大学ホームページに明示し、周知を図っている（資料 4(1)-1(既出(1-4)), 4(1)-3(既出(1-9. i)), 4(1)-4)。なお、学校心理課程については、2015（平成 27）年度から募集停止した。

教育学部学校教育課程の人材養成の目的及び教育研究上の目的（教育目標）

学校教育課程は、建学の精神にのっとり、教職に対する強い情熱をもち教師力、人間力を備えた義務教育教員の養成を目指す。

教育学部 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

教育学部は、建学の精神にのっとり、義務教育諸学校等・保育所における有為な教育者、保育者等を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に学士（教育）の学位を授与します。

- ①人文・社会・自然の分野に関する基礎的知識を身に付け、それらを現代社会の諸問題と関連づけて理解することができる。（基礎教養）
- ②専攻する各教科に関する専門的知識と能力を身に付け、児童生徒の実態に合わせて創造的な学習指導方法を探求することができる。（教科教育）
- ③生徒指導・教育相談、学級経営などを、子ども理解に基づき、他の教員等と協調・協同して実践できる。（子ども理解）
- ④学校教育と学校を取り巻く現代社会の諸問題に関心をもち、問題解決のために情報を収集・分析・整理することができる。（学校と社会）
- ⑤教育者、保育者等の専門的職業人としての使命感・責任感をもち、自ら学び求める姿勢をもって自己形成を目指すことができる。（自己形成）

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

⑥豊かな人間性を持ち、いのちを尊重し、高い倫理観を育み、自己の能力を社会に還元する強い志を持ち、社会人としての規範に従って行動できる。(態度)

<3>外国語学部

外国語学部外国語学科では、人材養成の目的及び教育研究上の目的を踏まえた学位授与方針を以下のように定めている。人材養成の目的及び教育研究上の目的は学則第4条、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は学生要覧及び大学ホームページに明示し、周知を図っている(資料4(1)-1(既出(1-4)),4(1)-3(既出(1-9.i)),4(1)-4)。

外国語学部外国語学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的(教育目標)

外国語学部外国語学科は、建学の精神にのっとり、国際的視野に立ち、主体的に考え、表現し、行動する言語コミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目指す。

外国語学部 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

外国語学部は、建学の精神にのっとり、国際的視野に立ち、主体的に考え、表現し、行動する言語コミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に学士(外国語)の学位を授与します。

- ①人文・社会・自然の分野に関する基礎的知識を身に付け、それらを現代社会の諸問題と関連づけて理解することができる。(基礎教養)
- ②言語体系としての英語を正しく理解し、文学作品を通して多様な表現を理解することができる。(言語・文学)
- ③さまざまな国際的な場において適切なコミュニケーションをとることができる。(コミュニケーション能力)
- ④世界各国の文化と、異文化間・国家間の関係について幅広く理解することができる。(異文化・国際理解)
- ⑤言語・異文化・国際事情に関する知識とコミュニケーション技能を、国際的な舞台において、または中学校・高等学校において活用することができる。(実務・英語教育)
- ⑥豊かな人間性を持ち、いのちを尊重し、高い倫理観を育み、自己の能力を社会に還元する強い志を持ち、社会人としての規範に従って行動できる。(態度)

<4>経済情報学部

経済情報学部経済情報学科では、人材養成の目的及び教育研究上の目的を踏まえた学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を以下のように定めている。人材養成の目的及び教育研究上の目的は学則第4条、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は学生要覧及び大学ホームページに明示し、周知を図っている(資料4(1)-1(既出(1-4)),4(1)-3(既出(1-9.i)),4(1)-4)。

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

経済情報学部経済情報学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的（教育目標）

経済情報学部経済情報学科は、建学の精神にのっとり、社会で役立つ実践的な経済、経営、情報分野の教育を行い、主体性・企画力・コミュニケーション能力等に富んだ有能な人材の育成を目指す。

経済情報学部 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

経済情報学部では、建学の精神にのっとり、経済、情報分野の知識、技術を身に付け、社会貢献し、実社会の発展のために尽くそうという意欲的な人材を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に学士（経済学）の学位を授与します。

- ①人文・社会・自然の分野に関する基礎的知識を身に付け、それらを現代社会の諸問題と関連づけて理解することができる。（基礎教養）
- ②経済、情報の専門知識を修得し、経済および情報のグローバル化にかかわる多様な諸問題に対応でき、地域社会に貢献できる知識を身に付けることができる。（社会事情に対応する応用力）
- ③変化する国内外の社会にかかわる諸問題に関心を持ち、その本質を理解することを心掛け、情報の分析をすることができる。（情報の分析に関する力）
- ④社会人としての役割を自覚し、各自の関心に即した高度な専門知識を修得する基礎を築くことができる。（基礎力）
- ⑤社会人として円滑なコミュニケーション能力を養うことができる。（コミュニケーション能力）
- ⑥豊かな人間性を持ち、いのちを尊重し、高い倫理観を育み、自己の能力を社会に還元する強い志を持ち、社会人としての規範に従って行動できる。（態度）

<5>看護学部

看護学部看護学科では、人材養成の目的及び教育研究上の目的を踏まえた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、看護学部設置認可申請書における設置の趣旨に基づいて以下のように定めている。看護学科の教育方針と目標及び教育研究上の目的は、学則第4条、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を学生要覧及び大学ホームページに明示し、入学時のオリエンテーションで周知している（資料4(1)-1(既出(1-4)), 4(1)-3(既出(1-9.i)), 4(1)-4)。

看護学部看護学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的（教育目標）

看護学部看護学科は、建学の精神にのっとり、社会の要請に応じて、心の教育を基盤とした、深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材を養成することを目指す。

看護学部 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

看護学部は、建学の精神にのっとり、深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材の養成を目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に学士（看護学）の学位を授与します。

- ①人文・社会・自然の分野に関する基礎的知識を身に付け、それらを現代社会の諸問題と関連づけて理解することができる。（基礎教養）

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- ②自分と他者に対して素直に向き合い、寛容の心をもって相互関係を築くことができる。(コミュニケーション能力)
- ③専門的知識や技術を統合・汎用し、科学的根拠に基づいて多様な人々に対して柔軟かつ創造的に看護を実践することができる。(知識理解・発展)
- ④対象の最善の利益を追求する同一目的集団であることを常に認識し、保健・医療・福祉・教育・行政等の多職種と連携・協働し、地域社会に貢献できる。(地域貢献)
- ⑤看護に対する情熱や使命感と国際的視野をもち、自立した看護専門職として継続的に自己研鑽できる。(国際理解・自己啓発)
- ⑥豊かな人間性をもち、生命の尊重と高い倫理観をもって誠心誠意他者に関わることができる。(態度)

<6>国際文化研究科

国際文化研究科では、国際教育文化専攻と国際地域文化専攻の2専攻を設置している。各専攻の人材養成の目的を踏まえた学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を以下のように定めており、各専攻の人材養成の目的は大学院規則第2条、学位授与方針は学生要覧及び大学ホームページに明示している(資料4(1)-2(既出(1-5)), 4(1)-3(既出(1-9. iii)), 4(1)-4)。

国際文化研究科各専攻の人材養成の目的(教育目標)

国際文化研究科国際教育文化専攻では、国際交流が活発化する中で、世界の教育について教育・研究するとともに、日本の教育文化の特色化を進め、その国際化の方向を教育・研究する。そのことを通じて、特に学校や教育機関を含む各方面において国際理解を進め、国際化に努める専門職業人及び研究者の育成と社会人の再教育に資することを目的とする。

国際文化研究科国際地域文化専攻では、日本と特に関係の深いアメリカ及び中国を含む環太平洋圏諸地域の文化の研究を深め、これらの地域の言語を通じて、国内外の各方面において、国際的文化交流に深い理解をもって積極的に活躍できる専門職業人及び研究者を養成し、あわせて社会人の国際理解への再教育を目的とする。

国際文化研究科 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

国際教育文化専攻

大学院国際文化研究科国際教育文化専攻は、本学の目的にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人を養成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に修士(国際文化)の学位を授与します。

- ①. 国際教育に関する高度な専門的知識を修得し、教育実践面で応用できる。(国際教育)
- ②. 国際的教養の修得を基礎に、自ら研究課題を見出して主体的に学習できる。(国際的教養)
- ③. 豊かな言語能力と表現力を修得し、教育活動に実践できる。(言語能力)
- ④. 高い倫理観、広く豊かな教養と人間性を修得し、社会に貢献する教養人としての確かな行動ができる。(自己形成)
- ⑤. 高度な専門的知識、問題解決能力とコミュニケーション能力を修得し、社会人として有効な役割

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

を果たすことができる。(態度)

国際地域文化専攻

大学院国際文化研究科国際地域文化専攻は、本学の目的ののっとり、学術の理論及び応用を教授研究し研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人を養成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に修士(国際文化)の学位を授与します。

- ①. アメリカ・中国・日本の文化について、文学・歴史・社会・思想・言語など重点的な研究対象としている分野において、高度な専門的知識を修得し、それらを現代社会と関連づけて理解できる。
(専門的知識)
- ②. アメリカ・中国・日本について修得した専門的知識を基礎に、自らの研究課題を見出して主体的に学習できる。(自己形成)
- ③. アメリカ・中国・日本の文化を研究し、さらには環太平洋圏諸地域の文化も視野において、相互の文化を比較研究することによって、専門とする地域文化への真の理解ができる。(地域理解)
- ④. 国際的視野と感覚を持ち、専門とした地域の言語を使って、専門とした地域の文化について、創造的な分析、発信ができる。(態度)

<7>経済情報研究科

経済情報研究科では、経済情報専攻博士課程(前期)と経済情報専攻博士課程(後期)の2専攻を設置している。

各専攻の人材養成の目的を踏まえた学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を以下のように定めており、各専攻の人材養成の目的は大学院規則第2条、学位授与方針は学生要覧及び大学ホームページに明示している(資料4(1)-2(既出(1-5)), 4(1)-3(既出(1-9. iii)), 4(1)-4)。

経済情報研究科各専攻の人材養成の目的(教育目標)

経済情報研究科経済情報専攻 博士課程(前期)は、知識のグローバル化が進展しつつある情報社会の先端技術を体得し、それによって企業経営や資源環境問題などの今日的課題に対応することの出来る人材を育成することを目的とする。

経済情報研究科経済情報専攻 博士課程(後期)は、経済学・情報科学における数理モデル・経済モデルを理論的な武器として、現実社会の諸課題を解決する方策を究明して行く研究能力の育成を図り、日本経済及び世界経済の発展の道を理論的に提示できる研究者・専門職業人を養成することを目的とする。

経済情報研究科 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)**経済情報専攻博士課程(前期)**

所定の単位を修得し、修士論文または特定課題の審査に合格して、以下を達成した者に学位を授与する。

- ①. 現代経済の動向を正確に把握するための経済・経営理論を修得し分析能力を身につけている。(分析力)

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- ②. 変動の激しい社会に適応するために必要な情報技術を活用する能力を身につけている。(活用力)
- ③. 経済および情報についての知識を活用することによって、企業や組織の活動に参加し、国民の福祉に貢献できるようになっている。(貢献力)

経済情報専攻博士課程（後期）

所定の単位を修得し、博士論文審査に合格して、以下を達成した者に学位を授与する。

- ①. 経済や情報の高度な知識によって社会に広く貢献することができる実践的能力及び研究能力を得ている。(研究力)
- ②. 大学などの高等教育機関において高度な専門知識をもって、有用な人材の育成・教育をおこなうことができるようになっている。(人材育成力)

[2] 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1>大学全体

本学では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と同様に、各学部の課程・学科、各研究科の専攻が教育目標に基づいて教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、学生要覧及び大学ホームページに明示している（資料4(1)-3(既出(1-9. i)), 4(1)-6）。また、科目区分や必修・選択の別、単位数等については原則として学部または研究科ごとに設定し、学則、大学院規則及び学生要覧に明示している（資料4(1)-1~3(既出(1-4~5, 1-9. iii))）。

各学部・研究科における教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）は、全学的に2015(平成27)年度入学生から新版を適用している。教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）は学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を変更することに伴い、主に①全学部共通の書式としたこと。②教育課程の編成方針を箇条書きで示したこと。の2点を変更している。

各学部・研究科においては教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているが、方針に加えて学習成果と科目との関連を分かりやすく表示し、体系的編成が確認できるカリキュラムマップを作成している（資料4(1)-7）。

なお、2014(平成26)年度以前の入学生については、従来の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を適用している（資料4(1)-5. i）。

<2>教育学部

教育学部では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定めている。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学生要覧及び大学ホームページに明示し、周知を図っている（資料4(1)-3(既出(1-9. i)), 4(1)-6）。2015(平成27)年度入学生から学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を変更したことに伴い、下記のとおり新しい教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を適用している。学校心理課程については、2015(平成27)年度から募集停止とした。

教育学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

教育学部は、建学の精神にのっとり、義務教育諸学校等・保育所における有為な教育者、保育者等

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。

- ①建学の精神の理解を図るため、「宗教学」を全学共通の必修科目として開講します。
- ②実践的指導力に優れた教員等の養成を目指し、国語、社会、数学、理科、音楽、体育、英語、保育、特別支援教育、学校心理の各専修の専門性を生かしつつ、初等教育と中等教育を統合して学ぶことのできるカリキュラムを編成します。
- ③1、2年次には、大学教育への導入のための「基礎セミナー」、基礎的な学力を養うための教養基礎科目を開講するほか、子ども理解・教職理解のために、「学校ふれあい体験」、「教育実践観察」等の体験型の科目を導入し、早くから子どもや学校現場に触れる機会を設けます。
- ④1年次から、教職の意義、指導法、生徒指導等を学ぶための教職科目、実践的な教師力の養成ならびに専門の学芸を教授するための教科科目を開講します。
- ⑤教科科目は、教師力の養成を主眼として、各専修の基盤となる学問の体系に基づき、精選した内容で開講します。
- ⑥3年次には「専門演習」、4年次には「卒業研究」を必修で開講し、専門的な知識・技能を深めます。以上のカリキュラムを通じて、教育者、保育者等の専門的職業人がもつべき知識と技能、豊かな人間性を育みます。

<3>外国語学部

外国語学部外国語学科では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定めている。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学生要覧及び大学ホームページに明示し、周知を図っている（資料 4(1)-3(既出(1-9. i)), 4(1)-6)。外国語学部外国語学科では、2015（平成 27）年度より、国際言語としての英語力を武器に国際的な舞台で活躍できる人材と、視野の広い中等英語教員を育成するため、1年次終了後に「国際キャリアコース」「中等英語教員養成コース」のコース登録を行い、その後、それぞれのコースの単位取得要件を満たすことによって学位を授与していることから、各コースにおける教育課程の編成・実施方針を定めている。

2015（平成 27 年）度入学生から学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を変更したことに伴い、下記のとおり新しい教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を適用している。

外国語学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

外国語学部は、建学の精神にのっとり、国際的な視野に立ち、主体的に考え、表現し、行動する言語コミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。

- ①建学の精神の理解を図るため、「宗教学」を全学共通の必修科目として開講します。
- ②英語の基本技能（読む・書く・聴く・話す）を習得し、語学力・コミュニケーション能力を高めるために習熟度別少人数クラスを編成します。
- ③幅広い教養を身に付け自信を持って国際社会に出るために、英語で外国事情や異文化研究などのコンテンツを学ぶ All English Class を開講します。
- ④多方面で活躍できる国際人になるために、IT 技術、日本語教授法、実用中国語などの習得できる専門科目や、キャリアを意識したキャリア支援科目を開講します。

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- ⑤英語教員として常に「ことば」を意識した学究姿勢を身に付けるために、「第二言語習得理論」、「英文法指導法」などの専門科目を開講します。
- ⑥3年次後期、4年次前後期に卒業研究を必修で開講し、専門的な知識・技能を深めます。
- 以上のカリキュラムを通じて、多彩で質の高い国際社会で活躍できる人材、国際言語としての英語の機能をよく理解した視野の広い教員を育成します。

<4>経済情報学部

経済情報学部経済情報学科では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定めている。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学生要覧及び大学ホームページに明示し、周知を図っている（資料 4(1)-3(既出(1-9. i)), 4(1)-6）。

2015（平成 27）年度入学生から学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を変更したことに伴い、下記のとおり新しい教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を適用している。

経済情報学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

経済情報学部では、建学の精神にのっとり、教養、経済、情報の幅広い知識、技術を身につけ、社会貢献し、実社会の発展のために尽くそうという意欲的な人材を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。

- ①建学の精神の理解を図るため、「宗教学」を全学共通の必修科目として開講します。
- ②社会に対する知識や理解を深めるために、教養科目では、社会や経済状況についての幅広い知識、外国語科目では、異なる言語や文化を持つ人とコミュニケーションをする手段である語学力、保健体育科目では、心身を鍛え、健康づくりや安全に配慮した自己管理を学びます。
- ③1、2年次には少人数クラスの「基礎演習」（必修）を開講し、1年次では大学での学びの導入、また大学生活に慣れることや友人とのコミュニケーションする機会を設けます。2年次ではプレゼンテーション能力を養います。
- ④1年次には大学での教育内容を理解できるようにするために、導入としてリメディアル科目「総合基礎」（必修）を開講し、高等学校での学びの復習を行ない、基礎力を固めます。
- ⑤3、4年次にゼミ形式で学ぶ「専門演習」（必修）、「卒業研究」を開講し、専門分野での問題発見・解決能力を養い、コミュニケーション能力を高めます。
- ⑥2、3年次に「キャリアデザイン」を開講し、2年次ではキャリア形成への意識向上を図り、ロードマップを作成します。さらに、3年次では課題解決能力の向上や就職活動への実践的知識と技術を身につけます。
- ⑦「経済の基礎」科目群を1、2年次に配置し、経済の基礎を固める科目を提供します。「経済の分析」、「経済の考え方」科目群を2年次より配置し、経済の専門を学ぶ科目を開講します。「企業の経済」科目群を1年次より配置し、経営の専門を学ぶ科目を開講します。「情報系」科目群を1年次より配置し、情報の基礎からプログラミングや情報システムについて学ぶ科目を開講します。「経済と情報」科目群を2年次より配置し、これらを通じて最新の経済・情報について学ぶ科目を開講します。
- 以上のカリキュラムを通じて、学生各人が思い描く将来像を実現し、社会貢献し、実社会の発展に尽くすことができる人材を育成することを目標としています。

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

以上のカリキュラムを通じて、学生各人が思い描く将来像を実現し、社会貢献し、実社会の発展に尽くすことができる人材を育成することを目標としています。

<5>看護学部

看護学部看護学科では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を看護学部設置認可申請書における設置の趣旨に基づき作成し、評議会にて再度検討したうえで以下のように定めており、学生要覧及び大学ホームページに明示している（資料 4(1)-3(既出(1-9. i)), 4(1)-6）。

看護学部 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

看護学部は、建学の精神にのっとり、深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材の養成を目的としています。この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。

- ① 建学の精神の理解を図るため、「宗教学」を全学共通の必修科目として開講します。
- ② 多様な人々との交流から、柔軟なコミュニケーション能力を養うために、学部の枠を越えて学び合う教養基礎科目や、学年を越えて学び合う「SPP 技術演習」、「SPP 技術指導演習」を専門科目に配置します。
- ③ 人間を深く理解し、多様な看護の対象に柔軟に対応するために、「生涯発達論」、「臨床心理学」、「コミュニケーション論」、「日本手話」、「クリニカルコミュニケーション」、「特別支援教育・看護合同演習」等の専門基礎科目や専門科目を配置します。
- ④ 専門的知識や技術を統合・汎用し、対象に応じて看護を創造的に実践できるように、「解剖生理学」、「病態治療学」等の学習をベースに、「東洋医学」、「代替補完療法」の専門基礎科目や、応用発展できるように、「救急看護」、「災害看護」を専門科目に配置します。
- ⑤ 地域社会に貢献できる能力を育成するために、「ボランティア活動」を専門基礎科目に配置します。また、退院後地域と連携した看護ができるように、「多職種連携論」、「退院支援論」、「継続看護実習」等を専門科目に配置します。
- ⑥ 国際的な視野をもち、将来にむけて看護を探究・発展させていくことができるように、「看護管理論」、「国際看護論」、「看護教育論」、「卒業研究」の科目を配置します。

以上のカリキュラムを通じて、看護専門職として社会に貢献できる人材を育成します。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、2 専攻ともに、教育目標・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて作成され、以下のように定めている。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学生要覧及び大学ホームページに明示し、周知を図っている（資料 4(1)-3(既出(1-9. iii)), 4(1)-6）。

2015（平成 27）年度入学生から学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を変更したことに伴い、下記のとおり新しい教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を適用している。

国際文化研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

国際教育文化専攻

大学院国際文化研究科国際教育文化専攻は、本学の目的ののっとり、学術の理論及び応用を教授研究し研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人を養成することを目的としています。この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。

- ①. 高度に国際化する現代社会が直面する教育的課題に対処できる理論的思考能力を修得できるように、専門科目を配置します。
- ②. 国際教育に関する実践力とコミュニケーション能力を修得できるように、外国語演習科目を配置します。
- ③. 教育実践に関する高度な専門職業人を育成できるように、充実した教科内容を網羅した専門科目を配置します。
- ④. 教育実践に関する具体的な問題解決能力を育成できるように、学校心理及び教職関連科目を配置します。
- ⑤. 論文または特定課題は、研究指導教育職員の指導を受け、年に一度の中間発表会での報告を経て、修士論文または特定課題研究として提出し、審査委員が審査します。

以上のカリキュラムを通じて、研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人がもつべき知識と技能、豊かな人間性を育みます。

国際地域文化専攻

大学院国際文化研究科国際地域文化専攻は、本学の目的ののっとり、学術の理論及び応用を教授研究し研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人を養成することを目的としています。この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。

- ①. 日本と特に関係の深いアメリカ・中国を含む環太平洋圏諸地域で活躍できる専門職業人及び研究者の育成のために、アメリカ・中国・日本の3地域の文化の真の理解とこの3地域で活動できる言語能力養成のための科目を配置します。
- ②. アメリカ・中国・日本の文化理解に必要な言語能力向上のために、演習科目を配置します。
- ③. アメリカ・中国・日本の文化については、それぞれ、文学・歴史・社会・思想・言語などにわたり多角的に授業科目を設け、専門分野とした地域については、高度な専門的知識が修得できるようにします。
- ④. 本専攻が対象としている3地域は、国際化が進んでいる現在、環太平洋圏の他の諸地域も含めて相互理解が必要であるため、専門分野とする地域以外に関する科目も4単位以上履修することを義務づけます。
- ⑤. 論文または特定課題は、研究指導教育職員の指導を受け、年に一度の中間発表会での報告を経て、修士論文または特定課題研究として提出し、審査委員が審査します。

以上のカリキュラムを通じて、研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人がもつべき知識と技能、豊かな人間性を育みます。

<7>経済情報研究科

経済情報研究科では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、2専攻ともに、教育目標・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて作成され、以下

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

のように定めている。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学生要覧、大学ホームページに明示し、周知を図っている（資料 4(1)-3(既出(1-9. iii)), 4(1)-6）。

経済情報研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

経済情報専攻博士課程（前期）

- ①. 講義、演習および修士論文指導を含む演習で構成する。
- ②. 経済、情報、経営、環境などの異なる分野の知識を併せ持つ人材の育成に対応すべく、広い範囲にわたって科目を設定し、加えて、学際的な科目を取り入れる。
- ③. 多彩なテーマでの修士論文作成が可能になるよう、修士論文指導を含む演習を 15 科目以上展開する。

経済情報専攻博士課程（後期）

- ①. 講義および博士論文指導を含む演習で構成する。
- ②. 講義としては、経済や情報に関する専門的な科目と総合的な内容のオムニバス方式の科目を設定する。
- ③. 経済情報における専門的研究による博士論文作成に幅広く対応できるよう、博士論文指導を含む演習を 5 科目以上展開する。

〔3〕教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は各学部教授会又は各研究科委員会での審議を経て決定しており、教員にはその過程で周知している。職員については、毎月開催されている各課の課長による連絡会（課長会）において、当該月の評議会報告がなされ、かつ職員に配信される教授会・各研究科委員会資料を通して周知を図っている（資料 4(1)-8）。また、新任の専任教員に対しては着任時の説明会で、非常勤講師に対しては毎年度説明が行われている（資料 4(1)-9～10）。

学生に対しては、学生要覧に記載するとともに入学時のオリエンテーション等で説明がなされている。また、保護者や受験生、本学構成員、社会に対して広く周知することを目的として、大学ホームページにおいて公開している（資料 4(1)-3(既出(1-9. i)), 4(1)-4, 4(1)-6）。

<2>教育学部

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）は学生要覧に記載しており、学生に対しては学生要覧及び入学時のオリエンテーションにおいて詳しく説明を行っている（資料 4(1)-3(既出(1-9. i)))。教員に対しては、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）作成時に教授会で検討する過程において周知しており、新任の専任教員に対しては着任時の説明会において説明している（資料 4(1)-9）。非常勤の教員に対しては、毎年度説

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

明会を実施し周知している(資料 4(1)-10)。また、保護者、受験生、本学構成員や社会に対して広く周知することを目的として、大学ホームページにおいて公開している(資料 4(1)-4, 4(1)-6)。

<3>外国語学部

教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)は学生要覧に記載しており、学生に対しては学生要覧及び入学時のオリエンテーションにおいて詳しく説明が行われている(資料 4(1)-3(既出(1-9. i)))。教員に対しては、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)作成時に教授会で検討する過程において周知されており、新任の専任教員に対しては着任時の説明会において説明している(資料 4(1)-9)。非常勤の教員に対しては、毎年度説明会を実施し周知している(資料 4(1)-10)。また、保護者、受験生、本学構成員や社会に対して広く周知することを目的として、大学ホームページにおいて公開している(資料 4(1)-4, 4(1)-6)。

<4>経済情報学部

教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、学生要覧に記載しており、学生に対しては学生要覧及び入学時のオリエンテーションにおいて詳しく説明が行われている(資料 4(1)-3(既出(1-9. i)))。新任及び非常勤の教員に対しては、個別に対応し、説明を行い周知している(資料 4(1)-9, 4(1)-10)。また、保護者、受験生、本学構成員や社会に対して広く周知することを目的として、大学ホームページにおいて公開している(資料 4(1)-4, 4(1)-6)。

<5>看護学部

教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)は学生要覧に記載しており、学生に対しては学生要覧及び入学時のオリエンテーションにおいて詳しく説明が行われている(資料 4(1)-3(既出(1-9. i)))。教員に対しては、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)は教授会で説明し周知されており、新任の専任教員に対しては着任時の説明会において説明している。非常勤の教員に対しては事前に説明会を実施し、また個別にも対応し周知している(資料 4(1)-9~10)。また、保護者、受験生、本学構成員や社会に対して広く周知する事を目的として、大学ホームページにおいて公開している(資料 4(1)-4, 4(1)-6)。

<6>国際文化研究科

教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、研究科委員会で審議・承認を経ており、共通理解を得ている。新任の教員に対しても着任時の説明会において説明し周知している(資料 4(1)-9~10)。それらが記載された学生要覧を教職員と学生すべてに配付し、周知している(資料 4(1)-3(既出(1-9. iii)))。また、学生にはオリエンテーションで指導し、周知徹底している。また、

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

保護者、受験生、本学構成員や社会に対して広く周知することを目的として、大学ホームページにおいて公開している(資料 4(1)-4, 4(1)-6)。

<7>経済情報研究科

教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、カリキュラム委員会、研究科委員会で検討のうえ、研究科委員会において教員に周知徹底されている(資料 4(1)-11)。それらが記載された学生要覧を教職員と学生すべてに配付し、周知している(資料 4(1)-3(既出(1-9. iii)))。また、学生にはオリエンテーションの際、周知し、指導教員からも周知している。また、保護者、受験生、本学構成員や社会に対して広く周知することを目的として、大学ホームページにおいて公開している(資料 4(1)-4, 4(1)-6)。

[4] 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の適切性については、各学部に教務委員会を置き、各学部教務委員会規程に基づき、毎年「自己点検・評価」の形で、検証、検討している(資料 4(1)-12(既出(3-33)))。また、全学教務委員会規程に基づき、教務部長、各学部教務委員長、各学部教務副委員長、羽島教務課長、岐阜教務課長で構成する全学教務委員会を置き、教務に関する全学的事項を審議している(資料 4(1)-13)。全学的重要事項については、全学教務委員会で審議した後、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第 53 条及び第 54 条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料 4(1)-14～16(既出(1-22～24)))。また、各学部に関する事項については、学則第 51 条及び各学部教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定する(資料 4(1)-17(既出(1-26)))。大学院については、大学院規則第 6 条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科委員会で検証、検討している(資料 4(1)-18(既出(1-27)))。大学院としての最高意思決定機関は大学院委員会であり、大学院に関する全学的事項については、大学院規則第 7 条及び大学院委員会規程に基づき、大学院委員会で審議し、学長が決定する(資料 4(1)-19(既出(1-25)))。

2014(平成 26)年度には、従来の教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)について、学部教務委員会、2015(平成 27)年 1 月の全学教務委員会(学部)、学部教授会、2015(平成 27)年 2 月の各研究科委員会において適切性の検証、検討がなされ、2015(平成 27)年度入学生から適用する新しい教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を作成している(資料 4(1)-20～23)。作成された学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は 2015(平成 27)年 2 月の評議会、大学院委員会での承認を経て、同月開催の各学部定例教授会、3 月又は 4 月開催の各研究科委員会の報告で、全教員に周知している(資料 4(1)-24～26, 4(1)-28)。

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<2>教育学部

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について、毎年「自己点検・評価」の形で、教務委員会で定期的に検証、検討を行っている（資料 4(1)-20）。また、教授会で検証、検討を行い、教員に周知し問題意識を共有している（資料 4(1)-23）。

学生数の変動、社会からの要求、当該年度までの授業実施における反省を踏まえ、各専修の教職員の意見を集約して、次年度時間割編成における科目、開設クラス数、1 クラス当たりの人数、新しい科目の導入と不要な科目の整理などを審議している。2014（平成 26）年度入学生までは、教育学部に学校教育課程及び学校心理課程の 2 課程、学校教育課程に国語専修、社会専修、数学専修、理科専修、音楽専修、体育専修、英語専修、保育専修の 8 専修が設置されているが、2015（平成 27）年度から学校心理課程を募集停止し、学校教育課程に新たに特別支援教育専修及び学校心理専修を設置した。それに伴い、2014（平成 26）年度には、従来の教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について、学部教務委員会、全学教務委員会、教授会の流れで適切性の検証がなされ、2015（平成 27）年度入学生から適用する新しい教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を作成している（資料 4(1)-20, 4(1)-22～23）。作成された学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、2015（平成 27）年 2 月の評議会での承認を経て、同月開催の定例教授会の評議会報告で、全教員に周知している（資料 4(1)-24, 4(1)-26）。

<3>外国語学部

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について、毎年「自己点検・評価」の形で、教務委員会で定期的に検証、検討を行っている（資料 4(1)-20）。また、教授会で検証、検討を行い、教員に周知し問題意識を共有している（資料 4(1)-23）。外国語学部では、外国語学部教授会規程に基づき、改革委員会を設置し、毎年、学生の変動、社会からの要求、教職員からの助言などを吸収して、次年度の時間割編成における科目あたりの開設クラス数、1 クラス当たりの人数、新しい科目の導入と不要な科目の整理などを審議し決定を行っている。さらにマクロ的な展望に立ち、少子化などの社会情勢に伴う学生の変化なども考慮の対象として、できるだけ時代のニーズに対応したカリキュラム編成と授業内容が提供できるようにしている。

2015（平成 27）年度から、これまでの「英米語コース」、「中国語コース」を廃止し、新たに「国際キャリアコース」、「中等英語教員養成コース」を編成し、それに伴い、2014（平成 26）年度には、従来の教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について、学部教務委員会、全学教務委員会、教授会の流れで適切性の検証がなされ、2015（平成 27）年度入学生から適用する新しい教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を作成している（資料 4(1)-20, 4(1)-22～23）。作成された学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

は、2015（平成 27）年 2 月の評議会での承認を経て、同月開催の定例教授会の評議会報告で、全教員に周知している（資料 4(1)-24, 4(1)-26）。

<4>経済情報学部

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について、毎年「自己点検・評価」の形で、学部教務委員会で定期的に検証、検討を行っている（資料 4(1)-20）。また、教授会で検証、検討を行い、教員に周知し問題意識を共有している（資料 4(1)-23）。

2014（平成 26）年度には、従来の教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について、学部教務委員会、全学教務委員会、教授会の流れで適切性の検証がなされ、2015（平成 27）年度入学生から適用する新しい教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を作成している（資料 4(1)-20, 4(1)-22～23）。作成された学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、2015（平成 27）年 2 月の評議会での承認を経て、同月開催の定例教授会の評議会報告で、全教員に周知している（資料 4(1)-24, 4(1)-26）。

<5>看護学部

看護学部は、2015（平成 27）年 4 月に開設し、「看護学部設置の趣旨」に沿って運営をしているところであり、今後、教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性については、学部教務委員会、看護学部教授会規程に基づき設置している学部カリキュラム検討委員会、学部教授会の流れで定期的な検証、検討を行っていく予定である（資料 4(1)-27(既出(3-22))）。

<6>国際文化研究科

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について、毎年「自己点検・評価」の形で、研究科委員会で定期的に検証、検討を行っている（資料 4(1)-21）。

2015（平成 26）年度には、従来の教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について、2015（平成 27）年 2 月の研究科委員会において適切性の検証がなされ、2015（平成 27）年度入学生から適用する新しい教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を作成している（資料 4(1)-21）。作成された学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、2015（平成 27）年 2 月大学院委員会での承認を経て、3 月開催の研究科委員会の報告で、全教員に周知している（資料 4(1)-25, 4(1)-28）。

<7>経済情報研究科

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針の適切性（カリキュラム・ポリシー）について研究科委員会で定期的に検証、検討を行って

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

る(資料 4(1)-21)。

2014(平成26)年度には、従来の教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)について、2015(平成27)年2月の研究科委員会において適切性の検証がなされ、2015(平成27)年度入学生から適用する新しい教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を作成している(資料 4(1)-21)。作成された学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、2015(平成27)年2月大学院委員会での承認を経て、4月開催の研究科委員会の報告で、全教員に周知している(資料 4(1)-25, 4(1)-28)。

(2) 点検・評価

●基準IV-1の充足状況

各学部の課程・学科、各研究科の専攻において、教育目標「人材養成の目的及び教育研究上の目的」を定めており、それに基づいて学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている。

教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)は、各学部教務委員会及び各研究科委員会において検証、検討され、学生要覧、大学ホームページ等により周知している。

以上により、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は明示しており、社会に対しても公表している。

① 効果の上がっている事項

<1>大学全体

2015(平成27)年度から、養成目標を明確化するために新しい学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を箇条書き化した新しい教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に改訂している(資料 4(1)-20~26)。また、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)作成に伴い、2015(平成27)年度から全学部・研究科において、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」に基づく可視化されたカリキュラムを提供するために「カリキュラムマップ」を作成している(資料 4(1)-7)。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

なし

(3) 将来に向けた発展方策

① 効果の上がっている事項

<1>大学全体

2015（平成27）年度から適用している学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づくカリキュラムマップ、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）について、各学部教務委員会、研究科委員会において適切性の検証を行い、次年度に向けて改善を図る。

また、改善を図るにあたっては、今年度法令化により義務化される予定の3つのポリシーの明確化について文科省の動向を踏まえて進めていく。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

なし

(4) 根拠資料

4(1)-1 岐阜聖徳学園大学学則

(既出(1-4))

4(1)-2 岐阜聖徳学園大学大学院規則

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- (既出(1-5))
- 4(1)-3 <冊子> 2015(平成27)年度学生要覧
(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)
- (既出(1-9))
- 4(1)-4 岐阜聖徳学園大学ホームページ(ディプロマ・ポリシー)
(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報学部)
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/education-dp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/language-dp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/economic-dp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/nursing-dp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/postgraduate/course01/index.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/postgraduate/course02/index.php>
- 4(1)-5 <冊子> 2014(平成26)年度学生要覧
(教育学部・外国語学部・経済情報学部・国際文化研究科・経済情報研究科)
- 4(1)-6 岐阜聖徳学園大学ホームページ(カリキュラム・ポリシー)
(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/education-cp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/language-cp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/economic-cp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/nursing-cp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/postgraduate/course01/index.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/postgraduate/course02/index.php>
- 4(1)-7 カリキュラムマップ(各学部・研究科)
- 4(1)-8 2015(平成27)年2月課長会(2月評議会報告)
- 4(1)-9 2015(平成27)年度新任教員着任説明会資料
- 4(1)-10 2015(平成27)年度非常勤講師説明会資料
- 4(1)-11 経済情報研究科カリキュラム委員会に関する内規
- 4(1)-12 教務委員会規程(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
- (既出(3-33))
- 4(1)-13 全学教務委員会規程
- 4(1)-14 部長会規程
- (既出(1-22))
- 4(1)-15 学部長会規程
- (既出(1-23))
- 4(1)-16 評議会規程
- (既出(1-24))
- 4(1)-17 教授会規程(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
- (既出(1-26))
- 4(1)-18 研究科委員会規程(国際文化研究科・経済情報研究科)

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(既出(1-27))

4(1)-19 大学院委員会規程

(既出(1-25))

4(1)-20 教育学部教務委員会議事録 2014 (H26) .12.10

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証)

教育学部教務委員会議事録 2014 (H26) .12.22

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証)

外国語学部教務委員会議事録 2014(H26).12.10

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証)

経済情報学部教務委員会議事録 2015 (H27) .1.7

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証)

4(1)-21 研究科委員会議事録 2015 (H27) .2.25

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証)

(国際文化研究科・経済情報研究科)

4(1)-22 全学教務委員会議事録 2015 (H27) .1.14

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの検討)

4(1)-23 学部教授会議事録 2015 (H27) .1.21

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの検討)

(教育学部・外国語学部・経済情報学部)

4(1)-24 評議会議事録 2015 (H27) .2.18

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの決定)

4(1)-25 大学院委員会議事録 2015 (H27) .2.26

(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの決定)

4(1)-26 教育学部・外国語学部教授会議事録 2015 (H27) .2.20 (2月評議会報告)

経済情報学部教授会議事録 2015 (H27) .2.25 (2月評議会報告)

4(1)-27 岐阜聖徳学園大学ホームページ (看護学部看護学科の設置の趣旨等)

(既出(3-22))

http://www.shotoku.ac.jp/outline/situation_report.php

[http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/gifushotoku_1410ns
ecchi_syushil.pdf](http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/gifushotoku_1410ns
ecchi_syushil.pdf)

4(1)-28 国際文化研究科委員会議事録 2015(H27).3.18 (2月大学院委員会報告)

経済情報研究科委員会議事録 2015 (H27) .4.1 (2月大学院委員会報告)

2. 教育課程・教育内容

(1) 現状説明

〔1〕教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1>大学全体

本学では、2013（平成25）年10月学長の命により、基礎セミナー（初年次教育）の検証及び異なる学部の学生が、共に学ぶ教養基礎科目の開講を目的に、学長諮問機関として「教学改革プロジェクト会議」が設置された（資料4(2)-1）。この会議の答申を受け、2015（平成27）年4月からは羽島キャンパス3学部（教育学部、外国語学部、看護学部）横断型教養教育システム（Yawaragi Basis）の名のもと学部の垣根を越え、学生が共に学ぶ教育教養科目がスタートした（資料4(2)-2）。学部横断型教養教育システム（Yawaragi Basis）では、教養基礎科目を「基礎力」、「言語とコミュニケーション」、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「複合領域」の各学問分野に分類している。さらに生涯を通して学び続ける教養人としての基礎を身に付けさせるため、「共に生きる」科目、「共に支えあう」科目、「共に学ぶ」科目、「共に拓く」科目の4つの指標を定め、各学問分野の開講授業科目を各科目群に分類し、専門分野の学びの土台となる基礎力を養成するだけでなく、共生社会に必要なコミュニケーション能力、幅広い知識を身に付け、柔軟性のある思考力を涵養している。

各科目群における指標は以下のとおりである。

- ・ 「共に生きる」
地球規模の視野、歴史的な視点、多元的な視点で物事を考える力を身に付けます。
- ・ 「共に支え合う」
社会との関わりの中で自己を位置づける力を身に付けます。
- ・ 「共に学ぶ」
基礎学力、知識、国語力、体力、精神力を身に付けます。
- ・ 「共に拓く」
日本の伝統・文化・歴史、異なるものを理解する能力、情報リテラシー、語学力を身に付けます。

学部横断型教養教育システム（Yawaragi Basis）を運用している教育学部、外国語学部、看護学部では、授業科目を必修科目である建学の精神に関する科目、教養基礎科目、専門科目（看護学部は専門基礎科目を含む）に分類し、さらに必要に応じて授業科目をグループ化して体系的な教育課程としている。

建学の精神については、建学の精神に関する科目として「宗教学Ⅰ・Ⅱ」を開講し、経済情報学部を含む全学部において必修科目としている。建学の精神に関する科目を履修することで、建学の精神である仏教精神を理解することに加え、倫理性を培う教育の役割も担っている（資料4(2)-3(既出(1-9 教育学部P.18等)), 4(2)-4(既出(1-20)), 4(2)-6~7)。

教養基礎科目（Yawaragi Basis）では、「基礎力」の分野における「基礎セミナーⅠ・

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

II」「ICT 基礎」「スポーツ I・II」を必修科目としている。各学部ともに初年次教育の取り組みとして、少人数ゼミ形式の1年次に「基礎セミナー I」、2年次に「基礎セミナー II」を設けている。修学についての相談とともに学生生活全般の問題に対して指導教員が相談・対応を担っている。同内容の取り組みを経済情報学部でも実施しており、基礎教養科目として1年次に「基礎演習 I」、2年次に「基礎演習 II」を開講している。

「言語コミュニケーション」の分野では、「英語コミュニケーション I・II」は外国語学部を除く2学部で必修科目としている。また、第二外国語としてドイツ語、フランス語、中国語、ポルトガル語を開講している。なお、経済情報学部では、基礎教養科目において第二外国語としてドイツ語、フランス語、中国語を開講している(資料 4(2)-3(既出(1-9 教育学部 P. 18 等)), 4(2)-6~7)。

専門科目(看護学部は専門基礎科目を含む)については、各学部における教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

なお、カリキュラムマップの作成によって各授業と学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に示された学習成果との関連が整理され、教育課程の体系的編成が確認できる。また、ナンバリングを行うことにより科目の順次性のある教育課程を体系的に編成するとともに科目開設に偏りがないかを併せて確認している。

学部横断型教養教育システム(Yawaragi Basis)については、キャンパスの統合も視野に入れ、当面の間は教育学部、外国語学部、看護学部の羽島キャンパス3学部で運用を進めていく予定である。

大学院については、研究科ごとに教育課程の編成・実施方針に基づいてそれぞれ必要な授業科目を開設している。

なお、2014(平成26)年度以前の入学生に関しては、読み替え科目を設定して2014(平成26)年度以前のカリキュラムにのっとり教養教育を行っている(資料 4(2)-5(既出(4(1)-5)))。

<2>教育学部

教育学部のカリキュラムは、教育課程の編成・実施方針に基づき、共通基礎となるものとして全学部において必修科目である建学の精神に関する科目、教養基礎科目(Yawaragi Basis)と、各専修に応じて開講される専門科目とからなる体系的な教育課程を編成している。卒業に必要な総単位数は各専修128単位であり、そのうち、建学の精神に関する科目4単位、教養基礎科目16単位に加え、保育専修では専門科目95単位、選択科目(全開講科目から自由に選択できる科目。以下同じ。)13単位、特別支援教育専修は、専門科目92単位、選択科目16単位、学校心理専修は、専門科目90単位、選択科目18単位、その他の専修では、専門科目97単位、選択科目11単位を修得する必要がある(資料 4(2)-3(既出(1-9 教育学部 P. 17 等)))。なお、2014(平成26)年度以前の入学生については、従来の卒業要件を適用している。

(1) 建学の精神に関する科目・教養基礎科目

建学の精神に関する科目として開講している「宗教学 I・II」は、必修科目としており建学の精神である仏教精神を理解することに加え、倫理性を培う教育の役割を担っている。

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

教養基礎科目については、2015（平成 27）年度から「Yawaragi Basis」と称し、外国語学部、看護学部と共通開講している。「日本国憲法」「ICT 基礎」「スポーツ I・II」は教養基礎科目に関する科目であるとともに、教員免許状取得に必要な科目に設定しているため必修科目にしている（資料 4(2)-3(既出(1-9 教育学部 P. 18, P. 44)), 4(2)-6)。

(2) 専門科目

専門科目は専攻にかかる専門の学芸を教授するための科目であり、本学部の目的である教員養成に直接関係する科目で構成されている。専門科目は、全専修共通で開講される教育学部共通科目と、各専修で開講される教科科目・教職科目に区分されている。

a) 教育学部共通科目

教育学部共通科目では、2005（平成 17）年 9 月に文部科学省の教員養成 G P に採択された実践的指導力を育成する地域と密着した体験型教員養成プロジェクト、「クリスタルプラン」を行なっている。「クリスタルプラン」は、地域の教育委員会や学校との強固な連携に基づき、①教職体験の拡充、②実践指導力の育成、③質の高い教員養成を実現することを目的としている。実体験から生み出された実践を、より高度にクリスタル（結晶）化させることを狙いとした「教職体験科目群」や「子ども理解科目群」に属する科目を履修することにより、教員就職率を更に高め、採用当初から即戦力となる質の高いスペシャリストを養成することを目指している。

「教職体験科目群」は、1 年次から 4 年次までを通して教職に関するキャリア型科目を系統的に履修するものであり、「子ども理解科目群」は、地域の子どもと密にふれあう経験を通して体系的理解を深めつつ、コミュニケーション能力の育成・向上を図ることを目的としている（資料 4(2)-8, 4(2)-4（既出(1-20)））。「教職体験科目群」に属する科目として、「学校ふれあい体験」「教育実践観察」「学校インターンシップ」並びに教員免許状取得に必要な「介護等の体験（含 事前事後指導）」「教育実習」を開講している。「学校インターンシップ」以外は教員免許状取得のための必修科目としている。「学校ふれあい体験」は、1 年次に開講し、学生が指定協力校に出向き登下校補助や運動会などの学校行事の補助等の経験を通して、教員がどのように学びの場の環境づくりをしているのかを体感的に理解し、教員の仕事の高度な専門性と責任の重さを認識する基礎固めを行うことを目的としている。2 年次には、「教育実践観察」を履修し、1 年次で明確化された教職への問題意識を受けて、「学ぶ側」から「教える側」への主体的変換を図る場を設けている。小・中学校における通常の授業展開を行っている教室で授業を観察することを通して教育者の目を培い、「教える側」から見た学校教育について理解を深めることを目的としている。これらの教育現場での体験を活かし、3 年次に行われる「教育実習」では、実践力、即戦力、コミュニケーション能力を更に高めることを目指している。また、3、4 年次に開講されている「学校インターンシップ」では、本人の希望に応じ、小・中学校や幼稚園でインターンシップ活動を行い、卒業するまで教育現場と関われる環境を整えている（資料 4(2)-4（既出(1-20)）, 4(2)-6, 4(2)-8）。

「子ども理解科目群」に属する科目として、「フレンドシップ I～IV」を開講している。「フレンドシップ I～IV」は、1 年次～4 年次に開講し、公募した約 150 人の小学生と学生自身が企画・運営するさまざまなイベントを年 7 回実施し、ひとつのことを成し遂げる体

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

験を積み、学校行事を運営するのに必要な能力を身に付けることを目的としている(資料 4(2)-4(既出(1-20)), 4(2)-6, 4(2)-9)。

その他に、人権教育や国際理解のような、さまざまな観点で教育について理解するための科目も教育学部共通科目に含まれている。教育学部共通科目はすべて選択科目で、卒業要件として 4 単位を課している(資料 4(2)-3(既出(1-9 教育学部 P. 19)))。

b) 教科科目

2015 (平成 27) 年度入学生より学校教育課程では、学生は国語・社会・数学・理科・音楽・体育・英語・保育・特別支援教育・学校心理の 10 専修のいずれかに所属し、小学校教諭一種免許状と所属専修教科の中学校教諭一種免許状取得を目指す(保育専修は幼稚園教諭一種免許状と保育士証、特別支援教育専修は特別支援学校教諭一種免許状)。したがって、専門科目は各専修において小学校教科科目と中学校教科科目(保育専修は保育・幼児教育、特別支援教育専修は特別支援教育、学校心理専修は心理学関係科目)が同時に開講されることになる。

学校教育課程の教科科目は、初等教科科目・専修別教科科目・卒業研究科目に分けられる。初等教科科目は「初等国語(含書写)」「初等音楽Ⅰ・Ⅱ」「初等図画工作Ⅰ・Ⅱ」「初等体育Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、その他選択として「初等社会」「初等算数」「初等理科Ⅰ・Ⅱ」「初等生活Ⅰ(含総合)・Ⅱ(野外教育)」「初等家庭Ⅰ・Ⅱ」を開講している。専修別教科科目は、それぞれの科目の基盤となる学問の体系に拠って、精選した内容で、1 年次から開講している。教科科目は、中学校の教員免許状に必要な教科科目を基礎とし、高等学校の教員免許状取得も可能になるよう、専門性の高い科目を開講している。卒業研究科目は、各自が選択した研究分野について研究を深めるための科目で、「卒業研究」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を必修で開講している(「専門演習Ⅲ・Ⅳ」は選択科目)(資料 4(2)-3(既出(1-9 教育学部 P. 20~P. 41)), 4(2)-6)。

2014 (平成 26) 年度入学生までの学校心理課程の教科科目は、心理学関係の科目と小学校の教員免許に関する初等教科科目及び卒業研究科目からなる。心理学関係の科目では「学校心理学概論」「教授・学習心理学」「発達障害心理臨床」を必修とし、心理査定やコミュニティ臨床心理、心理療法など多彩な科目を開講している。また、少人数での演習を通して心理関係の能力を養う「キャリアアップセミナーⅠ・Ⅱ」を必修で開講している。初等教科科目はすべて選択科目として開講している。なお、初等教科科目の履修単位は卒業要件としての専門科目の選択単位に含めることができるため、学校心理課程で小学校教諭免許状を取得する負担を軽減できる(資料 4(2)-5(既出(4(1)-5)), 4(2)-10)。

c) 教職科目

教職科目については卒業要件の必修科目等を含め、各免許状に必要な教職科目がすべて修得できるように設定している(ただし、教育実習はその学校種の教員免許状の取得を希望する者のみが参加するよう、選択単位としている)。

教育実習は、2007 (平成 19) 年度入学生から、近隣地域の教育委員会との連携協定に基づき、協力指定校として依頼した公立学校・幼稚園において実施している。実習時期は、すべての学校種で 3 年次(保育専修以外の学生の幼稚園実習のみ 4 年次)、実習期間は 小学校 4 週間、中学校 4 週間、幼稚園 4 週間、特別支援学校 2 週間である。教育実習に関し

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

て、実地実習以外に教員免許法で義務付けられた事前事後指導（実習特講）も開講している。なお、保育専修における保育実習は、近隣の指定保育所・施設等において2年次に20日間、4年次に10日間実施している（資料4(2)-3(既出(1-9 教育学部 P.73~P.74)), 4(2)-11)。

d) 自由選択科目

関連の自由選択科目として、学校図書館司書教諭・博物館学芸員（学校教育課程国語専修、社会専修、理科専修）・浄土真宗本願寺派教師の資格取得につながる科目も、学生のニーズに応じて提供している（資料4(2)-3(既出(1-9 教育学部 P.89~P.91))）。

<3>外国語学部

外国語学部のカリキュラムは、(1)建学の精神に関する科目、(2)教養基礎科目 (Yawaragi Basis)、(3)専門科目、(4)教職に関する科目、(5)その他資格科目から成る体系的な教育課程を編成している。そのうち、建学の精神に関する科目、教養基礎科目、専門科目のみが卒業要件を満たす科目となっている。卒業に必要な総単位数は128単位であり、そのうち、必修科目である建学の精神に関する科目4単位、教養基礎科目20単位に加え、専門科目92単位、任意選択科目12単位を修得する必要がある（資料4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P.18))）。なお、2014（平成26）年度以前の入学生については、従来の卒業要件を適用している。

外国語学部の教育目標を実現するために、1年次に共通必修科目として国際言語としての英語の基礎学力、外国事情に関する知識、日本語表現能力を身に付ける科目を配置している。学生は、1年次終了後に「国際キャリアコース」「中等英語教員養成コース」の選択を行い、その後、それぞれのコースの単位取得要件を満たすことによって学位が授与される。学生要覧には、1. <国際キャリアコース>英語を活かした企業就職を目指す人のための履修モデル、2. <国際キャリアコース>中国語を活かした企業就職を目指す人のための履修モデル、3. <国際キャリアコース>日本語教師を目指す人のための履修モデル、4. <中等英語教員養成コース>英語教員を目指す人のための履修モデルの四つの履修モデルが提示しており、迷うことなく4年間の学習計画を立てることができるようになっている（資料4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P.16~P.33))）。

以下は、教育目標の実現に最適であるとして構成された体系の詳細である。

(1) 建学の精神に関する科目・教養基礎科目

建学の精神に関する科目として開講している「宗教学Ⅰ・Ⅱ」は、必修科目としており、建学の精神である仏教精神を理解することに加え、倫理性を培う教育の役割を担っている。

教養基礎科目については、2015（平成27）年度から「Yawaragi Basis」と称し、教育学部、看護学部と共通開講している。なお、教育職員免許状の取得を希望する学生については、「日本国憲法」「ICT基礎」「スポーツⅠ・Ⅱ」は教養基礎科目に関する科目であるとともに、教員免許状取得に必要な科目に設定しているため必修科目にしている（資料4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P.19, P.36)), 4(2)-6)。「言語とコミュニケーション科目群」では、ドイツ語、フランス語、中国語の中から1言語を選択して2年間に亘って4科目4単位を修得する。専門科目に加えてさらに1言語を学ぶことによって、言語に対する感受

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

性を高め、世界の多様な言語事情の理解に役立てることを目的としている。2015（平成27）年度より、選択科目として新たに「ポルトガル語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」が加わった（資料4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P.19)), 4(2)-6)。

(2) 専門科目

国際キャリアコースと中等英語教員養成コース、いずれのコースも外国語学部の教育目的が達成できるように科目設定がなされている。英語で表記されている科目のなかには、All English Class と呼ばれる授業を英語でのみ行う科目を設け、語学力の完成度を高めることを希望している学生のニーズに対応し、コンテンツを重視した授業展開を実現している（資料4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P.26~P.33)), 4(2)-6)。All English で開講される授業科目は、同様の内容を日本語でも別の時間で開講し、学生がAll English で授業を履修するか日本語を交えた授業を履修するかを選択できるようになっている。

a) 共通必修科目

専門科目の必修科目には、国際キャリアコース・中等英語教員養成コースに関係なく全員に対して必修となっているものと、コースごとに必修となっているものに分類される。全員に課せられる共通必修科目は、「English Communication A~F」（6科目6単位）、「英文法Ⅰ・Ⅱ」（2科目4単位）、「英作文Ⅰ・Ⅱ」（2科目2単位）、「英語リスニングⅠ・Ⅱ」（2科目2単位）、「英文読解Ⅰ・Ⅱ」（2科目2単位）、「ICT活用」（1科目1単位）、「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」（2科目2単位）、「British Studies Ⅰ」「American Studies Ⅰ」「中国研究」（3科目のうち2科目選択4単位）、「卒業研究Ⅰ~Ⅲ」（3科目6単位）の合計29単位である。英語の基礎学力、日本語表現能力は現代社会で活動するためには必修条件であることから、全員に必修としている（資料4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P.26~P.33)), 4(2)-6~7)。

b) コースごとの必修科目

コースごとの必修科目数はいずれのコースも12単位である。

国際キャリアコースの必修科目は、「Reading and Discussion Ⅰ・Ⅱ」（2科目4単位）、「English Linguistics Ⅰ・Ⅱ」（2科目4単位のうち2単位）、「英米の文学Ⅰ・Ⅱ」（2科目4単位のうち2単位）、「Business Communication Ⅰ・Ⅱ」（2科目2単位）、「企業就職への道」（1科目2単位）である。

中等英語教員養成コースでは、英語、並びに英語教育の専門性を考慮して、「English Linguistics Ⅰ・Ⅱ」（2科目4単位）、「英米の文学Ⅰ・Ⅱ」（2科目4単位）、「英文法指導法Ⅰ・Ⅱ」（2科目4単位のうち2単位）、「第二言語習得理論Ⅰ・Ⅱ」（2科目4単位のうち2単位）をコース必修科目としている（資料4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P.26~P.33)), 4(2)-6~7)。

c) 選択科目

学生の目的に応じて自由に科目の選択ができるように、幅広い分野の科目が設置されている。英語の基礎4技能の向上を目指すための科目、中国語に関する科目、国際人として必要な世界情勢に関する知識を得るための科目、さらに外国語としての日本語を教えるための基礎知識を養うための科目を用意し、多彩な国際活動ができる人材の育成を目指している（資料4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P.21~P.23)), 4(2)-6~7)。

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

d) その他

外国語学部のカリキュラムが文学部のカリキュラムと異なることを特徴づけるものとして、「実務・情報」と「キャリア支援」の二つの分野がある。情報関連では、教養基礎科目の「ICT 基礎」、専門共通必修科目の「ICT 活用」の上位科目として「情報実務 I～IV」を設けて、各種の検定試験に挑戦することを奨励している。

キャリア支援の領域では、TOEIC の得点の向上を目的とした科目、日本語検定並びに各種外国語検定試験の準備のための科目、観光英語検定試験の合格を目指す科目などに加えて、「企業就職への道」「キャリアデザイン I・II」など、直接就職活動につながる科目も設けられている。この分野では、合計 18 科目 22 単位が準備されている(資料 4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P. 21～P. 23)), 4(2)-6～7)。

カリキュラムとは別に、2013 (平成 25) 年度より英語の物語、スピーチ、映画の 1 シーンなどから、2 分程度の英語を暗唱し、発音の習熟度、そして抑揚やボディランゲージがいかに効果的に活かされているかを競う「英語レシテーション・コンテスト」を年に 1 回開催している(資料 4(2)-12)。また、外国語学部独自のプログラムとして 1 年生対象に「フレッシュ海外体験プログラム」を実施している。派遣留学制度などを利用して 2 年生からの半年・1 年間の海外留学の準備段階として行われるもので、個人負担を除く留学費用の全額を原則として大学が負担し、語学学校での研修の参加など 2 週間の海外研修体験を実施している(資料 4(2)-3～4(既出(1-9 外国語学部 P. 50, 1-20)), 4(2)-13)。

(3) 教職科目

中学校教諭一種免許状(英語)、高等学校教諭一種免許状(英語)を取得するために必要な科目を開設している。

(4) その他資格科目

外国語学部の卒業認定単位には含めることはできないが、キャリア支援プログラムとして、その重要性を発揮している。具体的には、学校図書館司書教諭の資格を取得するための 5 科目 10 単位及び浄土真宗本願寺派教師資格取得のための 8 科目 30 単位がある(資料 4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P. 45)), 4(2)-6～7)。

<4>経済情報学部

経済情報学部のカリキュラムは、教育課程の編成・実施方針に基づき、共通基礎となるものとして全学部において必修科目である建学の精神に関する科目、基礎教養科目と、経済、経営、情報、それらの学際領域に関する専門科目、教職に関する科目、自由選択科目からなる体系的な教育課程を編成している(資料 4(2)-3(既出(1-9 経済情報学部 P. 15～P. 20)))。そのうち、建学の精神に関する科目、基礎教養科目、専門科目のみが卒業要件を満たす科目となっている。卒業に必要な総単位数は 128 単位であり、そのうち、必修科目である建学の精神に関する科目 4 単位、基礎教養科目 18 単位に加え、専門科目 106 単位を修得する必要がある(資料 4(2)-3(既出(1-9 経済情報学部 P. 13～P. 14)))。

(1) 建学の精神に関する科目

建学の精神に関する必修科目として開講している「宗教学 I・II」は、建学の精神である仏教精神を理解することに加え、倫理性を培う教育の役割も担っている。

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

(2) 基礎教養科目

基礎教養科目では社会や経済状況についての幅広い知識を学ぶことを目的とし、外国語科目では、異なる言語や文化を持つ人とコミュニケーションをする手段である語学力を学ぶために、英語、ドイツ語、フランス語、中国語の中から4科目4単位を修得することとしている。また、保健体育科目では、心身を鍛え、健康づくりや安全に配慮した自己管理を学ぶため、「スポーツⅠ・Ⅱ」を必修科目としている。「法学（含日本国憲法）Ⅰ・Ⅱ」「英会話Ⅰ・Ⅱ」は選択科目であるが、教員免許状取得を希望する学生については必要な科目でもあるため必修科目にしている。なお、教員免許状取得を希望する学生については、専門科目における「情報基礎」も必修科目としている（資料4(2)-3(既出(1-9 経済情報学部 P.23)), 4(2)-6~7)。

大学での学びをスムーズに開始できるように、1年次に、少人数でゼミ形式の基礎演習Ⅰを1クラス15名程度で開講し、2年次で、それを発展させる形でゼミ形式の基礎演習Ⅱを開講して自立性を持ったコミュニケーションやプレゼンテーションの基本を修得させることを目標としている。また、2013（平成25）年度よりプレゼンテーション大会を実施し、プレゼンテーション能力のさらなる向上を図っている（資料4(2)-14）。

(3) 専門科目

専門科目では、1年次に「総合基礎Ⅰ・Ⅱ」を必修科目とし、少人数制によるリメディアル教育として数学・国語といった基礎学力の向上をめざす教育を行っている（資料4(2)-3(既出(1-9 経済情報学部 P.17))）。

教育理念及び教育目標に示された人材を育成するために、「経済の基礎」科目群を1、2年次に配置し、経済の基礎を固める科目を提供している。「経済の分析」「経済の考え方」科目群を2年次より配置し、経済の専門を学ぶ科目を開講している。「企業の経済」科目群を1年次より配置し、経営の専門を学ぶ科目を開講している。「情報系」科目群を1年次より配置し、情報の基礎からプログラミングや情報システムについて学ぶ科目を開講している。「経済と情報」科目群を2年次より配置し、これらを通じて最新の経済・情報について学ぶ科目を開講している。

必修科目として、1年次に「入門経済学A・B」を配置し、専門科目を学ぶ基礎を育成する。2年次に「キャリアデザインⅠ」を配置し、キャリア形成への意識向上を図る。3、4年次にゼミ形式で学ぶ「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を配置し、専門分野の知識の深化、及び問題発見・解決能力を養い、かつコミュニケーション力を高め得るように配慮している（資料4(2)-3(既出(1-9 経済情報学部 P.17~P.20)), 4(2)-6~7）。

また、岐阜新聞、岐阜信用金庫等の地元企業と産学連携協定を締結し、必修科目である「キャリアデザインⅠ」、選択科目である「キャリアデザインⅡ~Ⅳ」では、講義内、セミナー等において企業人等を講師に招くことで地元企業と連携し、社会と関わる実践的な経済・経営・情報を学ぶ機会を設け、広い視野を持った学生の育成を行っている（資料4(2)-3(既出(1-9 経済情報学部 P.17~P.20)), 4(2)-6~7, 4(2)-15）。

(4) 教職科目

高等学校教諭一種免許状（情報・商業）を取得するために必要となる教職科目について

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

は、各免許状に必要な教職科目がすべて修得できるように設定している(資料 4(2)-3(既出(1-9 経済情報学部 P. 24~P. 26)), 4(2)-6~7)。ただし、教職科目は卒業要件の必修科目等には含まれない。

(5) 自由選択科目

卒業認定単位には含めることはできないが、キャリア支援プログラムとして、その重要性を発揮している。具体的には、学校図書館司書教諭の資格を取得するための 5 科目 10 単位及び浄土真宗本願寺派教師資格取得のための 8 科目 30 単位がある(資料 4(2)-3(既出(1-9 経済情報学部 P. 27~P. 28)), 4(2)-6~7)。

<5>看護学部

看護学部のカリキュラムは、大学設置基準第 19 条の教育課程編成方針を踏まえ、「看護師国家試験受験資格」さらに選択として「保健師国家試験受験資格」が取得できるように、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づいて教育課程を編成している。教育課程の編成・実施方針に基づき、全学部において必修科目である「建学の精神に関する科目」、教育学部、外国語学部と共通開講している「教養基礎科目」(Yawaragi Basis)、看護学を学習する「専門基礎科目」(<人体の構造と機能><疾病の成り立ちと回復促進><人間理解><社会と健康支援>)、「専門科目」(<基礎看護学><成人看護学><老年看護学><小児看護学><母性看護学><精神看護学><在宅看護論><看護の統合><公衆衛生看護学>)からなる。卒業に必要な総単位数は 128 単位であり、「建学の精神に関する科目」4 単位、「教養基礎科目」21 単位、「専門基礎科目」33 単位、「専門科目」70 単位を修得する必要がある(資料 4(2)-3(既出(1-9 看護学部 P. 18)), 4(2)-6~7)。

保健師教育課程は「建学の精神に関する科目」4 単位、「教養基礎科目」21 単位、「専門基礎科目」37 単位、「専門科目」79 単位を修得することとしている(資料 4(2)-3(既出(1-9 看護学部 P. 27~P. 29)), 4(2)-6~7)。

養護教諭教育課程については、一部の学生のみが選択できる教育カリキュラムとして配置し、看護師課程の科目以外に公衆衛生看護学のうち 6 単位、教職科目のうち 27 単位の 33 単位を修得することとしている(資料 4(2)-3(既出(1-9 教育学部看護学部 P. 30~P. 33)), 4(2)-6~7)。

看護学部は、看護学専門分野の教育・研究、社会貢献機能を特色とすることから、基本的に各科目の配当年次は、連携の力、コミュニケーション力を縦軸にして、1 年次~4 年次にわたる積み上げ方式とし、建学の精神に関する科目、教養基礎科目、専門基礎科目、専門科目の順に配置している。横軸に学年ごとのねらいとそれにかかわる授業科目、看護学実習を示した(資料 4(2)-16(既出(3-22)))。1 年次は「建学の精神に関する科目」を学習し、本学の目指す人材像への第一歩を踏み出し、かつ幅広い教養とコミュニケーション能力の基礎を身に付ける。特に実習に臨む前の事前準備として、実習に臨むための基本的姿勢と心構えを徹底して学習する。2 年次には身体的・精神的・社会的な側面をもつ人間を深く理解することを目指すと共に、看護に必要な基礎的知識を学び、看護師としての基本的姿勢と看護技術の基礎を身に付ける。3 年次は、様々な看護の専門分野での実習を通して、看護の実践力を身に付ける。4 年次は 1 年次からの集大成として、これまで学習した知識・

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

技術・態度を駆使して、対象に応じた高い看護実践力を身に付ける。また、教養基礎科目は、どの時期においても重要な人間教育の科目であるため、1～2年次に配置し、遡って4年次でも履修可能な配置としている。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科の教育課程は、課程修了に必要な総単位数を30単位以上としており、国際教育文化専攻では、研究分野を国際教育と教育文化に分け、国際教育研究分野から演習1科目2単位を含めて4科目14単位、教育文化研究分野から12単位、両研究分野のその他の選択科目から1科目4単位以上修得する必要がある。また、国際地域文化専攻では、研究分野をアメリカ文化と中国文化と日本文化に分け、各研究分野から講義1科目4単位以上、演習1科目2単位を含めて3研究分野のその他の選択科目から合計30単位以上を履修必要がある。

研究指導については、各専攻において学生毎に研究指導教員をおき、授業科目の時間とは別に、あらかじめ定めた研究指導の時間において研究主題・研究方法に関する指導を受けながら修士論文又は特定課題研究の作成をすることとしている。

また、本研究科では各専攻免許状を取得するために、基礎資格としての修士の学位を有し、一種免許状取得に必要な単位数に「教科又は教職に関する科目」24単位を加えた単位を修得することとしている(資料4(2)-3(既出(1-9 国際文化研究科 P. 15～P. 18)), 4(2)-6～7)。

<7>経済情報研究科

経済情報研究科博士課程(前期)のカリキュラムは、講義・演習の履修と修士論文の作成を基本に構成されている。科目は、情報化の進展に伴い多様化する社会の要請に応えるべく、社会情報、経営・環境、応用経済の3分野で構成している。第1年次に修得すべき基礎科目を明示するため、基礎科目群を指定している。修士論文指導、特定課題研究指導については、演習Ⅱで行っている(資料4(2)-3(既出(1-9 経済情報研究科 P. 6～P. 7)))。

社会情報では応用情報システム論など講義7科目、演習14科目、経営・環境分野では、会計学特論など講義7科目、演習14科目、応用経済分野では理論経済学特論など講義6科目、演習12科目を配置している(資料4(2)-3(既出(1-9 経済情報研究科 P. 6)))。

経済情報研究科博士課程(後期)のカリキュラムは博士論文作成を基本に構成されている。科目は経済・情報分野として提供し、経済情報の構造化など3科目のオムニバス方式講義と地域金融など10科目の単独講義で構成され、特別演習として経済シミュレーション分析など6科目を配し、各担当者が論文指導を行う体制をとっている(資料4(2)-3(既出(1-9 経済情報研究科 P. 8)))。

[2] 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<1>大学全体

各学部の開講授業科目については、教務委員会を中心として検討の上で決定されている。全学的な教職課程の運営及び教職指導については、教員養成カリキュラム委員会におい

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

て、教員養成カリキュラム委員会規程に基づき、教員養成カリキュラムの編成等の検討を行っている(資料 4(2)-17)。

2015(平成 27)年度から教育学部、外国語学部、看護学部において、学部横断型教養教育システム(Yawaragi Basis)を運用しており、学部横断型の教養科目については、教養教育委員会を新たに設置し、教養教育カリキュラムの研究・開発、教養教育の授業編成等を審議決定している。委員の構成は、学長が指名する教育職員 1 名、各学部(短期大学部を含む)選出の教育職員 5 名、教務部長、羽島教務課長、岐阜教務課長となっている(資料 4(2)-18)。

2014(平成 26)年度からは、初年次教育の取り組みとして開設している「基礎セミナー I」(教育学部・外国語学部・看護学部)、「基礎演習 I」(経済情報学部)に加え、教育学部同様新たに 2 年次に「基礎セミナー II」を外国語学部、「基礎演習 II」を経済情報学部を追加し、専門分野の教育内容に円滑な移行ができるように内容と指導体制を充実している(資料 4-(2)-3(既出(1-9 教育学部 P. 18~P. 40)))。この「基礎セミナー I・II」(「基礎演習 I・II」)の導入により、学生と教員とのコミュニケーションをはかる機会が増えることも期待している。なお、2015(平成 27)年度から設置した看護学部についても「基礎セミナー I・II」を開講している。

教育課程・教育内容に関する事項については、各学部に教務委員会を置き、各学部教務委員会規程に基づき、教育課程の編成に関する事等、教務に関する事を審議するため月に 1 回の割合で委員会を開催している(資料 4(2)-19(既出(3-33)))。また、全学教務委員会規程に基づき、教務部長、各学部教務委員長、各学部教務副委員長、羽島教務課長、岐阜教務課長で構成する全学教務委員会を置き、教務に関する全学的事項を審議している(資料 4(2)-20(既出(4(1)-13)))。全学的重要事項については、全学教務委員会で審議した後、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第 53 条及び第 54 条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料 4(2)-21~24(既出(1-22~23, 1-4, 1-24)))。また、各学部に関する事項については、学則第 51 条及び各学部教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定する(資料 4(2)-25(既出(1-26)))。

大学院については、大学院規則第 6 条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科委員会で審議し、学長が決定する(資料 4(2)-26~27(既出(1-5, 1-27)))。大学院としての最高意思決定機関は大学院委員会であり、大学院に関する全学的事項については、大学院規則第 7 条及び大学院委員会規程に基づき、大学院委員会を置き、審議し、学長が決定する(資料 4(2)-28(既出(1-25)))。

また、2015(平成 27)年度から教学マネジメント会議を設置し、教育課程の編成に係る全学的な方針策定に関する事、教育方法に関する事、教員の教育力向上に関する事、学修成果に関する事、中・長期計画に関する事、その他教学マネジメントに関する事について、検討する(資料 4(2)-29(既出(3-18)))。

<2>教育学部

教育学部の教育内容は、具体的な科目名称として『2015 学生要覧 教育学部』に明示されており、各科目の全 15 回の概要は、シラバスで発表されている通りである。初年次教育

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

として、1、2年次に「基礎セミナー」を開講している。「基礎セミナー」については、基礎学力・教養教育委員会と称する専門委員会を設けて、継続的に検討し、教育内容についても統一が図られている(資料 4(2)-3(既出(1-9 教育学部 P. 18~P. 40)), 4(2)-6)。

クリスタルプランにおける教育内容については、2013(平成25)年3月、2014(平成26)年4月教授会において、G P委員会から3名、教育実習委員会から1名、教務委員会から1名、附属学校担当部長を委員としたクリスタルプラン全体を検討するC P委員会を発足し、教育内容の検討をしている(資料 4(2)-30~31)。また、教育学部G P委員会を設置し、教育学部G P委員会規程に基づき、優れた教育内容を学生に提供するために教育学部のG Pの発掘、提案、並びに支援等を行っている(資料 4(2)-33)。

2014(平成26)年度以前の入学生についての教育内容は、『2014 学生要覧 教育学部』に明示されており、2015(平成27)年度以降の入学生と同様、上記のとおり行っている(資料 4(2)-5(既出(4(1)-5)), 4(2)-10)。

<3>外国語学部

外国語学部の教育内容は、具体的な科目名称として『2015 学生要覧 外国語学部』に明示されており、各科目の全15回の概要は、シラバスで発表されている通りである。また、4種類の「履修モデル」を同要覧に掲載して、(1)英語を活かした企業就職を目指す人、(2)中国語を活かした企業就職を目指す人、(3)日本語教師を目指す人、(4)中等英語教員を目指す人という範疇でガイダンスを行っている。また、アカデミック以外の領域における指導として、大学及び社会生活に関する知識と知恵を扱う「基礎セミナーⅠ(1年生)」「基礎セミナーⅡ(2年生)」、一般社会へ出る準備として「キャリアデザインⅠ(1年生)」「キャリアデザインⅡ(2年生)」「企業就職への道(3年生)」も配置している(資料 4(2)-3(既出(1-9 外国語学部 P. 18~P.24, P. 26~P. 33)), 4(2)-6)。

<4>経済情報学部

経済情報学部の教育内容は、具体的な科目名称として『2015 学生要覧 経済情報学部』に明示されており、各科目の全15回の概要は、シラバスで発表されている通りである(資料 4(2)-3(既出(1-9 経済情報学部 P. 15~P. 21), 4(2)-6))。

経済情報学部において必修科目として、1年次に「入門経済学」を配置し、専門科目を学ぶ基礎を育成する。2年次に「職業選択(キャリアデザイン)」を配置し、キャリア形成への意識向上を図る。3、4年次にゼミ形式で学ぶ「専門演習」を配置し、専門分野の知識の深化、及び問題発見・解決能力を養い、かつコミュニケーション力を高め得るように配慮している。

また学生が自分の将来に向かってどのような履修を進めればよいのかを認識しやすくするため、学生の将来に向けていかなる科目を履修するのが望ましいかという履修、学習の指針となる履修モデルを作り、授業時間割表・履修の手引きに明示している(資料 4(2)-7)。

履修モデルは2013(平成25)年度以降の入学者より「人間心理と経済を学ぶ」「地域ビジネスを学ぶ」「情報のコミュニケーションを学ぶ」の3つの学びによるモデルとし、そこに各学年で配置される科目を挙げている。2013(平成25)年度より前の入学者には「情報

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

キャリアコース」「ファイナンスコース」「地域ビジネスコース」「生活環境コース」の4つの履修モデルとキーワード、学びの内容などを挙げている(資料4(2)-7 P.14~16)。

また、1年次に初年次教育の取り組みとして少人数でゼミ形式の「基礎演習Ⅰ」を1クラス15名程度で開講し、2年次で、それを発展させる形でゼミ形式の「基礎演習Ⅱ」を開講して、コミュニケーションやプレゼンテーションの基本を修得させることを目標としている。「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」の授業内容、方法については、教務委員会において検証している(資料4(2)-34)。

<5>看護学部

看護学部の教育内容は、具体的な科目名称は『2015 学生要覧 看護学部』に明示されている(資料4(2)-3(既出(1-9 看護学部 P.19~P.22)))。「履修モデル」については、入学当初、学生に資料を配付し説明をしている(資料4(2)-35)。各科目の全15回の概要は、ホームページ上のCampus Planにシラバスで公表されており、シラバスに沿って授業を運営している。教育目標を実現するために「ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラムマップ」を各教員に明示し、常に教育目標とディプロマ・ポリシーを意識した授業運営に心がけている(資料4(2)-3(既出(1-9 看護学部. i)), 4(2)-36(既出(4(1)-7)), 4(2)-6)。また、構築されたカリキュラムを検討し、授業内容の重複や脱落等をチェックし、検証するために、各科目の授業資料を保管することとした(資料4(2)-37)。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科の教育内容については、具体的な科目名称として『平成27年度学生要覧 大学院国際文化研究科』に明示している(資料4(2)-3(既出(1-9 国際文化研究科 P.4~P.5))。

国際教育文化専攻では、研究分野を国際教育と教育文化に分け、前者において国際関係特論等の講義が15科目、英語オーラルコミュニケーション演習等の演習が2科目開講され、後者において現代教育思想特論等の講義が24科目開講している。具体的な授業内容については、シラバスに記載している(資料4(2)-3(既出(1-9 国際文化研究科 P.4)), 4(2)-6)。

国際地域文化専攻では、研究分野をアメリカ文化と中国文化と日本文化に分け、アメリカ文化において講義科目はアメリカ文学特論など7科目、演習科目は英語コミュニケーション演習1科目が開講され、中国文化において講義科目は中国近代文学特論など6科目、演習科目は中国語学演習1科目が開講され、日本文化において講義科目は日本文学特論など6科目、演習科目は日本語教育演習1科目が開講されている。具体的な授業内容については、シラバスに記載されている(資料4(2)-3(既出(1-9 国際文化研究科 P.5)), 4(2)-6)。

学生側の主体的参加を促す授業方法については、2専攻ともそれぞれに属する複数分野の授業科目の履修を義務づけており、専攻する学問領域を広い視野から研究できるように科目配置している。また専攻を越えて他専攻の授業科目を課程修了必要科目として履修できるようにし、一方に偏らない思考態度を維持できるように配慮している。

学生の学習環境として、一人1台の専用パソコンを設置し、附属図書館では各種データベースにアクセスできる環境を準備し、文献検索や学術雑誌の閲覧など容易にできる環境を提供している。

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

<7>経済情報研究科

経済情報研究科博士課程（前期）の授業科目は、情報化の進展に伴って多様化する社会のニーズに応えるべく社会情報、経営・環境、応用経済の3分野に分かれているのが特色である。そのため、偏った科目選択が起きないように、授業科目30単位以上の修得については、指導教員の属する分野から講義科目12単位およびそれ以外の分野から講義科目8単位を含むように指導している。

学生の主体的参加を促す授業方法については、複数分野の授業科目を履修することを義務づけており、専攻する学問領域を広い視野から考究できるように科目設定している。また、分野を越えて他分野の授業科目を課程修了必要科目として履修することができるようにして偏らない思考態度を維持するようにしている（資料4(2)-3(既出(1-9 経済情報研究科P.1~P.3, P.6~P.7)), 4(2)-6~7)。

経済情報研究科博士課程（後期）の授業科目は、情報化の進展に伴って多様化する社会のニーズに応えるべく、経済・情報の分野を設置し、オムニバス形式及び単独形式の講義を配していることを特徴としている。

学生の学習環境として、博士課程（前期）では、共同大学院生研究室を設置し、一人1台の専用パソコンを配備している。博士課程（後期）では、各自に個室研究室を設定し、一人1台の専用パソコンを配備している。附属図書館では各種データベースにアクセスできる環境を準備して文献検索や各種ジャーナルの閲覧などが容易にできる環境を提供している。

(2) 点検・評価

●基準IV-2の充足状況

教育課程・教育内容については、2015（平成27）年度から教育学部、外国語学部、看護学部で学部横断型教養教育システム（Yawaragi Basis）を運用している。授業科目については、必修科目である建学の精神に関する科目、教養基礎科目（経済情報学部は基礎教養科目）、専門基礎科目（看護学部のみ）、専門科目に分類し、さらに必要に応じて授業科目をグループ化して体系的な教育課程としている。また、各学部ともに初年次教育の取り組みとして、少人数ゼミ形式の「基礎セミナーⅠ・Ⅱ（経済情報学部は「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」）」を開設している。

以上により、教育課程及び教育内容については充足している。

① 効果の上がっている事項

<1>大学全体

2002（平成14）年に文部科学省中央教育審議会より「新しい時代における教養教育の在り方について」（答申）が出され、大学における教養教育の抜本的充実が示されており、本学において、2015（平成27）年4月からは羽島キャンパス3学部（教育学部、外国語学部、看護学部）横断型教養教育システム（Yawaragi Basis）を導入した（資料4(2)-1~2）。学部の垣根を越え、共に学ぶ教育教養科目がスタートし、専門分野の学びの土台となる基礎

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

力を養成するだけでなく、共生社会に必要なコミュニケーション能力、幅広い知識を身につけ、柔軟性のある思考力を涵養していく体制が構築された。

<2>教育学部

2005（平成17）年9月に文部科学省採択の教員養成GPに採択された実践的指導力を育成する地域と密着した体験型教員養成プロジェクト、「クリスタルプラン」をカリキュラムに組み込んでおり、教員就職率を更に高め、採用当初から即戦力となる質の高いスペシャリストを養成することを目指している（資料4(2)-1～2）。卒業生の保育職を含む教員就職率は例年高い割合を示しており、2013（平成25）年度（2014（平成26）年3月）卒業生においても75.8%となっている。これは、全国の教員養成課程のある国立大学と比較しても2位に相当する順位となっている（資料4(2)-38）。

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

<1>大学全体

なし

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

履修のモデルコースとして、授業時間割表履修の手引きに2013（平成25）年度以降の入学者には「人間心理と経済を学ぶ」「地域ビジネスを学ぶ」「情報のコミュニケーションを学ぶ」の3つの履修モデルと各学年で配当される科目を挙げ、2013（平成25）年度より前の入学者には「情報キャリアコース」「ファイナンスコース」「地域ビジネスコース」「生活環境コース」の4履修モデルとキーワード、学びの内容などを挙げているところであるが、今後もこのモデルコースと配当科目について学生に周知させ、徹底指導する必要がある（資料4(2)-7）。

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

(3) 将来に向けた発展方策

① 効果の上がっている事項

<1>大学全体

2015（平成 27）年度から運用を開始している学部横断型教養教育システム（Yawaragi Basis）について、2015（平成 27）年度から設置した教養教育委員会において適切性の検証を進め、学生にとってより効果的な新たな教養教育カリキュラムの開発や教養教育の授業編成等を推進していく（資料 4(2)-15）。

<2>教育学部

クリスタルプランにおける教育内容について、クリスタルプラン全体を検討するCP委員会において、クリスタルプランの教職体験科目「学校インターンシップ」で形成しうるコンピテシー（資質・能力）が何であるかを解明し、これらコンピテシーの獲得を促進すべく「学校インターンシップ」の運営を抜本的に改革し、受動的なコンテンツ（活動内容）消化主義から脱却し、能動的なコンピテシー獲得主義に飛翔し、授業科目（単位）としてあるべき姿にするカリキュラム改革に向けた調査研究を進めていく（資料 4(2)-32）。

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

<1>大学全体

なし

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

各学年に設定する履修モデルコースを、オリエンテーション時に具体的に示すことで学生の理解を一層深めていく。履修モデルコースや教育課程の再編等について2014(平成26)年4月より2015(平成27)年2月まで教務委員会において検証を進め、2015(平成27)年2月教授会において教育課程を見直すことが承認された。そして、2015(平成27年)11月教授会において学則変更が承認された。2016(平成28)年度以降の入学者については、「経済コース(人間心理と経済を学ぶ)」「経営コース(ビジネスを学ぶ)」「情報コース(情報技術の活用を学ぶ)」の3つの履修モデルコースに再編する。新カリキュラムとすることで、学生のニーズに対応しながら、社会人としての基礎力を育成していく(資料4(2)-40~41)。

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

(4) 根拠資料

4(2)-1 評議会議事録2013(H25).10.19

(共通科目開設のためのプロジェクトチーム設置)

4(2)-2 2015(平成27)年度に向けた共通科目開設について(答申)

2014(H26).3.28

4(2)-3 <冊子>2015(平成27)年度学生要覧

(既出(1-9)) (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)

4(2)-4 <冊子>2016(平成28)年度大学案内

(既出(1-20))

4(2)-5 <冊子>2014(平成26)年度学生要覧

(既出(4(1)-5)) (教育学部・外国語学部・経済情報学部・国際文化研究科・経済情報研究科)

4(2)-6 <冊子>2015(平成27)岐阜聖徳学園大学シラバス

4(2)-7 <冊子>2015(平成27)年度授業時間割表履修の手引き

(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)

4(2)-8 クリスタルプラン(学校ふれあい体験・教育実践観察・実習)

4(2)-9 2015(平成27)年度フレンドシップ活動チラシ

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

- 4(2)-10 〈冊子〉2014(平成26)年度授業時間割表履修の手引き
(教育学部・外国語学部・経済情報学部・国際文化研究科・経済情報研究科)
- 4(2)-11 2015(平成27)年度岐阜聖徳学園大学教育実習関係協定関係資料
- 4(2)-12 岐阜聖徳学園大学外国語学部主催「英語レシテーションコンテスト」ポスター
- 4(2)-13 フレッシュ海外体験プログラム 要項
- 4(2)-14 2015(平成27)年度経済情報学部プレゼンテーション大会
- 4(2)-15 2015(平成27)年度産官学連携協定先一覧
- 4(2)-16 岐阜聖徳学園大学ホームページ(看護学部看護学科の設置の趣旨等)
(既出(3-17)) http://www.shotoku.ac.jp/outline/situation_report.php
[http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/gifushotoku_1410ns
ecchi_syushil.pdf](http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/gifushotoku_1410ns
ecchi_syushil.pdf)
- 4(2)-17 教員養成カリキュラム委員会規程
- 4(2)-18 教養教育委員会規程
- 4(2)-19 教務委員会規程(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
(既出(3-33))
- 4(2)-20 全学教務委員会規程
(既出(3(1)-13))
- 4(2)-21 部長会規程
(既出(1-22))
- 4(2)-22 学部長会規程
(既出(1-23))
- 4(2)-23 岐阜聖徳学園大学学則
(既出(1-4))
- 4(2)-24 評議会規程
(既出(1-24))
- 4(2)-25 教授会規程(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
(既出(1-26))
- 4(2)-26 岐阜聖徳学園大学大学院規則
(既出(1-5))
- 4(2)-27 研究科委員会規程(国際文化研究科・経済情報研究科)
(既出(1-27))
- 4(2)-28 大学院委員会規程
(既出(1-25))
- 4(2)-29 教学マネジメント会議に関する規程
(既出(3-18))
- 4(2)-30 教育学部教授会議事録2014(H26).3.19(CP委員会の発足)
- 4(2)-31 教育学部教授会議事録2014(H26).4.23(CP委員選出)
- 4(2)-32 学校インターンシップの改善

IV. 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

- 4(2)-33 教育学部G P 委員会規程
- 4(2)-34 経済情報学部教務委員会議事録 2014 (H26) . 11. 12 (「基礎演習 I ・ II」
授業内容の検討)
経済情報学部教務委員会議事録 2015 (H27) . 1. 7 (「基礎演習 I ・ II」授
業内容の検討)
- 4(2)-35 看護学部履修モデル (資料)
- 4(2)-36 カリキュラムマップ (各学部・研究科)
(既出(4(1)-7))
- 4(2)-37 看護学部教授会議事録 2015 (H27) . 11. 18
(看護学部各科目の授業資料の保管)
- 4(2)-38 2014 (平成 26) 年度卒業生の教員就職率
- 4(2)-39 経済情報学部教務委員会議事録 2015 (H27) . 2. 18 (教育課程の見直し)
経済情報学部教務委員会議事録 2015 (H27) . 11. 11 (教育課程の見直し)
- 4(2)-40 経済情報学部教授会議事録 2014 (H26) . 8. 27 (教育課程の見直し)
経済情報学部教授会議事録 2015 (H27) . 2. 25 (教育課程の見直し)
経済情報学部教授会議事録 2015 (H27) . 4. 1 (教育課程の見直し)
経済情報学部教授会議事録 2015 (H27) . 11. 18 (教育課程の見直し)

3. 教育方法

(1) 現状説明

[1] 教育方法および学習指導は適切か。

<1>大学全体

本学は、2学期制を実施しており、授業科目には前期・後期の1年間にわたる通年科目、前期のみの前期科目、後期のみの後期科目、特別に一定の期間に集中して行う集中講義科目を設けている。授業回数は、1学期15回とし、1週間の定期試験期間を設けている(資料4(3)-1(既出(1-9 教育学部等P.6)))。

学則、大学院規則には、授業の方法について規定し、授業科目を開講するにあたっては各授業科目の目標を達成するのに最も適した授業形態を検討し、講義、演習、実験・実習・実技(教育学部・外国語学部は2以上の併用含む)のいずれかにより行われている。卒業研究及び大学院科目を除いて授業は1学期完結を原則としている。各授業の内容・形態については、シラバスを通して到達目標が確認できるとともに授業形態についても確認できる内容となっている。授業実施の教室については、授業の形態に見合う教室で実施できるように、各授業担当者に対して希望調査を行っている(資料4(3)-1(既出(1-9 教育学部等P.18～P.40)))。

履修科目の上限設定については、単位制度を鑑み学生の授業への事前準備と事後展開の時間を確保することが必要である。履修科目数増による事前事後の学習時間の確保が困難とならないようにすべての学部でCAP制を導入している。各学部・研究科においては、各学期前にオリエンテーションを実施し、履修方法についてガイダンスを行っている(資料4(3)-1(既出(1-9 教育学部等P.12～P.16)))。

また、入学後の学生の能力に応じた補習・補充教育については、全学部の各教員オフィスアワーの時間を設け、個別指導、レポート指導、実習指導等を行っている。オフィスアワーの時間や教員への連絡方法等の詳細については、授業時間割表履修の手引きに掲載し、学生に周知している(資料4(3)-3(既出4(2)-7))。

2014(平成26)年度から外国語学部において学士課程教育の質的転換を図るためにポートフォリオ(Manaba)を他学部にも先行して導入した。外国語学部において導入したポートフォリオについて、2015(平成27)年10月開催の教学マネジメント会議で検証し、本学の学士課程教育の質的転換を図るツールとして導入するため、ポートフォリオの全学的な導入に向けた検討ワーキンググループを設置し、現在検討を行っている(資料4(3)-4～5)。

教育方法に関する事項については、各学部に教務委員会を置き、各学部教務委員会規程に基づき、履修方法に関する事、試験に関する事、学業評価及び卒業に関する事等、教務に関する事を審議するため月に1回の割合で委員会を開催している(資料4(3)-6(既出(3-33)))。また、全学教務委員会規程に基づき、教務部長、各学部教務委員長、各学部教務副委員長、羽島教務課長、岐阜教務課長で構成する全学教務委員会を置き、教務に関する全学的事項を審議している(資料4(3)-7(既出(4(1)-13)))。全学的重要事項については、全学教務委員会で審議した後、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第53条及び第54条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料4(3)-8～11(既出(1-22～23, 1-4, 1-24)))。また、各学部に関する事項については、学則

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

第51条及び各学部教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定する(資料4(3)-12(既出(1-26)))。

大学院については、大学院規則第6条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科委員会で審議し、学長が決定する(資料4(3)-13~14(既出(1-5, 1-27)))。大学院としての最高意思決定機関は大学院委員会であり、大学院に関する全学的事項については、大学院規則第7条及び大学院委員会規程に基づき、大学院委員会を置き、審議し、学長が決定する(資料4(3)-15(既出(1-25)))。

また、2015(平成27)年度から教学マネジメント会議を設置し、教育課程の編成に係る全学的な方針策定に関する事、教育方法に関する事、教員の教育力向上に関する事、学修成果に関する事、中・長期計画に関する事、その他教学マネジメントに関する事について、検証、検討している(資料4(3)-16(既出(3-18)))。

<2>教育学部

授業は、大学設置基準に従い、講義、演習、実験・実習・実技(2以上の併用含む)のいずれかにより行われており、学則及び学生要覧にもその区分が明示されている。週1回開講し、半期で完結させ(「卒業研究」等の一部の科目は通年)、単位認定を行っている(資料4(3)-1(既出(1-9 教育学部P.12~P.16)), 4(3)-2(既出(4(2)-6)), 4(3)-3(既出(4(2)-7)))。

文部科学省の教員養成GPに採択された「クリスタルプラン」では、「教職体験科目群」と「子ども理解科目群」に属する科目を履修することにより、実践的指導力を高めるとともに採用当初から即戦力となる質の高い教員を養成することを目指している。1年次から履修する「学校ふれあい体験」をはじめとする実習授業では、各実習先に本学の教員が巡回し、学生の指導にあたっている(資料4(3)-1(既出(1-9 教育学部P.19, 4(3)-2(既出(4(2)-6)), 4(3)-6(既出(4(2)-8)))。

学校心理課程を含む2014(平成26)年度以前の入学生については、2015(平成27)年度以降の入学生と同様、上記のとおり教育方法及び学習指導を行っている(資料4(3)-18~19(既出(4(1)-5, 4(2)-10)))。

<3>外国語学部

本学の授業は、講義、演習、実験・実習・実技(2以上の併用含む)のいずれかにより行われている。外国語学部は英語のコミュニケーション能力の育成に力を入れているので、必然的に演習科目が多くなる。4つの言語技能の向上を目指す科目はすべてが演習である。語学のクラスについては、少人数制で授業が受けられるように配慮しており、TOEIC IPテストを1~2年生を対象に実施し、このスコアを「English Communication A~F」、「Reading and Discussion I・II」等のクラス分けに活用している。学生自身が英語の運用能力の中で、どの部分が弱いかを判断して授業に取り組んだり、明確な努力目標を設定できたりするようにしている。なお、このTOEIC IPテストにおける受験費用は大学が全額負担している(資料4(3)-1(既出(1-9 外国語学部P.19~33, P.50)))。

外国語学部教授会規程に基づき設置されている改革委員会から英語カリキュラム到達目標の作成について学部教務委員会に依頼があり、外国語学部の外国語教育のプロセス及び

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

到達目標が共有できるように、5つの言語能力（やりとり・発表・書く・聴く・読む）と4つのレベルごとの到達目標の一覧表の作成している（資料4(3)-20）。

また、1年次に履修する科目はほとんどが必修科目であり、1年次以上で履修する科目は、国際キャリアコース、中等英語教員養成コースのいずれも必修は10単位で、残りの51単位は選択科目となっており、学生が自主的にプログラムを決定する機会を設けている。

授業外での学習に関しては、一人ひとりの学生がどれだけ学習をしたかを確認するのは容易ではないが、語学の基礎を学ぶ重要な科目は少人数の演習科目になっており、授業への個人の参加を促し、授業外学習の成果を確認する。「英作文」など科目によっては提出物を頻繁にかつ入念に添削する。このような指導を可能にするために、1クラス当たり的人数を制限して教員の添削などの業務の負担が多過ぎないように配慮している（資料4(3)-1(既出(1-9 外国語学部 P. 19~33), 4(3)-2(既出4(2)-6), 4(3)-3(既出4(2)-7))）。

2014（平成26）年度から外国語学部において学士課程教育の質的転換を図るためにポートフォリオ(Manaba)を他学部に先行して導入し、資料配付や課題提出等の機能を利用して学習成果を振り返ることができるので授業で活用されている。

<4>経済情報学部

本学の授業は、講義、演習、実験・実習・実技のいずれかにより行われている。

開設科目は大きく教養科目(22単位)と専門科目(106単位)に区分され、専門科目には、基礎科目として、「総合基礎Ⅰ」2単位、「総合基礎Ⅱ」2単位、「入門経済学A」2単位、「入門経済学B」2単位を導入科目として置いており、専門教育科目へスムーズに移行できる仕組みを作っている。

情報系科目では30人を超えるクラスには学習効果を高めるために、大学院生TAまたは授業補助員を配置している（資料4(3)-21）。

<5>看護学部

授業は、目的や内容によって講義、演習、実習・実技のいずれかにより行い、学則及び学生要覧にもその区分が明示されている。講義は週1回開講し半期で完結させ単位認定を行っている。教員は、他の講義を聴講し情報交換を行うことによって、学生の習熟状況を把握しながら授業を進めており、専門科目の学内技術演習では、効果的な指導ができるように学生人数によって教員配置をしている。知識・技術を統合して学ぶ臨地実習は1週間で1単位であり、講義や演習等で学習した看護の知識・技術・態度を医療等の現場で、対象に合わせて看護を展開することを学ぶ体制としている（資料4(3)-1(既出(1-9 看護学部 P. 18~P. 36))）。また、「実習施設合同会議（第1回臨地実習連絡協議会）」を開催し、本学の教育理念・教育目的・目標、卒業時の到達目標、カリキュラム、臨地実習計画、安全管理の説明等を行い、学生指導に関して大学側と教育側が共通理解のもとに、一貫した教育が行えるよう協力を求めるとともに、専門領域別の「実習指導者会議」を随時行い、年間実習計画の決定、実習実施報告、実習評価等について検討を行うと共に、学生の実習に関わる課題の検討を行っている（資料4(3)-22）。

学生の主体的参加を促すために、「基礎セミナーⅠ」の各グループの担当教員を中心に、

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

1年次には看護学部独自に作成した「大学生としての学びガイド」を利用し、少人数でのディスカッションで具体的に理解できるようにしている(資料4(3)-23)。

<6>国際文化研究科

講義、演習のいずれの授業も少人数によるため、知識や技能を提供するだけでなく、課題に対して学生がレジュメを作成し、授業内で研究報告をする等の学生側の能動的な学習意欲を引き出す工夫が授業に取り入れている。

研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導については、学年初めのオリエンテーションを通して担当者による丁寧な説明がなされている。研究指導は、研究計画書に基づき、指導教員が指導に当たっている。1年次と2年次の論文中間発表会に加えて最終的な修士論文発表会の計3度にわたる発表会が1年間に計画・実施されており、2年次の中間発表会と最終発表会では、本研究科の全指導教員と大学院学生が出席するとともに、1年次生が進行を担当している。このように大学院全体で研究指導や学位論文作成指導に取り組んでいる(資料4(3)-1(既出(1-9 国際文化研究科 P.2)))。

<7>経済情報研究科

本研究科においては、2時間の講義に対して4時間の予習・復習を想定している。博士課程(前期)については60時間分の講義に対して4単位、博士課程(後期)については、30時間分の講義に対して2単位を与えている。

また、演習に関しても2時間の演習に対して4時間あるいはそれ以上の予習・復習が想定されるため、博士課程(前期)については、60時間分の演習に対して4単位、博士課程(後期)については180時間の演習に対して12単位を与えている。

特殊な形態として、博士課程(前期)においては、社会人学生を対象として講義科目のネットワークサービスによる受講を認めている。これは電子メール、インターネットビデオ電話サービス、Webページ等を利用した通信回線を利用した方法で行われ、60時間分の講義(4単位)に対応して16時間分の夏季や冬季の休暇を利用したスクーリングを課している。

現在は学生数が少ないため、どの授業も1対1あるいはそれに近い形で行われており、科目の担当者、学生の反応を見ながら教育効果を吟味し、ただちに授業に反映している(資料4(3)-1(既出(1-9 経済情報研究科 P.1~P.5)), 4(3)-2(既出(4(2)-6)), 4(3)-3(既出(4(2)-7)))。

研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導については、学年初めのオリエンテーション時に担当者が説明を行っている。研究指導は、研究計画書に基づき、指導教員が指導に当たっている。博士課程(前期)では、2年次に論文中間発表会と最終的な修士論文発表会の2度を計画・実施しており、論文発表会については、本研究科担当教員及び大学院学生のほか、外部公開を行い、研究指導・学位論文作成指導に取り組んでいる。

博士課程(後期)では、2年次の論文中間発表に加えて3年次に博士論文発表会を計画・実施し、研究指導・学位論文作成指導に取り組んでいる。

また、教員同士の連絡会を開催し、学生の修得状況を連絡しあっている。

[2] シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<1>大学全体

シラバスの作成にあたっては教員に作成要領を配付しており、作成要領に基づき全学的に統一された形式で、卒業研究を除くすべての科目について作成している。授業科目に関する情報（講義名、開講責任部署、講義開講時期、講義区分、基準単位数、教室、曜日・時間など）、概略（到達目標及びテーマ、授業の概略）、評価方法、授業計画詳細（15回の授業の内容、事前準備、事後学習）、テキスト等に関する情報（テキスト、ISBN 番号、参考文献、参考 URL）、ディプロマ・ポリシーに基づく「期待される学修成果」が記載されている。「期待される学修成果」は、2015（平成 27）年度入学生から適用している学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）における学習成果が端的に示されている。この「期待される学修成果」は、カリキュラムマップとも連携している。また、シラバスは大学ホームページで公開している（資料 4(3)-2(既出(4(2)-6))）。

シラバスの適切性については、学生による授業評価アンケートによって「シラバスの説明は、授業概要を知る上で役に立った。」「授業のねらいや学生の到達すべき目標について明確に提示された。」という設問項目を設けることで各教員によるシラバスの記載内容の見直しに役立てている。2015（平成 27）年度より学生にとって各授業での取り組み目標がわかりやすくなるようシラバス内に各授業においての到達目標を明示するようにしている（資料 4(3)-24～25）。

<2>教育学部

シラバスは、全学的に統一された形式で作成され、大学ホームページで公開している。提出されたシラバスの記述が適切であるかどうかを確認するために、前年度末の 2 月に各専修の教務委員を中心とした 2 名以上の教員に依頼し、第三者のチェックを実施している（資料 4(3)-26～27）。学生に対してはシラバスを確認することで学習計画を立て、予習及び復習に役立てることができることをオリエンテーションで指導している。また、2015（平成 27）年度からシラバスに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）における学習成果を記載することで、教育課程の体系的編成とカリキュラムマップを連携させている（資料 4(3)-2(既出(4(2)-6))）。

<3>外国語学部

シラバスは、全学的に統一された形式で作成され、大学ホームページで公開している。シラバスの記述が適切であるかどうか、前年度末の教務委員会で教務委員がすべての科目のシラバスに目を通して確認している（資料 4(3)-26～27）。学生に対してはシラバスを確認することで学習計画を立て、予習及び復習に役立てることができることをオリエンテーションで指導している。また、2015（平成 27）年度からシラバスに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）における学習成果を記載することで、教育課程の体系的編成とカリキュラムマップを連携させている（資料 4(3)-2(既出(4(2)-6))）。なお、英会話や英作文などをクラス分けして行う授業はシラバスを統一している。

<4>経済情報学部

シラバスは、全学的に統一された形式で作成され、大学ホームページで公開している。前年度末の3月の教務委員会において、シラバスの記述が適切であるかどうか、授業計画、評価方法、事前事後学習などの項目を中心に教務委員が点検、確認している(資料4(3)-26~27)。また、2015(平成27)年度からシラバスに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)における学習成果を記載することで、教育課程の体系的編成とカリキュラムマップを連携させている(資料4(3)-2(既出(4(2)-6)))。

<5>看護学部

シラバスは全学的に統一された形式で作成され、大学ホームページで公開している。シラバスには学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づく期待される学習成果、事前・事後の学習課題、参考書等も明示し、学生に対してはシラバスを確認することで学習計画を立て予習及び復習に役立てることができることをオリエンテーションで指導している(資料4(3)-2(既出(4(2)-6)))。

<6>国際文化研究科

シラバス作成については、すべての科目について統一された書式で記載され、大学ホームページで学生に公開されている。シラバスは、半期科目は1回から15回まで、通年科目は1回から30回まで学習内容が詳細に記載され、評価方法や評価の観点についても具体的に記載している(資料4(3)-2(既出(4(2)-6)))。

また、授業内容・方法とシラバスの整合性を確実にするため、その作成要領をあらかじめ担当教員全員に配付している。2015(平成27)年度からシラバスに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)における学習成果を記載することで、教育課程の体系的編成とカリキュラムマップを連携させている(資料4(3)-2(既出(4(2)-6)))。

<7>経済情報研究科

シラバスには、授業の概略、到達目標、評価方法、授業計画詳細、テキスト、参考文献を記載し、受講生の履修選択の判断に資している。複数教員が共同で担当するオムニバス科目は、担当教員相互の話し合いにより、講義水準の統一性、内容の一貫性を保つよう配慮されている(資料4(3)-2(既出(4(2)-6)))。

シラバスは大学ホームページ上で学生が閲覧できるようになっている。

原則として、シラバスに基づき授業は展開されている。しかし、現在は学生数が少ないため、どの授業も1対1あるいは、それに近い形で行われている。このことを活かすために科目担当者は、学生の能力や反応を見ながら教育効果を吟味し、適宜調整を行うことによって柔軟な授業を展開している。科目の担当者、学生の反応を見ながら教育効果を吟味し、ただちに授業に反映している。したがって、受講生の能力等に応じて、授業内容を弾力的に修正することもある。また、2015(平成27)年度からシラバスに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)における学習成果を記載することで、教育課程の体系的編成とカリ

キュラムマップを連携させている(資料4(3)-2(既出(4(2)-6)))。

[3] 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<1>大学全体

成績評価は全学規程である「試験規程」と「成績評価等に関する規程」に従い、担当教員が責任を持って行い、それによって単位認定を行っている。学生が評価に疑問を持った場合は成績質問書によって問い合わせることができ、担当教員が回答する制度を設けている(資料4(3)-28~30)。

本学における成績の評価は、(1)合格(「秀(A)」=90~100点、「優(B)」=80~89点、「良(C)」=70~79点、「可(D)」=60~69点)、(2)不合格(「不可(F)」=59点以下)、(3)失格(「失格(G)」=試験を棄権した場合と欠席(公欠を含む)が全授業回数の1/3を超える場合)、(4)認定(「認定(T)」=学則第13条及び大学院規則19条に則り、単位の認定がされた場合)の4種類で行われている。本学ではGPA制度を設けており、合格の成績は4~1点で、不合格・失格の成績は0点でGPAの計算が行われる。なお、「公欠」の範囲は別に定め、公欠は担当教員による補講等受けた場合に限り、欠席数に加えない(資料4(3)-1(既出(1-9 教育学部等P.14~P.15)))。

GPAは、現在のところ直接学生の身分に影響はないが、主に学生の学習到達度の自覚を促すために用いられ、GPA値が低い場合(1.5未満)は指導教員から指導が行われる。また、卒業時の成績優秀者の選考の参考資料として用いられている。なお、他大学や留学先で取得した単位が認定された場合にはGPAへの算入は行われない。

GPA制度の導入と同時に「履修登録取り消し制度」が設けられ、一旦授業に登録はしたものの、何らかの理由から受講の継続が困難になった場合、特別に申し出ることができる。この取り消し期間は、授業の開始後10週目あるいは11週目に設定され、このとき登録の取り消しが認められれば、成績の評価の対象とならないので、GPAに影響を及ぼすことはない。

また、学部では学生が1学期に履修できる単位数の上限を定めるCAP制を導入している(資料4(3)-1(既出(1-9 教育学部等P.15~P.16)))。

既修得単位の認定については、学則13条及び大学院則19条に基づき、各学部・研究科において行われている(資料4(3)-31~32(既出(1-4~5)))。

<2>教育学部

成績の評価は、(1)合格(「秀(A)」=90~100点、「優(B)」=80~89点、「良(C)」=70~79点、「可(D)」=60~69点)、(2)不合格(「不可(F)」=59点以下)、(3)失格(「失格(G)」=試験を棄権した場合と欠席(公欠を含む)が全授業回数の1/3を超える場合)、(4)認定(「認定(T)」=学則第13条に則り、単位の認定がされた場合)の4種類で行われている。教育学部ではGPA制度を設けており、合格の成績は4~1点で、不合格・失格の成績は0点でGPAの計算が行われる。なお、「公欠」の範囲は別に定め、公欠は担当教員による補講等受けた場合に限り、欠席数に加えない(資料4(3)-1(既出(1-9 教育学部P.14~P.15)))。

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

また、学生が1学期に履修できる単位数の上限は、1・2年次30単位、3・4年次26単位と定め、授業の外での学習時間が十分に確保できるように配慮している。ただし、直前の学期のGPAが2.5以上3.0未満の学生には、1学期1・2年次32単位、3・4年次28単位、直前の学期のGPAが3.0以上の学生には、1学期1・2年次34単位、3・4年次30単位の履修登録を認めている(資料4(3)-1(既出(1-9 教育学部P.15~P.16)))。

複数の教員が同一科目を担当する「基礎セミナー」のような科目にあつては、教員間で評価基準にばらつきが起らないよう、評価基準を統一し共有することとしている(資料4(3)-33)。成績発表後に、成績に不明な点がある学生は、指定された時期に成績質問書を事務局に提出することで担当教員に問い合わせをすることができる(資料4(3)-30)。

既修得単位認定は教務委員会で単位認定原案を作成し、教授会で審議を行い決定している。

<3>外国語学部

成績の評価は、(1)合格(「秀(A)」=90~100点、「優(B)」=80~89点、「良(C)」=70~79点、「可(D)」=60~69点)、(2)不合格(「不可(F)」=59点以下)、(3)失格(「失格(G)」=試験を棄権した場合と欠席(公欠を含む)が全授業回数の1/3を超える場合)、(4)認定(「認定(T)」=学則第13条に則り、単位の認定がされた場合)の4種類で行われている。外国語学部ではGPA制度を設けており、合格の成績は4~1点で、不合格・失格の成績は0点でGPAの計算が行われる。なお、「公欠」の範囲は別に定め、公欠は担当教員による補講等受けた場合に限り、欠席数に加えない(資料4(3)-1(既出(1-9 外国語学部P.15~P.16)))。

また、他学部同様、GPA制度の導入と同時に「履修登録取り消し制度」を設け、一旦授業に登録し、何らかの理由から受講の継続が困難になった場合、特別に申し出ることができる。なお、卒業要件科目4科目以上を取り消す場合は指導教員から許可を必要としている。

また、学生が1学期に履修できる単位数の上限は、24単位と定め、授業の外での学習時間が十分に確保できるように配慮している。ただし、直前の学期のGPAが2.5以上3.0未満の学生には、1学期26単位、直前の学期のGPAが3.0以上の学生には、1学期28単位の履修登録を認めている(資料4(3)-1(既出(1-9 外国語学部P.16~P.17)))。

複数の教員が同一科目を担当する「基礎セミナー」のような科目にあつては、教員間で評価基準にばらつきが起らないよう、担当者間で話し合っている。成績発表後に、成績に不明な点がある学生は、指定された時期に成績質問書を事務局に提出することで担当教員に問い合わせをすることができる(資料4(3)-30)。

既修得単位認定は教務委員会で単位認定原案を作成し、教授会で審議を行って決定している。

<4>経済情報学部

成績の評価は、(1)合格(「秀(A)」=90~100点、「優(B)」=80~89点、「良(C)」=70~79点、「可(D)」=60~69点)、(2)不合格(「不可(F)」=59点以下)、(3)失格(「失格(G)」=試験を棄権した場合と欠席(公欠を含む)が全授業回数の

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

1/3を超える場合)、(4)認定(「認定(T)」=学則第13条に則り、単位の認定がされた場合)の4種類で行われている。経済情報学部ではGPA制度を設けており、合格の成績は4~1点で、不合格・失格の成績は0点でGPAの計算が行われる。なお、「公欠」の範囲は別に定め、公欠は担当教員による補講等受けた場合に限り、欠席数に加えない(資料4(3)-1(既出(1-9 経済情報学部P.30~P.31)))。

また、学生が1学期に履修できる単位数の上限は、24単位と定め、授業の外での学習時間が十分に確保できるように配慮している。ただし、直前の学期のGPAが2.5以上3.0未満の学生には、1学期26単位、直前の学期のGPAが3.0以上の学生には、1学期28単位の履修登録を認めている(資料4(3)-1(既出(1-9 経済情報学部P.31~P.32)))。

成績評価と単位認定については、成績評価者である科目担当教員がどのように成績評価を行うかについて、各授業科目のシラバスに掲載している(資料4(3)-2(既出(4(2)-6)))。成績に対して学生側から質疑がある場合には、原則として成績発表後2週間以内に「成績質問書」を教務課に提出し、その後成績評価に関する調査が行われることになる(資料4(3)-30)。また、履修した授業科目の成績評価方法は、その学習の成果について試験(定期試験、追試験)や平常評価(レポート、学習態度等)など授業担当者の教育方針及び評価方法に基づいて評価を行っている。これは学生要覧で明示しており、それに沿って100点満点で成績評価を行っている(資料4(3)-1(既出(1-9 経済情報学部P.29~P.30)))。

複数の教員が同一科目を担当する「基礎演習」のような科目にあっては、教員間で評価基準にばらつきが起こらないよう、担当者間で話し合っている。

既修得単位認定は教務委員会で単位認定原案を作成し、教授会で審議を行って決定している。

<5>看護学部

成績の評価は、(1)合格(「秀(A)」=90~100点、「優(B)」=80~89点、「良(C)」=70~79点、「可(D)」=60~69点)、(2)不合格(「不可(F)」=59点以下)、(3)失格(「失格(G)」=試験を棄権した場合と欠席(公欠を含む)が全授業回数1/3を超える場合)、(4)認定(「認定(T)」=学則第13条に則り、単位の認定がされた場合)の4種類で行われている。看護学部ではGPA制度を設けており、合格の成績は4~1点で、不合格・失格の成績は0点でGPAの計算が行われる。なお、「公欠」の範囲は別に定め、公欠は担当教員による補講等受けた場合に限り、欠席数に加えない(資料4(3)-1(既出(1-9 看護学部P.15~P.16)))。

また、学生が1学期に履修できる単位数の上限は、24単位と定め、授業の外での学習時間が十分に確保できるように配慮している。

成績評価方法には、筆記試験、技術試験等がシラバスに明記されている。看護技術等の演習科目では技術練習時間の確保につとめ、技術試験は複数教員で確認し、成績評価の公平性を保っている。複数の教員が同一科目を担当する「基礎セミナー」のような科目にあっては、教員間で評価基準にばらつきが起こらないよう、担当者間で話し合っている。例えば、学生がテーマに沿って学びを発表する全体発表会を開催することによって、教員各自の評価の視点にばらつきが起こらないようにしている。成績発表後に、成績に不明な点

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

がある学生は、指定された時期に成績質問書を事務局に提出することで担当教員に問い合わせをすることができる(資料4(3)-30)。既修得単位については、学則第13条に基づき、教務委員会で検討し教授会で認定している。

<6>国際文化研究科

成績の評価は、(1)合格(「秀(A)」=90~100点、「優(B)」=80~89点、「良(C)」=70~79点、「可(D)」=60~69点)、(2)不合格(「不可(F)」=59点以下)、(3)失格(「失格(G)」=試験を棄権した場合と欠席(公欠を含む)が全授業回数の1/3を超える場合)、(4)認定(「認定(T)」=大学院規則第19条に則り、単位の認定がされた場合)の4種類で行われている。国際文化研究科ではGPA制度を設けており、合格の成績は4~1点で、不合格・失格の成績は0点でGPAの計算が行われる(資料4(3)-1(既出(1-9 国際文化研究科P.13~P.14)))。なお、「公欠」の範囲は別に定め、公欠は担当教員による補講等受けた場合に限り、欠席数に加えない。

なお、修士論文については、合格・不合格の判定がなされ、段階評価は与えていない。

<7>経済情報研究科

成績の評価は、(1)合格(「秀(A)」=90~100点、「優(B)」=80~89点、「良(C)」=70~79点、「可(D)」=60~69点)、(2)不合格(「不可(F)」=59点以下)、(3)失格(「失格(G)」=試験を棄権した場合と欠席(公欠を含む)が全授業回数の1/3を超える場合)、(4)認定(「認定(T)」=大学院規則第19条に則り、単位の認定がされた場合)の4種類で行われている。経済情報研究科ではGPA制度を設けており、合格の成績は4~1点で、不合格・失格の成績は0点でGPAの計算が行われる(資料4(3)-1(既出(1-9 経済情報研究科P.13~P.14)))。なお、「公欠」の範囲は別に定め、公欠は担当教員による補講等受けた場合に限り、欠席数に加えない。

なお、修士論文、博士論文については、合格・不合格の判定がなされ、段階評価は与えていない。

[4] 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

<1>大学全体

教育活動の評価に関しては、全学的に学生による「授業評価アンケート」を全科目(一部の少人数クラスを除く)に実施し、授業評価アンケート結果集計、自由記述欄記載内容を各教員にフィードバックすることで、教育成果の検証、授業改善を行っている。授業評価アンケート結果を受けて各教員が担当授業科目の内1科目の「学生による授業評価アンケート 自己点検・評価報告書」を作成し、大学ホームページ上で公開している(学内からのみ閲覧可)(資料4(3)-24,4(3)-34~35)。授業評価アンケートを受けて、各学部で授業評価アンケートの結果が高かった教員の授業での取り組みや授業評価アンケート結果を受けての授業の取り組みを検討する授業改善報告会を2013(平成25)年度から実施している(資料4(3)-36)。

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

また、FD活動の一貫として、本学専任教員による授業改善に関する発表（FDサロン）を年1回実施している（資料4(3)-37）。FDサロンでは、アンケートを実施し、FDサロンの有効性を検証するとともに、次年度以降の内容の検討材料としている（資料4(3)-38）。

2016（平成28）年度から、全学部（短期大学部を含む）において公開授業を実施する予定である。これは、毎年、教育学部4人、外国語学部2人、経済情報学部2人、看護学部2人、短期大学部2人が授業を公開し、各教員は所属学部を問わず1つ以上の授業を参観し、参観した教員はアンケートを提出する。公開授業を行った教員は報告書を作成し、公開する（資料4(3)-39）。

大学院では、「学生による授業評価アンケート」を研究科独自で実施しており、教員の教育活動の評価を検証している。また、研究科ごとにFDサロン等を実施し、授業改善に努めている（資料4(3)-24, 4(3)-40）。

<2>教育学部

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修については、教育学部と外国語学部合同で教員による公開授業を前期・後期にそれぞれ1回実施している。公開授業の担当は隔年で各学部の教員の持ち回りとしている（資料4(3)-41）。公開授業では授業アンケートを実施し、授業内容充実と授業運営の改善等フィードバックすることで教育内容・方法の改善に結びつけている（資料4(3)-42）。

<3>外国語学部

教育学部と外国語学部合同で教員による公開授業を隔年で前期・後期に各1回行っており、公開授業を行う教員は学部間で持ち回りとしている（資料4(3)-41）。教員は通常の授業を公開授業として、他の教員がこれを聴講することによって研究授業とし、相互に評価を行って授業へのフィードバックとして、授業の改善を行っている（資料4(3)-42）。

長期的な視点では、特に英語関連の科目においては、外国語学部教授会規程に基づき設置された改革委員会及び関連教員会議などがTOEICなどの統一試験の成果と照らし合わせて教育効果の検討を行い、将来のカリキュラム編成の参考としている。

<4>経済情報学部

2013（平成25）年度から始まった1年生の基礎演習Ⅰ、2014（平成26）年度から始まった2年生の基礎演習Ⅱの授業内容、方法については、教務委員が中心となり情報交換を行なっている（資料4(3)-43(既出(4(2)-34))）。

教員による公開授業を少なくとも年に1回行っている（資料4(3)-44）。教員は通常の授業を公開授業として、他の教員がこれを聴講することによって研究授業とし、相互に評価を行って授業へのフィードバックとして、授業の改善を行っている（資料4(3)-45）。

FDにかかわる研究会は、学部及び研究科の区別なく共通の課題であると認識するテーマについては、学部及び研究科が合同で開催している。このような取り組みが、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつき、新たな検討の機会となっている（資料4(3)-33(既出(3-59))）。

<5>看護学部

学生を受け入れた本年度より、学生の授業評価の方法を検討し、効果的な授業、評価などについて検討している。各自の授業に関連ある科目については教員間で相互に授業を聴講し、適宜情報交換を行っている。FD研修では、学部内のFD推進部会が開学初年度として、2015（平成27）年6月「看護研究における倫理について」、7月「各職位の役割と責務」、8月「実習指導における教員の役割」、10月「質的研究の方法(M-GTA)」を実施し、12月「多職種連携に関する研修後伝達講習と多職種連携ワーキングの活動報告を踏まえた学部の多職種連携のあり方を考える」、2016（平成28）年2月、3月に計画を立て、基本的姿勢、教育、実習、研究、社会貢献、管理運営の内容のうちから学部内研修会を実施し、教育の改善に役立てている（資料4(3)-47～48(既出(3-74～75))）。

<6>国際文化研究科

授業内容及び方法の改善を図るために、研究科全体で組織的な研修と研究を実施している。特にFDについては、運営委員会において検討し、研究科委員会で実施している。授業内容の改善や教育方法の改革を組織的に行っており、国際文化研究科教員による授業改善に関する発表（FDサロン）を行い授業内容の改善に結びつけている（資料4(3)-40）。

すべての専任教員が学部と兼任であることから、各教員が基礎となる所属学部のFD活動にも参加し、教育内容・方法の改善に役立てている。

<7>経済情報研究科

学生の指導教員及び受講する講義の教員が集まり、当該学生ごとに教育の状況を打ち合わせする「連絡会」を2～3か月に一度開催し、教育成果を継続的かつ研究科として組織的に検証している（資料4(3)-49）。

すべての専任教員が学部と兼任であることから、各教員が基礎となる所属学部のFD活動にも参加し、教育内容・方法の改善に役立てている。

(2) 点検・評価

●基準IV－3の充足状況

授業の方法については学則、大学院規則に規定しており全学的に統一されたシラバスを作成し、授業形態等を明示している。また、すべての学部で履修科目数増による事前事後の学習時間の確保が困難とならないようCAP制を導入している。成績評価については、GPA制度を設け、学生の学習到達度の自覚を促している。教育活動の評価に関しては、全学的に学生による「授業評価アンケート」を実施し、授業改善報告会等のFD活動により教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。

以上により、教育方法については概ね充足している。

なお、学生の主体的参加を促す授業方法の開拓について、さらなる研究が望まれる。

① 効果の上がっている事項

<1>大学全体

教育活動の評価をするために全学的に学生による「授業評価アンケート」を実施し、授業評価アンケート結果を受けて授業の取り組みを検討する授業改善報告会、本学専任教員による授業改善に関する発表をするFDサロン等を通して教育課程や教育内容・方法を改善するためのFD活動を数多く実施している(資料4(3)-24~25, 4(3)-36~38)。

また、シラバスの作成と内容の充実を図るために「期待される学修成果」や「到達目標」を明示するとともに第三者によるシラバス内容をチェックするシステムを構築している(資料4(3)-26)。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

効果的な授業・評価を検討するためにも2015(平成27)年度は、6月より月1回のペースで学部FD研修会を実施し、2015(平成27)年度は、教員の役割・責務、研究、倫理、実習指導の在り方や授業評価などについて計画的に進めている(資料4(3)-47~48(既出(3-74~75)))。FDの出席率は100~84%と高い出席率となっている(資料4(3)-51(既出(3-76)))。

<6>国際文化研究科

教育成果の定期的検証は毎年9月に大学院FDサロンを設け、活発な議論を通して教育改善に繋げている(資料4(3)-40)。

<7>経済情報研究科

現在は学生数が少ないため、どの授業も1対1あるいは、それに近い形で行っており、科目の担当者、学生の反応を見ながら教育効果を吟味して、授業に反映している。その指導状況を「履修状況記録簿」に残し、研究科委員会メンバーで共有することで、教育改善につなげている(資料4(3)-53)。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

学士課程教育の質的転換を図るために外国語学部が他学部には先行してポートフォリオ(Manaba)を導入している。今後、全学的な学士課程教育の質的転換を図るツールとして導入していく必要がある。

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

シラバスに基づいて授業が展開されているかについては、これまで専任教員に対しては年度当初の教授会において再確認し、非常勤講師に対しては前年度末に開催する非常勤講師との打合せ会において依頼するにとどめていたが、シラバスで示された授業内容・方法に基づいて授業が展開されているかについて受講する学生からもアンケート等の実施によりその状況を適切に把握していく必要がある。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

学生が各授業において求められる英語力を達成するための学習到達目標が不明確であるため、英語カリキュラム到達目標を作成していく必要がある。

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

複数の教員が同一科目を担当する「基礎セミナーⅠ」の評価については、ばらつきがみられた。将来に向けて、評価基準の改善を引き続き検討していく(資料 4(3)-54~55)。

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

(3) 将来に向けた発展方策

① 効果の上がっている事項

<1>大学全体

FD活動の一貫として、さまざまな分野の授業に接し、その体験による発見を通して、相互研鑽を行い、今後の授業改善に役立てるとともに、関連する授業の具体的な内容を参考にすることで、カリキュラム内の授業間のつながりを見直し、組織としての教育力向上を目指すことを目的として2016(平成28)年度から全学部共通の公開授業を実施する予定である。

また、シラバスの作成と内容の充実については、これまでのシラバス作成要領と教育目標、教育課程の編成・実施方針に基づく第三者によるシラバス内容のチェックに加え、カリキュラムマップやナンバリングとも連動したチェックの充実を図る。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

2015（平成 27）年度に実施したFD活動の効果をFD推進部会で検証し、よりFD活動を推進していく。また、教員相互で授業参加・情報交換を行うことで学生の学習状況を把握し、講義内容を改善していく。

<6>国際文化研究科

FDサロンで議論される教育改善に関することについて、アンケートを実施し、活字化（データ化）を通して可視化することにより、問題意識を共有して教育方法の改善につなげる。

<7>経済情報研究科

学生への指導状況を記した「履修状況記録簿」について、教員全体で情報を共有できるようにデータ化を進める。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

2014（平成 26）年度から外国語学部において先行導入しているポートフォリオ(Manaba)について2015（平成 27）年10月開催の教学マネジメント会議で検証し、ポートフォリオの全学的な導入に向けた検討ワーキンググループを設置し、2016（平成 28）年度からの導入に向けて検討を行っていく（資料 4(3)-4~5）。

シラバスに基づいて授業が展開されているかについては、ファカルティ・ディベロップメント委員会で検証し、学生による授業評価アンケートの項目を変更することで把握する予定である（資料 4(3)-50(既出 3-58), 4(3)-52）。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

専任教員、非常勤講師の間で、外国語学部の外国語教育のプロセス及び到達目標が共有できるように、5つの言語能力（やりとり・発表・書く・聴く・読む）と4つのレベルごとの到達目標の一覧表を作成し、各授業における学生の英語能力を測るための指標を明確化していく予定である（資料 4(3)-20）。

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

複数教員が担当する「基礎セミナーⅠ」の評価のばらつきは、2015（平成27）年度の評価方法に改善を加え、次年度から実施できるように評価項目等を検討している（資料4(3)-54～55）。

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

(4) 根拠資料

4(3)-1 〈冊子〉2015（平成27）年度学生要覧

(既出(1-9)) (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)

4(3)-2 〈冊子〉2015（平成27）年度岐阜聖徳学園大学シラバス

(既出(4(2)-6))

4(3)-3 〈冊子〉2015（平成27）年度授業時間割表履修の手引き

(既出(4(2)-7)) (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)

4(3)-4 教学マネジメント会議議事録2015（H27）.10.7

(全学的ポートフォリオ検証)

4(3)-5 ポートフォリオの全学的な導入に向けての検討ワーキンググループ
設置について 依頼文書

4(3)-6 教務委員会規程（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）

(既出(3-33))

4(3)-7 全学教務委員会規程

(既出(3(1)-13))

4(3)-8 部長会規程

(既出(1-22))

4(3)-9 学部長会規程

(既出(1-23))

4(3)-10 岐阜聖徳学園大学学則

(既出(1-4))

4(3)-11 評議会規程

(既出(1-24))

4(3)-12 教授会規程（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）

(既出(1-26))

4(3)-13 岐阜聖徳学園大学大学院規程

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

(既出(1-5))

4(3)-14 研究科委員会規程 (国際文化研究科・経済情報研究科)

(既出(1-27))

4(3)-15 大学院委員会規程

(既出(1-25))

4(3)-16 教学マネジメント会議に関する規程

(既出(3-18))

4(3)-17 クリスタルプラン (学校ふれあい体験・教育実践観察・実習)

(既出(4(2)-8))

4(3)-18 〈冊子〉2014 (平成 26) 年度学生要覧

(既出(4(1)-5))

4(3)-19 〈冊子〉2014 (平成 26) 年度授業時間割表履修の手引き

(既出(4(2)-10))

4(3)-20 外国語学部教務委員会議事録 2015 (H27) .5.21, 12.9

(Can do リストの導入)

4(3)-21 岐阜聖徳学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程

4(3)-22 看護学部看護学実習等連絡協議会規程

4(3)-23 大学生としての学びガイド (看護学部)

4(3)-24 授業評価アンケートの実施についてのお願ひ、アンケート用紙

4(3)-25 学生による授業評価アンケート (大学院)

4(3)-26 教育学部・外国語学部教務委員会議事録 2015 (H27) .2.20

(シラバスチェック)

経済情報学部教務委員会議事録 2015 (H27) .3.18 (シラバスチェック)

国際文化研究科委員会議事録 2015 (H27) .3.18 (シラバスチェック)

大学院委員会議事録 2015 (H27) .2.26 (シラバスチェック)

4(3)-27 教授会議事録 2015 (H27) .1.21 (シラバス作成について)

(教育学部・外国語学部・経済情報学部)

経済情報学部 2015 (H27) 年度科目担当のシラバス作成について依頼文

4(3)-28 試験規程 (大学) (大学院)

4(3)-29 成績評価等に関する規程 (大学) (大学院)

4(3)-30 成績質問書

4(3)-31 岐阜聖徳学園大学学則

(既出(1-4))

4(3)-32 岐阜聖徳学園大学大学院規則

(既出(1-5))

4(3)-33 2015 (平成 27) 年度 学校教育課程基礎セミナー I 御担当の先生方へ

4(3)-34 「学生による授業評価アンケート」自己点検・評価報告書作成のお願ひ

4(3)-35 2015 (平成 27) 年度授業評価アンケート結果

4(3)-36 2015 (平成 27) 年度授業改善報告会案内・資料

IV. 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

- 4(3)-37 2015(平成27)年度FDサロン 案内・資料
- 4(3)-38 2015(平成27)年度FDサロンアンケート
- 4(3)-39 2016(平成28)年度公開授業について
- 4(3)-40 2015(平成27)年度国際文化研究科FDサロンについて 案内・資料
- 4(3)-41 2015(平成27)教育学部・外国語学部合同公開授業 案内・出欠簿
- 4(3)-42 2015(平成27)教育学部・外国語学部合同公開授業 アンケート
- 4(3)-43 経済情報学部教務委員会議事録2014(H26).11.12
(既出(4(2)-34)) 「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」授業内容の検討
経済情報学部教務委員会議事録2015(H27).1.7
「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」授業内容の検討
- 4(3)-44 2015(平成27)年度経済情報学部公開授業 案内
- 4(3)-45 2015(平成27)年度経済情報学部FD研究講義に関するチェックシート
- 4(3)-46 2015(平成27)年度FD研修会 案内
(既出(3-59))
- 4(3)-47 2015(平成27)年度看護学部FD研修会 案内
(既出(3-74))
- 4(3)-48 2015(平成27)年度看護学部FD研修会スケジュール
(既出(3-75))
- 4(3)-49 経済情報研究科連絡会議事録 2015(H27).5.27
- 4(3)-50 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
(既出(3-58))
- 4(3)-51 2015(平成27)年度看護学部FD研修会アンケート・結果
(既出(3-76))
- 4(3)-52 FD委員会議事録2016(H28).2.24(授業評価アンケートの変更)
- 4(3)-53 経済情報研究科 履修状況記録簿
- 4(3)-54 看護学部教授会議事録2015(H27).12.16
「基礎セミナーⅠ」の評価基準
- 4(3)-55 看護学部「基礎セミナーⅠ」の評価基準

4. 成果

(1) 現状の説明

〔1〕教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1>大学全体

各学部・研究科における教育目標に沿った成果を把握する一方法として、2014（平成26）年度1月全学教務委員会において「学修成果アンケート」を作成し、2014（平成26）年度1～2月学部教授会及び研究科委員会において報告され、2014（平成26）年度（2015（平成27）年3月）卒業生を対象に実施している。「学修成果アンケート」結果については、現在、IR推進委員会において検討を行なっている。今後、学修成果アンケート結果を基に授業改善に役立てていく予定である（資料4(4)-1～3）。「学修成果アンケート」については、学部では、2015（平成27）年度から3～4年生を対象として実施する予定である。学修成果アンケート項目及びアンケート実施時期、実施学年については、全学教務委員会において定期的に検証していくこととしている。また、総合的な指標の一つに就職率がある。学部では、2012（平成24）年度～2014（平成26）年度までの3年間の就職希望者に占める就職者の割合は、教育学部94.2%（2012（平成24）年度）、92.7%（2013（平成25）年度）、98.1%（2014（平成26）年度）、外国語学部80.3%（2012（平成24）年度）、82.1%（2013（平成25）年度）、87.8%（2014（平成26）年度）、経済情報学部92.7%（2012（平成24）年度）、83.1%（2013（平成25）年度）、90.6%（2014（平成26）年度）と推移しており、全国的に見ても非常に高い数値を維持している（資料4(4)-4）。

2015（平成27）年度より、各学部・研究科における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に具体的な到達目標及び学習成果を定め、シラバスに各授業科目の到達目標を記載、カリキュラムマップには学習の成果を記載し、学生に明示することで学生自身が教育目標に意識を向けて授業に望むことができているようにしている（資料4(4)-5（既出（4(1)-20））、4(4)-6（既出（4(2)-6））、4(4)-7（既出（4(1)-7））））。

また、2015（平成27）年度は、卒業生の就職先の企業に対してアンケート調査を実施し、学習成果を把握している（資料4(4)-8）。

<2>教育学部

2014（平成26）年度から4年生を対象に「学修成果アンケート」を実施し、教育目標に沿った成果を得られるかどうか分析している。アンケート項目は、学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った内容を設定している。2015（平成27）年度は3、4年生を対象にアンケートを実施する予定である。

また、2014（平成26）年度卒業生の進路状況は、教員79.5%、保育所・施設7.0%、公務員2.1%、企業6.9%、進学・留学3.7%、その他0.8%であり、教員就職率が高率を維持していることから、教育効果は十分に図られていると評価できる（資料4(4)-4）。

<3>外国語学部

2014（平成26）年度から4年生を対象に「学修成果アンケート」を実施し、教育目標に

IV. 教育内容・方法・成果

4. 成果

沿った成果を得られるかどうか分析している。アンケート項目は、学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った内容を設定している。2015（平成 27）年度は 3、4 年生を対象にアンケートを実施する予定である。

また、2014（平成 26）年度の外国語学部の卒業生の進路は、卒業生 162 名のうち、留学・進学・進路未定者・その他の 25 名を除き、137 名が、企業・公務員・教員として就職している。企業の中には、航空関連や旅行関連など、明らかに英語を必要とする業界ばかりではなく、広く外国と取引を行っている一般企業への就職も多い（資料 4(4)-4）。

シラバス及びカリキュラムマップには、授業を履修することで「期待される学修成果」が示されており、2015（平成 27）年度入学生から適用している学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と連動して学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）における養成目標が端的に示されている（資料 4(4)-5(既出(4(1)-20)), 4(4)-6(既出(4(2)-6))）。外国語学部では、2014（平成 26）年度から学士課程教育の質的転換を図るためにポートフォリオ(Manaba)を他学部で先行して導入しており、一部の授業においては、ポートフォリオ(Manaba)を利用し、毎時間の学習成果を測り、学生、教員共に成果を振り返ることができる。

<4>経済情報学部

2014（平成 26）年度から 4 年生を対象に「学修成果アンケート」を実施し、教育目標に沿った成果を得られるかどうか分析している。アンケート項目は、学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った内容を設定している。2015（平成 27）年度は 3、4 年生を対象にアンケートを実施する予定である。

成果の現れについては就職決定率と卒業後の進路に見ることができる。例えば就職決定率では、2012（平成 24）年度 96.3%、2013（平成 25）年度 90.0%、2014（平成 26）年度 95.0%であり、経済系学部では全国でも極めて高い位置付けにある。また経済系学部であるから卒業後の進路は一般企業への就職率が高いことはもちろんであるが、その他、各方面で活躍し、学部創立 16 年ほどで、かつ小規模学部ながら、すでに大学教員を輩出するなど教育成果の現れの証左である（資料 4(4)-4）。

<5>看護学部

2015（平成 27）年度に看護学部を開学し、1 年生 63 人（2015（平成 27）年 5 月 1 日現在）が在学している。完成年度に向けて、今後教育目標に沿った成果を分析するための方法を検討していく予定である。

<6>国際文化研究科

2014（平成 26）年度から 2 年生を対象に「学修成果アンケート」を実施し、教育目標に沿った成果を得られるかどうか分析している。アンケート項目は、研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った内容で設定している。多くの科目が少人数制で行われているため、回答内容から個人が特定される恐れがあるため、運用方法に気をつけて実施している。

<7>経済情報研究科

2014（平成26）年度から博士課程（前期）は2年生、博士課程（後期）は3年生を対象に「学修成果アンケート」を実施し、教育目標に沿った成果を得られるかどうか分析している。アンケート項目は、学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った内容を設定している。多くの科目が少人数制で行われているため、回答内容から個人が特定される恐れがあるため、運用方法に気をつけて実施している。

[2] 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

<1>大学全体

本学は学校教育法第104条第1項及び学位規則第2条・第3条・第4条の規定に基づき、岐阜聖徳学園大学学則に従い、岐阜聖徳学園大学及び岐阜聖徳学園大学大学院において授与される学位に関する必要事項を定めている。

学位の授与については学則（第22条）、大学院規則（第20条、第21条）、岐阜聖徳学園大学学位規程及び学位授与方針に定めている（資料4(4)-9, 4(4)-10～12(既出(1-4～5, 4(1)-4))）。

本学学部の卒業要件は、学則（第14条、第15条、第16条、第17条）に定めている。学則及び各学部卒業のために必要な単位は、各学部学生要覧に明示し、学生に周知している（資料4(4)-10, 4(4)-13(既出(1-4, 1-9 教育学部等 P. 17))）。

学部の学位授与は、各学部教務委員会、各学部教授会での審議を経て学長が学位を授与している。

大学院修士課程及び博士課程（前期）並びに博士課程（後期）の授業科目の履修、課程の修了要件は、大学院規則（第17条、第20条、第21条）に定めている。大学院規則及び各課程の修了のために必要な単位は、各課程学生要覧に明示し、大学院生に周知している。また、岐阜聖徳学園大学学位規程、修士論文又は特定課題研究の提出及び最終試験についても各課程学生要覧に明示している（資料4(4)-11(既出(1-5)), 4(4)-13(既出(1-9 国際文化研究科等 P. 40～P. 43))）。

大学院の学位授与は各研究科委員会、大学院委員会の議を経て学長が授与している。

<2>教育学部

学位授与基準は、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を作成して周知している。卒業認定は、教務委員会で審議、原案を作り、学則第51条に基づき教授会の審議を経て学長が決定している（資料4(4)-14）。

<3>外国語学部

学位授与基準は、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を作成して周知している。

学位の授与に関しては、毎学期、3月卒業と9月卒業の前に、教授会において一人ひとりの学生の単位取得状況を確認し、卒業認定を行っている（資料4(4)-14）。本学部では、3年次終了の時点で取得単位の確認を行い、単位不足あるいは必修科目の単位取得できていない学生に対しては、留年（4年生の「専門ゼミⅡ」への履修登録の禁止）という措置を

IV. 教育内容・方法・成果

4. 成果

とって、4年次終わりの段階になって急に単位不足が発覚して混乱が生じることがないようにしている。したがって、4年次では残りの単位を通常のペースで履修すれば卒業単位が満たされる前提となっている。それでも単位が不足する学生に対しては、「卒業延期」の措置が講じられる。卒業延期となった場合、不足している科目によっては次の学期で履修することもできるため、各学期の終わり（3月と9月）に卒業できるように認定を行っている。

<4>経済情報学部

学位授与基準は、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を作成して周知している。卒業認定は、教務委員会で審議、原案を作り、学則第51条に基づき教授会の審議を経て学長が決定している（資料4(4)-14）。

<5>看護学部

看護学部は、開設1年目の学部であるため、該当なし。

<6>国際文化研究科

学位授与基準は、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を作成して周知している。

学位の授与に当たっては、本学学位規程に従って、本大学院に2年間在籍し、30単位を取得して、学位論文等の審査に合格することによって学位を授与している。

学位授与方針では、大学院規則第2条に定める人材養成の目的に基づいて、教育課程の各研究分野から国際教育文化専攻、国際地域文化専攻それぞれの専攻分野に関連した科目について、最低限取得すべき単位を義務付け修了要件としている。これによって、それぞれの専攻の目的に合致し均衡のとれた単位取得が可能となり、修士論文等の審査と併せて学位授与を適切に行なっている（資料4(4)-9, 4(4)-14～15）。

学位論文等の指導については、入学後5月には指導教員を決定し、12月には第1回の中間発表会をおこない、同時に修士論文等作成計画書を提出する。また、2年次の6月には修士論文等作成経過報告書を提出し、10月に第2回の中間発表会を行なっている（資料4(4)-16）。

このように学位論文等の成果は、計画書や経過報告書の提出、そして修士1年目、2年目と1回ずつ2度の中間発表会を通して、達成度の段階を追って確認し、それに基づいてさらに指導を徹底している。

このような過程を経て完成された修士論文等は、研究科委員会が定める審査委員会によって審査している。審査委員会は、研究指導教育職員から主査1名、副査1名に、当該論文等に関連する授業科目担当の教育職員1名を加えるものと定めており、これら3名の教育職員で構成している（資料4(4)-13(既出(1-9)), 4(4)-15）。審査委員会では、論文等に関して口頭による最終試験での確認も実施し、修士論文審査基準に基づき厳格な審査を行なっている。さらに研究成果の発表の場として、公開された修士論文等発表会があり、審査の客観性も担保されている。

<7>経済情報研究科

学位授与基準は、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を作成して学生要覧、大学ホームページで明確に示されている。

個別面談及び研究計画書に基づき、入学年度の4月上旬までに指導教官を決定し、「演習」にて指導教官は学位論文の指導を行う。

修士論文題目は、論文提出年度の10月1日までに、指導教員の承認を得て提出することとしており、修士論文中間審査は毎年9月に行っている(資料 4(4)-16)。

中間審査の可否は、修士論文等審査基準に基づき判断している。中間発表会の審査に合格した院生は、当該年度2月に開催される修士論文審査を受けることができる。

修士論文の可否は、指導教員と当該論文に関連する研究分野の教員2名から成る審査委員会が修士論文等審査基準に基づき審査をする。審査基準は、発表テーマの学術的有意義性が十分な説得力をもって説明されたと認められるか否かであり、独創性・論理性・アプローチ・表現力という個別項目評価を念頭に置き、総合評価で判定する。

審査委員会の審査結果を大学院研究科委員会で審議・決定の上、大学院委員会へ報告し、大学院委員会において議決している。

博士論文を提出する者は、博士課程(後期)の修了要件をみだす見込みの者で、博士論文の提出の6か月前までに指導教員の承認を得た博士論文作成計画書を提出しなければならない。9月に行われる博士論文中間審査に合格した者は、2月に開催される博士学位論文審査会で論文要旨を報告し、審査委員の質問に答え、審査委員と討論し、博士学位授与の可否について審査を受ける。

博士学位論文審査委員会は、指導教員と当該論文に関連する研究分野の教員2名以上(学外研究者を含む)をもって構成している。審査委員会は、提出された博士学位論文と博士学位論文審査会での研究発表及び質疑応答・討論の経過を博士論文審査基準に基づき慎重に検討し、博士の学位に相当するか否かを判定する。

審査基準は、発表テーマの学術的有意義性が十分な説得力をもって説明されたと認められるか否かであり、独創性・論理性・アプローチ・表現力という個別項目評価を念頭に置き、総合評価で判定する。

審査委員会の審査結果を大学院研究科委員会で審議・決定の上、大学院委員会へ報告し、大学院委員会において議決している(資料 4(4)-9, 4(4)-14~15)。

(2) 点検・評価

●基準IV-4の充足状況

成果については、各学部・研究科における教育目標に沿った成果を把握する一方法として、2014(平成26)年度から「学修成果アンケート」を実施している。また、各学部の就職率についても全国的高い数値を維持している。学位授与については、学則、大学院規則、岐阜聖徳学園大学学位規程に基づき適切に授与している。

以上により、教育目標に沿った成果については、把握する体制を整えており、学位授与の適切に行われている。

なお、「学修成果アンケート」の活用方法については、今後検討を進めていく必要がある

る。

① 効果の上がっている事項

<1>大学全体

学習成果の把握については、毎年実施している学生による授業評価アンケートのアンケート項目から分析することが難しかった。そこで、2014（平成26）年度（2015（平成27）年3月）卒業生から新たに「学修成果アンケート」を実施し、学習成果の把握を行う一指標として活用したことは一定の評価ができる（資料4(4)-3）。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<5>国際文化研究科

広く学内に公開して行われる中間発表会等を通して研究成果の順次性を担保している。

完成された修士論文等は、前述のように主査1名と副査2名によって口頭試問も含めて厳格に審査されるとともに、公開性をもった修士論文等の発表会があり、審査の客観性も担保されている（資料4(4)14～15）。

<6>経済情報研究科

博士課程（前期）においては、広く学内に公開して行われる中間発表会等を通して研究成果の順次性を担保している。完成された修士論文等は、前述のように主査1名と副査2名によって口頭試問も含めて厳格に審査されるとともに、公開性をもった修士論文等の発表会があり、審査の客観性も担保している。

博士課程（後期）においても中間審査は広く学内外に公開されている。博士論文中間審査に合格した学生は、その後2年以内に論文を提出しなければならず、この期限内に論文を提出できなかった場合は、改めて中間審査を受け、論文提出資格を再取得する必要がある。

完成された博士論文等は、前述のように主査1名と副査2名以上（学外審査委員を含めることができる）によって口頭試問も含めて厳格に審査されるとともに、公開性をもった博士論文の発表会があり、審査の客観性も担保している（資料4(4)14～15）。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

IV. 教育内容・方法・成果

4. 成果

2014（平成26）年度（2015（平成27）年3月）卒業生から学修成果アンケートを実施し、学習成果の把握を測っているが、「学生の学習成果の把握・評価の推進」については、中央教育審議会での議論を経て2015（平成27）年度中を目途に認証評価制度の改正にも示されており、学習成果の把握方法については、検討し、改善を進めていく必要がある。外国語学部では、2014（平成26）年度から学士課程教育の質的転換を図るためにポートフォリオ（Manaba）を他学部に先行して導入しており、一部の授業においては、ポートフォリオ（Manaba）を利用し、毎時間の学習成果を振り返り、今後の授業構成等に役立てている（資料4(4)-17）。この取り組みについては、全学的に推し進めていく必要がある。

また、2015（平成27）年度実施した卒業生が就職した企業に対してのアンケート調査内容を検証し、今後の教育課程の改善に役立てていく必要がある（資料4(4)-8）。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

（3）将来に向けた発展方策

① 効果の上がっている事項

<1>大学全体

2014（平成26）年度（2014（平成27）年3月）卒業生に対して、実施した「学修成果アンケート」結果を全学教務委員会で分析し、アンケート項目及び実施時期等について定期的に検証していく。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

中間発表会等は研究成果の順次性を担保する上で重要であり、大学院担当以外の教員や学部生の参加等を各学部教授会において呼び掛け、一層の拡充を図っていく。

<7>経済情報研究科

中間発表会等は研究成果の順次性を担保する上で重要であり、大学院担当以外の教員や学部生の参加等を各学部教授会において呼び掛け、一層の拡充を図っていく。

② 改善すべき事項

<1>大学全体

学習成果の把握方法については、全学教務委員会において検証が図られている。

学士課程教育の質的転換を図るためにポートフォリオについては、外国語学部での導入したポートフォリオについて、2015（平成 27）年 10 月開催の教学マネジメント会議で検証し、本学の学士課程教育の質的転換を図るツールとして導入するため、ポートフォリオの全学的な導入に向けた検討ワーキンググループを設置し、現在検討を行っている（資料 4(4)-17～19(既出(4(3)-4～5))）。

2015（平成 27）年度実施した卒業生が就職した企業に対してアンケート調査について全学就職委員会において検証し、全学教務委員会と連携を図り、今後の教育課程の改善に役立てていく（資料 4(4)-8）。

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

(4) 根拠資料

4(4)-1 全学教務委員会議事録 2015（H27）.1.14（学修成果アンケート作成）

4(4)-2 教育学部・外国語学部教授会議事録 2015（H27）.1.21

（学修成果アンケート実施報告）

経済情報学部教授会議事録 2015（H27）.1.21

IV. 教育内容・方法・成果

4. 成果

- (学修成果アンケート実施報告)
経済情報学部教授会議事録 2015 (H27) .2.25
- (学修成果アンケート実施報告)
研究科委員会議事録 2015 (H27) .2.20 (学修成果アンケート実施報告)
(国際文化研究科・経済情報研究科)
- 4(4)-3 学修成果アンケート・学修成果アンケート結果
- 4(4)-4 2014(平成26)年度～2012(平成24)年度卒業生学部別進路・進学状況
- 4(4)-5 教育学部教務委員会議事録 2014 (H26) .12.10
(既出(4(1)-20)) (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証)
教育学部教務委員会議事録 2014 (H26) .12.22
(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証)
外国語学部教務委員会議事録 2014 (H26) .12.10
(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証)
経済情報学部教務委員会議事録 2015 (H27) .1.7
(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証)
- 4(4)-6 〈冊子〉2015(平成27)年度岐阜聖徳学園大学シラバス
(既出(4(2)-6))
- 4(4)-7 カリキュラムマップ(各学部・研究科)
(既出(4(1)-7))
- 4(4)-8 就職先アンケート
- 4(4)-9 岐阜聖徳学園大学学位規程
- 4(4)-10 岐阜聖徳学園大学学則
(既出(1-4))
- 4(4)-11 岐阜聖徳学園大学大学院院則
(既出(1-5))
- 4(4)-12 岐阜聖徳学園大学ホームページ(ディプロマ・ポリシー)
(既出(4(1)-4)) (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/education-dp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/language-dp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/economic-dp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/nursing-dp.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/postgraduate/course01/index.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/postgraduate/course02/index.php>
- 4(4)-13 〈冊子〉2015(平成27)年度学生要覧
(既出(1-9)) (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)
- 4(4)-14 教育学部・外国語学部教授会議事録 2015 (H27) .2.20 (卒業認定)
経済情報学部教授会議事録 2015 (H27) .2.25 (卒業認定)
国際文化研究科委員会議事録 2015 (H27) .2.20 (修了認定)

IV. 教育内容・方法・成果

4. 成果

経済情報研究科委員会議事録 2015 (H27) . 2. 25 (修了認定)

4(4)-15 学位論文審査基準を明らかにした書類 (修士論文・博士論文)

4(4)-16 2014 (平成 26) 年度 修士論文発表
(国際文化研究科・経済情報研究科)

4(4)-17 ポートフォリオ・学修支援システム Manaba 導入のメソッドと今後の課題

4(4)-18 教学マネジメント委員会議事録 2015 (H27) 10. 7

(既出(4(3)-4)) (全学的ポートフォリオ検証)

4(4)-19 ポートフォリオの全学的な導入に向けての検討ワーキンググループ

(既出(4(3)-5)) の設置について 依頼文書

V. 学生の受け入れ

(1) 現状説明

[1] 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1>大学全体

本学は、「仏教精神」に基づく建学の精神にのっとり、宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに深く専門の諸学科を教授・研究し、もって現代社会における有為な人材を育成することを目的としており、その理念をあらわす言葉として「以和為貴」「平等」「寛容」「利他」を掲げている(資料 5-1(既出(1-4)), 5-2(既出(1-10)))。

この建学の精神に基づいた人間教育を行うため、大学全体はもとより、学部及び研究科ごとに、その教育目標に適合した入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を設定し、入学試験結果(研究科は受験・合格者数)を公表することで、求める学生像や修得しておくべき知識内容水準を明示している。このアドミッション・ポリシーは、2013(平成 25)年度第 2 回全学入学試験委員会で検討し、2013(平成 25)年度 8 月定例教授会において次の通り決定した。

建学の精神である「仏教精神」に基づく情操教育を大切にする質の高い人間教育を目指しています。

真理を探究し、あらゆるいのちの個性を尊重し、自己中心的なところを離れ、世のため人のために尽くすことに喜びを感じずるような人を求めます。

これらの情報は、大学案内、大学院案内、大学入学試験要項、大学ホームページ等で確認することができる(資料 5-3~4(既出(1-20~21)), 5-5~7)。

障害のある学生の受け入れについては、過去の受け入れ実績をふまえ、障害の種類・程度等を考慮の上、個別相談において受け入れの可否を検討している。なお、受験・就学に際して特別な配慮を必要とする場合は、大学ホームページや入学試験要項にも明示している通り、事前に十分な個別相談を行うとともに、入学試験においても必要な措置を講じている。

<2>教育学部

本学における教育理念に沿って、教育学部では「教育・保育に携わる専門的職業人の養成」を教育理念としており、求める学生像をアドミッション・ポリシーとして明示している(資料 5-5)。

教育学部では、教育・保育に携わる専門的職業人の養成を目指しています。そのため、将来を担う子どもたちを育てていこうという強い意欲をもち、基礎学力とコミュニケーション能力を十分に備えた人を求めます。日頃から基礎基本となる確かな学習習慣を身に付けると共に社会への幅広い関心を深め、とりわけ、志望する課程・専修に関わりのある教科の学習や諸活動に積極的に取り組んでおくことが望まれます。

<3>外国語学部

本学における教育理念に沿って、外国語学部では「国際的視野に立って行動できるコミュニケーション能力の育成」を教育理念としている。2015（平成27）年度からのカリキュラム再編を反映させ、求める学生像をアドミッション・ポリシーとして明示している（資料5-5）。

外国語学部では、英語をはじめとする外国語に関心があり、国際的視野に立って企業で活躍したいと考えている人や、中学・高校の英語教員になることを志望する人、自文化の深い知識を基盤にしながらい文化の多様な価値観を理解できるようになりたいと考えている人を求めます。例えば、高等学校在学中に英語などの能力検定に合格し、大学でさらに外国語の知識と技能を高めたい人、留学して異文化理解を深めたいと考えている人などが望まれます。

<4>経済情報学部

本学における教育理念に沿って、経済情報学部では「経済、経営、情報を中心とした社会で役立つ人材の養成」を教育理念としており、求める学生像をアドミッション・ポリシーとして明示している（資料5-5）。

経済情報学部では、経済、経営、情報の分野に関心があり、そのスキルを積極的に身に付け、社会に貢献したいと考えている人や、大学生活を通してキャリア形成に努め、実社会の発展のために尽くそうという気持ちを持った活力ある人を求めます。例えば、高等学校在学中に簿記・情報・英語などの能力試験に挑戦し、大学でさらに上級の試験を目指したいと考え、取得した能力を活かして経済学及び関連する情報技術を広く学ぼうとする意欲のある人などが望まれます。

<5>看護学部

本学における教育理念に沿って、看護学部では「深い人間理解と高い倫理観を備えた看護師の育成」を教育理念としており、求める学生像をアドミッション・ポリシーとして明示している（資料5-5）。

看護学部では、相手を尊重しながら人と積極的に関わることのできる協調性のある人、医療専門職として学習に耐えうる基礎学力と自己管理能力を持つ人、日々進歩する医療に対応するために常に学び続けることができる人、幅広く科目を履修し修めた知識と技能を社会のために活かすことを喜びとする人が望まれます。

<6>国際文化研究科

本学における教育理念に沿って、国際文化研究科では「社会に貢献できる専門的職業人および研究者の養成」を教育理念としており、求める学生像をアドミッション・ポリシーとして明示している（資料5-6）。

大学院国際文化研究科では、国際教育文化専攻と国際地域文化専攻の二専攻において、学術の

理論及び応用を教授・研究し、研究者及び社会に貢献できる専門職業人の養成と社会人の再教育をおこなっています。とりわけ、教育や文化における国際交流が活発となっている今日、本研究科では、次のような方の入学を待ち望んでいます。

- ・幅広い視野を持ち、国際教育文化に興味・関心のある方
- ・幅広い視野を持ち、国際地域文化に興味・関心のある方
- ・自ら問題意識を持ち、深く追求する情熱・意欲のある方
- ・自らの将来に対するビジョンを有する方

<7>経済情報研究科

本学における教育理念に沿って、経済情報研究科では「関連分野で活躍できる専門的職業人および研究者の養成」を教育理念としており、求める学生像をアドミッション・ポリシーとして明示している(資料 5-6)。

大学院経済情報研究科では、高度な情報技術や経済及び経営に関わる専門的知識の修得を基礎に、修了後に関連分野において活躍できる専門的職業人及び研究者を養成することを目標としています。そのために博士課程（前期）では、学部での専門分野を問うことなく、入学目的や将来計画が明確で意欲旺盛な以下の方を募集しています。

- ・今後の職業や進路に資するために高度な技術や知識をより深く研究しようとする人
- ・実務や経験で得た知識を高い見地から整理統括して活用発展させようとする人
- ・社会でのグローバル化の中で活躍を希望する留学生

さらに、博士課程（後期）においては、博士課程（前期）で修得した知識を基礎として、博士号の取得を目指したコースワークやトレーニングを行いながら、専門的研究を発展させようとする方を募集します。

[2] 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

<1>大学全体

本学の学生募集及び入学者選抜については、「全学広報委員会規程」、「全学入学試験委員会規程」、「入学者選抜実施細則」及び各学部の「入学試験委員会規程」を定め、全学広報委員会及び全学入学試験委員会と各学部入学試験委員会の緊密な連携のもと、学生募集から入学者選抜まで統一した方針で行っている(資料 5-8~11)。また、大学院においては、学生募集及び入学者選抜に関する全学的方針を踏まえ、各研究科委員会で年度方針を決定し、実施している(資料 5-12)。

学生募集については、学部では年間を通じたオープンキャンパスや各種入試説明会を行うとともに、各地の高等学校への直接訪問や出張授業の取り組みを行っている(資料 5-13)。

入試広報については、受験生に本学の様子や入試状況を正確に伝えるため、費用対効果を勘案しながら、新聞や受験雑誌、ケーブルテレビなど、様々なメディアを活用している。また、大学院では、入試説明会やエクステンションセンター（2015（平成 27）年度より地域・社会連携センターに名称変更。以下同じ）公開講座等の機会を利用して積極的な学生

V. 学生の受け入れ

募集を行っている(資料 5-14~15)。

学部の入学者選抜に関わる組織には、学長・学部長・入試部長・各学部の入試正副委員長・事務局長・事務部長で構成される全学入学試験委員会、全学入学試験委員会の下部組織として全学入学試験小委員会、教員で構成される各学部入学試験委員会がある(資料 5-9, 5-11)。

全学入学試験委員会は、学部入学試験委員会からの入学者選抜に関する方針や問題提起などをうけて、入試全般について全学的見地から検討している。入学者選抜試験実施の実務は、全学入学試験委員会規程第 4 条に基づき、各学部に全学入学試験小委員会を置き、検討を行っている(資料 5-16~19)。また、各学部入学試験委員会では、各課程、学科の意見を採り上げ、入学試験の内容、実施方法を検討し、全学入学試験小委員会の議論に反映させる手続きをとっている。

入試問題作成は、全学入学試験委員会の所管のもとに、問題作成委員会が組織され、問題作成にあたっている。出題ミスをなくすため、印刷前の最低 5 回の校正及び印刷納入時にも点検を行っている。また、問題作成委員会とは別に、学部長や作問委員外の教員からなる入試問題検討委員会を設置し、複数回の点検を行う体制で臨んでいる。

合否判定については、各学部の「入学試験委員会規程第 2 条第 1 項第 5 号」の規定に基づき、学部入学試験委員会での審議ののち、学部教授会で行っている(資料 5-10, 5-20)。なお、2015(平成 27)年度開設の看護学部については、2015(平成 27)年度の入学試験合否判定に限っては学長、学部長予定者、事務局長、入試部長から構成する特別委員会で行った(資料 5-21)。

一般入試における選択科目については、受験科目の選択により有利・不利が生じないように、問題作成委員会で難易度の調整を図るとともに、さらに B 日程では採点後に中央値補正法による得点調整を行っている(資料 5-5)。その上で、各学部入学試験委員会、教授会をそれぞれ開催し、合格者を決定する仕組みが確立されている。

これらの選抜結果を受けて、次年度の入学試験要項や過去問題集などに合格最低点、志願数、合格数などを明記しており、公正性・透明性は保たれている。

大学院においては、大学院委員会及び各研究科委員会において、入学者選抜に関する方針、入学試験の内容、実施方法を検討している(資料 5-22)。入試問題作成は、選抜方法別に各研究科長から指名されたものを行っている。合否判定については、試験終了後に研究科長、問題作成委員、面接委員で審議ののち、各研究科委員会で行っている。入試問題、志願者数、合格者数、合格最低点等は公表していないが、希望があれば入試問題のコピーを配付している。

〈学部共通〉

各学部では、学部長の統括のもと、教授会及び入学試験委員会が責任を持って、それぞれの入学者受入方針に沿った形で学生募集、入学者選抜を行っている。また、経済情報学部における公募制推薦入試(I 期日程)(自己推薦方式を除く)及び各学部一般入試(B 日程試験)における成績上位者へのスカラシップ奨学金制度を設け、高い基礎学力を備えた学生の確保に努めている。なお、各学部共通の入学者選抜方式及び選抜基準は以下のとお

りである（学部固有の特色は、各学部の項に記載する）。

(1) 指定校制推薦入試

出願資格として評定平均値等の制限を設け、推薦書・調査書の審査と面接（集団面接方式）の結果を総合評価し、合否を決定している。

(2) 公募制推薦入試（高校推薦方式）

出願資格として評定平均値等の制限を設け、推薦書・調査書の審査と面接（集団面接方式）及び小論文（看護学部）の結果を総合評価し、合否を決定している。

(3) 公募制推薦入試（自己推薦方式）

自己推薦書・調査書の審査と面接（集団面接方式）及び基礎学力検査（教育学部）・小論文（外国語学部・経済情報学部）の結果を総合評価し、合否を決定している。

(4) 一般入試

学力試験の成績と調査書を総合評価し、合否を決定している。

(5) 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験の得点と調査書を総合評価し、合否を決定している。

なお、入学者選抜については、毎年12月から3月にかけて各学部入学試験委員会、全学入学試験小委員会による学生募集要項の見直し及び問題作成委員会による入学試験問題の見直しを行い、次年度に反映させるよう取り組んでいる（資料5-18～19）。例えば、2015（平成27）年度入試では、出願にあたっての受験生の負担軽減やペーパーレス化に資するインターネット出願を導入したほか、緊密な高大接続を図るため、推薦入学予定者への入学前準備講座を充実させることでも前進をみた。

また、過去の入学試験問題を公表するとともに、志願者数・合格者数・入学者選抜基準を入学試験要項や過去問題集に記載し、合格者のボーダーラインも公表することで透明性・公正性を確保するよう図っている（資料5-5）。

〈大学院共通〉

大学院についても、研究科長の統括のもと、運営委員会及び研究科委員会が責任を持って、それぞれの入学者受入方針に沿った形で学生募集、入学者選抜を行っている。なお、大学院共通の入学者選抜方式及び選抜基準は以下のとおりである（研究科固有の特色は、各研究科の項に記載する）（資料5-6）。

(1) 一般入試（Ⅰ期、Ⅱ期）

書類審査・筆記試験・面接の結果を総合評価し、合否を決定している。

(2) 社会人特別選抜入試

書類審査・面接の結果を総合評価し、合否を決定している。

(3) 留学生特別選抜入試

書類審査・筆記試験・面接の結果を総合評価し、合否を決定している。

(4) 岐阜県公立学校現職教員特別選抜入試

書類審査・面接の結果を総合評価し、合否を決定している。

なお、入試（Ⅰ期）の実施時期に関しては、学部生の就職活動時期が繰り下げられたこ

とを勘案し、2016（平成 28）年度入試は、1 か月ほど遅らせて実施している。

<2>教育学部

東海地域において、小学校教員養成課程をもつ大学の開設が続き、供給過剰化の気配が見られる。この状況を踏まえ、本学部の教育内容や実績を広報するため、大学案内・募集要項の充実（教育実践力の養成等）、出張授業、オープンキャンパスでの模擬授業、専修コースごとの相談ブース設置、施設見学を実施している。また、学部や教育実践科学研究センターのホームページの充実を図っている（資料 5-13）。

本学部の入試方法は、一般入試（B・C 日程）、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、指定校制推薦入試（あわせて基礎学力試験を課す）、公募制推薦入試（I 期）（自己推薦方式）である（資料 5-5）。

本学部では、本学における教育の理念に沿って、多様な資質の学生が、各人の個性をお互いに尊重しあえる豊かな心を養うことを基調に、各個人の可能性を引き出し、育てる方針で入学者の選抜を行っている。とりわけ本学部は、優れた教員の養成が最大の目的であり、将来的な教員としての資質と可能性、それを裏打ちする基礎的な学力を適切に見極めることに主眼を置いている。

上述の多様な資質と可能性を備えた学生を受け入れる方針は、一般入試に加えて推薦入試（描画を用いた特色ある面接を実施）や大学入試センター試験利用入試を行い、受験と選抜の機会を拡大することによって果たしている。

また、志望者に対しては、帰国子女特別選抜試験、外国人正規留学生試験を実施している。

<3>外国語学部

本学部では、年間を通じたオープンキャンパスや各種入試説明会を行うとともに、各地の高等学校への直接訪問や出張授業を通して学生募集を行なっている（資料 5-13）。

入試方法は、一般入試（A・B・C 日程）、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、指定校制推薦入試、公募制推薦入試（I 期・II 期）、社会人選抜入試である（資料 5-5）。

推薦入試においては、多様な資質、人物評価に重点を置くとともに、入学に対する目的意識をも勘案して選抜を行っている。一般入試（B 日程）、大学入試センター試験利用入試では、受験科目に英語を必ず含むこと（一般入試（C 日程）では英語または国語を必ず含むこと）としている。大学入試センター試験利用入試では、英語 200 点、その他の科目 100 点の計 300 点満点で選考することとし、英語の成績を重視している（資料 5-5）。

2016（平成 28）年度入試からは、公募制推薦入試 I 期（自己推薦方式）・II 期（自己推薦方式）、一般入試（B 日程）において、英語の資格取得者に対する優遇措置を導入している。

また、志望者に対しては、帰国子女特別選抜試験、外国人正規留学生試験を実施している。

<4>経済情報学部

本学部では、オープンキャンパスや出張授業などの機会を捉えて、本学部の理念や教育実践の内容を広報し、受験希望者や高校側の理解を深めてもらう取り組みを行っている(資料 5-13)。

入試方法は、一般入試(A・B・C日程)、大学入試センター試験利用入試(前期・後期)、指定校制推薦入試、公募制推薦入試(I期・II期)、社会人選抜入試である(資料 5-5)。多様な個性を持つ受験生を幅広く募集するため、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試という多様な入学者選抜方法・機会を用意している。さらに、指定校制推薦入試の条件として、専門学科及び総合学科の場合、高い評定平均値の条件は数学、英語、簿記、情報のいずれの科目でも可としている。また、英検3級、全商英検2級、日商簿記2級、全商簿記2級検定の合格者も推薦可としており、経済・経営・情報に関心を有する幅広い志願者を受け入れる工夫を行っている(資料 5-5)。

また、志望者に対しては、帰国子女特別選抜試験、外国人正規留学生試験を実施している。

<5>看護学部

本学部では、オープンキャンパスでの模擬授業などの機会を捉え、本学部の理念や多職種連携などの教育方針を明示し、受験希望者や高校側の理解を深めてもらう取り組みを進めている。

看護は人を対象とするヒューマンケアであることに鑑み、医療専門職としての学習に耐えうる基礎学力や自己啓発力に加え、コミュニケーション能力や協調性などに重点を置いて選抜を行っている。また、生涯教育や社会人に対する教育の機会均等の場を提供するため、社会人を積極的に受け入れることを特色としている。

入試方法は、一般入試(A・B・C日程)、指定校推薦入試、公募制推薦入試(II期)、社会人選抜入試である(資料 5-5)。なお、2016(平成28)年度からの入試方法は、一般入試(B・C日程)、大学入試センター試験利用入試(前期・後期)、指定校制推薦入試(併せて基礎学力試験を課す)、公募制推薦入試(I期)(基礎学力試験を課す)、社会人選抜入試となる。

<6>国際文化研究科

本研究科では、入試要項等で学生募集・入学者選抜方法を明示するとともに、オープンキャンパスで個別ブースを設置するなど、広報にも努めている。また、教育理念・目的達成のために、語学力をはじめ、基礎的な知識を測るべく、適切な入学者選抜方法を採用している。具体的には、一般入試の試験科目として、外国語(国際教育文化:英語、国際地域文化:英語・中国語から1つを選択)・小論文・個人面接を課し、配点各100点の合計300点で全科目6割以上の得点者を合格としている。

入学者選抜試験は、I期、II期の2回実施しており、入試問題の作成者、採点者、試験監督者並びに面接担当者は、研究科委員会において選出し、研究科長が統括している。

なお、一般学生のほかに、本研究科の特徴である社会人特別選抜、岐阜県公立学校現職

V. 学生の受け入れ

職員特別選抜及び留学生特別選抜を行い、社会人や外国人にも広く門戸を開いて、それぞれ適正な入学者選抜を行っている。具体的には、社会人特別選抜及び岐阜県公立学校現職職員特別選抜では個人面接を、留学生特別選抜では日本語小論文と個人面接を課している。

いずれの選抜方法においても、出願時の研究計画書等について、事前に書類審査を行い、それに基づいて面接を実施し、これらの資料（一般入試・留学生特別選抜は筆記試験を含む）を総合して、厳正な合否判定を行っている（資料 5-6）。

<7>経済情報研究科

本研究科では、入試要項等で学生募集・入学者選抜方法を明示するとともに、「学内向け進学説明会」、「社会人向け進学説明会」の実施、学部4年生保護者全員へのDM発送などの広報活動を実施している（資料 5-14）。

入学者選抜試験は、Ⅰ期、Ⅱ期の2回実施しており、入試問題の作成者、採点者、試験監督者並びに面接担当者は、研究科委員会において選出し、研究科長が統括している。

なお、博士課程（前期）の「一般入試」は小論文・個人面接・書類審査、「社会人特別選抜」は個人面接と書類審査、「留学生特別選抜」は日本語小論文・個人面接・書類審査による総合評価で判定している。また、博士課程（後期）については、英語・口頭試問・書類審査による総合評価で判定している。いずれも、研究科委員会により厳正に審議されており、公正かつ適切な入学試験実施体制が採られている（資料 5-6）。

[3] 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1>大学全体

本学では、社会的ニーズや受験生の動向を勘案しながら、適切な定員設定、管理に努めている。

ここ5年間の全学部合計の志願者、合格者、入学者、入学定員の推移は「大学基礎データ」のとおりである（表3）。

この数字は全学合計値であり、実情は各学部によって異なる。全学的にみて、志願者は2011（平成23）年度をピークに若干減少傾向にあったが、2015（平成27）年度は新学部創設や学部再編の取り組み、インターネット出願の導入もあり、志願者増に結びつけることができた。詳しい状況は、各学部の項目に記載する。

大学院においては、入学定員に受験者数が及ばない状況があり、いずれの研究科でも定員割れをきたしている。知識基盤社会の到来が謳われ、教育の高度化、専門的職業人養成が求められる一方で、地方における大学院修了者の雇用環境は厳しさを増しており、入学者の確保は容易ではない。しかし、地方における高度な教育研究環境の機会を確保・提供するという本学の重要な使命に鑑み、教育内容を見直すなかで社会的ニーズを掘り起こしていく必要がある。

<2>教育学部

「大学基礎データ」のとおり、2015（平成27）年度の収容定員に対する在籍学生数比率

V. 学生の受け入れ

は、学校教育課程 122%（学校心理課程は 124%）となっているが、適切な教育環境を保持していくために、2015（平成 27）年度の入学生については、114%に抑制している。

なお、2015（平成 27）年度から、学校教育課程を 10 専修（入学定員 330 名）とし、学校心理課程については募集停止としている。

現在、編入学定員は設定していないが、教育に支障がない範囲で若干名受け入れている。収容定員と在籍学生数は「大学基礎データ」のとおりである（表 4）。

<3>外国語学部

「大学基礎データ」のとおり、2015（平成 27）年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員 600 名に対して在籍学生数 537 名の 90%となっている。本学部では、2011（平成 23）年度は入学定員 150 名に対して 120%の入学者があったものの、2012（平成 24）年度以降は定員割れが続いている。入学者を確保するため、2015（平成 27）年度からカリキュラム改革をし、新コース制を導入している。新コース制も一要因となり、2015（平成 27）年度にはやや入学者数が増加している（表 4）。

編入学定員については設定していないが、若干名受け入れている。

<4>経済情報学部

「大学基礎データ」のとおり、2015（平成 27）年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員 750 名に対して在籍学生数 558 名の 74%となっている。

また、ここ 5 年間は定員割れが続いており、収容定員に対する入学者数の比率も 70%前後にとどまる傾向にあったため、入学定員 200 名を 150 名に定員減するという大幅な見直しを行った結果、2015（平成 27）年度は 90%台まで戻すことができている（表 4）。2016（平成 28）年度からは新カリキュラム制を導入し、入学者の増加に繋げていく予定である（資料 5-23～24（既出（4（2）-39～40）））。

<5>看護学部

「大学基礎データ」のとおり、開設初年度である 2015（平成 27）年度の収容定員 80 名に対し、志願者数は多かったものの入学者数は 63 名となり、その比率は 79%であった（表 4）。

<6>国際文化研究科

「大学基礎データ」のとおり、2015（平成 27）年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員 50 名に対して在籍学生数 8 名の 16%となっている。

また、本学学部出身者が、2002（平成 14）年度から 2015（平成 27）年度までで 8 割前後を占めており、本研究科の活性化を図るうえで、改善の余地がある（表 4）。

<7>経済情報研究科

「大学基礎データ」のとおり、博士課程（前期）の定員 10 名、博士課程（後期）の定員 3 名に対して志願者・入学者の数が少ない。2015（平成 27）年度の収容定員に対する在

V. 学生の受け入れ

籍学生比率は、博士課程（前期）が 13%、博士課程（後期）が 33%である。2011（平成 23）年度入試以降の入学者数は、博士課程（前期）では、2011（平成 23）年度 1 名、2012（平成 24）年度 3 名、2013（平成 25）年度 2 名、2014（平成 26）年度 0 名、2015（平成 27）年度 0 名と低迷している。博士課程（後期）は、2011（平成 23）年度から 2013（平成 25）年度まで 0 名であったが、2014（平成 26）年度 2 名、2015 年度 1 名と若干持ち直している（表 4）。

〔4〕学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的な検証を行っているか。

<1>大学全体

学生募集及び入学者選抜については、全学入学試験委員会規程に基づき、学長、学部長、入試部長、各入学試験委員長・副委員長、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長で構成する全学入学試験委員会を置き、入学試験に関する全学共通事項を審議している（資料 5-9）。全学入学試験委員会における審議事項は、全学入学試験委員会規程第 4 条に基づき、全学入学試験小委員会を置き、検証・検討を行い、全学入学試験委員会で審議している（資料 5-16～17）。なお、入学者の選抜実施に関する必要な事項については、入学者選抜実施細則に基づき実施している（資料 5-10）。

全学的重要事項については、全学入学試験委員会で審議した後、学長が決定を行う（資料 5-9）。

<2>教育学部

教育学部における学生募集及び入学者選抜は、入学試験委員会を置き、学部入学試験委員会規程に基づき、入学試験実施方針に関すること、学生募集に関すること、入学試験の合否判定に関すること等、再入学を除く入学選考に関することを審議している（資料 5-11）。また、全学入学試験委員会規程に基づき、学長、学部長、入試部長、各入学試験委員長・副委員長、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長で構成する全学入学試験委員会を置き、入学試験に関する全学共通事項を審議している（資料 5-9）。全学入学試験委員会における審議事項は、全学入学試験委員会規程第 4 条に基づき、全学入学試験小委員会を置き、検証・検討を行い、全学入学試験委員会で審議している（資料 5-16～17）。なお、入学者の選抜実施に関する必要な事項については、入学者選抜実施細則に基づき実施している（資料 5-10）。学部の重要事項については、学則第 51 条及び各学部教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定を行う（資料 5-25（既出（1-26）））。

<3>外国語学部

外国語学部における学生募集及び入学者選抜は、入学試験委員会を置き、学部入試委員会規程に基づき、入学試験実施方針に関すること、学生募集に関すること、入学試験の合否判定に関すること等、再入学を除く入学選考に関することを審議している（資料 5-11）。また、全学入学試験委員会規程に基づき、学長、学部長、入試部長、各入学試験委員長・副委員長、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長で構成する全学入学試

V. 学生の受け入れ

験委員会を置き、入学試験に関する全学共通事項を審議している(資料 5-9)。全学入学試験委員会における審議事項は、全学入学試験委員会規程第 4 条に基づき、全学入学試験小委員会を置き、検証・検討を行い、全学入学試験委員会で審議している(資料 5-16~17)。なお、入学者の選抜実施に関する必要な事項については、入学者選抜実施細則に基づき実施している(資料 5-10)。学部の重要事項については、学則第 51 条及び各学部教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定を行う(資料 5-25(既出(1-26)))。

<4>経済情報学部

経済情報学部における学生募集及び入学者選抜は、入学試験委員会を置き、学部入試委員会規程に基づき、入学試験実施方針に関すること、学生募集に関すること、入学試験の合否判定に関すること等、再入学を除く入学選考に関することを審議している(資料 5-11)。また、全学入学試験委員会規程に基づき、学長、学部長、入試部長、各入学試験委員長・副委員長、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長で構成する全学入学試験委員会を置き、入学試験に関する全学共通事項を審議している(資料 5-9)。全学入学試験委員会における審議事項は、全学入学試験委員会規程第 4 条に基づき、全学入学試験小委員会を置き、検証・検討を行い、全学入学試験委員会で審議している(資料 5-16~17)。なお、入学者の選抜実施に関する必要な事項については、入学者選抜実施細則に基づき実施している(資料 5-10)。学部の重要事項については、学則第 51 条及び各学部教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定を行う(資料 5-25(既出(1-26)))。

<5>看護学部

看護学部における学生募集及び入学者選抜は、入学試験委員会を置き、学部入学試験委員会規程に基づき、入学試験実施方針に関すること、学生募集に関すること、入学試験の合否判定に関すること等、再入学を除く入学選考に関することを審議している(資料 5-11)。また、全学入学試験委員会規程に基づき、学長、学部長、入試部長、各入学試験委員長・副委員長、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長で構成する全学入学試験委員会を置き、入学試験に関する全学共通事項を審議している(資料 5-9)。全学入学試験委員会における審議事項は、全学入学試験委員会規程第 4 条に基づき、全学入学試験小委員会を置き、検証・検討を行い、全学入学試験委員会で審議している(資料 5-16~17)。なお、入学者の選抜実施に関する必要な事項については、入学者選抜実施細則に基づき実施している(資料 5-10)。学部の重要事項については、学則第 51 条及び各学部教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定を行う(資料 5-25(既出(1-26)))。

<6>国際文化研究科

国際文化研究科における学生募集及び入学者選抜については、大学院規則第 6 条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科委員会で審議し、学長が決定を行う(資料 5-26(既出(1-27)))。

また、研究科の円滑な運営を図るために研究科長と各専攻から選出された委員で構成する研究科運営委員会を置き、委員会に提案する案件について審議し、議案を研究科委員会

に提出する形式をとっている(資料 5-27(既出(3-23)))。

<7>経済情報研究科

経済情報研究科における学生募集及び入学者選抜については、大学院規則第 6 条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科委員会で審議し、学長が決定を行う(資料 5-26(既出(1-27)))。

(2) 点検・評価

●基準Vの充足状況

建学の精神に基づき、現代社会に有為な人材を育成すべく、学部・研究科ごとに「入学者受入方針」を明確に定め、周知している。

学生募集及び入学者選抜については、公正かつ適切な学生募集及び入学者選抜を実施すべく、全学入学試験委員会、全学入学試験小委員会及び各学部入学試験委員会、各研究科委員会の緊密な連携のもと、統一した方針で行っている。

入学定員及び収容定員は、社会的ニーズや受験動向を勘案しながら随時見直しを図り、学則で定めている。また、入学者数比率及び在籍学生数比率については、教育の質保証の観点をもまえ、各学部・研究科の管理・責任のもと、各教授会・研究科委員会で厳正に合否判定が行われており、大学全体として、収容定員をほぼ確保することができるものの、学部間格差や各研究科の低い定員充足率の問題があり、現在、全学入学試験委員会及び各研究科委員会で改善策を検討している。

以上の取り組みから、入学者受入方針を明示し、その方針に沿って公正な受入を行っている。

なお、大学全体の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率については、改善の余地があり、学生募集方法については、今後も検討を進めていく必要がある。

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

建学の精神に基づく入学者受入方針に基づき、多様な入試の種別を設け、公正かつ適切な選抜をし、多様な人材を確保している(資料 5-5~6)。

<2>教育学部

学生募集では、各種メディアに加え、本学部の教育内容や教員採用試験合格率の高さを直接アピールできる入試説明会やオープンキャンパスの充実を図ることで、受験者数の確保につなげることができている(表 3), (資料 5-28(既出(4(2)-38)))。

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

<1>大学全体

なし

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

カリキュラム改革を実施し、新コース制を2015（平成27）年度からスタートしたことにより、入学者数は2015（平成27）年度微増したものの2012（平成24）年度以降、定員割れが続いており、在籍学生数が減少していることから、入学者数の増加が急務である（表3）。

<4>経済情報学部

開設当初から、少子化現象や経済不況の影響が見られたが、岐阜県内や愛知県など近隣の大学の入試難易度が低下しており、本学部の志願者や入学者数にも大きく影響しており、ここ5年間定員割れが続いている（表3）。本学部はあまり他に例をみない「経済情報」を体系的に学べる学部として特色を打ち出してきたが、社会的な認知が進んでいるとは言い難い状況であり、入学者の増加が急務である。受験希望者に学部理念と教育内容の理解を深めてもらうことで、合格者の入学後の学習意欲や本学部の評価を高めるばかりでなく、学習希望内容と教育内容のミスマッチを防ぎ、退学者を抑制していく必要がある。

<5>看護学部

学部創設年度の入試ということもあり、社会的認知度をあげることに努めたが、志願者は多かったものの国公立大学への併願者が多数いたことや、大学入試センター試験利用入試が提供できなかったことが影響し、入学定員に対する入学者数比率が79%に留まる結果となった（表3）。入学定員確保を目標とし、今後も学生募集を進めていく必要がある。

<6>国際文化研究科

受験者数が入学定員を割り込み、入学生も減少し続けているのが実情である（表3）。減少傾向にある受験者数に鑑み、大学院の意義と理念を抜本的に再構築する必要がある。

<7>経済情報研究科

在籍学生数が減少しており、入学対策が急務である(表 3)。本学卒業生に対しては、岐聖大通信誌「和」において、母校での学び直しを呼びかける一方、岐阜県教育委員会などを訪問し、岐阜県教員への広報活動にも努めている(資料 5-29)。また、本学地域・社会連携センターで行われる市民向け公開講座でも、大学院入学試験要項の配布を行い、広報活動に努めているが、大学院受験には繋がっていない。

(3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<1>大学全体

2014(平成26)年12月11日付け、文部科学省中央教育審議会より「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けて高等学校教育、大学教育、入学者選抜の一体改革について」(答申)が出され、大学入試センター試験に代わる、大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の実施が示された。今後、有意な人材を継続的に確保するために全学入学試験委員会において新たな学力の三要素を踏まえた本学独自の新しい個別選抜試験の検討を進めていく。

<2>教育学部

受験者数を増やすために教員志望の裾野を拡げつつ、さらに認知度を上げていくため、これまでの入試説明会やオープンキャンパスに加え、高校生、保護者、高校教員に対して「教員養成セミナー」のような取り組みを展開していく。

<3>外国語学部

なし

<4>経済情報学部

なし

<5>看護学部

なし

<6>国際文化研究科

なし

<7>経済情報研究科

なし

② 改善すべき事項

<1>大学全体

なし

<2>教育学部

なし

<3>外国語学部

2015（平成 27）年度からスタートした新カリキュラムと新コース制について、入試説明会やオープンキャンパスを通して受験生や保護者に対して周知を図っていく。また、新カリキュラムでは、外国語学部の特徴を活かして、英語で生活をするのが経験できるよう、2015（平成 27）年度から現行の 1 年生向けのフレッシュ海外体験プログラムに加えて、2～3 年生向けには国際インターンシップや国際ボランティアの活動などを提供している。現在、国際インターンシップ及び国際ボランティアについては現在、単位化に向けて検討を進めている（資料 5-30）。

<4>経済情報学部

2016（平成 28）年度から新カリキュラム制を導入し、学生のニーズに対応しながら社会人力育成を進めていく予定であり、新カリキュラムの内容を入試説明会やオープンキャンパスを通して周知を図っていくことで入学者増加に繋げていく（資料 5-23～24（既出（4（2）-39～40））））。

<5>看護学部

入試説明会やオープンキャンパス等により、学部理念と教育内容のさらなる浸透を図るとともに、2016（平成 28）年度入試からの大学入試センター試験利用入試の導入を受け、様々な入試制度での合格者数のバランスを入学試験委員会において見直していく。

<6>国際文化研究科

全体として減少し続けている受験者数に鑑み、2015（平成 27）年度入試から一般入試（I 期）の時期の見直しを図った。

今後、大学院の意義と理念の抜本的な再構築について大学院委員会及び研究科委員会において検討を進める。また、社会に開かれた大学院実現のためにも、大学院委員会及び研究科委員会においてさらなる受け入れの増加に向け、平成 29 年度入学者から長期履修制度導入を検討していく（資料 5-31）。

<7>経済情報研究科

全体として減少し続けている受験者数に鑑み、2015（平成 27）年度入試から一般入試（I 期）の時期の見直しを図った。

今後、大学院の意義と理念の抜本的な再構築について大学院委員会及び研究科委員会において検討を進める。また、社会に開かれた大学院実現のためにも、大学院委員会及び研究科委員会においてさらなる受け入れの増加に向け、平成 29 年度入学者から長期履修制度導入を検討していく（資料 5-31）。

（4）根拠資料

5 - 1 岐阜聖徳学園大学学則

（既出（1-4））

V. 学生の受け入れ

- 5 - 2 岐阜聖徳学園大学ホームページ（大学概要・建学の精神・人材養成及び教育
(既出(1-10)) 研究上の目的)
<http://www.shotoku.ac.jp/outline>
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/foundation.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/purpose.php>
- 5 - 3 <冊子>2016（平成 28）年度大学案内／2015（平成 27）年度大学案内、看護学
部案内
(既出(1-20))
- 5 - 4 <冊子>2016（平成 28）年度大学院案内／2015（平成 27）年度大学院案内
(既出(1-21))
- 5 - 5 2015（平成 27）年度大学入学試験要項
2015（平成 27）年度入学試験要項（看護学部）
- 5 - 6 2015（平成 27）年度大学院入学試験要項
- 5 - 7 岐阜聖徳学園大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/2015ap.pdf>
<http://www.shotoku.ac.jp/postgraduate/course01/index.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/postgraduate/course02/index.php>
- 5 - 8 全学広報委員会規程
- 5 - 9 全学入学試験委員会規程
- 5 - 1 0 入学者選抜実施細則
- 5 - 1 1 入学試験委員会規程（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）
- 5 - 1 2 研究科委員会議事録 2015（H27）.4.22（学生募集の方針）
（国際文化研究科・経済情報研究科）
- 5 - 1 3 2014 年度（平成 26）年度オープンキャンパスチラシ
2014（平成 26）年度 高校訪問一覧
2014（平成 26）年度 教員出張一覧
- 5 - 1 4 2015（平成 27）年度入学者募集大学院説明会案内
2015（平成 27）年度入学者募集大学院新聞広告
- 5 - 1 5 2014（平成 26）年度岐阜聖徳学園大学公開講座パンフレット
- 5 - 1 6 全学入試委員会議事録 2015（H27）.4.7
- 5 - 1 7 2015（平成 27）年度全学入学小委員会運営について
- 5 - 1 8 全学入試小委員会議事録 2014（H26）.6.4（入学者選抜に関する方針・実施等）
全学入試小委員会議事録 2014（H26）.7.16（入学者選抜に関する方針・実施等）
全学入試小委員会議事録 2014（H26）稟議（入学者選抜に関する方針・実施等）
全学入試小委員会議事録 2015（H27）.2.25（入学者選抜に関する方針・実施等）
全学入試小委員会議事録 2015（H27）.3.25（入学者選抜に関する方針・実施等）
全学入試委員会議事録 2014（H26）.4.9
- 5 - 1 9 全学入試小委員会議事録 2015（H27）.6.3（学生受け入れ方針の適切性の検証）

V. 学生の受け入れ

- 全学入試小委員会議事録 2015 (H27) . 7. 8 (学生受け入れ方針の適切性の検証)
全学入試小委員会議事録 2015 (H27) 稟議 (学生受け入れ方針の適切性の検証)
全学入試委員会議事録 2015 (H27) . 4. 7
- 5 - 2 0 教育学部入試委員会議題 2014 (H26) . 11. 12 (合否判定審議)
外国語学部入試委員会議題 2014 (H26) . 11. 11 (合否判定審議)
経済情報学部入試委員会議題 2014 (H26) . 11. 12 (合否判定審議)
教育学部教授会議題 2014 (H26) . 11. 12 (合否判定審議)
外国語学部教授会議題 2014 (H26) . 11. 12 (合否判定審議)
経済情報学部教授会議題 2014 (H26) . 11. 12 (合否判定審議)
- 5 - 2 1 看護学部合否判定会議議題 2014 (H26) . 12. 10 (合否判定審議)
- 5 - 2 2 大学院委員会議事録 2015 (H27) . 10. 28 (学生受け入れ方針の適切性の検証)
- 5 - 2 3 経済情報学部教務委員会議事録 2015 (H27) . 2. 18 (教育課程の見直し)
(既出(4(2)-39)) 経済情報学部教務委員会議事録 2015 (H27) . 11. 11 (教育課程の見直し)
- 5 - 2 4 経済情報学部教授会議事録 2014 (H26) . 8. 27 (教育課程の見直し)
(既出(4(2)-40)) 経済情報学部教授会議事録 2015 (H27) . 2. 25 (教育課程の見直し)
経済情報学部教授会議事録 2015 (H27) . 4. 1 (教育課程の見直し)
経済情報学部教授会議事録 2015 (H27) . 11. 18 (教育課程の見直し)
- 5 - 2 5 教授会規程 (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
(既出(1-26))
- 5 - 2 6 研究科委員会規程 (国際文化研究科・経済情報研究科)
(既出(1-27))
- 5 - 2 7 国際文化研究科運営委員会内規
(既出(3-23))
- 5 - 2 8 2014 (平成 26) 年度卒業生の教員就職率
(既出(4(2)-38))
- 5 - 2 9 岐聖大通信「和」 vol. 27
- 5 - 3 0 外国語学部教授会議事録 2015 (H27) . 12. 16 (国際インターンシップ単位化)
- 5 - 3 1 大学院委員会議事録 2015 (H27) . 10. 28 (長期履修制度について)
大学院委員会議事録 2015 (H27) . 11. 25 (長期履修制度について)
大学院委員会議事録 2016 (H28) . 2. 25 (長期履修制度について)

VI. 学生支援

(1) 現状説明

[1] 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神にのっとり宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、それぞれの学部の特徴を発揮し、もって現代社会における有為な人材を育成することを目的とする。」と学則第1条に定めている。これに資するために大学では、2015（平成27）年8月開催の評議会において、大学院は同年10月開催の大学院委員会において学生支援の方針を次のとおり定めている（資料6-1（既出(1-4)）、6-2（既出(3-11)））。

①修学支援について

入学前から卒業までの修学支援を総合的・体系的に実施する。

②学生生活支援について

すべての学生が健康で安定した学生生活が送れるように、学生自身が健康で安定した生活への関心を持ち、自己管理できるように支援を実施する。

③進路支援について

学生が自らの夢実現に向けて教職協働で支援を実施するとともに支援体制の充実を図る。

学生支援の具体的施策については学生要覧の「第4章生活編」に記載し、学生に周知している（資料6-3（既出(1-9)））。これらをもとに学生支援は両キャンパスの教務部教務課、学生部学生課及び就職部就職課が主に担当し、全学及び学部教務委員会、全学及び学部学生委員会、全学及び学部就職委員会が互いに連携しながらあたっている（資料6-4（既出(4(1)-13)）、6-5（既出(3-33)）、6-6～9））。

学生支援の方針については、大学ホームページに掲載し、大学構成員（教職員及び学生）、受験生や保護者を含む社会に対して公表している（資料6-10（既出(3-12)））。

[2] 学生への修学支援は適切に行なわれているか。

各学部では社会人基礎力の養成のために独自のカリキュラムを設定し、クオリティの高い人材育成に努めている。同時に「自分で考え、行動する」人間力の養成にも努めている。

- ・教育学部…1年次から教職を体験する「クリスタルプラン」は、教員としての「実践力」と「使命感」を身に付けることとしている。
- ・外国語学部…1年次に行なわれている「フレッシュ海外体験プログラム」を通じて広い世界を体験し、視野を広めることを目指している。
- ・経済情報学部…1年次では国語力及び数学力を再度磨くための授業を通じて、基礎学力を再確認している。また、2年次から開始される「職業選択」の授業を通じて働く意義、産業社会で生きる人間力の養成に努めている。
- ・看護学部…学部横断型の教養教育で他学部の学生ともふれあいつつ、1年次より「多職種連携論」の授業を通して、保健医療チームにおける看護師としての職業意識の醸成に

努めている。

初年次教育の取り組みとして、少人数ゼミ形式の「基礎セミナーⅠ」（教育学部・外国語学部・看護学部）、「基礎演習Ⅰ」（経済情報学部）を1年次、「基礎セミナーⅡ」（教育学部・外国語学部・看護学部）、「基礎演習Ⅱ」（経済情報学部）を2年次に必修科目として設けている。少人数ゼミ形式の授業では、修学についての相談とともに学生生活全般の問題に対する相談・対応にも指導教員が当たっている。特に1年次において学生生活になじめない学生の把握に努め、留年や退学に至らないよう適切な指導を行っている（資料6-3(既出(1-9)), 6-11)。

また、入学前教育にも取り組んでいる。教育学部では、指定校制推薦入試合格者全員に基礎学力検査の点数が低かった科目について通信添削システム（外部委託）を利用した「入学前準備教育講座」を行っている。更に課題図書 요약も課している（資料6-12）。外国語学部では推薦入試合格者に対して、本学教員が Manaba（LMS）で課題やテストの添削を行い、入学後に受ける TOEIC Bridge に向けて準備を促している（資料6-13）。看護学部では推薦入試合格者に新聞コラムの解説とNHKラジオ・テレビの英会話の聴講を課している（資料6-14）。入学後の学生の能力に応じた補習・補充教育については、全学部の各教員オフィスアワーの時間を設け、個別指導、レポート指導、実習指導等を行っている（資料6-15(既出(4(2)-7)), 6-16)。

休学や退学を申し出た学生については、1、2年次は上記の少人数ゼミ形式の授業における指導教員、3、4年次は学生が所属するゼミの指導教員が、まず個別相談に応じている。意志の確認後、指導教員の署名・押印のある休学願・退学願を教務課で受理し、学生が所属する学部教務委員会を経て学部教授会で審議決定している。教授会資料については、職員に配信されるため、教職員間で情報は共有されている。休学や退学の可能性のある学生が事前に把握できる場合は、指導教員が相談に応じるとともに学生生活支援窓口である学生課と修学支援窓口である教務課が連携して相談にあたっている。

障害のある学生に対しては、入学試験及び入学試験前に個人の申告により修学上の問題を把握し、個々の事情に応じて適切に対応している。本学における障害者手帳の所有学生は2015（平成27）年度6名である。なお、車椅子の使用やボランティア等の援助を必要とする場合、直ちに援助する体制を整えている。身体障害者用トイレについては羽島キャンパスでは、6号館、7号館、8号館、9号館と体育館に、岐阜キャンパスでは2号館に設置している。視覚障害者への対応として、両キャンパス共に点字ブロックの設置とエレベーターへの音声対応機能を設置している。聴覚障害者に対しては、音声を信号に変換する磁気ループを用意し、修学における支援も可能としている。

経済的支援の取り組みとして、人物、学業とも優秀で、経済上修学が困難と認められる学生に対し、教育の機会均等をはかるとともに、有為な人材を育成することを目的とした各種奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金（給付型）として、「岐阜聖徳学園大学奨学金」、「スカラシップ（入学者選抜制度を活用した奨学金）」、「岐阜聖徳学園大学課外活動奨励奨学金」、「修学支援奨学金」、「被災学生支援奨学金」等がある（資料6-3(既出(1-9第4章)), 6-17～21)。

「スカラシップ（入学者選抜制度を活用した奨学金：給付型）」制度は、学業・人物と

もに優秀な学生に修学を奨励するために 2015（平成 27）年度から新設した奨学金制度である。この奨学金は入学者選抜試験において成績優秀者を対象者として支給するものである。更に 2015（平成 27）年度から「岐阜聖徳学園大学課外活動奨励奨学金（給付型）」制度も新設し、課外活動（スポーツ・文化活動）において顕著な成績を修めた学生を対象として奨学金を支給している。なお、岐阜聖徳学園大学奨学金は、平成 27 年度入学生からスカラシップ制度に切り替えた。「修学支援奨学金」では、学生の家計支持者が死亡した場合、「被災学生支援奨学金」は、在学生並びに受験者が災害及び火災を受けた場合に経済的な負担を軽減するために奨学金を給付し、修学の援助を行なっている。

その他の奨学金制度としては、経済情報学部指定校制推薦入学試験で入学した学生に入学金相当額を給付する「経済情報学部指定校制推薦入学者奨学金」制度、外国に留学する学生へ留学先大学の授業料相当額を給付する「学生外国留学奨学金」制度、経済的理由により本学指定の学費ローンを利用している学生へ利子を補給する「利子補給奨学金」制度がある（資料 6-22～24）。また、兄弟・姉妹で本学もしくは本学園附属学校に在学している場合、下位学年の児童・生徒・学生に授業料の 3 分の 1 を減免する兄弟姉妹授業料減免制度を設けている（資料 6-25）。本学独自の奨学金制度以外にも、日本学生支援機構奨学金（貸与型）、浄土真宗本願寺派教学助成財団奨学金（給付型）、広田奨学会奨学金（給付型）等に加え、地方自治体や公共団体の奨学金の情報を提供している。また、学納金の延納制度があり、経済的理由等のやむを得ない事情がある場合は当該納期を限度として延納することができる（資料 6-26）。

なお、大学院に対する修学支援は、学部生に準じて行っている。

[3] 学生の生活支援は適切に行なわれているか。

学生が心身とも健康で学生生活を過ごせるように配慮し、種々の課題に対する相談の充実化を図るとともに、学生の課外活動の活性化と適切化を支援することを目的に種々の生活支援を行っている。生活支援の詳細について学生要覧の「4 章 生活編」で学生に周知している（資料 6-3（既出（1-9）））。

学生が必要とする支援を把握するため、「学生の意識及び生活の実態に関する調査」を行っている（資料 6-27）。また、学生の直接の意見・要望等を把握するため全学協議会を開催している。大学側は学長、各学部長、各部長と事務職員、学生側は学生の自主的組織の学友会の代表、文化系サークルや運動系サークルの代表等が参加し、学生生活全般について意見交換を行っている（資料 6-28～29）。

学生の様々な悩みに対する相談場所として、学生相談室を設置している。学生相談室を訪れる学生の多くは何らかの不安や葛藤により精神的・心理的に危機状態に陥っていることや本人の気付いていない根深い精神的・心理的問題を抱えている場合もある。このような学生の精神的・心理的症状を改善し、健全な大学生活への適応ができるように援助することは重要である。新入生には学生相談室案内のパンフレットを配付し、さらに同じ情報を在学生向けに大学ホームページで公開している（資料 6-30）。毎年入学時に新入生を対象とした「学生相談室アンケート」を実施し、必要に応じて面談等を行っている（資料 6-31）。学生相談室は羽島キャンパス、岐阜キャンパスに一箇所ずつ設置され、専任教員 5 名（う

VI. 学生支援

ち、臨床心理士4名)と臨時の臨床心理士3名が配置されている。これに加え、両キャンパスとも月1回精神科医の相談日を設けている(資料6-32~33)。

日常の健康管理及び定期健康診断は、保健室で対応している。羽島キャンパスの保健室には看護師2名が、岐阜キャンパスの保健室には看護師1名が常駐している。さらに学校医による健康相談を羽島キャンパスでは毎月1回、岐阜キャンパスでは年4回(内1回は定期健康診断の問診を含む)実施している(資料6-34~35)。

本学のハラスメントに対する基本姿勢は、本学に関わるすべての人が、お互いに個人を尊重し、快適かつ安全な環境の下で、学習・教育・研究・勤務できるように努めることである。そのための具体的かつ必要な配慮と措置を執るべく、「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、セクシュアル・ハラスメントのみならずパワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントにも対応する体制を整えている。防止対策委員会は①教職員の研修、②オリエンテーション等での学生への啓蒙活動、③委員、相談員の研修、④ハラスメント防止の規程やガイドライン、リーフレットの作成、⑤申し立てへの対応などについて協議している(資料6-36)。学生への啓蒙として、新入生には入学ガイダンスで、2年生以上の学生には学年始めのオリエンテーションの時に、ハラスメント防止の啓蒙と相談窓口の紹介を行っている。更に、全学教職員への啓蒙と危機管理対応のために、毎年、学外から講師を招いて、研修会を開催している(資料6-37(既出(3-61)))。

本学では、県外からの学生や自宅通学が困難な学生に対して、「指定寮」の斡旋を行っている。キャンパス近隣のアパートやマンションのオーナー(寮主)に寮主組合を組織してもらい、寮主組合を通して学生寮を紹介している。男子学生寮として13寮、女子学生寮として15寮が指定寮として登録されている。各指定寮の代表学生(寮長)と学生課職員が参加して定期的に寮長会を開き、住居および周辺環境等について情報交換を行い、そこで得られた意見・希望を集約している。寮主会も定期的に関われ、寮長会で得られた意見・希望を寮主に伝えている。このように寮主会及び寮主、寮生と学生課の間の連絡を密にし、寮生がより快適な生活ができるように努力している(資料6-38)。

本学には学生の自主的組織として「学友会」があり、学生の自主活動を通して本学の発展と健全な自治の確立、更に学生生活の向上を目指して活動を行っている。学友会は学友会執行委員、各クラス代表、学友会文化連盟執行部委員・体育連盟執行部委員及びそれらの所属サークル員らによって構成されており、各サークルへの予算配分及びその予算決算に関する事項、大学祭や新入生歓迎会等の各行事の実施に関する事項、各サークルの設立・廃止等に関する事項などについて、自主性に基づき運営されている。

2015(平成27)年度、本学の学友会体育連盟に所属するサークル数は24、所属学生は655名、文化連盟に所属するサークル数は26、所属学生は1018名である。在学生の約半数以上が何らかのサークル活動に参加していることになる(資料6-39)。

なお、大学院生に対する生活支援は、学部生に準じて行っている。

生活支援については、各学部学生委員会を置き、各学部学生委員会規程に基づき、学生の厚生補導に関する事、学友会並びに課外活動の育成及び施設の利用に関する事、奨学生に関する事、学生の保健管理に関する事、学生の賞罰に関する事、その他学生生活に関する事を審議している(資料6-7)。また、学生部長、各学部学生委員長、各

VI. 学生支援

学部学生副委員長、羽島学生課長、岐阜学生課長で構成する全学学生委員会を置き、学生支援に関する全学的事項を審議している(資料 6-6)。全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第53条及び第54条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料 6-1(既出(1-4)), 6-40~42(既出(1-22~24)))。また、各学部に関する事項については、学則第51条及び教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定する(資料 6-1(既出(1-4)), 6-43(既出(1-26)))。

[4] 学生の進路支援は適切に行なわれているか。

本学では教職協働を柱とし、教育職員・事務職員が共に協力し学生の夢実現に向け協力している。

学生に関する活動状況については、教員が得た情報、就職課員が得た情報を互いに共有し学生支援、指導に役立っている。就職課については羽島就職課、岐阜就職課とキャンパスごとに設置するとともに、学部ごとの担当者を配置し、学生が相談者を自由に選択できるようにしている。これにより継続した相談がし易くなっており、よりきめ細かな支援、指導を可能にしている。

各学部の進路選択に関する指導については、1年次から4年次まで就職関連科目として正規授業を設けている。特に1年次は基本的に大学、あるいは社会人へとつながる学習のスタイルとして不可欠な要素を学び、将来に向けての大学時代の学習のあり方や目的を確認し、主体的な学習を行うことを目標としている。

授業科目以外にも学部の特性に合わせ、教員、保育士、公務員、企業と大きく4分割し、それぞれの特性に合わせた支援講座を実施している。また、2015(平成26)年度に羽島キャンパス近くに立地している岐阜流通センター協同組合連合会(企業数約60社)と協定を結び、経営者からの講演や学生のインターンシップ参加企業の充実化を図っている。

学年毎に支援プログラムを用意することにより、「夢の実現」に向け段階的に取り組めるようにしている(資料 6-44(既出(1-20)))。

学生に対しては3年次後期、4年次前期のオリエンテーションにおいて、全員に進路希望調査を実施している。企業就職を希望する学生に対しては、各進路希望調査終了後に学生・ゼミ担当教員・就職課員の三者面談を行っている。なお、教員就職希望者に対しては、必要に応じて面談を行っている。就職支援講座、就職合宿、学内合同企業説明会等のキャリア支援については、面談やオリエンテーション等において参加を促している。

大学院においては各研究科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、研究者及び専門職業人の養成が主目標となっている。また、大学院生数が少ないこともあり研究指導教員を交えた個別的進路指導をしている。

本学の学生に対するキャリア支援については下記のとおりである。

1 進路支援に関する授業・講座・検定試験

(ア)就職関連授業科目(資料 6-3(既出(1-9 第2章)), 6-44(既出(1-20)))

・「キャリアデザインⅠ」 外国語学部1年生対象

- ・「キャリアデザインⅡ」 外国語学部 2 年生対象
- ・「企業就職への道」 外国語学部 3 年生対象
- ・「職業選択Ⅰ」 経済情報学部 2 年生対象
- ・「職業選択Ⅱ」 経済情報学部 3 年生対象
- ・「職業選択Ⅲ」 経済情報学部 3 年生対象
- ・「職業選択Ⅳ」 経済情報学部 3 年生対象
- ・「専門演習Ⅰ」 経済情報学部 3 年生対象
- ・「専門演習Ⅱ」 経済情報学部 4 年生対象

(イ) 就職支援講座(資料 6-45)

- ・教員採用選考試験対策講座Ⅰ(一般教養編) (資料 6-46①)
- ・教員採用選考試験対策講座Ⅰ(教職教養編) (資料 6-46②)
- ・教員採用選考試験対策講座Ⅰ(専門編)など(資料 6-3(既出(1-9 第 4 章)), 6-46③)
- ・公務員採用試験対策講座
 - 【基礎力養成編】 20 コマ+模擬テスト 2 回、8 月開講(資料 6-46④)
 - 【演習解説編】 19 コマ+模擬テスト 1 回、1~2 月開講(資料 6-46⑤)
 - 【実践演習編】 24 コマ+模擬テスト 1 回、3 月開講(資料 6-46⑥)
- ・企業分析講座(全学部企業希望 3 年生対象) 6 コマ(資料 6-46⑦⑨、講座 A)

かくれた優良企業を各種データから読み取る方法を学んでいく。
- ・企業就職特別講座(全学部企業希望 3 年生対象)(資料 6-46⑦⑧⑨⑩、講座 B)

自己PRを作成する自己分析編と、業界研究をおこなう業界研究編を開講し、履歴書作成と業界・企業選びの方法を学んでいく。業界研究編では、企業の人事担当者から直接説明を受ける機会を設けている。
- ・教員養成講座(全学部教員就職希望者 4 年生対象)(資料 6-46⑪)

授業で学ぶことの出来ない、教職現場で必要とされる知識、能力について実習をメインに即戦力として活躍できる力を養成する。

(ウ) 就職支援(スポット開催) (資料 6-46)

- ・内定者報告会(全学部 3 年生対象)(資料 6-46⑦⑨、講座 C)

内定を獲得した 4 年生を講師に迎え、これから就職活動を始める後輩に向け、内定獲得までの具体的な活動内容について説明してもらう。
- ・OB・OG 報告会(全学部 3 年生対象)(資料 6-46⑦⑨、講座 C)

現場で活躍するOB・OGの方を講師に迎え、社会人として必要とされる能力について説明してもらう。また、就活を乗り切るためには何が必要かアドバイスをしてもらう。
- ・メイクアップ講座(全学部 3 年生女子対象)(資料 6-46⑦⑨、講座 E)

化粧品メーカーの美容部員を講師に招き、「面接等で良い印象を与えるメイクとは」をテーマに、無償貸与された化粧道具と無償提供された化粧品を使用し、実際にメイクをしていく。

VI. 学生支援

- ・求人情報サイト活用・登録説明会（全学部企業希望3年生対象）（資料6-46⑦⑨、講座F）

各種媒体が運営する求人情報サイトの活用・登録方法について媒体運営会社担当者から説明を受ける。またサイトに振り回されないよう、有効的活用術も併せてレクチャーする。

- ・日本経済新聞講座（全学部企業希望3年生対象）（資料6-46⑦⑨⑩、講座G）

日本経済新聞を題材にして、業界の動き（社会情勢）を紙面からどのように読み取るのか、また就活を進める上で最低限必要とされる情報はどのように収集していけば良いかその方法について学んでいく。

- ・就職合宿（全学部企業希望3年生対象）（資料6-46⑦⑨）

採用コンサルタントや企業採用担当経験者を講師に迎え、自己PR・志望動機を中心に実際採用試験で問われている内容を基に、模擬面接やグループディスカッションを実施する。また他学部の学生と交流することにより、自分の就活を見直すとともに、就職戦線を励まし合いながら戦う同士をつくり出すことも大切な目的の一つである。

(エ)その他支援事業(資料6-47)

- ・論文指導強化月間(資料6-47①)

学生の書く力を養成するために、過去に出題された問題を基に、論作文を書き上げる。専任教員が添削を行い学生に返却する。春2か月、秋1か月の期間にそれぞれ実施する。

- ・学内合同企業説明会(資料6-47②)

本学学生のみを対象として年間4回開催。東海地区の優良企業を中心として3月57社、4月61社、5～6月48社（学外開催）、7月20社（学内開催）を招聘している。3月の企業説明会を機に本格的な就職活動へ入って行く。

- ・インターンシップ(資料6-47③)

実際に現場体験することにより、理想と現実の違いを体感し、キャリアプランを再構築することを目的とする。

看護学部では各病院で提供されたインターンシップ情報を看護実習支援室で常に公表し、学生の意識向上に努めている。

- ・企業懇談会(資料6-47④)

人事採用担当者約100名を招き、講演と情報交換会を毎年10月に開催している。

名刺交換と情報交換は、卒業生の確認と採用情報を得る良い機会となっている。

(オ)資格支援講座(資料6-48)

- ・TOEIC講座(資料6-48①)

これからのビジネスマンにとって必要な、最低限の英語力を身につけさせる。

500点目標クラス、600点目標クラスに分け、目的意識を持ってレベルアップを図ることを目的としている。

- ・FP技能士2・3級講座(資料6-48②)

金融機関（銀行、信用金庫、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等）や、不

動産仲介業を希望する学生に対し、業界で活躍するために必要とされる資金運用の知識を学ぶ。

- ・医療事務講座(資料 6-48③)

女子学生の職業選択肢を増やすこと、また目標に向かって真摯に取り組む姿勢を養成することを目的とする。講座修了後、学内にて資格試験を実施する。

- ・日商簿記 3 級講座(資料 6-48④)

事務職を希望する学生にとって最低限必要とされる簿記知識の習得を目指す。

- ・秘書検定 2 級講座(資料 6-48⑤)

社会人としてのマナーや一般常識を学び人間力を高めることを目的とする。

講座修了後、学内にて資格試験を実施する。

- ・看護師・保健師国家試験対策講座(資料 6-48⑥)

看護学部では学生の国家試験の受験に対する自覚を持たせ、主体的に取り組んでいける体制を構築すべく、国家試験対策ワーキングの学生委員を募り、今後担当教員の支援のもと活動を進めていく予定である。

さらに大学としては、4年間の国家試験対策講座を計画し、今年度も実施予定である(資料 6-49)。

(カ)模擬試験・検定試験(資料 6-48)

- ・教員採用模擬試験(資料 6-48⑦)

3年次後期1回、4年次前期2回の合計3回実施。自らの強み、弱みを再確認し、弱点を克服しながら現役合格を目指す。

- ・保育士就職模擬試験(資料 6-48⑧)

年2回実施。自らの強み、弱みを再確認し、弱点を克服しながら現役合格を目指す。

- ・漢字検定試験(資料 6-48⑨)

漢字を「読む」「書く」という知識量のみを測るのではなく、漢字の意味を理解し、文章の中で適切に使える能力を養成する。

- ・日本語検定試験(資料 6-48⑩)

一般社会では誤った日本語を使うことにより信用を失うことがある。正しい日本語が使える社会人を目指す。

大学院では学部で行われている上記の進路支援に関する講座・検定試験について学部生に準じて指導している。

2 教員組織・事務組織(資料 6-8~9)

学生の進路支援については、教育学部、外国語学部、経済情報学部、看護学部就職委員会を設け、就職指導、企業情報、斡旋、その他就職支援に関することを審議するため月に1回の割合で委員会を開催している(資料 6-9)。また就職部長、各学部就職委員長、各学部就職副委員長、羽島就職課長、岐阜就職課長で構成する全学就職委員会を置き、就職支援に関する全学的事項を審議している(資料 6-8)。全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第 53 条

及び第 54 条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料 6-1(既出(1-4)), 6-40~42(既出(1-22~24))). また、各学部に関する事項については、学則第 51 条及び教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定する(資料 6-1(既出(1-4)), 6-43(既出(1-26))).

就職課はキャンパス毎に設置し、それぞれ 5 名の課員を置いている。就職課員はそれぞれ担当学部就職委員会に出席し情報交換を行っている。学部からの要望事項、企業、学生からの要望事項等の意見交換を行い、授業科目や支援事業に反映させている。

大学院独自の就職委員会は設けておらず、大学院担当教員及び就職課において決め細やかな指導を行っている。

(2) 点検・評価

●基準VIの充足状況

建学の精神に基づき、充実した学生生活を送れるように修学支援、生活支援、進路支援を学生課、教務課、就職課が中心となり、全学及び学部学生委員会、全学及び学部教務委員会、全学及び学部就職委員会とも密接に連携をとりながら、きめ細かに行っている。

修学支援では、各学部においては社会人基礎力の養成のために独自のカリキュラムを設定し、クオリティの高い人材育成に努めている。障害のある学生に対する修学支援は、今年度はボランティア等の介添え必要とする学生はいないが、今後、重度の障害がある学生が入学しても、直ちに十分な修学支援を行える体制にある。本学における奨学金等の経済的支援は学生の学業及び課外活動に対する意欲を促進するものと純粹に経済的に困窮している学生に対する支援の併用で、制度的に一定の効果を果たしていると評価できる。以上より、修学支援は適切に行われていると考えられる。

学生の生活支援に関しては、「学生に意識及び生活の実態に関する調査」や全学協議会の開催などにより学生が必要とする支援の把握に努めている。学生相談室に関しては、十分な数の相談員を配置し、さらに精神科医の相談日も設けている。学生への案内もパンフレットやホームページでなされている。各種ハラスメント防止に向けた対策として、「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、学生への啓蒙や教職員に対する講演会の開催などを行い、防止に努めている。学生の健康面での管理、学生寮の斡旋、各種サークル活動への支援・援助などの生活支援も行っている。以上より、生活支援は適切に行われていると考えられる。

就職支援に関しては各学部特性及び学生個人の意向を尊重し、各学部就職委員会・全学就職委員会・両キャンパス就職課を中心として、ゼミ指導教員と協力しながら進路指導を行っている。

以上のことから、学生支援体制は十分整備されている。

① 効果が上がっている事項

就職率は各学部とも堅調に推移しており、毎年全国平均を大きく上回っている(資料 6-5 0)。

精神的な問題を抱える学生がここ数年増加傾向にあり、学生相談室の利用が増える傾向

にある(資料 6-33)。学生相談室では 2012 (平成 24) 年度から岐阜キャンパスにおいても精神科医師の相談日を月 1 回設けている。この結果、従来の専任相談員では対応が困難な学生にも適切なアドバイスができる体制が整っている(資料 6-32)。

ハラスメント防止に関しては、「ハラスメント防止対策委員会」のもと学生への啓蒙パンフレットの配布や教職員へのハラスメント防止に関する講演会などを行っている(資料 6-36, 6-51(既出(3-62)))。「2015 (平成 27) 年の学生の意識及び生活に関する調査」において「ハラスメントを受けた(感じた)ことがありますか」という問いにセクシャル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントがあるという回答はあわせて 1.1%で私大連全体の平均 3.0%を大きく下回っている(資料 6-27)。

② 改善すべき事項

なし

(3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

教員採用試験対策講座をはじめとする教員就職支援や就職合宿など、企業就職のための多彩なプログラムにより、各学部高い就職実績を維持している。平成 27 年度から新たに看護学部を設置することで、従来の実績をもとに看護師・保健師国家試験対策を行い、高い国家試験合格率を目指していく。

学生相談室の運営にあたっては、ここ数年心に悩みを抱えた学生が増加している傾向にあるため、特に岐阜キャンパスは相談員が不足しがちであった。岐阜キャンパスでは平成 28 年度から専任の相談員を常駐させるとともに、精神科医との連絡・情報交換を密にし、よりきめ細かな相談体制をとることで、精神的な問題を抱える学生に対応していく予定である。

ハラスメント防止に関しては、ハラスメント防止対策委員会を中心に継続して抑止に努めていく。

② 改善すべき事項

なし

(4) 根拠資料

6-1 岐阜聖徳学園大学学則

(既出(1-4))

6-2 評議会議事録 2015 (H27) .8.19 (方針の承認)

(既出(3-11))

6-3 〈冊子〉2015 (平成 27) 年度学生要覧

(既出(1-9)) (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科)

6-4 全学教務委員会規程

(既出(4(1)-13))

VI. 学生支援

- 6-5 教務委員会規程（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）
（既出(3-33)）
- 6-6 全学学生委員会規程
- 6-7 学生委員会規程（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）
- 6-8 全学就職委員会規程
- 6-9 就職委員会（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）
- 6-10 岐阜聖徳学園大学ホームページ（2015（平成27）年度岐阜聖徳学園大学
（既出(3-12)）自己点検・評価における方針）
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/self-inspect.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/data/outline/H27jikohyokahosin.pdf>
- 6-11 大学データ集 III 学生の受け入れ 1（表15）学部・学科の退学者数
- 6-12 入学前教育に関する資料 教育学部
- 6-13 入学前教育に関する資料 外国語学部
- 6-14 入学前教育に関する資料 看護学部
- 6-15 〈冊子〉2015（平成27）年度授業時間割表履修の手引き
（既出(4(2)-7)）（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科）
- 6-16 2015（平成27）年度オフィスアワー一覧表
- 6-17 岐阜聖徳学園大学奨学金規程
- 6-18 スカラシップ（入学者選抜制度を活用した奨学金）規程
- 6-19 岐阜聖徳学園大学課外活動奨励奨学金規程
- 6-20 修学支援奨学金規程
- 6-21 被災学生等支援規程
- 6-22 経済情報学部指定校制推薦入学者奨学金規程
- 6-23 学生外国留学奨学生規程
- 6-24 利子補給奨学金規程
- 6-25 学納金特別扱い規程
- 6-26 大学学納金納入規程
- 6-27 2015（平成27）年度「学生の意識及び生活の実態に関する調査」資料・結果
- 6-28 全学協議会規程
- 6-29 2015（平成27）年度全学協議会議事録
- 6-30 学生相談室のごあんないリーフレット
岐阜聖徳学園大学ホームページ（学生相談室）
<http://www.shotoku.ac.jp/student-life/counsellor-room.php>
- 6-31 学生相談室アンケート
- 6-32 2015（平成27）年度学生相談室日程
- 6-33 大学データ集IV学生支援 2（表17）学生相談室利用状況
（2014（平成26）年度～2012（平成24）年度）
- 6-34 2015（平成27）年度オリエンテーションスケジュール（前期・後期）
- 6-35 2015（平成27）年度 学校医・産業医による健康相談のお知らせ

VI. 学生支援

- 6-36 STOP HARASSMENT リーフレット
- 6-37 ハラスメント防止及び対応に関する規程
(既出(3-61))
- 6-38 2015 (平成 27) 年度寮案内
- 6-39 2015 (平成 27) 年度部活動・サークル活動 紹介冊子 (羽島・岐阜)
- 6-40 部長会規程
(既出(1-22))
- 6-41 学部長会規程
(既出(1-23))
- 6-42 評議会規程
(既出(1-24))
- 6-43 教授会規程 (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
(既出(1-26))
- 6-44 <冊子>2016 (平成 28) 年度大学案内/2015 (平成 27) 年度大学案内、看護学部
(既出(1-20)) 案内
- 6-45 2015 (平成 27) 年度就職支援活動予定表
- 6-46 2015 (平成 27) 年度就職支援講座①～⑪
- 6-47 2015 (平成 27) 年度就職支援講座①～④
- 6-48 2015 (平成 27) 年度資格取得支援講座・受験対策講座①～⑩
- 6-49 看護師国家試験対策
- 6-50 就職レポート 2015 (H27)
- 6-51 2015 (平成 27) 年度ハラスメント研修会 案内・資料
(既出(3-62))

VII. 教育研究等環境

(1) 現状説明

[1] 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学園における中・長期経営計画の策定は、理事会の小委員会である教学経営戦略委員会において、各設置校の財政健全化を基本として策定され、2014（平成26）年1月29日付けで教職員に対して公表されている（資料7-1）。更に永続的に発展し続けていくために、教学と経営による共通の現状認識の下で、社会の負託に応えられるよう短・中期的な基本方針を定めるための前段階として、2015（平成27）年5月12日開催の理事会において、各設置学校の所属長を構成員とした「聖徳学園グランドデザイン2015素案作成会議」の設置が承認された（資料7-2）。聖徳学園グランドデザイン2015素案作成会議では、「教学専門部会」及び「教育施設専門部会」の二つの部会を設置し、部会毎にテーマに沿ったワーキンググループを設けて議論を進め、2015（平成27）年度内に第1次素案をまとめ、理事会に提出することとなっている。

学園の中・長期経営計画にのっとり、教育研究等環境を整備するために大学では、2015（平成27）年8月開催の評議会において「学生の学修環境を整備・充実するとともに教育研究環境のより一層の充実を図る。」と方針を定め、教授会や大学ホームページにおいて周知している（資料7-3～4（既出（3-10～11）））。

[2] 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学は、羽島キャンパスに教育学部、外国語学部、看護学部、国際文化研究科、岐阜キャンパスに経済情報学部、経済情報研究科を設置しており、各キャンパスでは大学全体の方針・目標に基づいて施設・設備を整備している。

大学全体及び各キャンパスの概要は以下のとおりである。

（大学全体）

大学設置基準に基づき、大学全体における学生収容定員から算出される校地基準面積26,600.0㎡（「大学設置基準」第37条第1項より、収容定員上の学生1人当たり10㎡）と校舎基準面積15,667.2㎡（「大学設置基準」別表第三ハより）に対し、現有の校地面積156,768.0㎡、校舎面積46,167.7㎡であり、基準を充足している。また、校地については短期大学部及び附属幼・小・中学校と共有しているため、3学校分の校地基準面積23,009㎡を含めても基準を充足している（表5算出メモ）。

（羽島キャンパス）

大学設置基準に基づき、羽島キャンパスにおける学生収容定員から算出される校地基準面積19,100.0㎡（「大学設置基準」第37条第1項より、収容定員上の学生1人当たり10㎡）と校舎基準面積11,866.2㎡（「大学設置基準」別表第三ハより）に対し、現有の校地面積122,619.0㎡、校舎面積30,951.70㎡であり、基準を充足している（表5）。

主な建物として、本館、図書館、5号館、6号館、7号館、8号館、9号館、総合体育館、第2体育館等があり、その総面積は34,457.51㎡である。用途別では、講義室55室、演習室29室、学生自習室7室である。その中で8号館は、教育学部学校教育課程理科専修の専

Ⅶ. 教育研究等環境

門棟で、生物、地学、化学の各分野において、実験室、共同研究室、準備室を備えた施設になっている。また、新設の9号館は、主に看護学部が使用する棟で鉄筋コンクリート造5階建て延床面積8,157.59㎡を有し、母性看護実習室、基礎看護実習室、成人・老年看護実習室、地域・在宅・精神看護実習室、小児看護実習室、講義室、準備室、演習室、学習室、研究室、共同研究室、会議室及び事務室等を備えている(資料7-5(既出(1-9第5章)),7-6~8)。

また、体育施設として屋内温水プール(大人用25M×8コース、小人用小プール)を整備している。年間を通じて授業、クラブ活動等に利用されるとともに、外部団体にも開放している。

さらに南グラウンドには300mトラック(走路5レーン)、直走路(走路6レーン)、走り幅跳び等助走路及び砂場2か所を配置している。併せてサッカーコートとしても兼用できるように整備し、教育研究環境の向上に努めている。

校地、校舎、施設、設備の維持・管理は羽島事務部庶務課が担当している。また、情報機器関係設備等は情報教育研究センター事務室が管理・運用に当たっている。

電気設備・空調設備・消防点検等の保守については、外部業者に年間契約で委託し、更に学内の清掃業務及び樹木管理並びに警備についても、同様に外部業者と委託契約を締結し、清潔で安全なキャンパスが維持できるように努めている。いずれも庶務課との間で連絡を密に、保安維持管理に努めている。

なお、建物は、現行の耐震基準を満たしており問題はない。

防火防災については、3.11東日本大震災を契機に、防火を中心とした避難訓練から、地震等の災害も想定した防災総合訓練へと充実を図り、防災管理者(事務職員)のもと、年1回(10月)実施している(資料7-9)。災害時における帰宅困難者(学生、教職員)用に食料及び生活面における最低限の用品を確保する観点から、体育館内の倉庫並びに屋外の倉庫に飲料水、乾パン、缶詰パン、アルファ米を始めとする食料品、毛布、自家用発電機、簡易トイレ用品等の生活関連物質の備蓄をしている(資料7-10)。

なお、2011(平成23)年に岐阜県との間で「災害時等の大学等高等教育機関による支援協力に関する協定」を締結したことにより、災害時において地域住民の避難施設として体育館及び校舎並びに食堂等を避難施設として地域住民に解放することとなっている(資料7-11)。

障害者に対しては障害者対応エレベーター、自動ドア、障害者対応(多目的)トイレ、を設置している。また、各校舎にスロープを設置し、段差の解消を行っている。ただし5号館は、構造上、障害者対応エレベーターの設置が不可能なため、車椅子の使用やボランティア等の援助を必要とする場合、直ちに援助する体制を整えている。

(岐阜キャンパス)

大学設置基準に基づき、岐阜キャンパスにおける学生収容定員から算出される校地基準面積7,500.0㎡(「大学設置基準」第37条第1項より、収容定員上の学生1人当たり10㎡)と校舎基準面積3,801.0㎡(「大学設置基準」別表第三ハより)に対し、現有校地面積は、34,149.0㎡(併設の短期大学部との共用施設で収容定員数に応じて案分)、校舎面積15,216.0㎡(併設の短期大学部との共用施設は収容定員数に応じて案分)であり基準を

Ⅶ. 教育研究等環境

充足している(表5)。

主な建物として、3号館、4号館、講堂兼体育館があり、その総面積は17,894.16㎡(併設の短期大学部との共用部分を含む)である。その中で3号館は、講義室、演習室、コンピュータ演習室、コンピュータ自習室、大学院研究室、研究室、小会議室を備え、4号館は、講義室、演習室、コンピュータ実習室、会議室を備え、実践教育の充実を図っている(資料7-5(既出(1-9第5章)),7-6~8)。

また、体育施設として北側グラウンドに全天候型の多目的コートを整備している。

校地、校舎、施設、設備の維持・管理は岐阜事務部庶務課が担当している。また、情報機器関係設備等は教務課管轄下の情報教育研究センターが管理・運用に当たっている。

電気設備・空調設備・消防点検等の保守については、外部業者に年間契約で委託し、更に、学内の清掃業務及び樹木管理並びに警備についても、同様に外部業者と委託契約を締結し、清潔で安全なキャンパスが維持できるように努めている。いずれも庶務課との間で連絡を密に、保安維持管理に努めている。

なお、建物は、現行の耐震基準を満たしており問題はない(資料7-12)。

施設設備の法定点検及び保守点検業務並びに日々の維持管理の業務も羽島キャンパス同様に実施している。防災訓練についても、羽島キャンパス同様、防災管理者(事務職員)のもと、年1回(10月)実施している(資料7-9)。災害時の対応として帰宅困難者(学生、教職員)用に非常食、保存水、毛布、発電機などを備蓄している(資料7-10)。

障害者に対しては、構造上可能な範囲内で障害者対応エレベーター、障害者対応(多目的)トイレ、点字ブロック、階段の手摺を設置している。なお、車椅子の使用やボランティア等の援助を必要とする場合、直ちに援助する体制を整えている。

(大学全体)

情報教育に関わる機器設備は、日進月歩で技術革新が行われるため、情報教育センターで作成した機器更新計画に基づき更新を行っている(資料7-13)。

各施設の更新年度を分散することで、学生が常に最新機器で教育が受けられるようにしている。これら情報機器については、両キャンパスに配置されている情報教育支援センターによって、機器の管理・運用支援を行っている。

情報サービス施設に関しては、以下のように整備している。

イ 情報機器を有効に機能させるためのネットワークについては、基幹ネットワークとして1Gbpsの光回線、教室および各研究室には100MbpsUTP回線を敷設している。

ロ 原則としてコンピュータ室は、講義時間外には自習室として開放している(資料7-14)。

ハ 両キャンパスに無線LANアクセスポイントを敷設し、学生の教育支援に供しているが、羽島キャンパスについては、これまでの6号館・7号館(講義室除く)・8号館・9号館・図書館・学生会館・南サークル棟に加え、2016(平成28)年度には5号館、総合体育館と敷設エリアを拡大するとともに7号館(全講義室)の拡充を行う予定である。岐阜キャンパスについては、全館において無線LANアクセスポイント整備が完了している(資料7-15)。

ニ すべてのパソコンでインターネット接続、モノクロプリンタの利用が可能であり、

VII. 教育研究等環境

情報教育支援センター内において、USB や学生各自に 250MB が割り当てられたネットワークストレージ内のデータをオンデマンドプリンターで出力できる。

ホ 入学時に学部生全員に Google Apps アカウントを付与しており、容量無制限で使用可能である。また、セキュリティー面において、学内 AD との連携による SSO 認証を行っている。

へ 通知システム「キャンパスビジョン」を採用することにより、補講・休講状況、施設予約状況などが随時確認可能である。また大学側から学生にメールを配信することも可能である。また、このシステムは、携帯電話及びスマートフォンによるブラウジングにも対応している(資料 7-16(既出(4(2)-7)))。

[3] 図書館・学術情報サービスは十分に機能しているか。

(羽島・岐阜両キャンパス図書館)

情報検索に関わる利用環境について、両キャンパス図書館では図書館システムとして CARIN-i (京セラ丸善システムインテグレーション) を導入している。利用者サービス向上のため、大学ホームページに CARIN-i の検索機能を搭載し、館内のみならず学外からの蔵書検索が可能である。蔵書検索は両キャンパス図書館の所蔵資料を対象としており、利用者は一度の検索で両キャンパスの所蔵を確認することができる。図書館では利用者の利便性を図るため、両キャンパス間資料取り寄せサービスを行っており、所属キャンパス以外の図書も 2 営業日以内に所属キャンパス受領することができる(資料 7-17)。

また、国立情報学研究所 (NII) が提供する図書館間相互貸借サービス (NACSIS-ILL) にも参加しており、文献複写・資料貸出など、国内の教育研究機関との間で学術情報の相互提供を行っている。

2014 (平成 26) 年度の文献複写及び資料貸出件数は以下の通りである。

羽島キャンパス図書館	文献複写		資料貸借	
	受付	依頼	受付	依頼
	75	273	46	31

岐阜キャンパス図書館	文献複写		資料貸借	
	受付	依頼	受付	依頼
	42	69	5	8

国内の教育研究機関に所蔵が無く、上記サービスで提供ができない海外の文献については、The British Library Document Supply Centre (BLDSC) のドキュメント・サプライ・サービスを通じて文献複写物などを利用者に提供している。

2015 (平成 27) 年度には、図書館の活動や課題を広く利用者に周知するため、学生サークル「ライブラリボランティアサークル」の編集協力のもと、羽島・岐阜両キャンパス図書館の広報誌「岐阜聖徳学園大学図書館ニュース fragaria (フラガリア)」を発行した(資料 7-18)。更に図書館のアクティブ・ラーニング・スペースにおいてブックトークを開催

Ⅶ. 教育研究等環境

し学生、社会人等の情報交換の場を提供している。

図書館、学術情報サービスに関することについては、各学部図書館に図書委員会を置き、図書館の運営に関すること、図書館の事業計画に関すること、図書館の図書費に関すること、その他図書館に関することを審議するため、各学部図書委員会規程に基づき、審議している(資料 7-19)。また、図書館連絡協議会規程に基づき、図書館長、各学部図書委員会から1名、羽島図書館課長、岐阜図書館課長で構成する図書館連絡協議会を置き、図書館に関する全学的事項を審議している(資料 7-20)。全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第53条及び第54条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料 7-21(既出(1-4)), 7-22~24(既出(1-22~24)))。また、各学部に関する事項については、学則第51条及び教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定する(資料 7-21(既出(1-4)), 7-25(既出(1-26)))。

大学院については、大学院規則第6条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科委員会で審議し、学長が決定する(資料 7-26(既出(1-5)), 7-27(既出(1-27)))。大学院としての最高意思決定機関は大学院委員会であり、大学院に関する全学的事項については、大学院規則第7条及び大学院委員会規程に基づき、大学院委員会で審議し、学長が決定する(資料 7-28(既出(1-25)))。

(羽島キャンパス図書館)

羽島キャンパスには、大学院国際文化研究科、教育学部、外国語学部、看護学部がある。

学部構成上、幅広い教養知識及び専門知識が必要とされるため、羽島キャンパス図書館では、教養及び教育研究に必要な文献について、各所属の授業担当教員による選定を中心に集書を行っている。

データベースについては、辞書・事典等データベースとして「Japan Knowledge」を利用することができる。国内紙等のデータベースとしては「聞蔵Ⅱ(朝日新聞記事検索)」「官報情報検索サービス」を利用できるほか、2015(平成27)年度より「日経テレコン21(定額制)」「中日新聞・東京新聞記事データベース」を導入した。また、雑誌記事・論文情報の閲覧には、国内の文献情報データベースとして「CiNii(機関定額制コンテンツ)」「雑誌記事索引集成データベース」「MAGAZINE PLUS」を利用することができるほか、2015(平成27)年度より「メディカルオンライン」「医中誌 Web」「CINAHL」を導入し、同年度に開設した看護学部に関係するデータベースを充実させている。

学術雑誌を含めた定期刊行物は、紙媒体の内国書が182種、外国書が38種である。紙媒体の購読雑誌のほか、購読誌数の充実を図るため、教育学研究のデータベースとして、フルテキストで1,000誌以上の定期刊行物(外国書)が閲覧可能な「Education Research Complete」を導入している。

2014(平成26)年度末の資産として登録された図書館蔵書数は約20万冊であり、閲覧座席数は228席である。2015(平成27)年4月1日現在の職員内訳は、図書館長1名(両キャンパス兼務)、専任職員2名、委託スタッフ3名であり、うち司書資格を有する者は4名である。

開館時間は、平日が9時から19時、土曜日が9時から15時である。また、定期試験時

Ⅶ. 教育研究等環境

においては学習環境提供のため、試験期間の2週間前から試験期間終了までの間、開館時間を延長し20時までとしている(資料 7-29~31)。

4階建ての図書館棟のうち、図書館としては2・3・4階を占有しており、主な閲覧室は3・4階に設置されている。このうち、3階閲覧室には、4人以上が利用できる閲覧席を設置し、4階閲覧室には4人用の閲覧席と個人用の学習デスクを併設している。2014(平成26)年度末には、4階閲覧室に移動可能な卓上パーテーションを導入し、4人以上の閲覧席を4区画の個人学習席に区切るなど、利用目的に応じて柔軟に空間利用ができるようにしている(資料 7-32)。

また、4階2層にあるグループ学習室については、運用を見直し、十数名が収容できるレイアウトに変更するとともに防音工事を施した。移動式のプロジェクターやスクリーンを適宜利用可能にし、学生のグループ学習、教員が主となるゼミ活動、ビブリオサロンやブックトークなどの図書館活性化活動など、様々な取り組みに利用していく予定である。

羽島キャンパス図書館の特色ある施設として、教科書コレクション室が挙げられる。主に岐阜県下で利用されている教科書・教師用指導書・学習指導要領を収めるためのスペースが3階に確保されており、教育実習の準備などで学生が活用できるよう、検定教科書の改訂時期など必要に応じて新しい資料を収集している。

また、図書館による学生・教員の支援活動として、事前に教員等から利用者教育について日程の希望を募り、図書館利用者教育を実施している(資料 7-33)。学部1年生を対象として4月から6月にかけて、20名から30名程度のグループ単位で、館内見学による図書館の紹介と蔵書検索指導を図書館職員が行い、図書館利用の基本を学ぶ機会としている。

卒業研究等のゼミ生及び大学院生に対しては、9月から12月にかけて実施し、論文作成のための雑誌記事・論文検索指導をゼミ教員・学生の要望に応じて行っている。さらに、論文・レポート作成に際して図書館データベースを活用してもらうため、図書館データベース「日経テレコン21(定額制)」「CINAHL」の講習会を行っている(資料 7-34)。

(岐阜キャンパス図書館)

岐阜キャンパスには、大学院経済情報研究科、経済情報学部(併設の短期大学部)がある。

学部における実用的な資料を適切に受け入れるため、岐阜キャンパス図書館では教養及び教育研究に必要な文献について、各所属の授業担当教員による選定を中心に集書を行っている。

データベースについては、辞書・事典等データベースとして「Japan Knowledge」を利用することができる。国内紙等のデータベースとしては「聞蔵Ⅱ(朝日新聞記事検索)」を利用できるほか、2015(平成27)年度より「日経テレコン21(従量課金制に替えて定額制)」「中日新聞・東京新聞記事データベース」を導入した。また、雑誌記事・論文情報の閲覧には、国内の文献情報データベースとして「CiNii(機関定額制コンテンツ)」「雑誌記事索引集成データベース」「MAGAZINE PLUS」を利用することができるほか、経済学全般の論文情報データベース(外国書)として「Econ Lit」を利用することができる。

学術雑誌を含めた定期行物は、紙媒体の内国書が49種、外国書が16種である。紙媒体の購読雑誌のほか、購読誌数の充実を図るため、経済学・財政学のデータベースとして、

Ⅶ. 教育研究等環境

フルテキストで約 50 誌の定期刊行物(外国書)が閲覧可能な「JSTOR Business Collection」を導入している。

2014(平成 26)年度末の資産として登録された図書館蔵書数は、併設の短期大学部を除き約 4 万 5 千冊であり、閲覧座席数は 163 席である。2015(平成 27)年 4 月 1 日現在の職員内訳は、図書館長 1 名(両キャンパス兼務)、専任職員 2 名、委託スタッフ 3 名であり、うち司書資格を有する者は 3 名である。

開館時間は、平日が 9 時から 19 時、土曜日が 9 時から 15 時である。また、定期試験時においては学習環境提供のため、試験期間の 2 週間前から試験期間終了までの間、開館時間を延長し 20 時までとしている(資料 7-29~31)。

4 階建ての建物のうち、図書館としては主に 2 階と 1 階の一部を占有しており、閲覧室は 2 階に設置されている。閲覧室には主に 4 人用の閲覧席を設置し、書架内に一部、個人用の学習デスクを設置している(資料 7-32)。

2 階にある視聴覚コーナーについては、運用を見直し、50 名が収容できるレイアウトに変更した。移動式のプロジェクターやスクリーンを適宜利用可能にし、学生のグループ学習、教員が主となるゼミ活動、ビブリオサロンやブックトークなどの図書館活性化活動など、様々な取り組みに利用していく。

また、図書館による学生・教員の支援活動として、事前に教員等から利用者教育について日程の希望を募り、図書館利用者教育を実施している(資料 7-33)。学部 1 年生を対象として 4 月から 6 月にかけて、10 名から 20 名程度のグループ単位で、館内見学による図書館の紹介と蔵書検索指導を図書館職員が行い、図書館利用の基本を学ぶ機会としている。卒業研究等のゼミ生に対しては、9 月から 12 月にかけて実施し、論文作成のための雑誌記事・論文検索指導をゼミ教員・学生の要望に応じて行っている。さらに、論文・レポート作成に際して図書館データベースを活用してもらうため、図書館データベース「日経テレコン 21(定額制)」の講習会を行っている(資料 7-34)。

[4] 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

(羽島キャンパス)

教育学部では、建学の精神、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)にのっとり、実践的指導力に優れた義務教育教員等の養成を目指してカリキュラムを編成している。

教育学部と協定を結んだ地域の幼稚園、小学校、中学校、教育委員会と連携した「クリスタルプラン」は、3 年次に行われる教育実習だけでなく、1 年次から子どもたちとふれあうことができる「学校ふれあい体験」、2 年次の「教育実践観察」、更に 3・4 年次の「学校インターンシップ」など現場を経験する機会を設けるカリキュラムであり、教員にふさわしい豊かな人間性を育み、基礎力を養うことができる環境を整備している。

また、演習、実験・実習を伴う授業について、以下のとおり家庭科 1 名と理科 2 名の教育研究支援職員を配置し、教員との連携を図り、円滑な授業運営を行うための補助を行っている。

1. 「初等家庭 I・II」「初等教科教育法(家庭)」

Ⅶ. 教育研究等環境

授業の準備並びに事後片付け、授業時間内の調理実習・被服実習の補助等。

2. 「初等理科Ⅰ・Ⅱ」「物理学実験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「化学実験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「生物学実験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「地学実験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

授業の事前事後準備、授業時間内の実験等に係わる補助等。

施設に関しては、7号館に講義、演習等で学んだことを実際の教育現場で活かすため、特大規模講義室（定員216名）1室、大規模講義室（定員180名）3室、中規模講義室（定員120名から105名／下机・椅子可動式）9室、小規模講義室（定員63名以下／机・椅子可動式）9室、演習室7室と用途に合わせた教室を整備している。そのほか、絵画実習室、工芸実習室、被服実習室、小児保健実習室、小児栄養実習室、初等理科実験室1・2、物理実験室1・2、理科教育実験室1・2、理科教育室、初等理科室、物理室、心理学実験室・観察室及び心理学演習室1・2など実験、実習室や、コンピュータ室2室など専門教室を整備している。

また、8号館（理科実験棟）に、生物室、生物実験室1・2、科学室・化学実験室1・2、地学室・地学実験室1・2などを整備している。更に5号館には、学内最大の多目的教室（定員391名）、中規模講義室（定員90名）以外に、音楽棟としてML教室、リズム教室、音楽教室、音楽演習室5室、ピアノ練習室38室など専門教室を備えており、ピアノ練習室は学生が自由に利用できる。希望者は、常駐している音楽指導員（2名ないし1名）からレッスン（予約制）を受けることができる。

このようにいずれの棟も専門性を高めるための、実験、実習、実技を十分学ぶことができるように整備している（資料7-5（既出（1-9第5章））、7-35～36）。

外国語学部では、建学の精神、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）にのっとり、英語圏のネイティブスピーカーによる語学の授業を充実させている。

TOEICテストを各年次に実施し、学生の学力に見合った英語の習熟度別クラスを開講し、少人数クラスで英語のコミュニケーション能力を高めている。さらに、英語でのグループディスカッションに対応できるよう、机、椅子が稼働可能な小規模講義室を備えている。これらの講義室は、身に付けたコミュニケーション能力をネイティブスピーカー主導によるグループディスカッションで磨きを掛け、海外でも通用する「真の英語力」レベルに高めるために活用している。また、海外で通用するコミュニケーション能力を身に付けるため、最大で英語関連科目の62%をAll English授業で受講できるほか、ネイティブが常駐する「外国語ラウンジ」を設置し、いつでも英会話ができる環境を整えている。

なお、2014（平成26）年度から外国語学部1年生を対象に修学ポートフォリオシステム「Manaba」を導入した。より高い学習効果が得られるよう、2016（平成28）年度からは、全学にLMS（ラーニング・マネジメント・システム）を導入していく（資料7-37、7-38（既出（4（4）-17））））。

施設に関しては、6号館に小人数用講義室5室、中規模講義室7室、大規模講義室1室のほか、LL教室2室、コンピュータ室2室以外にデジタルスタジオを整えている（資料7-5（既出（1-9第5章））、7-35）。

看護学部では、建学の精神、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編

VII. 教育研究等環境

成方針（カリキュラム・ポリシー）にのっとり、チームの中で力を活かし、患者さんのところに寄り添う「バランス感覚に優れた看護師」の養成を目指してカリキュラムを編成している。特に「縦・横の連携を活かしたカリキュラム」を編成し、他学部との学生と共に学ぶ教養教育科目や、教育学部特別支援教育専修との合同演習の科目、先輩、後輩が共同して学ぶ科目を開講することにより、看護師に必要とされる高い専門性とともに関心の「ところ」に寄り添える豊かな共感性を育むことを目指す。更に「さまざまな価値観にふれる、将来に繋がる多様な実習」を掲げ、規模の異なる病院や施設で実習を行い、医療の環境や体制によって変化する看護を体験し、先輩たちの多彩なキャリアモデルや職場の雰囲気を感じ取り、将来の進路選択に役立てる。これは、実習をとおして多くの人とふれ合うことにより、学生自身が大きく成長するきっかけにすることを目的としている。

また、看護学部では、学部の特性もあり TA・RA などの学生スタッフが支援業務にあたることは難しいが、助手が授業・演習・実習の補助を行っている。

1. 授業補助

前期：「基礎セミナーⅠ」「看護学概論」「多職種連携論」「コミュニケーション論」
後期：「生活援助技術演習」「生涯発達論」「フィジカルアセスメント」

2. 実習補助

前期：「基礎看護学実習Ⅰ」

※教授、准教授、専任講師の実習担当教員の指導・監督の下、実習指導を行う。

施設に関しては、9号館に小、中、大規模講義室16室、演習室12室ほか、母性看護実習室、基礎看護実習室、成人・老年看護実習室、地域・在宅・精神看護実習室、小児看護実習室など専門性を高めるための実習・実技を十分に学ぶことができるよう整備するとともに、学習室3室を備え、自学自主スペースとして活用できるよう、適切な教育環境を提供している(資料7-5(既出(1-9第5章)),7-35)。

国際文化研究科では、建学の精神、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、社会に貢献できる有能な専門職業人並びに研究者を養成することを目的としている。本館にはパーティションで区切られたパーソナルスペースに大学院生専用の1人1台のパソコンと机・書庫が整備されている他、必要に応じて各学部の施設、機器備品を使用することができる。

施設に関しては、全段でも述べたように、各学部・研究科の教育内容・教育方法に応じた施設を整備している。

(各学部・研究科共通)

学生の自学自習を支援するため、授業を行っていない場合は、6号館並びに7号館にあるパソコン教室（計5室）を自習スペースとして開放している。また、6号館内にデジタルスタジオ（ミニシアター、ミーティングルーム、編集ルーム）を設けており、なかでも大型液晶テレビを備えたミニシアターでは、小・中学校での「教育研究授業（DVD貸し出し可）」を活用し、グループワークを行っている。加えて、学外での学習支援のため、貸出用のノート型パソコン、携帯プリンター、携帯用プロジェクターを備えており、教育実習やインターンシップ等に活用されている。

Ⅶ. 教育研究等環境

各講義室等には、基本的に液晶プロジェクター等のマルチメディア機器が設置されているが、設置されていない講義室は携帯用プロジェクター等で対応している。

大学施設内の建物ほぼ全域において、無線 LAN 環境を整備している。SSID は、セキュリティーあり（学内サーバー接続用）のものと、セキュリティーなし（インターネット接続のみ）のもの 2 種類を提供している。また、6 号館を除くすべての講義室・演習室に UTP ポートを整備し、安定的なデータ通信環境を確保すると共に、無線 LAN のバックアップ機能として整備している。

（岐阜キャンパス）

経済情報学部では建学の精神、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）にのっとり、社会人として必要な経済、情報の専門知識を修得し、経済および情報のグローバル化にかかわる多様な諸問題に対応でき、地域社会に貢献できる知識を身に付けた人材の養成を目指してカリキュラムを編成している。3 つの分野（1. 人間心理と経済を学ぶ 2. ビジネスを学ぶ 3. 情報技術の活用を学ぶ）の履修モデルコースを提供し、興味のある分野や、進路に関連した学びを選択可能にし、学習意欲を引き出しながら、社会人としての基礎力を養成している。また、情報系科目で 30 人を超えるクラスには学習効果を高めるために、授業補助員を配置している。

施設に関しては、3 号館に大型スクリーンを備えた特大講義室（定員 332 名）1 室、大講義室（定員 210 名）1 室、中講義室（定員 150 名、120 名、99 名）3 室、小講義室（定員 77 名以下）7 室、演習室 8 室、コンピュータ演習室 4 室、コンピュータ自習室 1 室と用途に合わせた講義室等を整備している。また、4 号館には、中講義室（定員 135 名）2 室、小講義室（定員 84 名以下）3 室、演習室 7 室、コンピュータ実習室 3 室、コンピュータ自習室 1 室を備え適切な教育環境を提供している。コンピュータ実習室では、学生アルバイトが常駐し、自習やパソコン操作の支援を行っている。更に情報教育研究センターには、貸し出し用タブレット型 PC 30 台を備え、教育実習やインターンシップ、卒業研究など多くの学習場面で活用できるようにしている。

各講義室等には、基本的に液晶プロジェクター等のマルチメディア機器が設置されているが、設置されていない講義室は、携帯用プロジェクター等で対応している。ただ一部の機器で最新メディアとの接続が出来ないものがあり対策が必要である（資料 7-5(既出(1-9 第 5 章)), 7-35~36)。

大学施設内の建物全域において、無線 LAN 環境を整備している。SSID は、セキュリティーあり（学内サーバー接続用）のものと、セキュリティーなし（インターネット接続のみ）のもの 2 種類を提供している。また、すべての講義室・演習室に UTP ポートを整備し、安定的なデータ通信環境を確保すると共に、無線 LAN のバックアップ機能として整備している。

教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保については、規程にのっとり以下のように実施している。

（大学全体）

教育学部、外国部学部及び経済情報学部では、教員研究費として、個人研究費と研究旅

Ⅶ. 教育研究等環境

費合わせて一律 375,000 円が支給されている。看護学部では、教員研究費として、個人研究費と研究旅費合わせて、平均 370,000 円が支給されている（2015（平成 27）年度からは旅費の上限額廃止）。更に、共同研究費として各学部に対し、学内共同研究費が助成されている（資料 7-39～41）。内訳は教育学部 3,400,000 円（7 件）、外国語学部 1,482,000 円（3 件）、経済情報学部 2,265,000 円（6 件）、看護学部 2,000,000 円（8 件）となっている。また教育改革に対して学長裁量経費として、4 学部合計 2,010,000 円（教育学部 850,000 円（2 件）、外国語学部 425,000 円（1 件）、経済情報学部 235,000 円（1 件）、看護学部 500,000 円（1 件）が支給されている（資料 7-42）。

これらの学内助成に加え、積極的に外部資金の獲得を目指しており、2015（平成 27）年度からは、科学研究費助成事業の採択済み計画調書を当該年度から過去 5 年間分にわたって閲覧できるようにし、採択件数の増加を目指している。また、政府関連法人や民間の研究助成財団からの研究助成金も 2014（平成 26）年には教育学部において獲得している（資料 7-42～44）。

学外研修制度として「学校法人聖徳学園教育職員及び事務職員の学外研修に関する規程」により、各学部（看護学部は 2018（平成 30）年から適応）から順次毎年 1 名の希望者を募り、審査の上、国内外の大学及び研究所等に派遣し、学術研究の助成を行っている。2015（平成 27）年度は、経済情報学部准教授が米国ハワイ大学で研修中であり、2016（平成 28）年度は教育学部准教授がロシア連邦在モスクワ・ドイツ歴史研究所で研修予定である（資料 7-45～49）。

教員の研究室は、全員に個室が提供されており、個室の全学平均は 19.60 m²である。また、共同研究室は 22.40 m²である（資料 7-50）。

研究専念時間については、1 週間につき 5 日間の勤務の中で 1 日は自由裁量日として教員の研修日に充てるとともに、夏季休暇・春季休暇期間における研修時間の確保に努めている。

教育研究等環境については、事務部が窓口となり、取りまとめた内容を学長の諮問機関である部長会及び学部長会において検証、検討し、学則第 53 条及び第 54 条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する（資料 7-21（既出（1-4））、7-22～24（既出（1-22～24）））。大学院としての最高意思決定機関は大学院委員会であり、大学院に関する全学的事項については、大学院規則第 7 条及び大学院委員会規程に基づき、学長を議長とする大学院委員会で審議し、学長が決定する（資料 7-26（既出（1-5））、7-28（既出（1-25）））。

また、2015（平成 27）年度から教学マネジメント会議を設置し、中・長期計画に関すること等、全学に係る教学改革に取り組み、教育の質向上に関する事項を検証、検討する（資料 7-51（既出（3-18）））。

本学の設置者である「学校法人聖徳学園」の運営は、理事会・評議員会の構成員でもある学長は、大学の代表として大学側の意見に反映させるべく、法人の意思決定に参画している。評議員会には、学長の他、各学部長、研究科長、事務局長の計 9 名が構成員となっており、大学側の意見を反映させるため、学長とともに審議に参加している（資料 7-52（既出（1-3））、7-53）。

〔5〕 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学の教員が人を対象とした医学系研究における臨床研究を行う場合は、臨床研究に関する倫理指針（2004（平成16）年改正厚生労働省告示第459号）に基づき、倫理的配慮を図ることを目的として「臨床研究倫理審査委員会規程」を定めた。また、人を対象とした調査研究については、倫理的配慮を図ることを目的として「研究倫理審査委員会規程」を定めている（資料7-54～55）。

各委員会は、学長からの諮問に応じて提出された臨床研究計画書・研究計画書を基に研究が規程に定める内容に適しているかどうかを審議している。

また、現在、研究倫理審査委員会において2016（平成28）年度からの運用に向けて「研究倫理に関するガイドライン」を作成するとともに「研究データおよび個人情報の取り扱いについて」、「研究倫理委員会の審査を要する研究チェックシート」を作成している（資料7-56）。

公的研究費等の運営管理は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014平成26年8月文部科学大臣決定）を受け、平成27年4月1日付けで「公的研究費等の取り扱い及び不正防止に関する規程」及び「公的研究費等の不正使用に関する取扱細則」を新たに定め、研究費の不正使用や特定不正行為（改竄、捏造、盗用）、利益相反などの全ての不正行為を防止するためにルールの明確化及び統一化を図った（資料7-58～59）。これらは、岐阜聖徳学園大学倫理要綱（行動規範）や遵守のための組織図等と併せてホームページを通じて機関内外に公表している（資料7-60（既出（3-2）））。

加えて、不正防止計画を遂行するためにコンプライアンス推進委員会を発足させ、最高管理責任者に学長、統括責任者に事務局長、コンプライアンス推進責任者に各学部長を任命し各責任者の下、適正かつ効率的な運営に努めている（資料7-61）。

具体的な取組として、コンプライアンス推進委員会主催による研究倫理教育研修会において、コンプライアンス教育を実施すると共に、「不正使用・不正行為防止に対する本学の取組（規程・不正防止計画）」ガイドを配付し倫理意識の向上を図った（資料7-57（既出（3-59）））。

この他にも、FD研修会（コンプライアンス推進委員会共催）において、名古屋大学大学院医学系研究科教授を招いて研究倫理に関する講演を実施し、本学ではなじみの薄い臨床研究に関する研修を行い、意識の醸成と知識の習得を図った（資料7-62（既出（3-64）））。

また、不正使用における取組の一例として、発注及び検収業は事務局が執り行っている。発注・執行担当部署として庶務課、納品検収部署として教務課と業務を明確に分離することにより、不正がおきにくい環境を構築している。また機関内外からの通報窓口及び監査部署として総合企画課を充て、年1回の内部監査を実施している（資料7-58～59）。

（2）点検・評価

●基準Ⅶの充足状況

大学設置基準上の校地及び校舎面積は満たされており、運動場等の施設・設備も整備されている。また、建物等の維持・管理については業者委託等により維持管理されている。

図書館については、質、量ともに十分な水準の学術図書、学術雑誌、電子媒体を所蔵し

Ⅶ. 教育研究等環境

ている。学術情報へのアクセスも「聞蔵Ⅱ（朝日新聞記事検索）」「官報情報検索サービス」「日経テレコン21」「中日新聞・東京新聞記事データベース」「CiNii」「雑誌記事索引集成データベース」、「MAGAZINE PLUS」を利用することができるほか、2015（平成27）年度より「メディカルオンライン」「医中誌 Web」「CINAHL」の数多くの外部データベース、検索サイトが利用可能となっている。

教育研究環境については、施設・設備の維持・充実を図っており、教員に対しては研究に必要な研究費と研究室を整備し、TA（teaching assistant）等の人的支援も行っている（資料7-63（既出（4（3）-21））））。

研究倫理については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014平成26年8月文部科学大臣決定）を受け、平成27年4月1日付けで「公的研究費等の取り扱い及び不正防止に関する規程」及び「公的研究費等の不正使用に関する取扱細則」を新たに定め、対応している。

以上のことから教育研究等環境については整備されている。

① 効果の上がっている事項

本学園は、短・中期的な基本方針を定めるための前段階として、2015（平成27）年5月12日開催の理事会において、各設置学校の中堅教職員を構成員とした「聖徳学園グランドデザイン2015素案作成会議」が設置され、現在「教学専門部会」及び「教育施設専門部会」の二つの部会を設置し、部会ごとにテーマに沿ったワーキンググループを設けて議論を進め、2015（平成27）年度内に第1次素案をまとめ、理事会に提出するという方針が定められている（資料7-2）。

専任教員は、個人研究費や学内共同研究費などの学内補助金により、多様な学問分野における研究が可能となっている（資料7-39～42）。また、科学研究費補助金の採択者を増やすために、学内説明会を通じて、科学研究費助成事業への積極的な応募の呼び掛けや、過去に採択された方の科研費採択のための講演等を実施し、採択率を高める努力をした結果、2014（平成26）年度の14件から2015（平成27）年度は36件と応募件数が増加した（資料7-64, 7-65（既出（3-81））））。

② 改善すべき事項

研究倫理については、研究倫理に関する規程の整備、委員会の設置による環境整備の結果、研究遂行上の倫理的配慮がなされた研究が実行されており、研究者の責務・法令等の遵守・公正性・個人情報保護・安全配慮・利益相反に係る注意を喚起しつつ、研究活動を適正かつ円滑に遂行し、社会からの信頼確保・維持が図られているが、より一層教員の研究倫理教育を徹底する必要がある（資料7-54～55）。

（3）将来に向けた発展方策

① 効果の上がっている事項

教育研究等環境の整備、施設・設備の整備に関しては、教学経営戦略委員会策定の中・長期経営計画に基づき確実に実施されているが、今後、50年、100年と永続的に発展して

Ⅶ. 教育研究等環境

いくために「聖徳学園グランドデザイン 2015 素案作成会議」に従い、中・長期経営計画を着実に実行していく。

科学研究費補助金の採択者を増やすために、学内説明会を通じて、科研費への積極的な応募の呼び掛けや、過去に採択された方の科研費採択のための講演等を実施し、採択率を高める努力をした結果、応募件数は 2014（平成 26）年度の 14 件から 2015（平成 27）年度は 36 件と増加した。今後もこの取り組みをさらに充実させ採択率（特に代表受給者数）の向上を図っていく。

② 改善すべき事項

研究倫理については、研究倫理に関するガイドラインを研究倫理審査委員会において 2015（平成 27）年度中に作成し、教員に配布することで研究倫理を周知していく（資料 7-56）。

（4）根拠資料

- 7-1 第一次財政健全化計画答申にかかる教学経営戦略委員会案 2014（H26）. 1. 21
- 7-2 「聖徳学園グランドデザイン 2015 素案作成会議」設置について
- 7-3 2015（平成 27）年度方針・目標・評価指標
(既出(3-10))
- 7-4 評議会議事録 2015（H27）. 8. 19（方針の承認）
(既出(3-11))
- 7-5 〈冊子〉2015（平成 27）年度学生要覧
(既出(1-9))（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科）
- 7-6 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 10（表 27）主要施設の概況
- 7-7 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 11（表 28）
学部、研究科ごとの講義室、演習室の面積規模
- 7-8 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 12（表 29）
学部、研究科ごとの学生用実験・実習室の面積規模
- 7-9 2015（平成 27）年度防災訓練実施要項、避難経路図（羽島・岐阜）
- 7-10 防災備品在庫（羽島・岐阜）
- 7-11 「災害時等の大学等高等教育機関による支援協力に関する協定」の協定書
- 7-12 耐震化状況調査表（岐阜）
- 7-13 PC教室更新計画
- 7-14 2015（平成 27）年度PC教室時間割表（羽島・岐阜）
- 7-15 無線 LAN 施設図（羽島・岐阜）
- 7-16 〈冊子〉2015（平成 27）年度授業時間割表履修の手引き
(既出(4(2)-7))（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部・国際文化研究科・経済情報研究科）
- 7-17 岐阜聖徳学園大学ホームページ（蔵書検索）
<http://www.shotoku.ac.jp/facilities/library/reference/index.php>
- 7-18 岐阜聖徳学園大学図書館ニュース fragaria

Ⅶ. 教育研究等環境

- 7-19 図書委員会規程（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）
- 7-20 図書館連絡協議会規程
- 7-21 岐阜聖徳学園大学学則
(既出(1-4))
- 7-22 部長会規程
(既出(1-22))
- 7-23 学部長会規程
(既出(1-23))
- 7-24 評議会規程
(既出(1-24))
- 7-25 教授会規程（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）
(既出(1-26))
- 7-26 岐阜聖徳学園大学大学院規則
(既出(1-5))
- 7-27 研究科委員会規程（国際文化研究科・経済情報研究科）
(既出(1-27))
- 7-28 大学院委員会規程
(既出(1-25))
- 7-29 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 14（表 31）図書、資料の蔵書数及び受け入れ状況
- 7-30 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 15（表 32）図書館利用状況
- 7-31 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 16（表 33）学生閲覧室等
- 7-32 図書館館内図（羽島・岐阜）
- 7-33 2015（平成 27）年度図書館利用説明会資料（羽島・岐阜）
図書館利用のご案内リーフレット
- 7-34 図書館データベース講習会 資料
- 7-35 教室設備一覧（羽島・岐阜）
- 7-36 教育研究技術スタッフアルバイト採用に関する資料（羽島・岐阜）
- 7-37 「manaba」法人向け契約書
- 7-38 ポートフォリオ・学習支援システム Manaba 導入のメリットと今後の課題
(既出(4(4)-17))
- 7-39 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 3（表 20）専任教員の研究費（実績）
- 7-40 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 4（表 21）専任教員の研究旅費
- 7-41 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 5（表 22）学内共同研究費
- 7-42 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 6（表 23）教員研究費内訳
- 7-43 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 7（表 24）科学研究費の採択状況
- 7-44 岐阜聖徳学園大学科学研究費助成事業計画書（採択済み）の閲覧実施要項
- 7-45 学校法人聖徳学園教育職員及び事務職員の学外研修に関する規程
- 7-46 学校法人聖徳学園教育職員及び事務職員の学外研修に関する規程実施要項
- 7-47 学校法人聖徳学園教育職員及び事務職員の研修派遣者交付金交付要綱

VII. 教育研究等環境

- 7-48 学外研修者の義務違反にかかる取扱い内規
- 7-49 評議会議事録 2015 (H27) . 11. 11 (学外研修承認)
- 7-50 大学データ集V教育研究等環境 9 (表 26) 教員研究室
- 7-51 教学マネジメント会議に関する規程
(既出(3-18))
- 7-52 学校法人聖徳学園寄附行為 (DVD-R 参照)
(既出(1-3))
- 7-53 2015 (平成 27) 年度役員・評議員名簿
- 7-54 臨床研究倫理審査委員会規程
- 7-55 研究倫理審査委員会規程
- 7-56 研究倫理審査委員会議事録 2015 (H27) . 11. 12 (ガイドラインの検証)
- 7-57 2015 (平成 27) 年度FD研修会 案内
(既出(3-59))
- 7-58 公的研究費等の取扱い及び不正防止に関する規程
- 7-59 公的研究費等の不正使用及び不正行為に関する取扱い細則
- 7-60 岐阜聖徳学園大学ホームページ (岐阜聖徳学園大学倫理綱領)
(既出(3-2)) <http://www.shotoku.ac.jp/outline/rules.php>
- 7-61 コンプライアンス推進委員会議事録 2015 (H27) . 7. 8
- 7-62 2016 (平成 28) 年度科研費公募要領等説明会及び研究倫理教育研修会・科研費獲得セミナー 案内・資料
(既出(3-64))
- 7-63 岐阜聖徳学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程
(既出(4(3)-21))
- 7-64 2015 (平成 27) 年度科学研究費助成事業研究計画調書提出者一覧
- 7-65 2016 (平成 28) 年度科学研究費助成事業研究計画調書提出者一覧
(既出(3-81))

VIII. 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

[1] 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、学則第1条に「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神にのっとり宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、それぞれの学部の特徴を発揮し、もって現代社会における有為な人材を育成することを目的とする。」としており、仏教精神を基調とした学校教育を行うという建学の精神に則り、豊かな人間性の涵養に努め、専門の基礎知識を広く深く学び、国際的視野や社会貢献の精神を身に付けることを教育目標に掲げている。これに資するために2015（平成27）年8月開催の評議会において社会連携・社会貢献に関する方針を次のおり定め、教授会や大学ホームページにおいて周知している（資料8-1（既出(1-4)）、8-2～4（既出(3-10～12)）））。

1. 公開講座の開設等を通して市民に向けた生涯学習の機会の提供を多面的に行う。
2. 大学が有する教育・研究上の成果を社会に還元するとともに国や地方自治体等の政策形成等に貢献できるように努める。

本学では、2004（平成16）年4月に、大学施設や設備、蓄積されている教育・研究を中心とした知的財産などを学外に公開・開放することを目的とし、エクステンションセンターを設置した。その後、2014（平成26）年12月評議会において、社会貢献活動の運営強化を図ることを目的とし、2015（平成27）年4月から地域・社会連携センターに名称変更し、事業内容を拡大している（資料8-5（既出(2-19)））。地域・社会連携センターは、「地域・社会連携センター規程」に基づき、主に①社会との交流推進に関すること、②教育・研究のインフォメーションに関すること、③「産・官・学」連携協力による教育・研究活動の推進に関すること、④高大連携に関すること、⑤その他センターに適する事業の推進に関することを事業として実施している（資料8-6（既出(2-8)）））。

社会連携・社会貢献活動については、地域・社会連携センター規程に基づき、地域・社会連携センター運営委員会を置き、運営の基本方針に関すること、事業計画に関すること等を審議している（資料8-6（既出2-8））。全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第53条及び第54条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する（資料8-1（既出1-4）、8-7～9（既出1-22～24））。また、各学部に関する事項については、学則第51条及び教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定する（資料8-1（既出1-4）、8-10（既出1-26）））。

[2] 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学の教育研究上の成果を社会に還元するために次の活動を実施している。

① 教育研究の成果を基にした社会への貢献活動

教育研究の成果を基にした社会への貢献活動として公開講座やスクールパートナー

シップ事業を実施している。また、各教員の専門性や学識経験を生かして公的機関への委員の派遣等を実施している。

2014（平成 26）年度、2015（平成 27）年度の活動

ア 「岐阜聖徳学園大学公開講座」

1989（平成元）年から公開講座を開講し、今年で 27 年目を迎える。2014（平成 26）年度は全 24 講座を開講し、延べ 1,360 名が受講している。過去 5 年間の公開講座参加者数については資料 8-12 とおりである。2015（平成 27）年度は、短期大学の開設 50 周年記念講座も含め、全 36 講座を開講している（資料 8-11（既出（5-15））、8-12～13）。また、2015（平成 27）年 5 月に株式会社岐阜フットボールクラブ（F C 岐阜）と地域貢献に関わる連携協定を締結し、F C 岐阜のスクールコーチによる親子サッカー教室を公開講座として実施しており、幅広い世代を対象とした地域貢献活動に力を入れている（資料 8-14）。

公開講座は、岐阜市市民参画部市民共同推進課や羽島市教育委員会生涯学習課へ情報提供をすることで岐阜市や羽島市における生涯学習の場にもなっている。また、新聞折り込み広告を岐阜市及び大学近隣の地域に配布する他、2013（平成 25）年度から岐阜市及び羽島市の図書館、コミュニティセンター、生涯学習センターにパンフレットを設置し、広く地域との交流を推進するため、公開講座の周知を図っている（資料 8-15～16）。

2013（平成 25）年度からは、地域連携の一貫として岐阜県農政部水産振興室・岐阜県池中養殖漁業協同組合・淡水魚類研究会と協賛で連携講座を開講している（資料 8-16）。

2014（平成 26）年度からは、大学施設を学外に開放すると同時に大学行事を体験してもらえるよう大学祭開催中に公開講座を実施したり、幅広い年代の方に受講していただけるよう様々なジャンルの講座を開講したりして工夫している（資料 8-16）。

イ 「外部団体主催の公開講座」

外部団体主催の公開講座については、外部団体から本学教員に対して講師依頼があった場合、積極的に協力している。外部団体主催の公開講座については、2014（平成 26）年度から年度末に各教員にアンケート調査を実施し、各教員が担当した外部団体主催の公開講座情報を地域・社会連携センターが集約し、把握するようにしている（資料 8-17）。

ウ 「教育委員会との連携協力に関する協定」

本学学生の教育現場における実践的指導力の育成と小・中学校教職員の資質向上に資する事業を実施するとともに、相互の持つ機能を活用し、連携して教育成果の実現に寄与するために連携協力に関する協定を各市町村教育委員会と締結している。2005（平成 17）年 5 月当初は 2 か所の教育委員会との協定締結のみであったが、現在では岐阜県内 23 か所の教育委員会と協定を締結するまでになっている（資料 8-18（既出（4（2）-11）））。

学校現場の教員の資質向上研修に寄与するために、教育学部では連携協力に関する協定書に基づき、2005（平成 17）年度から教員を講師として研修会等に派遣しており、2007（平成 19）年度から、スクールパートナーシップ事業と名称を改め講師派遣事業を行っている。2014（平成 26）年度は 40 件の講師派遣を行っている（資料 8-19～21）。

エ 「公的機関への委員等の派遣」

Ⅷ. 社会連携・社会貢献

教員の専門性や学識経験を生かして岐阜県や岐阜市をはじめとする地方自治体、文部科学省などの官公庁、といった公的機関に教員を委員として派遣している。2014（平成26）年度の主立った派遣先は資料 8-22 のとおり 192 件である。

② 学外組織との連携協力による教育研究の推進

産官学連携の一環として、企業と共同事業を実施している。また、近隣の高校と連携協定を締結し事業を行っている（資料 8-23（既出（4（2）-15）））。

オ 「産官学連携」

岐阜信用金庫、岐阜流通センター協同組合連合会、岐阜新聞社など 6 社の企業及び岐南町との連携協定を締結し、学外組織との連携協力を強め教育研究を推進する体制を築いている（資料 8-24）。また、経済情報学部等の授業において、連携協定を締結している企業の方を学外講師として招き就職活動への意識付けを行っている（資料 8-25）。

1. 岐阜信用金庫…地域における創業・新事業支援等にかかる産学連携を円滑にすすめるため、相互に協力し、もって地域経済の活性化と産学ネットワーク構築を目的に産学連携協定を締結した。
2. 岐阜流通センター協同組合連合会…それぞれが有する人的物的資源と知的財産を有効に活用して社会に貢献することを目的に産学連携協定を締結した。
3. 岐阜新聞社…地域における人材育成・地域振興に資するとともに、互いに新たな分野を開拓し向上する契機とすることを目的に産学連携協定を締結した。
4. 岐南町において災害が発生したときに大学等高等教育機関によるボランティアを派遣し、相互に連携することにより、岐南町民等の生活の安定を図ることを目的とし、岐阜県羽島郡岐南町と災害時等の大学等高等教育機関によるボランティア派遣に関する協定を締結した。

カ 「高大連携事業」

岐阜県立各務原高等学校とは、2011（平成 23）年 3 月に英語科において大学レベルの高度な外国語教育を提供することを目的として連携協定を締結している（資料 8-26）。2014（平成 26）年度からは、岐阜県立各務原高等学校から本学までのバス代を本学が負担することで、英語科の 1、2 年生全生徒が「1 日集中英語講座」を受講できる体制を構築している（資料 8-27）。

また、2015（平成 27）年度は、関市立関商工高等学校を招いて模擬授業を実施している（資料 8-28）。

③ 地域交流・国際交流事業への積極的参加

キ 「図書館の開放」

大学施設や設備、蓄積されている教育・研究を中心とした知的財産などを学外に公開・開放することを目的として、図書館を開放している。また、聖徳学園屋内プール等その他の施設についても一部開放している（資料 8-29（既出（7-30））、8-30（既出（7-33））、8-31）。

ク 「国際交流行事への参加」

岐阜地域留学生交流推進協議会主催の岐阜県内外国人留学生日本語弁論大会に、毎年留学生を派遣している。2014（平成26）年度は2名、2015（平成27）年度は3名を派遣した（資料8-32）。

地域の高等学校へ異文化への関心を深める国際交流・国際理解プログラムとして留学生、学生を派遣している。2014（平成26）年度は、羽島北高等学校に留学生2名、外国語学部の学生3名を派遣し、海外留学経験の紹介等を行った（資料8-33）。

（2）点検・評価

●基準Ⅷの充足状況

本学は、1. 公開講座の開設等を通して市民に向けた生涯学習の機会の提供を多面的に行う。2. 大学が有する教育・研究上の成果を社会に還元するとともに国や地方自治体等の政策形成等に貢献できるように努める。という方針に基づき、社会連携・社会貢献活動を行っている。

教育研究の成果を基にした社会への貢献活動については、公開講座とスクールパートナーシップ事業を実施している。公開講座では、毎年1,000名以上の参加者があり、1講座あたりの受講申込者数も年々増加している（資料8-12）。

学外組織との連携協力による教育研究の推進については、連携協力に関する協定において、岐阜県内の教育委員会と積極的に連携協定を締結する取り組みを進め、2005（平成17）年5月は2教育委員会のみであった協定先が、現在では岐阜県内24か所の教育委員会と協定を締結するまでになっていることは大きく評価できる。また、公的機関への講師や委員等の積極的な派遣も評価できる（資料8-18（既出（4（2）-11））））。

産官学連携については、2013（平成25）年度から毎年多くの企業と産学連携協定を締結し、学外組織との連携協力を強め教育研究を推進する体制を築いている（資料8-23（既出（4（2）-15））））。

以上のような取り組みにより、教育研究の成果を広く社会に還元している。

① 効果が上がっている事項

岐阜聖徳学園大学公開講座については、開講講座のジャンルに偏りがないう幅広いジャンルの講座を提供することで、1講座あたりの受講申込者数の増加に繋げている。さらに、2014（平成26）年度から大学行事である大学祭の開催日に合わせて公開講座を開講するよう工夫している（資料8-12～13）。また、毎年、講座終了後に受講者に対しアンケートをとり、その結果をもとに地域・社会連携センターにおいて検証し次年度の計画に繋げている（資料8-34）。このアンケートは、講師を引き受けた教員のフィードバックにも役立っている（資料8-25, 8-35）。

産官学連携協定については、岐阜信用金庫、岐阜流通センター協同組合連合会、岐阜新聞社など7社との連携協定を締結し、協定を締結した企業等から講師を招いて講演をしてもらうなど、学外組織との連携協力を強め教育研究を推進する体制を築いている（資料8-36）。

② 改善すべき事項

産官学連携事業、高大連携事業については、事業を実施している学部ごとで事業を展開しているため、大学全体としてすべての連携先との事業内容を把握が十分されていない。連携協定を締結した企業等については大学として事業内容を把握し、連携協定先とのより活発な事業展開を推し進めていく必要がある。

(3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

岐阜聖徳学園大学公開講座については、より多くの幅広い世代の受講者を獲得するために、新聞折込み広告の地域変更や他の市町村の図書館へのパンフレット設置を検討していく。また、アンケート結果の検証をもとに、開講する講座についても受講者の興味・関心等を参考にして開講講座について引き続き検討していく。

産官学連携については、岐阜市との地域貢献に係る包括連携協定を締結し、より地域との連携協力を強固なものとしていく予定である(資料 8-37)。

② 改善すべき事項

地域・社会連携センターにおける社会貢献活動をより強固なものとするために、地域・社会連携センターの業務内容について地域・社会連携センター運営委員会にて検証を進め、産官学連携先、高大連携先との事業内容充実を図っていく(資料 8-38)。

(4) 根拠資料

8-1 岐阜聖徳学園大学学則

(既出(1-4))

8-2 2015(平成27)年度方針・目標・評価指標

(既出(3-10))

8-3 評議会議事録 2015(H27).8,19(方針の承認)

(既出(3-11))

8-4 岐阜聖徳学園大学ホームページ(2015(平成27)年度岐阜聖徳学園大学自己点

(既出(3-12)) 検・評価における方針)

<http://www.shotoku.ac.jp/outline/self-inspect.php>

<http://www.shotoku.ac.jp/data/outline/H27jikohyokahosin.pdf>

8-5 評議会議事録 2014(H26).12.10(地域・社会連携センターに変更)

(既出(2-19))

8-6 地域・社会連携センター規程

(既出(2-8))

8-7 部長会規程

(既出(1-22))

8-8 学部長会規程

(既出(1-23))

- 8-9 評議会規程
(既出(1-24))
- 8-10 教授会規程（教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部）
(既出(1-26))
- 8-11 2014（平成26）年度岐阜聖徳学園大学公開講座パンフレット
(既出(5-15))
- 8-12 過去5年間の公開講座受講者数
- 8-13 2015（平成27）年度岐阜聖徳学園大学公開講座パンフレット
- 8-14 岐阜フットボールクラブとの地域連携における連携に関する協定書
- 8-15 長良川大学ガイドブック、学びEye はしま
- 8-16 2015（平成27）年度岐阜聖徳学園大学公開講座新聞折込広告
- 8-17 2014（平成26）年度における教育・研究に関する連携調査について（依頼）
- 8-18 2015（平成27）年度岐阜聖徳学園大学教育実習関係協定関係資料
(既出(4(2)-11))
- 8-19 連携協定に関する協定書
- 8-20 2015（平成27）年度スクールパートナーシップ事業のご案内
- 8-21 2014（平成26）年度スクールパートナーシップ講師派遣一覧
- 8-22 2014（平成26）年度公的機関への教員派遣先一覧
- 8-23 2015（平成27）年度産官学連携協定先一覧
(既出(4(2)-15))
- 8-24 2015（平成27）産官学連携協定に関する協定書
（岐阜信用金庫、岐阜流通センター共同組合連合会、岐阜新聞社、岐南町）
- 8-25 2015（平成27）年度岐阜聖徳学園大学産学連携事業
- 8-26 岐阜県立各務原高等学校との高大連携事業に関する協定書
- 8-27 本学と岐阜県立各務原高等学校との高大連携事業として実施する「1日集中英語講座」について
- 8-28 「経済情報学部に会いに行こう！」の大学見学の実施要項（関商工高校）
- 8-29 大学データ集Ⅴ教育研究等環境 15（表32）図書館利用状況
(既出(7-30))
- 8-30 図書館利用のご案内
(既出(7-33))
- 8-31 諸施設の学園外への貸与規程
- 8-32 第14回岐阜県内外国人留学生日本語弁論大会 案内
- 8-33 岐阜県立羽島北高等学校留学生派遣依頼書
- 8-34 地域・社会連携センター運営委員会議事録2016（H28）. 2. 22
- 8-35 2014（平成26）年度公開講座アンケート集計結果
- 8-36 2015（平成27）年度産官学連携事業一覧
- 8-37 岐阜市と岐阜聖徳学園大学・短期大学部との包括的連携協定の概要
- 8-38 地域・社会連携センター体系図

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

(1) 現状説明

[1] 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学では、大学全体、大学院全体、各学部・研究科における方針・目標・評価指標を各担当委員会において定めており、毎年自己点検・評価活動を自己点検・評価委員会において検証している(資料 9(1)-1~2(既出(3-9~10)))。管理運営方針については、方針・目標・評価指標を作成する過程で自己点検・評価委員会において検証しており、大学の管理運営方針は2015(平成27)年8月評議会、大学院の管理運営方針は2015(平成27)年10月大学院委員会において承認され、大学ホームページに公表している(資料 9(1)-3~4(既出(3-11~12)))。

管理運営方針

- ・ 本学の規模に合った適切な組織と効率的な管理運営、迅速な意思決定を行う。
- ・ 大学がその機能を十分に発揮するために必要な規程を整備する。
- ・ 規程等に則り、学内各組織を適切に運営する。
- ・ 効率的かつ効果的な事務組織構築を目指し、絶えず検証し、見直しを図る。
- ・ 事務組織と教学組織との連携協力関係を強化するとともに、企画・立案能力向上のための人材育成を図り、もって教育の質を確保し、学生と教員に適切なサービスを提供する。

中・長期経営計画の策定については、2012(平成24)年4月に理事長の諮問機関として学園に「聖徳学園第二次将来構想委員会」を設置し、各設置校から組織横断的に選抜された教職員により諮問事項について検討が行われた(資料 9(1)-5(既出(2-20)))。理事長への答申後は、理事会において内容を精査し、教学と学園経営に関する部門については理事会の小委員会である教学経営戦略委員会において検討を行っている(資料 9(1)-6)。また、各設置校の教職員が法人全体の財政健全化に向けて協議する場として理事長の諮問機関とする「財政健全化会議」を新たに設置し、学園財政の健全化方策について検討を行い、2013(平成25)年11月11日付けで理事長に答申した(資料 9(1)-7~8)。それを受けて、教学経営戦略委員会において検討し、理事会で中・長期経営計画が策定され、2014(平成26)年1月29日付けで、教職員に対して公表され、ビジョンの共有を図っている(資料 9(1)-9(既出(7-1)))。

さらに、学園創立50周年の節目を終えた今、今後50年、100年へと学園が永続的に発展し続けていくために、教学と経営による共通の現状認識の下で、社会の負託に応えられるよう短・中期的な基本方針を定めるための前段階として、2015(平成27)年5月12日開催の理事会において、各設置学校の中堅教職員を構成員とした「聖徳学園ランドデザイン2015素案作成会議」の設置が承認された(資料 9(1)-10(既出(7-2)))。「聖徳学園ランドデザイン2015素案作成会議」では、作成会議の下、「教学専門部会」及び「教育施設専門部会」を立ち上げ、さらにその下に、テーマに沿った各々のワーキンググループを設けて議論を進めている。

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の2015(平成27)年4月1日から施行に伴う理事会の対応については、2015(平成27)年3月開催の理事会において寄附行為施行規則の一部変更を行い、理事会の業務である「大学に関する教学業務」の業務決定権限を学長に委任することを決定し、学長のリーダーシップ強化を図っている(資料9(1)-11(既出(1-3)), 9(1)-12)。

それに伴い、学長のビジョンに沿った改革を推進できるよう2015(平成27)年度から学長裁量経費を設けている。

本学の設置者である「学校法人聖徳学園」の運営は、理事会及び評議員会において行われている。理事構成については、外部理事1名を加えることで理事13名、監事2名の構成とし、評議員会を構成する評議員は30名としている(資料9(1)-13(既出(7-53)))。大学の代表としては学長が理事会の構成員であり、法人の意思決定に参画するとともに大学の意見を反映させている。また、評議員会には、学長の他、各学部長、研究科長、事務局長の計9名が構成員となっている(資料9(1)-13(既出(7-53)))。

大学の最高意思決定機関は評議会であり、全学的重要事項について審議している。学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている内容は次のとおり定めている(資料9(1)-14(既出(1-4)))。

- ①学長候補者の選考に関する事
- ②学部・学科等の設置及び改廃に関する事
- ③教育職員人事の基準に関する事
- ④本学の予算の方針に関する事
- ⑤本学の組織及び運営に関する事
- ⑥学則その他重要規程の制定・改廃に関する事
- ⑦学部その他の機関の連絡調整に関する事

評議会の審議事項は、学長、事務局長、宗教部長、図書館長、教務部長、就職部長、学生部長、入試部長、羽島事務部長、岐阜事務部長、総合企画部長で構成される部長会、学長、5学部長(短期大学部長を含む)及び事務局長で構成される学部長会で事前に審議されることになる。各学部に関する審議事項は、各学部の教授会において審議・議決され、決定事項は評議会にて報告される(資料9(1)-15~18(既出(2-22~24, 2-26)))。

また、教学の各部門に関する事項は、当該委員会で審議・議決され、その決定事項は内容に応じて部長会、学部長会を経て評議会にて審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。部長会は本学の重要事項に関して学長の諮問に必ずるとともに、各部(館)間の連絡調整を図り、その運営・推進に当たることを目的としている。学部長会は、学長を補佐し、本学の重要事項に関して学長の諮問に必ずるとともに、学部等の運営について協議し、相互の連絡調整を図ることを目的としている。

大学院としての最高意思決定機関は大学院委員会であり、

- ①大学院規則及び規程の制定・改廃に関する事
- ②研究科等の設置・廃止に関する事

については、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている(資料9(1)-20(既出(1-27)), 9(1)-21(既出(1-25)))。

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

学則第 51 条、大学院規則第 6 条に基づき各学部（研究科）の固有の教育研究に関する事項についてそれぞれの学部教授会、研究科委員会において審議を行う。その際学長が決定するに当たり意見を述べるものと意見を聴くことについて次のとおり定めている（資料 9(1)-14(既出(1-4)), 9(1)-19(既出(1-5)), 9(1)-15(既出(1-26)), 9(1)-20(既出(1-27))）。

（学則第 51 条）

○意見を述べるもの

- ①学生の入学、卒業に関する事
- ②学位の授与に関する事

○意見を聴くこと

- ①学部長候補者の選考に関する事
- ②教育職員の人事の選考に関する事
- ③研究及び教授に関する事
- ④教育課程の編成、履修の方法及び試験に関する事
- ⑤学業評価に関する事
- ⑥学生の退学・再入学・休学・復学・編入学・転学・転籍・留学及び除籍に関する事
- ⑦学生の厚生補導及び賞罰に関する事
- ⑧学部内の諸規程の制定・改廃に関する事

（大学院規則第 6 条）

○意見を述べるもの

- ①学生の入学、課程の修了に関する事
- ②学位の授与に関する事

○意見を聴くこと

- ①研究科長候補者の選考に関する事
- ②教育課程及び授業に関する事
- ③学生の退学・休学・除籍及び修了に関する事
- ④学生の賞罰に関する事
- ⑤教育職員の人事に関する事
- ⑥自己点検・評価に関する事
- ⑦教育内容の改善のための組織的な研修等に関する事
- ⑧科目等履修生、研究生に関する事

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の 2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行に伴う評議会・教授会の対応については、学則を含めた内部規則等の総点検・見直しを実施し、学長のリーダーシップの下で、ガバナンス体制を構築している（資料 9(1)-22）。また、学校教育法第 92 条第 4 項に基づき、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため平成 28 年度から副学長を設置することが、2015（平成 27）年 8 月評議会及び 2015（平成 27）年 9 月理事会において承認され、学長のリーダーシップをより強固なものにするための体制を構築する予定である（資料 9(1)-23）。

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

〔2〕 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準、労働基準法等の関係法令に基づき、寄附行為、寄附行為施行規則、学則や大学院規則、就業規則をはじめとして関係法令に対応する学内の管理運営規程を整備して運営している。また、教職員は法令違反行為に当たるかを確認・相談できる「学校法人聖徳学園における公益通報取扱い規則」を整備している(資料 9(1)-24)。

関係法令等に変更があった場合は、学長の諮問機関である部長会及び学部長会において検証、検討を行い、学則第 53 条及び第 54 条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料 9(1)-14(既出(1-4)), 9(1)-16~18(既出(1-22~24)))。大学院に関連する事項については、大学院規則第 7 条及び大学院委員会規程に基づき、大学院委員会で審議し、学長が決定する(資料 9(1)-19(既出(1-5)), 9(1)-21(既出(1-25)))。また、寄附行為や寄附行為施行規則など「学校法人聖徳学園」にかかわる管理運営規程については、理事会で決定する(資料 9(1)-11(既出(1-3)))。

学長の権限については、学校教育法第 92 条に「学長は校務をつかさどり所属職員を統督する。」と定められている。これに基づき本学園の寄附行為施行規則第 2 条第 2 項に「理事長は、前項に定めによる本法人の業務決定の権限の一部「大学に関する教学業務」を、学長に委任することができる」と定め、学長は大学の教学業務に関わる決定権を有している(資料 9(1)-11(既出(1-3)))。また、本学の就業規則第 4 条において「学長は主として、教学及び行政の業務を統轄し、職員を指揮監督する。」と規定している。さらに学内では、評議会規程第 5 条により評議会を招集し、その議長となることが規定されている(資料 9(1)-16(既出(1-24)), 9(1)-25)。

以上のように、学長は本学園の理事として大学に関する教学業務の決定権を有するとともに、学内で教育研究及び管理運営における最高決定機関の議長となり、学内全体を統轄していることから、大学の責任を担う権限を有している。

学部長と研究科長については、学則第 50 条に「学部長は学部教授会を招集し、その議長となる」、大学院規則第 6 条第 4 項に「研究科委員会は、各研究科長が招集し、その議長となる。」と規定されている(資料 9(1)-14(既出(1-4)), 9(1)-19(既出(1-5)))。また、学長のリーダーシップの下にマネジメント体制を強化することを目的として学部長と研究科長を中心として構成する教学マネジメント会議を設置し、全学に係る教学改革と教育の質向上に関することを審議している(資料 9(1)-26(既出(3-18)))。

学長の選任については、「学長選考規程」に定められている(資料 9(1)-27)。規程第 16 条で、「学長の任期は、就任の日から 4 年とする。ただし、重任の場合は 2 年とする。なお、引続き 6 年を超えて在任することはできない。」とし、その選任は規程に定める選考委員会で選出された学長候補者を、理事会の議を経て理事長が任命することになっている。また、学校教育法等の一部改正(2015(平成 27)年 4 月 1 日施行)に伴い、2015(平成 27)年 3 月の理事会において、学長の選考については建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することとし、①学長選考の基準に「学長に求められる資質・能力」「学長選考の手續・方法」②選考した学長の業務執行の状況について恒常的に確認を行う③学長解任に係る申出に関する手續の整備④学長任期の特例の追加、を新たに設けることとなった。さらには②を恒常的に行うために学長業績評価委員会

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

規程を新たに制定している(資料 9(1)-28~29)。

学長の選考方法は、理事長以下 10 名で構成する選考委員会を組織し、投票による議決で選考している。学長候補者の推薦は、理事、監事、法人評議員及び専任教育職員が選考委員会に推薦できる。選考委員会は、推薦された学長候補者の中から 1 名を選定し、直ちに選定の経過及び結果を理事会、法人評議員会及び大学評議会に報告しなければならない。なお、学長選考開始の公示、推薦期間、選考委員の選出方法、選考委員会の開始・選定・報告等にかかる手続きは、学長選考規程に基づいて進められる(資料 9(1)-27)。

学部長候補者の選考は、「学部長候補者選考規程」に定められている(資料 9(1)-30)。規程第 5 条で、「学部長の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。なお、引続き 4 年を超えて在任することはできない。」とし、学部長候補者は、教授会における選挙により当選した者で、「学部長候補者選挙に関する内規」に実施方法が定められている(資料 9(1)-31)。学部長は、投票を行う日時を少なくとも 1 か月前に学部教授会に告知し、選挙は、学部教授会構成員が無記名投票をもって行う。投票の手続きは、まず第 1 次候補者を選出するために 3 名連記で投票し、得票数上位 3 名を選出する。その中から 1 名を選んで投票し、投票総数の過半数を得た者を学部長候補者とする。また、不在者投票手続きも規定している。

学部長候補者は、教授会における選挙で当選した者とし、学部長は直ちに学長に申し出る。学長は申出に基づき学部長候補者を理事長に申請する。

研究科長候補者の選考については、「研究科長候補者選考規程」に定められている。規程第 2 条第 1 項の 1 つに該当する場合は、研究科委員会において研究科委員会構成員の投票により研究科長候補者を選考して、学長に報告し、学長は理事長に申請する形式で進められる。研究科長の任期は 2 年で、引き続き 4 年を超えて在任することはできない。ただし、経済情報研究科長の任期は 2 年で、再任することができない(資料 9(1)-32)。

「研究科長候補者選挙に関する内規」では、研究科長候補者選挙の実施方法が定められており、その概要は次のとおりである。研究科長は、投票を行う日時を少なくとも 1 か月前に研究科委員会に告知し、選挙は、研究科委員会構成員が無記名投票をもって行う。まず、第 1 次候補者を選出するために 3 名連記で投票し、得票数上位 3 名を選出する。その中から 1 名を選んで投票し、投票総数の過半数を得た者を研究科長候補者とする。また、不在者投票手続きも規定している(資料 9(1)-33)。

[3] 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

学校法人内の事務組織は、「学校法人聖徳学園事務組織規程」に基づき、各設置学校の部署に分掌される業務の具体的な内容が記されている(資料 9(1)-34)。

2010(平成 22)年 4 月から職員によるプロジェクトチームを作り、できる限り現場サイドの意見が反映されるように努めた。学生サービスを重視しながらも、効率のよい事務運営を実現することを目指して事務組織は構成されてきた。大学における 2015(平成 27)年 5 月現在の事務組織は、9 部 21 課(室)体制である(資料 9(1)-35)。

なお、従来、学生部長(学生課・就職課・国際交流課)及び教務部長(教務課・教育実習課)の体制で教学関係を担っていた。看護学部及び教育学部学校教育課程に特別支援教育専修を新設したことに伴い学生数増加が見込まれ、学生部長職はより多種多様な業務が増大することが予測できたことから、学生部長職からキャリア支援担当職を切り離し、新

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

たに「就職部長職」を設け、同時に各事務分掌の見直しを図った。これにより、事務組織改編を念頭に厚生補導及びキャリア支援等をさらに充実させ、学生及び教育機関又は地域企業並びに医療機関関係者などからの要望に応え就職に強い「岐聖大」としてさらなる発展を目指す(資料 9(1)-36(既出(2-19)))。

キャンパスは2つに分かれており、羽島キャンパス(教育学部、外国語学部、看護学部)には55名、岐阜キャンパス(経済情報学部、短期大学部)には36名の事務職員を配置している。事務局長の下、両キャンパスに事務部長を置き、それぞれの責任者としている。両事務部長は常に2者で連絡調整を行い、事務局長を含めた三者は不定期ながら、少なくとも週1回の打ち合わせを行っている。その内容については、毎週月曜日午前9時から、キャンパス毎に行う各課長を集めた打ち合わせ会により伝えられ、各課員に周知される。

羽島キャンパスの総合企画部総合企画課では、学長秘書業務を行っている。評議会の審議事項を事前に協議する部長会や学部長会の事務を担当している。教員と事務が一体となって大学運営を進めていく中枢部分である。2015(平成27)年度からは、学内や学外の情報を収集・分析・報告することや情報提供による意思決定の支援を目的として新たに総合企画部内にIR推進室を設置し、大学全体の教学マネジメント体制をバックアップする体制を構築した(資料 9(1)-37(既出(3-19)))。また、2015(平成27)年4月に開設した看護学部の臨地実習を支援することを目的として看護実習支援室を設置し、実習支援の強化を図った。さらには、地域との連携協力を強化するために責任主体と組織を明確にするためエクステンションセンター事務室を地域・社会連携センター事務室に名称変更するとともに事務室に専任職員を配置して充実を図っている(資料 9(1)-36(既出(2-19)))。

2つのキャンパスは何れも小規模で、学生数は、羽島キャンパスが2,114名、岐阜キャンパスが1,034名(短大472名含)である。キャンパス間の距離は車で10分程度であるが、学生は基本的にそれぞれのキャンパスで学生生活を送ることから、学生にとって必要な事務部門である、教務課、学生課、就職課、庶務課は、それぞれのキャンパスに設置をしている。教育実習や教員就職の専門分野を担当する教育実習課や就職課には、経験豊富な者を再雇用して配し、キャリア支援に努めている。

職員の採用については、「採用規程」に基づき、欠員、定年状況等を勘案しながら実施している。近年では、優秀な人材を多方面から確保するために、公募制を原則としている。説明会を数回実施し、新卒だけではなく、社会人にも門戸を広げている(資料 9(1)-38)。

採用試験にあたっては、筆記試験の結果も重要な要素ではあるが、集団面接の結果を優先させている。素の状態を見るために、集団で解決する課題に取り組ませている。複数の課題の解決に、どのように対応していくか。アイデアを出し、チームの一員として協力できるのかを観察する。その他に、適性検査、個人面接を課している。最終の役員面接は個人面接となる(資料 9(1)-39)。

昇任については、「事務職員役職任用及び異動基準」に基づき行っている(資料 9(1)-40)。同第2条第1項で、管理職者とは、法人本部事務局長、大学事務局長及び部長、課長並びに室長、事務長をいう。第2項で、役職とは、課長補佐、係長、主査をいう。役職の前には、事務職員、主任という職種があるが、役職以降の昇任については、同第4条で、それぞれ昇任にあたっての基準年数を設け、第3条で、部長以上は理事会の議を経て、主査、係長、課長補佐、課長(室長)については、人事委員会及び所属長の意見を聞いて理事長

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

が決定することとしている。

新人育成については、社会人経験者の採用も多くなっているが、「事務職員研修規程」第4条に定めたSD委員会の下、1年間、先輩職員を指導係として付け、アドバイスを送るようにしている。仕事の進め方や社会人としての在り方等、1か月ごとにまとめ、直属の上司に報告をしている。担当となった先輩職員も指導する立場となり、相乗効果となっている(資料9(1)-41)。

[4] 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

2006(平成18)年4月1日付けで「事務職員人事考課規程」を制定し、同年度から人事考課を導入している。まずは自己申告書(A表・B表)を提出することにより、職員の能力、適性、異動、希望その他の人事情報を把握し、職員の育成と適正な人事管理を行うための資料としている。

自己申告書A表は、仕事内容、職場について、その状態を程度で示すもの及び上司に対する希望や学園の方針に対する希望、提案を具体的に書けるものとし、人事担当の法人本部事務部長に直接提出するようにしている。それにより、上司に直接伝えづらい内容を知ることができる。自己申告書B表は、異動についての考えを書くもので、それぞれの課長、室長を経由して、法人本部事務部長へ届くようになっている。

人事考課評価表は、まずは自身が評価を行い、直属の上司が絶対評価を行う。その評価結果については、上司から面談を通じて本人にフィードバックされ、指導育成に生かされる。2012(平成24)年度までは評価基準を「A～D」の4段階としていたが、4段階での「D」は後がないところであり、「D」は皆無であった。実質は「A～C」の3段階での評価であり、適正な評価として疑問も感じられたことから、2013(平成25)年度からは、「A～E」の5段階としたことにより、より適正な評価に繋がっていると考えられる。評価結果については、人事委員会で相対評価され、昇任や異動に関する人事管理に反映される(資料9(1)-42)。

スタッフ・ディベロップメント(SD)については、法人本部の事務職員研修会規程に基づき、各部局から1名の事務職員を構成員とするSD委員会を設置し、事務職員の資質向上を図るための施策を検討している。

SD活動については、大学としてではなく、法人全体として研修制度が組み立てられており、毎年、夏季休業中に法人に所属する事務職員全員参加の夏季SD研修会を実施している(資料9(1)-43)。2015(平成27)年度は、2015(平成27)年8月18日に開催し、113名中、107名が参加した。100名を超す事務職員が一同に介することができるのは、この機会のみであり、日頃接することのない者同士が、共通したテーマの下で研修を行っている。研修のテーマも各設置校での課題や時代の流れに沿ったものを設定し、できるだけ、参加型としている。

また、2015(平成27)年度においては、夏季SD研修会以外に英語を得意とする事務職員を対象に、英語が使える事務職員の育成を図る「語学力向上のためのSD研修」や2013(平成25)年4月1日採用以降の事務職員(30歳未満)を対象とした「就職3年目以内研修」や学園内の業務を理解することにより、職員間のネットワークの強化を図るとともに、聖徳学園の一員としての認識を高めることを目的に各課(室)長が講師となり、各課(室)

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

の業務に関わることについて課長補佐以下の職員（50歳未満）を対象に説明を行う「中堅職員研修」を企画し、各階層の職員のスキルアップを図っている（資料 9(1)-44～46）。

なお、SD研修の中でも強化しているのは、「外部研修」で、スキルアップのための個人研修を推奨しており、本人からの申し出を前提に、必要な経費を支援している。2014（平成26）年度は、内容を精査した結果、26名が研修を行った。研修内容は、「大学職員のためのメンタルヘルスの基礎知識」「社内誌・広報誌 編集基礎実務」「管理職向け研修～自分の課題を整理する」等、多岐に渡っており、現業務に直接関わるものが中心となっている。この外部研修は、自ら望んでいくことがポイントであり、スキルアップと同時に、「やらされている」「指示待ち」といった状態に陥ることを防ぐことが大きな目的である（資料 9(1)-47）。

（2）点検・評価

●基準Ⅸの充足状況

大学の管理運営方針は2015（平成27）年8月評議会、大学院の管理運営方針は2015（平成27）年10月大学院委員会において承認され、大学ホームページに公表している。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の2015（平成27）年4月1日から施行に伴い、理事会・評議会・教授会の対応において、学則を含めた内部規則等の総点検・見直しを実施し、学長のリーダーシップの下で、ガバナンス体制を構築している。

管理運営については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に基づき、寄附行為や学則、就業規則をはじめとして関係法令に対応する明文化した管理運営規程を整備し運営を行っており、大学業務を支援する事務組織も「学校法人聖徳学園事務組織規程」に基づき、見直すべき部署は見直しを図り、効率の良い事務運営を目指している。

また、2006（平成18）年4月1日付けで「事務職員人事考課規程」を制定し、同年度から人事考課を導入、事務職員の育成と適正な人事管理を行っており、併せて、意欲・資質の向上を図るための方策として、SD研修委員会を立ち上げ、夏季SD研修会や個人の自主的なスキルアップを目的とした外部研修を実施し、事務職員の能力開発を推進している。

以上のような取り組みにより、管理運営については、概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の2015（平成27）年4月1日から施行に伴う学長のリーダーシップを強化させるための学則を含めた内部規則等の総点検・見直しを実施しているが、学長のリーダーシップの下で、ガバナンス改革を実施するために学長補佐体制の充実を図っている（資料 9(1)-11(既出(1-3)), 9(1)-12), 9(1)-22～23）。

② 改善すべき事項

大学及び法人本部の業務について、部署によっては業務過多になっているところも見られることから、早急な見直しが必要である。

採用については、採用試験を経て内定（内々定）から採用日までの期間が長いことから

その間のモチベーション維持に不安がある(資料 9(1)-39)。

(3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

学校教育法第 92 条第 4 項に基づき、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため 2016 (平成 28) 年度から副学長を設置することが、2015 (平成 27) 年 8 月評議会において承認され、学長のリーダーシップをより強固なものにするための体制を構築していく。

② 改善すべき事項

事務分掌は 2015 (平成 27) 年度見直しを行ったが、組織改編も含め理事会において継続的に見直しを図っていく。

採用については、内定から採用日までの間に、関係資料の送付やインターンシップ等を実施することにより、モチベーションの維持に努める。

(4) 根拠資料

- 9(1)-1 自己点検評価委員会規程
(既出(3-9))
- 9(1)-2 2015 (平成 27) 年度方針・目標・評価指標
(既出(3-10))
- 9(1)-3 評議会議事録 2015 (H27) . 8. 19 (方針の承認)
(既出(3-11)) 大学院委員会議事録 2015 (H27) . 10. 28 (方針の承認)
- 9(1)-4 岐阜聖徳学園大学ホームページ (2015 (平成 27) 年度岐阜聖徳学園大
(既出(3-12)) 学自己点検・評価における方針)
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/self-inspect.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/data/outline/H27jikohyokahosin.pdf>
- 9(1)-5 「聖徳学園第二次将来構想委員会」答申 2013 (H25) . 1
(既出(2-20))
- 9(1)-6 教学経営戦略委員会議事録 2012 (H24) . 6. 28
教学経営戦略委員会議事録 2012 (H24) . 7. 30
教学経営戦略委員会議事録 2012 (H24) . 8. 29
教学経営戦略委員会議事録 2013 (H25) . 3. 27
教学経営戦略委員会議事録 2013 (H25) . 5. 20
教学経営戦略委員会議事録 2013 (H25) . 12. 26
- 9(1)-7 財政健全化会議議事録 2013 (H25) . 5. 17
財政健全化会議議事録 2013 (H25) . 6. 28
財政健全化会議議事録 2013 (H25) . 9. 13
財政健全化会議議事録 2013 (H25) . 9. 27
財政健全化会議議事録 2013 (H25) . 10. 23
財政健全化会議議事録 2013 (H25) . 11. 1
- 9(1)-8 学校法人聖徳学園財政健全化会議答申書 2015 (H25). 11. 11

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

- 9(1)-9 第一次財政健全化計画答申にかかる教学経営戦略委員会案
(既出(7-1)) 2014 (H26) .1.21
- 9(1)-10 「聖徳学園グランドデザイン 2015 素案作成会議」設置について
(既出(7-2))
- 9(1)-11 学校法人聖徳学園寄付行為
(既出(1-3))
- 9(1)-12 理事会議事録 2015 (H27) .3.10 (大学に関する業務決定の委任)
- 9(1)-13 2015 (平成 27) 年度役員・評議員名簿
(既出(7-53))
- 9(1)-14 岐阜聖徳学園大学学則
(既出(1-4))
- 9(1)-15 教授会規程 (教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
(既出(1-26))
- 9(1)-16 評議会規程
(既出(1-24))
- 9(1)-17 部長会規程
(既出(1-22))
- 9(1)-18 学部長会規程
(既出(1-23))
- 9(1)-19 岐阜聖徳学園大学大学院規程
(既出(1-5))
- 9(1)-20 研究科委員会規程 (国際文化研究科・経済情報研究科)
(既出(1-27))
- 9(1)-21 大学院委員会規程
(既出(1-25))
- 9(1)-22 評議員会議事録 2014 (H26) .12.10 (学長権限強化に伴う対応)
- 9(1)-23 評議会議事録 2015 (H27) .8.19 (副学長職の設置)
理事会議事録 2015(H27).9.8 (抄) (副学長職の設置)
- 9(1)-24 学校法人聖徳学園における公益通報取扱い規程
- 9(1)-25 就業規則
- 9(1)-26 教学マネジメント会議に関する規程
(既出(3-18))
- 9(1)-27 学長選考規程
- 9(1)-28 理事会議事録 2015 (H27) .3.10 (学長選考委員会規程の変更)
- 9(1)-29 学長業績評価委員会規程
- 9(1)-30 学部長候補者選考規程
(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
- 9(1)-31 学部長候補者選挙に関する内規
(教育学部・外国語学部・経済情報学部・看護学部)
- 9(1)-32 研究科長候補者選考規程 (国際文化研究科・経済情報研究科)

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

- 9(1)-33 研究科長候補者選挙に関する内規(国際文化研究科・経済情報研究科)
- 9(1)-34 学校法人聖徳学園事務組織規程
- 9(1)-35 学校法人の事務組織図 2015(H27).5.1現在
- 9(1)-36 評議会議事録 2014(H26).12.10(地域・社会連携センターに変更)
(既出(2-19))
- 9(1)-37 岐阜聖徳学園大学 I R 推進委員会規程
(既出(3-19))
- 9(1)-38 採用規程
- 9(1)-39 2016(平成 28)年度学校法人専任事務職員採用募集要項
- 9(1)-40 事務職員役職任用及び異動基準
- 9(1)-41 事務職員研修規程
- 9(1)-42 事務職員人事考課規程
- 9(1)-43 2015(平成 27)年度事務職員研修会
- 9(1)-44 語学力向上のための S D 研修
- 9(1)-45 就職 3 年目以内研修
- 9(1)-46 中堅職員研修会
- 9(1)-47 2014(平成 26)年度外部研修について

2. 財務

(1) 現状の説明

[1] 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の教育研究活動の充実と財政の安定化を図るためには、学生の確保に努めることが重要である。本学の定員充足率は[表1]のとおり、定員充足率が100%に満たない学部があるものの全体としては100%を維持している。その結果、収支状況を見ても、[表2]のとおり、消費収入合計から消費支出合計を差し引いた消費収支差額はプラスを維持しており、本学の教育・研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤は確立されている。

[表1] 本学の定員充足率（2011（平成23）年度から2015（平成27）年度までの5年間の状況）

院・学部	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)
大学院	36.7%	22.8%	21.5%	13.9%	15.2%
教育学部	126.5%	128.7%	127.8%	126.6%	122.4%
外国語学部	94.7%	98.0%	95.8%	95.5%	89.5%
経済情報学部	84.3%	80.3%	81.9%	75.1%	74.4%
看護学部					78.8%
合計	104.1%	104.2%	103.8%	100.9%	100.2%

※定員充足率＝在籍者数／収容定員×100%

[表2] 本学の帰属収支差額及び消費収支差額

（2010（平成22）年度から2015（平成26）年度までの5年間の状況）（単位：千円）

	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)
帰属収入合計	3,613,875	3,838,244	3,739,656	3,629,446	3,631,790
基本金組入額	△ 292,560	△ 483,708	0	△ 63,918	△ 25,322
消費収入合計	3,321,315	3,354,536	3,739,656	3,565,528	3,606,468
消費支出合計	3,207,057	3,120,917	3,120,531	3,058,334	3,037,918
帰属収支差額	406,818	717,327	619,125	571,112	593,872
消費収支差額	114,258	233,619	619,125	507,194	568,550

学園の財政状況は、2014（平成26）年度決算における消費支出超過額が17億6,566万7千円で、翌年度繰越消費支出超過額が49億7,659万円となっている。2010（平成22）年度決算では、17億3,989万6千円の翌年度繰越消費支出超過額であったことから、5年間で32億3,669万4千円の支出超過となった。

この要因は、聖徳学園創立50周年記念事業として、2011（平成23）年度に岐阜聖徳学園大学8号館建設、岐阜聖徳学園高校多目的会館建設、岐阜聖徳学園大学附属中学校校舎建設、2012（平成24）年度に岐阜聖徳学園大学附属中学校第三体育館及び屋内プール建設、

IX. 管理運営・財務

2. 財務

また、聖徳学園第二次将来構想の一環として、2014（平成26）年度に岐阜聖徳学園大学9号館建設等に多大な費用を要した結果によるものである。

1) 中・長期的な財政計画の立案

本学園が、今後の先行き不透明で激変する時代の環境変化に対応しつつ、その使命を果たし、永続的に発展していくためには、「経営基盤の強化」と「教育の質の向上」の両立が不可欠である。特に、本学の教育・研究を安定して遂行するための財源確保が必要不可欠であり、理事会が直面する「諸課題への具体的な対処」「戦略的経営機能の強化」さらには「明確な経営方針・指針」を提示して、中・長期経営計画を策定する必要がある。

学園創立50周年を期に中・長期経営計画を策定するため、2012（平成24）年4月に「聖徳学園第二次将来構想検討委員会」をスタートさせ、委員会で提案された短期的課題を理事長宛に答申している（資料9(2)-1(既出(2-20))）。その内容は、①短期大学部生活学科の募集停止、②経済情報学部の入学定員減、③看護学部の設置、④教育学部に特別支援教育専修の増設である。学園の収支状況を見れば、大学は黒字、その他は赤字という構造は明らかであることから、赤字を解消するための施策が必要である。

教育学部を中心とした優秀な学生確保のために、入学試験において優れた成績を修めた者に対して、入学後の修学を奨励する奨学金を給付することを目的とした、スカラシップ制度を新たに導入した。

さらに、経営基盤の維持・強化を進めるため、2013（平成25）年3月に理事長の諮問機関として、各設置校に教職員参加型の「財政健全化会議」を設置し、収益構造の抜本的な改革を検討する体制を整えた。これは、各設置校の経営の現状と課題を情報開示することで、全教職員に周知徹底することができ、強い信念と責任感を持って本来あるべき姿を描き、短・中期の目標を明確にし、その達成に向けた対策を立て、2018（平成30）年までの期限を決めて実行していくことによって恒久的な黒字体質を築いていくことを目的としている（資料9(2)-2(既出(9(1)-7))）。

2015（平成27）年度は、今日までの短期的な将来構想から長期にわたって遂行される「聖徳学園グランドデザイン2015」を策定することが理事会において了承された。これは、各設置校の特色を生かした「聖徳学園ブランド」を構築するなど総合的に学園の教学と経営の改善・改革を図ることを目的とし、新たな視点にたった改革改善案を教職員及び理事会が協同で企画立案することとしている（資料9(2)-3(既出(7-2))）。

2) 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

科学研究費は、研究者個人で申請する場合と大学で取りまとめて申請する場合がある。研究者個人による申請、大学で取りまとめた申請のいずれにおいて採択された場合でも、大学庶務課において科学研究費専用通帳管理及び出納事務管理がされるため、研究者は申請した研究費の用途について、聖徳学園経理規程に基づき支出手続きをとらなければならない。科学研究費で購入した備品・図書は、購入年度に大学へ現物寄付として寄贈される。科学研究費補助金の競争的資金の獲得が教育研究との相乗的視点からも実

IX. 管理運営・財務

2. 財務

効ある手段と考えられ、申請件数の増加とともに採択件数が増えたことにより、特に間接経費が拡充されたこともあり、大学運営における重要な資金源泉となっている(資料9(2)-4)。

2014(平成26)年度科学研究費補助金の申請件数(継続を含む)は39件で、採択率は69%である。申請区分及び採択状況は、[表3]のとおりである(資料9(2)-5(既出(7-33)))。

[表3] 2014(平成26)年度科学研究費補助金の申請及び採択状況(継続も含む)

区分	申請件数	採択件数	備考
基盤研究(C)	24件	15件	うち継続分12件
挑戦的萌芽研究	2件	1件	
若手研究(B)	12件	10件	うち継続分10件
新学術領域研究	1件	1件	うち継続分1件

また、本学園は、2012(平成24)年7月に文部科学省より、所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明の認可を受け、大学等の教育・研究施設設備の維持更新の管理運営費にあてるため、卒業生、保護者、教職員及び企業等に対して寄付を募っている。近年は、学園創立50周年記念事業の一環として経済的困窮者にも教育の機会を提供し、社会から認められる学園・学校づくりを目指すうえで、柔軟な資金調達を視野に入れ、寄付金募集を継続的に実施し、外部資金の獲得に努めている。

3) 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

本学園及び大学の財政及び経営状況を的確に把握し、計画的な財務運営を行うために、財務状態を貸借対照表で分析し、経営状況を消費収支計算書にて把握し、その結果を踏まえて、将来の課題と目標値の設定が可能となる。

将来の課題と目標値の設定を行うために、日本私立学校振興・共済事業団が発行する「今日の私学財政(2014(平成26)年度版)」の財務データを用い、全国平均と比較しながら分析と把握を行った(資料9(2)-6~12)。

[学園の経営状況及び財政状態を示す各種比率]

学園の経営状況及び財政状態を示す各種比率は、[表4]から[表12]に記載しているとおりである。

〈消費収支計算書関係比率—学園全体〉

[表4] 経営状況はどうか

比率区分	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	全国 平均
帰属収支差額比率	4.3%	9.2%	-1.7%	2.9%	4.3%	5.2%

IX. 管理運営・財務

2. 財務

帰属収支差額比率がプラスで大きくなるほど自己資金は充実されていることとなり、経営に余裕があるものとみなすことができる。この比率がマイナスになる場合は、当年度の帰属収入で消費支出を賄うことができないことの反映であり、マイナスが大きくなるほど経営は窮迫し、いずれは資金繰りにも困難をきたすことになる。帰属収支差額比率は、近年、10%以下の数値を推移していることから経営の改善を求めていくことが必要となる。

[表5] 収入構成はどうなっているか

比率区分	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	全国 平均
学生生徒等納付金比率	73.1%	73.0%	75.4%	74.2%	73.9%	72.4%
寄附金比率	1.4%	1.7%	1.3%	0.7%	1.5%	2.2%
補助金比率	16.6%	16.7%	16.2%	15.5%	15.7%	12.8%

学生生徒等納付金は、学校法人の帰属収入の中で最大の比率を占めており、重要な自己財源であり、学生生徒等納付金比率が安定的に推移することが経営的には望ましい。

しかしながら、学納金に対する依存度が高く、学生生徒等納付金比率は、全国平均より高い数値である。また、寄付金比率は1.5%と全国平均より低い数値であるが、その分、補助金比率の数値が高くなっている。

[表6] 支出構成は適切であるか

比率区分	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	全国 平均
人件費比率	61.0%	58.4%	60.2%	61.3%	60.1%	52.4%
教育研究経費比率	28.0%	27.0%	31.6%	28.2%	28.6%	31.5%
管理経費比率	5.9%	5.2%	5.3%	7.1%	6.6%	8.8%
借入金等利息比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%
基本金組入率	5.2%	16.7%	1.4%	21.0%	33.1%	12.1%
減価償却費比率	9.6%	9.7%	10.1%	9.9%	10.1%	11.7%

人件費は消費支出のなかで最大の部分を占めているため、人件費比率が特に高くなると、消費支出を大きく膨張させ消費収支の悪化を招きやすい。また、人件費の性格上、一旦上昇した人件費比率の低下を図ることは容易ではない。しかしながら、人件費比率が全国平均よりも高くなっていることから人件費の削減、抑制していくことが求められる。

教育研究経費は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、教育研究経費比率も消費収支の均衡を失しない限りにおいて高くなることが望ましい。しかし、この比率が著しく高い場合は、消費収支の均衡を崩す要因の一つともなる。

管理経費比率は、管理経費の帰属収入に対する割合であり、学校法人の運営のために

IX. 管理運営・財務

2. 財務

は、ある程度の経費の支出は止むを得ないとしても、比率としては低いほうが望ましい。

教育研究経費比率、管理経費比率は、ともに全国平均より低い数値である。

借入金等利息比率も全国平均より低い数値である。この数値は、健全性を示していると言える。

基本金組入率は、学園創立 50 周年記念事業による大型整備事業や看護学部棟建設など基本金組入額の増に伴い高い数値である。

減価償却費比率は、全国平均とほぼ同じ数値である。

[表 7] 収入と支出のバランスはとれているか

比率区分	2010 年度 (平成 22)	2011 年度 (平成 23)	2012 年度 (平成 24)	2013 年度 (平成 25)	2014 年度 (平成 26)	全国 平均
人件費依存率	83.4%	80.0%	79.8%	82.6%	81.3%	72.4%
消費収支比率	100.9%	109.0%	103.2%	122.9%	143.1%	107.8%

人件費依存率及び消費収支比率は、ともに全国平均より高い数値である。

人件費依存率は、学生生徒等納付金とのバランスであり、収入が増えなければ、人件費の削減や抑制が求められる。

また、消費収支比率も 100%以上であることから、収支を均衡するための努力が必要となる。

〈貸借対照表関係比率－学園全体〉

[表 8] 自己資金は充実されているか

比率区分	2010 年度 (平成 22)	2011 年度 (平成 23)	2012 年度 (平成 24)	2013 年度 (平成 25)	2014 年度 (平成 26)	全国 平均
自己資金構成比率	86.7%	84.7%	85.2%	85.5%	86.5%	87.4%
消費収支差額構成比率	-7.2%	-8.7%	-8.4%	-12.7%	-19.7%	-12.2%
基本金比率	100.0%	96.4%	96.3%	97.2%	98.0%	97.1%

自己資金構成比率は、学校法人の資金の調達源泉を分析する上で、最も概括的で重要な指標である。この比率は、高いほど財政的に安定しており、50%を割ると他人資金が自己資金を上回っていることを示している。この 5 年間は 85%前後の数値を維持しており、財政的に安定していると言える。

また、基本金比率は、全国平均よりわずかだが上回っており、基本金の未組入額が少ないことを示している。数値は、安定しており、相対的に自己資金は充実しており、安全性は高いものと評価できる。

IX. 管理運営・財務

2. 財務

[表 9] 長期資金で固定資産は賅われているか

比率区分	2010年度 (平成 22)	2011年度 (平成 23)	2012年度 (平成 24)	2013年度 (平成 25)	2014年度 (平成 26)	全国 平均
固定比率	103.8%	107.2%	106.2%	107.9%	105.5%	99.2%
固定長期適合率	96.0%	96.8%	95.9%	98.3%	97.1%	91.7%

固定比率は、概ね 100%以上の数値で推移しており、固定資産の取得に当たっては、自己資金では賅えていないことを示している。

固定長期適合率は、100%以下の数値ではあるが、自己資金のほかに外部資金を導入していることを示し、長期的に財政の安定性は低いと言える。

[表 10] 資産構成はどうか

比率区分	2010年度 (平成 22)	2011年度 (平成 23)	2012年度 (平成 24)	2013年度 (平成 25)	2014年度 (平成 26)	全国 平均
固定資産構成比率	89.9%	90.8%	90.5%	92.2%	91.3%	86.7%
流動資産構成比率	10.1%	9.2%	9.5%	7.8%	8.7%	13.3%
減価償却比率	40.2%	38.7%	38.4%	41.0%	63.5%	48.0%

固定資産構成比率は、全国平均よりも 4.6%高く、流動資産構成比率は、全国平均よりも 4.6%低く、表裏の関係にある。この比率は、資産構成のバランスを見るための指標であり、資産の固定化が進み資金流動性に乏しいと判断できる。

減価償却比率は、全国平均より高い数値であり、資産の取得が大きく行われた結果と言える。

[表 11] 負債に備える資産が蓄積されているか

比率区分	2010年度 (平成 22)	2011年度 (平成 23)	2012年度 (平成 24)	2013年度 (平成 25)	2014年度 (平成 26)	全国 平均
流動比率	159.3%	148.6%	167.6%	125.3%	146.3%	245.9%
前受金保有率	191.8%	205.2%	215.3%	185.5%	208.3%	327.9%
退職給与引当預金率	47.9%	50.4%	50.5%	52.2%	53.1%	67.1%

短期債務支払い支配能力を示す流動比率は、全国平均より 99.6%と数値が低く、支払い能力・余力は十分あるとは言えない。また、前受金保有率についても全国平均より 119.6%と数値が低く、キャッシュフローにも不安がある。

流動比率については、一般的に金融機関等では 200%以上であれば優良と評価しており、100%を切っている場合には、資金繰りに窮していると思われる。

また、前受金保有率も、翌年度の帰属収入となるべき授業料や入学金等を翌年度繰越支払資金として保有されているかどうかを判断するものであり、この比率が 100%を割るということは、その前受金が先食いされているか、現金預金以外のものに運用されて

IX. 管理運営・財務

2. 財務

いるかを示しており、資金繰りが苦しい状態のひとつの現れとなる。

次に、退職給与引当預金率においても全国平均より低い、退職給与引当に見合う資産を引当特定預金としてほぼ保有していると言える。

[表 12] 負債の割合はどうか

比率区分	2010年度 (平成 22)	2011年度 (平成 23)	2012年度 (平成 24)	2013年度 (平成 25)	2014年度 (平成 26)	全国 平均
固定負債構成比率	7.0%	9.1%	9.2%	8.3%	7.5%	7.2%
流動負債構成比率	6.3%	6.2%	5.7%	6.2%	6.0%	5.4%
総負債比率	13.3%	15.3%	14.8%	14.5%	13.5%	12.6%
負債比率	15.4%	18.0%	17.4%	16.9%	15.6%	14.4%

固定負債構成比率は、学校法人の総資金のうち、長期的な債務の割合をみるもので、全国平均よりも高い数値であり、好ましくない。

また、流動負債構成比率も短期的な債務の比重を示したもので、全国平均よりも高い数値であり、財政の安定性を確保するためには低い方が良くとされている。

総負債比率、負債比率のいずれも全国平均よりも高い数値ではあるが、安全性には特に問題はないと言える。

[大学の経営状況を示す各種比率]

本学の経営状況は、消費収支計算書関係比率[表 13]から[表 16]に記載しているとおりであり、経営的に安定し、現状では問題がないと判断できる。

〈消費収支計算書関係比率—大学単独〉

[表 13] 経営状況はどうか

比率区分	2010年度 (平成 22)	2011年度 (平成 23)	2012年度 (平成 24)	2013年度 (平成 25)	2014年度 (平成 26)	全国 平均
帰属収支差額比率	11.3%	18.7%	16.6%	15.7%	16.4%	8.2%

帰属収支差額比率は、全国平均より高く、自己資金は充実している。安定して10%以上の数値を示していることから、収益性は良いと言え、健全な経営・財務状態であると言える。

[表 14] 収入構成はどうか

比率区分	2010年度 (平成 22)	2011年度 (平成 23)	2012年度 (平成 24)	2013年度 (平成 25)	2014年度 (平成 26)	全国 平均
学生生徒等納付金比率	84.5%	82.8%	84.5%	86.7%	84.1%	79.5%
寄附金比率	0.6%	0.4%	0.6%	0.5%	1.9%	1.3%
補助金比率	7.8%	8.1%	7.4%	7.2%	7.5%	9.1%

IX. 管理運営・財務

2. 財務

学生生徒等納付金比率は、全国平均より高く、学生の定員確保が大学の運営に大きく影響している。この近年においては、80%台の数値を維持している。

補助金比率は、全国平均よりの低い数値ではあるが、学生生徒等納付金比率と補助金比率の相対関係からみても問題はないと言える。

寄付金比率は、全国平均より低い数値である。寄付金は、私立学校にとって重要な収入源であり、一定水準の寄付金収入が確保できるように努める必要がある。

[表 15] 支出構成は適切であるか

比率区分	2010年度 (平成 22)	2011年度 (平成 23)	2012年度 (平成 24)	2013年度 (平成 25)	2014年度 (平成 26)	全国 平均
人件費比率	54.8%	51.2%	51.0%	52.7%	52.8%	49.3%
教育研究経費比率	27.9%	25.0%	27.1%	25.8%	25.5%	33.9%
管理経費比率	5.4%	5.1%	5.2%	5.2%	4.9%	7.2%
借入金等利息比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
基本金組入率	8.1%	12.6%	0.0%	1.8%	0.7%	9.8%
減価償却費比率	9.8%	10.8%	11.5%	10.1%	10.6%	12.6%

人件費比率は、全国平均よりもやや高い数値になっていることから概ね 50%以下に抑制していくことが求められる。

教育研究経費比率、管理経費比率、借入金等利息比率は、いずれも全国平均より低い数値であるが、教育研究経費については、一層の充実、努力が求められる。

基本金組入率は、全国平均より低い数値ではあるが、大きく整備する施設が少なく、設備の更新が中心になっており、特に問題ないと言える。

減価償却費比率は、全国平均並みの数値であり、安定した経営が図られていると言える。

[表 16] 収入と支出のバランスはとれているか

比率区分	2010年度 (平成 22)	2011年度 (平成 23)	2012年度 (平成 24)	2013年度 (平成 25)	2014年度 (平成 26)	全国平均
人件費依存率	64.8%	61.8%	60.3%	60.7%	62.8%	62.0%
消費収支比率	88.7%	81.3%	83.4%	84.3%	84.2%	101.8%

人件費比率は、全国平均よりやや高い数値ではあるが、消費収支比率は、100%以下の数値であり、安全性は高く、消費収入超過（黒字）である。

[2] 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

1) 予算編成の適切性と執行ルールの特明確性、決算の内部監査

< 予算編成の適切性と執行ルールの特明確性 >

学校法人の財政構造は、収入の大部分が学生生徒等納付金や補助金で構成されるた

IX. 管理運営・財務

2. 財務

め、資金源泉の公共性が高く、また支出の増加に対応して収入の増加を図ることが難しい非弾力的な特色を有している。安定的・持続的に教育研究活動を展開しつつ、財政の健全性を維持していくうえで、財政基盤の強化を裏付ける中・長期経営計画と、その適正な運営を図る予算制度が重要な役割を持っている。

財政面では、学生生徒等納付金収入や寄付金の減少、補助金の削減で収入が減少する中、限りある財源を有効かつ効率的な予算編成と経費の削減を図りながらその執行に努めている。その結果、2012（平成24）年度は、附属中高等学校旧校舎解体に伴う除却など一時的な経費の発生により帰属収支差額は、赤字となったが、2013（平成25）年度は、学園創立50周年を期に、将来に向けての新たな成長戦略として第二次将来構想が理事会において承認され、看護学部設置に向けて整備を進めていく中で、1億8,019万円の黒字を維持することができた。

しかし、今後の財政状況はますます厳しくなると予想されることから、教育環境及び教育研究に支障を招くことなく、更なる精査をしたうえで継続的に経費の節減を図るとともに学園の永続発展の裏づけとなる財政基盤の確立が必要となる。

学校法人の財政状態が健全であるかは、永続経営が可能かどうかにつながる。本学園の2014（平成26）年度当初収支予算では、帰属収支差額が2,051万円のプラスとはなかったが、帰属収支が恒常的に均衡となる健全な経営計画を立てて実行する必要がある。

このような収支状況の中で、私学経営は原点にかえって、収入の額を計算して、その範囲内で支出をすることが基本となる。したがって、2015（平成27）年度収支予算編成では、学園が直面する現状、目指す課題を学園内の教職員が共有することで、中・長期計画を策定し、積極的な固定経費の削減や施設設備計画の抑制など経営改善に向けた効果的、効率的な収支予算とすることが重要となる。

大学の予算編成は、法人から予算編成基本方針・当初予算概算要求書（案）提出依頼を受け、教学マネジメント会議、研究所・センター長会議において新規事項・重点事項に伴う予算資料の検討がなされる。各事務室、各課、研究所・センター室から提出された要求書に基づき、事務局長・部長・庶務課長が担当課からのヒアリングを行い、法人へ要求書（案）を提出。その提出された要求書（案）について法人からヒアリングが行われる。

要求書（案）に基づき、理事会において予算編成基本方針を決定した後、予算案は学園の評議員会で諮問され、審議機関である理事会に上程、審議を経て決定する。理事会において承認された予算は法人から通知後、承認予算に基づき学部長会に提示され、学部教授会で報告する。

予算執行について、各予算責任者が所管する各事務室、各課、研究所・センター室の予算執行管理を行うが、全ての経費支出について経理責任者である事務局長の決裁を受けている。全ての物品購入支出何書の予算差引は経理システムで行い、予算残高をチェックしている。

経理責任者は、大科目内の小科目において予算超過が生じるとき、経理統括責任者である常務理事の承認を得て、当該小科目の属する大科目内の他の小科目予算から流用することができる。予算には予測し難い支出予算の不足に充てるための予備費を計上しているが、その執行に際しては経理責任者、経理統括責任者の承認を得なければならない

IX. 管理運営・財務

2. 財務

(資料9(2)-13)。

予算執行の結果である決算事務として、年度末決算のほか、月次決算を行っている。

月次決算では、各経理単位で書類を整理し、集計を行い、経理単位ごと及び学園合計についての財務諸表（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、合計残高試算表）を作成し、経理統括責任者を経て理事長に提出しなければならない。

年度末決算では、各経理単位で月次決算の手続きを行うと共に、4月中旬頃迄に年度末決算に必要な資料を整理、提出しなければならない。財務・経理部は、各経理単位より提出された書類を集計し、決算財務諸表（資金収支計算書及び資金収支内訳表・人件費支出内訳表、消費収支計算書及び消費収支内訳表、貸借対照表及び固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表・財産目録）を作成し、経理統括責任者を経て理事長に提出しなければならない。

理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、意見を聞いたうえで決算財務諸表を理事会に提出、承認を得る。なお、監事も理事会及び評議員会に出席し、決算の監査報告を行っている。

<決算の内部監査>

私学経営の厳しさが増す中で、財政状況及び経営の健全性を担保するために財務監査の重要性は一段と高まっている。本学園では、私立学校法第37条第3項及び学校法人聖徳学園寄附行為第15条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による会計監査、学内規定（内部監査規程）に基づく内部監査を実施している（資料9(2)-7,9(2)-14）。

監事の選任手続き、職務内容については寄附行為に定めている。監事は学園の理事、職員または評議員以外の者であって理事会において、選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が2名の監事を選任している（資料9(2)-15(既出(1-3))）。

I 財産状況の監査

学園各部門及び収益事業について証憑書類、予算執行状況、決算等における妥当性、正誤、会計処理について監査する。また、公認会計士の監査日と1日は同日に実施し、意見交換を行っている。

II 理事の業務執行状況の監査

理事会及びその他主要会議等へ出席し、その業務執行状況を監査するとともに、決済書類を閲覧し、監査を実施している。

III 監査概要

年2回の監査の内12月実施分については、財務3表を中心に半期決算（9月）概況を把握し、学生・生徒数等の確認及び今期の決算見通しを行っている。また、5月の監査は決算理事会開催にあたって、前年度決算と比較し、学校ごとの収益性、人件費、施設設備等の執行状況を中心に監査を実施し、併せて理事会議事録についての確認を行っている。

IV 公認会計士監査の状況

○監査法人と本学園との監査契約書の締結

私立学校振興助成法第14条第3項に基づく以下の計算書類の監査

- (ア) 資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）
- (イ) 消費収支計算書
- (ウ) 貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む）
- (エ) 収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書

○監査実施状況

監査等の実施状況

2014（平成26）年9月	監査計画説明（監査計画書概要書の提出） 理事者とのディスカッション
2014（平成26）年8月～ 2015（平成27）年3月	計算書類監査目的の内部統制の評価の検討 及び期中取引の監査
2015（平成27）年1月	I Tに係る全般統制の評価の検討
2015（平成27）年4月	実査及び確認
2015（平成27）年5月	期末監査及び計算書類表示の確認 監査概要及び結果報告

2) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

年間の財務運営をうまく行うには、中・長期的な事業計画や重点事項が予算編成に反映されていなければならない、こうして策定した予算のとおりに入収を確保し、支出を執行して、決算につなげていかなければならないのは言うまでもない。そのためには、①事業目標や計画が明確で具体性があること、②ミッションや経営ビジョンを明確にすること、③組織構成員の間での情報や課題を共有化すること、④予算に対する教職員の意識を向上させることなどが要求される。

こうした予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みとしては、学長、事務局長及び部長が、過去数年間の決算状況を踏まえ、光熱水費、修繕費等のランニングコストや固定的経費などの経常経費の節約・見直しは当然として、各学部及び事務局の各部署から要望される新規事業、継続事業を、大学全体の教育計画の見地からその採否の是非や優先順位を教学マネジメント会議にて検討している。このように過去の実績及び継続性を重視する方法は、予算と決算のブレを最小限に抑えることができ、予算執行に資するものと評価している。

(2) 点検・評価

●基準IX-2の充足状況

本学の財政は学校法人聖徳学園として統括管理しており、諸規則にしたがって予算の編成・執行を行い、適正に監査を受けている。財政状況は、今後さらに厳しくなると予想されることから、安定した財務運営ができるよう、支出面では検討と改善を繰り返し、収入面でも外部資金の獲得等に積極的に取り組む必要がある。

以上により、教育研究を安定して遂行するための財政基盤を確立し、適切な予算編成及び予算執行を行なっていることから健全な財政を維持している。

なお、財政基盤の確立のために、全学部とも安定した学生確保を目指していく必要がある。

① 効果が上がっている事項

学生の定員確保に努め、2014（平成 26）年度は、定員充足率が 100%に満たない学部があるものの全体としては 100%を維持している。その結果、収支状況を見ても、消費収支差額はプラスを維持しており、本学の教育・研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤は確立されている（表 3）（資料 9(2)-6）。

また、予算編成の仕組みが、教職員から一定の理解を得ることができ、予算要望において、学部・学科、課・室とのヒアリングにより、緊急性、必要性、優先順位を付しての予算要望が定着しつつあり、予算制度の重要性の認識が高まった（資料 9(2)-16）。

監事による監査は、私立学校法、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。なお、監事と監査法人との連携による監査も実施している（資料 9(2)-7, 9(2)-14）。

② 改善すべき事項

これからの運営に必要な資金の蓄積（自己資金の確保）、財政基盤の確立には、全学部とも安定した学生確保による学納金収入の確保が望まれる。科学研究費補助金等公的資金、受託研究費等の外部資金の獲得は十分とはいえない（資料 9(2)-5（既出 7-43））。

（3）将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

本学の中・長期計画として、新設された看護学部の定員確保に加えて、適正な学部・学科の再編及び既存学部の入学定員を移行するなどにより安定的な経営基盤の構築を進めていく。予算編成の仕組みを充実させるため、学部や部署ごとの教育研究計画について綿密にヒアリングを実施していく。

② 改善すべき事項

学園の経営状況及び財政状態を示す各種比率においては、幼稚園から大学・大学院と設置学校の財政状態も影響しているが、財務比率の高い人件費の抑制策、比率の低い教育研究経費比率の改善に着手し、より一層の財政健全化を進めていく。

また、大学として学外の競争的研究資金の獲得を推進していることもあり、各教員が科学研究費補助金に応募する件数は増加している。今後も、外部資金獲得のための研修会や勉強会の実施に取り組み、更なる拡大を目指していく。

（4）根拠資料

9(2)-1 「聖徳学園第二次将来構想委員会」答申 2013（H25）.1

（既出(2-20)）

9(2)-2 財政健全化会議議事録 2013（H25）.5.17

（既出(9(1)-7)） 財政健全化会議議事録 2013（H25）.6.28

財政健全化会議議事録 2013（H25）.9.13

財政健全化会議議事録 2013（H25）.9.27

IX. 管理運営・財務

2. 財務

財政健全化会議議事録 2013 (H25) . 10. 23

財政健全化会議議事録 2013 (H25) . 11. 1

9(2)-3 「聖徳学園ランドデザイン 2015 素案作成会議」設置について

(既出(7-2))

9(2)-4 学校法人聖徳学園経理規程

9(2)-5 大学データ集V教育研究等環境7(表24)科学研究費の採択状況

(既出(7-43))

9(2)-6 財務計算書類(写)2010(平成22)～2015(平成27)年度

9(2)-7 監査報告書 2010(平成22)～2015(平成27)年度

9(2)-8 2014(平成26)年度事業報告書

9(2)-9 2014(平成26)年度財産目録

9(2)-10 5ヵ年連続資金収支計算書(大学部門/学校法人)

9(2)-11 5ヵ年連続消費収支計算書(大学部門/学校法人)

9(2)-12 5ヵ年連続貸借対照表(大学部門/学校法人)

9(2)-13 経理規程・附属経理専決事項に関する規程

9(2)-14 学校法人聖徳学園内部監査規程

9(2)-15 学校法人聖徳学園寄付行為

(既出(1-3))

9(2)-16 2016(平成28)年度当初予算(案)編成に伴う編成方針及び特別予算要求書の提出について

X. 内部質保証

(1) 現状説明

[1] 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

1991（平成3）年に大学設置基準が改正され、各大学における自己点検・評価が努力義務化された。その後、1999（平成11）年大学設置基準が改正され、自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化されるとともに、学外者による結果の検証が努力義務化された。2002（平成14）年には学校教育法が改正され、自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定が法律上明示され、2004（平成16）年度から施行された。

本学における本格的な自己点検・評価に関する取り組みは1992（平成4）年4月からであり、1995（平成7）年3月には「聖徳学園岐阜教育大学の現状と将来像－自己評価報告書－」を作成した。また、研究活動に対する点検・評価の一環として、1992（平成4）年12月に第1回の「研究者一覧」を発刊し、第2回を1999（平成11）年2月に刊行した。その後は2003（平成15）年に「教育職員一覧」に名称変更し、2004（平成16）年からは岐阜聖徳学園大学短期大学部を含めた「教育職員一覧」として、毎年刊行している（資料10-1（既出(3-39)））。

1999（平成11）年、本学は大学基準協会の賛助会員となり、2000（平成12）年4月から「自己点検・将来構想委員会」を「自己点検・評価委員会」に改組し、点検・評価に力点をおいた活動を行った。2002（平成14）年には大学基準協会の正会員として加盟登録がなされ、「岐阜聖徳学園大学の現状と展望－大学基準協会「加盟判定審査用調書」－」を刊行した。2009（平成21）年には、大学基準協会による認証評価を申請し、大学評価基準を満たしていると評価された（認定期間：2010（平成22）年4月1日～2017（平成29）年3月31日）。認証評価に関する内容は、「認証評価機関による評価結果」にまとめ、大学ホームページ上で公表している（資料10-2）。

本学における情報の公表については、大学ホームページ上に「教育情報公表」のページを設け、学校教育法施行規則（2010（平成22）年6月15日付け改正）第172条の2にのっとり、情報を公表している。公表内容については次のとおりである（資料10-3）。

- 1) 大学の教育研究上の目的に関すること
- 2) 教育研究上の基礎組織に関すること
- 3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

財務状況については、「私立学校振興助成法」第14条等に基づいて学校法人聖徳学園ホームページにて学園の事業報告、消費収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表及び

X. 内部質保証

監査報告書等を過年度分も含めて公表している。更に資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表に関しては、3 か年比較を行うことで過去からどのように推移しているか分かりやすくなるように努めている(資料 10-4)。

また、情報公開請求に関しては、情報公開に関する取扱規程に基づいて対応している(資料 10-5)。

[2] 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学における内部質保証に関する方針については、学則第 59 条に「本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている。また、大学院規則第 4 条においても「本学大学院は、第 2 条の目的を達成するために、教育研究活動の状況を点検し評価を行う」と定めている。以上のことから本学においては、内部質保証に関する方針を学則上に明確に規定している(資料 10-6~7(既出(1-4~5)))。

また、本学における自己点検評価を改革・改善につなげるシステム作りとして、2012(平成 24)年度から大学全体、大学院全体、各学部・研究科における方針・目標・評価指標の作成を本学が定める点検・評価項目ごとに毎年行っており、各点検・評価項目において自己点検評価活動を行う責任部署(委員会等)を明確にしている。2013(平成 25)年度からは、各責任部署(委員会等)において、前年度方針に沿って定めた目標の達成度を毎年評価し、これまで以上に効果を上げるべき案件や改善すべき案件を見直していき、次年度に向けた方針・目標・評価指標を定める体制を整備している。各責任部署(委員会等)が定めた方針・目標・評価指標、達成度については、自己点検・評価委員会において検証を行い、各学部教授会及び各研究科委員会で全教職員に周知を図っている(資料 10-8(既出(3-10)), 10-9)。

また、2015(平成 27)年度は、自己点検・評価委員会とは別に法人が設置する内部監査室において、2015(平成 27)年度の自己点検・評価活動状況の確認・点検を実施することにより、内部質保証の充実を図る予定である。

大学教職員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識については、「岐阜聖徳学園大学倫理綱領」をホームページ上に公開し、「学校法人聖徳学園における公益通報取扱い規則」を周知することを徹底している(資料 10-10(既出(3-2)), 10-11(既出(9(1)-24)))。

[3] 内部質保証に関するシステムを適切に機能させているか。

大学全体での自己点検・評価活動は、学長を委員長とした自己点検・評価委員会において行われている。2012(平成 24)年度に合計 3 回の委員会を開催し、自己点検評価を実施するにあたり点検評価項目に対する方針・目標・評価指標を示すことで、大学全体、大学院全体、各学部・研究科での責任の所在を明確化した。また、2013(平成 25)年度からは各責任部署(委員会等)において、方針・目標がどの程度達成されているか評価・検証を行い、これまで以上に効果を上げるべき案件や改善すべき案件について次年度にむけた改善計画を検討している。このように各責任部署において P D C A サイクルを機能させ、点検・評価活動を行っている。さらに、各責任部署における点検・評価結果を大学全体の自己点検・評価委員会において検証するシステムを機能させている。

X. 内部質保証

教員における自己点検・評価活動については、FD委員会のFD研修会において2013（平成25）年2月に大学基準協会大学評価・研究部の職員を講師として招き、「大学基準協会の大学評価システム～2015（平成27）年度の申請に向けて～」と題して内部質保証の重要性を中心に講演いただき、本学におけるこれからの内部質保証体制整備に対する理解を深めるとともに教員一人ひとりの自己点検・評価活動の意識向上を図った。2014（平成26）年2月には「大学の直面している課題 教育の質的転換の必要性・評価と今後」と題して、ベネッセ教育総合研究所高等教育研究室の研究員に講演いただき、大学全体でチームとなってPDCA（改革サイクル）を確立し、教育の質向上をめざすことを確認した。このようにFD研修会をとおして、内部質保証システムについて理解を深めている（資料10-12（既出(3-58)）、10-13～14）。

個人レベルでの自己点検・評価活動については、毎年実施している担当授業科目の自己点検評価報告書の作成や教員評価をとおして教員としての質向上をめざしている（資料10-15（既出(4(3)-34)）、10-16（既出(3-55)））。

教育研究活動のデータ・ベース化については、専任教員の教育研究業績をデータ・ベース化し、次の項目を大学ホームページ上で公開している（資料10-1（既出(3-39)））。

- 1) 氏名・所属・職名・研究課題・主な担当科目・学位
- 2) 主要職歴
- 3) 所属学会
- 4) 研究活動
- 5) 最終学歴
- 6) 社会活動状況

以上の本学の点検・評価結果に対する学外者の意見の反映については、自己点検評価委員会規程第2条第3項に基づき、学外者による評価制度が整備されており、2014（平成26）年度には、学外者4人による外部評価を実施し、学外者の意見を反映させシステムを機能させている（資料10-17（既出(3-9)））。

文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応については、大学設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則に基づき、教育学部学校教育課程届出設置に係る設置計画履行状況報告書を2012（平成24）年度に提出し、提出書類を大学ホームページ上で公開している（資料10-18）。また、2014（平成26）年5月に認可申請をした看護学部看護学科の設置認可申請書、設置計画履行状況報告書についても併せて大学ホームページ上で公開している（資料10-19（既出(3-22)））。

2009（平成21）年度の大学基準協会による認証評価結果については、大学ホームページ上で公開するとともに、評価に際して「助言」を付された18項目については2012（平成24）年7月に改善報告書を提出し、2013（平成25）年3月今後の改善経過について再度報告を求める事項がない旨の通知があった。提出書類は大学ホームページ上で公開している（資料10-2、10-20）。

(2) 点検・評価

●基準Ⅹの充足状況

内部質保証については、2012（平成 24）年度から大学全体での方針・目標・評価指標の作成を行い、責任の所在を明確にするとともに各責任部署（委員会等）において目標を達成するための方針に沿って目標がどの程度達成しているかを毎年評価している。2013（平成 25）年度からは、2012（平成 24）年度に定めた方針・目標・評価指標の達成度を年度末に確認し、これまで以上に効果を上げるべき案件や改善すべき案件を見直していく体制を整備している。各責任担当部署（委員会等）が定めた方針・目標・評価指標、達成度については全学で共有を図るとともに、自己点検・評価委員会において検証を行っている。

本学における情報の公表については、ホームページ上に「教育情報公表」のページを設け、学校教育法施行規則（2010（平成 22）年 6 月 15 日付け改正）第 172 条の 2 にのっとり、情報を公表している。財務状況については、「私立学校振興助成法」第 14 条等に基づいて学校法人聖徳学園ホームページにて学園の事業報告、消費収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表及び監査報告書等を過年度分も含めて公表している。

なお、文部科学省への届出書類と併せて 2011（平成 21）年度認証評価結果についても大学ホームページ上で公表している。

以上のような取り組みにより、内部質保証システムは概ね整備できている。

① 効果が上がっている事項

2012（平成 24）年度に自己点検・評価を実施するにあたり点検・評価項目に対する方針・目標・評価指標を示すことで、大学全体、大学院全体、各学部・研究科での責任の所在を明確化した。2015（平成 27）年度には、この内部質保証システムを確立、機能させることで、各責任部署（委員会等）において、前年度目標を評価・検証した結果（達成度）及びその結果を踏まえた新たな方針・目標を各教授会・研究科委員会において教員に周知することで、大学の方針・目標を教員間で共有している。

② 改善すべき事項

2014（平成 26）年度には、学外者 4 人による外部評価を実施し、その意見を取り入れて客観性・妥当性を高めた自己点検活動を行った（資料 10-21）。今後は、自己点検評価活動に直接的に関わらない本学教員等も検証に参加し、学内での内部質保証の充実を図っていく必要がある。

(3) 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

点検・評価項目に対する方針・目標・評価指標を明示できたことは、一定の効果があつたといえるが、教職員に周知を図るまでに時間を要しているため、年度が始まる前に方針・目標・評価指標を定め、年度が始まる際に学内構成員に周知し、意識共有を図ることができるよう、作成スケジュールを改めていく。また、現在の内部質保証システムの適切性について、自己点検・評価委員会において検証を行う（資料 10-8(既出(3-10)), 10-9)。

② 改善すべき事項

2015（平成27）年度においても2014（平成26）年度同様、自己点検・評価における外部評価を実施し、学外者の意見を本学の自己点検・評価に反映させていく予定である。

また、2015（平成27）年度は、自己点検・評価活動状況とは別に法人が設置する内部監査室による2015（平成27）年度自己点検・評価報告書の確認・点検を実施することにより、内部質保証の充実を図る。

(4) 根拠資料

- 10-1 2015（平成27）年度教育職員一覧
(既出(3-39)) 岐阜聖徳学園大学ホームページ（教職員一覧）
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>
http://www.shotoku.ac.jp/kyousyokuin/_SWF_Window.html
- 10-2 岐阜聖徳学園大学ホームページ（認証評価機関による評価結果）
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/self-inspect.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/data/outline/kekka2010.pdf>
- 10-3 岐阜聖徳学園大学ホームページ（教育情報公表）
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>
- 10-4 学校法人聖徳学園ホームページ（事業報告）
<http://www.shotoku.jp/business-report/>
<http://www.shotoku.jp/business-report/2013/06/24.php>
<http://www.shotoku.jp/business-report/2014/07/25.php>
<http://www.shotoku.jp/business-report/2015/07/26.php>
- 10-5 情報公表に関する取り扱い規程
- 10-6 岐阜聖徳学園大学学則
(既出(1-4))
- 10-7 岐阜聖徳学園大学大学院規則
(既出(1-5))
- 10-8 2015（平成27）年度方針・目標・評価指標
(既出(3-10))
- 10-9 教授会議事録2015（H27）.8.26（目標の周知）
（教育学部・外国語学部・経済情報学部）
看護学部教授会議事録2015（H27）.9.16（目標の周知）
国際文化研究科議事録2015（H27）.9.16（目標の周知）
経済情報研究科議事録2015（H27）.8.26（目標の周知）
- 10-10 岐阜聖徳学園大学ホームページ（岐阜聖徳学園大学倫理綱領）
(既出(3-2)) <http://www.shotoku.ac.jp/outline/rules.php>
- 10-11 学校法人聖徳学園における公益通報取扱い規程
(既出(9(1)-24))
- 10-12 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
(既出(3-58))

X. 内部質保証

- 10-13 2012（平成24）年度FD研修会 案内・資料
- 10-14 2013（平成25）年度FD研修会 案内・資料
- 10-15 「学生による授業評価アンケート」自己点検・評価報告書作成のお願い
(既出(4(3)-34))
- 10-16 岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む）の教員評価の実施に関する基本方針
(既出(3-55))
- 10-17 自己点検評価委員会規程
(既出(3-9))
- 10-18 岐阜聖徳学園大学ホームページ
（教育学部学校教育課程の設置計画履行状況報告書）
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/rules.php>
http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/situation_report_h24.pdf
- 10-19 岐阜聖徳学園大学ホームページ（看護学部看護学科の設置の趣旨等）
(既出(3-22)) http://www.shotoku.ac.jp/outline/situation_report.php
http://www.shotoku.ac.jp/business-report/data/gifushotoku_1410nsec_chi_syushil.pdf
- 10-20 岐阜聖徳学園大学ホームページ（改善報告書検討結果）
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/self-inspect.php>
<http://www.shotoku.ac.jp/data/outline/kaizenhoukokukekka2009.pdf>
- 10-21 2014（平成26）年度外部評価資料

終章

終章

岐阜聖徳学園大学を設置する学校法人聖徳学園は、2013（平成 25）年に 50 周年を迎えた。本学園では次なる 50 年、将来に向けての新たな成長戦略を策定するために、2012（平成 24）年に理事長の諮問機関として「聖徳学園第二次将来構想委員会」を設置し、学校法人内の設置校から組織横断的に選抜された教職員が学部改組転換等について検討され、理事会において短期的課題として①看護学部の増設、②教育学部に特別支援教育専修を増設、③経済情報学部の入学定員減、の取り組みへの将来計画が示された。

大学においては、将来計画に基づき 2015（平成 27）年 4 月に看護学部開設、教育学部学校教育課程特別支援教育専修設置、そして経済情報学部入学定員減を行い、予定通り計画を達成した。また、大学として教養教育共通化、外国語学部の教育課程見直し（2015（平成 27）年度入学者から）、そして経済情報学部の教育課程見直し（2016（平成 28）年度入学者から）への取り組みを行い、併せて改革を進めている。

2015（平成 27）年度の取り組みについて認証評価が行われることは、これまでの本学の改革・取り組みに対して総点検を実施できることであり、本学にとってこの上なく意義深いものであった。

本書において、評価基準毎に記述した内容を概括し、以下のように要約する。

I. 理念・目的

本学は仏教精神を基調とした学校教育を行うことを目的とし、その「仏教精神」を示す理念として「以和為貴」「平等」「寛容」「利他」を掲げている。

本学の理念・目的は、学生要覧・宗教部報や大学ホームページに掲載することで、学生・大学構成員・社会に対して周知公表している。特に学生に対しては、「建学の精神に関する科目」として「宗教学Ⅰ・Ⅱ」（必修）を開講、「入学奉告本山参拝」「成道会の集い」「勤行」等の宗教行事を通して、建学の精神である仏教精神について学ぶ場所を提供するとともに、周知を図っている。また専任教員に対しては教授会、非常勤講師に対しては懇談会において周知を図っている。

建学の精神については、聖徳学園宗教委員会、全学宗教委員会において、定期的に検証を行っており、平成 26 年度には、聖徳学園宗教委員会において、学園全設置校の建学の精神の表記の検討が行われた。平成 27 年度から学園全設置校の建学の精神の表記が統一、平易化されたことにより、学園全体の目標がよりわかりやすい表記となった。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、教育理念・目的等を適切に設定し、公表している。

II. 教育研究組織

本学の教育研究組織は、4 学部 2 研究科 3 センターによって組織されている。

教育組織については、聖徳学園第二次将来構想委員会からの答申に基づき、看護学部の

新設、教育学部学校教育課程に特別支援教育専修を増設する等、学部の新設や既存学部の課程やコースの再編を行っている。

研究組織については、地域・社会連携センターが、エクステンションセンターから名称変更し、新たに「産・官・学」連携や高大連携に関することを事業内容に加え、社会貢献活動の運営強化を図っている。

このように本学では、時代の動向や社会の要請に応える形で教育研究組織の再編が続けている。なお、平成 27 年度からは全学的視点から教育研究組織を検討する教学マネジメント会議を設置している。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、適切な教育研究組織を整備している。

III. 教員・教員組織

本学では、「教員組織規程」によって教員に求める能力・資質について明確化している。また、「岐阜聖徳学園大学倫理綱領」を制定して、教員の行動規範を定め、大学として求める教員像を明示している。大学として求める教員像及び教員組織の編制方針については、2015（平成 27）年度 3 月評議会にて承認され明確に定めている。

教員組織は、教育課程の特性に相応しい教員を組織することに努め、法令（大学設置基準等）に基づき、学生の収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を各学部・研究科において整備している。教員の募集、採用・昇格については、教育職員採用候補者選考規程等に基づき手続きを行っている。

教員の資質の向上を図るために、FD委員会を中心として大学全体・各学部・各研究科で組織的にFD活動を実施している。

以上のような取り組みにより、教員・教員組織は整備している。

IV. 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

本学では、各学部の課程・学科、各研究科の専攻が「人材養成の目的及び教育研究上の目的」を定めており、それに基づいて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。これらは学生要覧及び大学ホームページに明示している。

平成 26 年度には、全学教務委員会（学部）、学部教授会、各研究科委員会において適切性の検証、検討がなされ、平成 27 年度から、養成目標を明確化するために新しい学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を箇条書き化した新しい教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に改訂している。引き続き各学部教務委員会、各研究科委員会において適切性の検証を行い、次年度に向けて改善を図る。

以上により、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は明示しており、社会に対しても公表している。

2. 教育課程・教育内容

本学では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程を策定している。

学部横断型教養教育システム（Yawaragi Basis）を運用している教育学部、外国語学部、看護学部では、全学的に必修科目である建学の精神に関する科目、教養基礎科目、専門基礎科目（看護学部のみ）、専門科目授業科目を分類し、さらに必要に応じて授業科目をグループ化して体系的な教育課程としている。

キャンパスが異なる経済情報学部では、全学的に必修科目である建学の精神に関する科目、基礎教養科目と、経済、経営、情報、それらの複合領域に関する専門科目、教職に関する科目、自由選択科目からなる体系的な教育課程としている。

以上のことから、教育課程及び教育内容については充足している。

3. 教育方法

学則、大学院規則には、授業の方法について規定し、授業科目を開講するにあたっては各授業科目の目標を達成するのに最も適した授業形態を検討し、講義・演習・実験・実習・実技のいずれかにより行われている。

シラバスは、全学的に統一された形式で、授業科目に関する情報、概略、評価方法、授業計画詳細、テキスト等に関する情報、ディプロマ・ポリシーに基づく「期待される学修成果」を明示している。

「FDサロン」や「授業改善報告会」等の全学的なFD活動を通して、授業方法・授業改革に向けて意識を共有している。また学士課程教育の質的転換を図るツールを導入するため、ポートフォリオの全学的な導入に向けた検討を行っている。

以上のような取り組みにより、教育方法については概ね充足している。

4. 成果

学習成果の把握については、毎年実施している「学生による授業評価アンケート」のアンケート項目から測ることが難しかった。そこで、平成26年度（平成27年3月）卒業生から教育目標に沿った成果を測定するため新たに「学修成果アンケート」を実施し、学習成果の把握に努める体制が構築されている。

外国語学部では、一部の授業においては、ポートフォリオを利用し、毎時間の学修成果を測り、今後の授業構成等に役立てている。今後は、全学的に推し進めていく必要がある。

学位授与に関する手続きは、大学学則、大学院規則、岐阜聖徳学園大学学位規程に基づき、適切に行われている。

以上のことから、教育成果の把握に努めているが、認証評価制度の改正にも示されている「学生の学修成果の把握・評価の推進」については、さらに検討していく必要がある。

V. 学生の受け入れ

本学の学生募集および入学者選抜については、「全学広報委員会規程」、「全学入学試験委員会規程」、「入学者選抜実施細則」、及び各学部の「入学試験委員会規程」を定め、公正か

つ適切に実施すべく、全学入学試験委員会と各学部委員会、大学院委員会と各研究科委員会の緊密な連携のもと、統一した方針で行っている。

入学定員および収容定員は、社会的ニーズや受験動向を勘案しながら随時見直しを図り、学則で定めている。また、入学者数比率および在籍学生数比率については、教育の質保証の観点をつまえ、各学部、各研究科の管理・責任のもと、各教授会で厳正に合否判定が行われており、大学全体として、収容定員をほぼ確保することができている。

しかし、学部間格差や各研究科の低い充足率の問題があり、現在、全学入学試験委員会及び各研究科委員会で改善策を検討している。

以上の取り組みから、入学者受入方針を明示し、その方針に沿って公正な受入を行っている。

なお、大学全体の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率については、改善の余地があり、学生募集方法については、今後も検討を進めていく必要がある。

VI. 学生支援

本学は、修学支援・学生生活支援・進路支援から構成される「学生支援の方針」を定め、方針に基づき学生支援を行っている。

学生支援は各キャンパスの教務部教務課、学生部学生課及び就職部就職課が主に担当し、各種委員会学連携しながらあたっている。「学生に意識及び生活の実態に関する調査」や全学協議会の開催などにより学生が必要とする支援に把握に努めている。

進路支援については、就職率が各学部とも堅調に推移しており、毎年就職率関連の全国ランキングでは上位に位置づけられている。

以上のような取り組みにより、学生が学修に専念できるよう、修学支援、学生生活支援及び進路支援の体制は、整備できている。

VII. 教育研究等環境

本学の校地および校舎面積は設置基準上において十分に満たされており、運動場等の施設・設備も整備されている。

図書館には、質、量ともに十分な水準の学術図書、学術雑誌、電子媒体を所蔵し、情報教育に関わる機器設備は、本学で作成した機器更新計画に基づき更新を行っている。

教育研究環境については、施設・設備の維持・充実を図っており、教員に対しては研究に必要な研究費と研究室を整備し、TA (teaching assistant) 等の人的支援も行っている。

研究倫理については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014 平成 26 年 8 月文部科学大臣決定) を受け、平成 27 年 4 月 1 日付けで「公的研究費等の取り扱い及び不正防止に関する規程」及び「公的研究費等の不正使用に関する取扱細則」を新たに定め、対応している。

以上のことから、教育研究等環境については整備できている。

VIII. 社会連携・社会貢献

本学は、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、方針に基づき様々な社会連携・社会貢献活動を行っている。

本学では、平成16年4月に、大学施設や設備、知的財産などを学外に公開・開放することを目的としたエクステンションセンターを設置した。その後、社会貢献活動の運営強化を図ることを目的とし、平成27年4月から「地域・社会連携センター」に名称変更し、「社会との交流推進」「産官学連携」「高大連携」等の事業内容を追加し、様々な地域・社会貢献を推進している。また、サークル活動等で学生が主体的に取り組む地域貢献活動に対しても積極的に支援をしている。

以上のような取り組みにより、教育研究の成果を広く社会に還元している。

IX. 管理運営・財務

1. 管理運営

管理運営については、2014（平成26）年1月29日付けで大学の管理運営方針「中・長期経営計画」が全教職員に公表され、ビジョンの共有化を図っており、大学の管理運営方針は2015（平成27）年8月評議会、大学院の管理運営方針は2015（平成27）年10月大学院委員会において承認され、大学ホームページに公表している。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律等の2015（平成27）年4月1日から施行に伴い、学則を含めた内部規則等の総点検・見直しを実施し、学長のリーダーシップの下でガバナンス体制を構築するとともに学長の理事会における大学に関する教学業務の決定権を有することを明確化された。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に基づき、寄附行為や学則、就業規則をはじめとして関係法令に対応する明文化した管理運営規程を整備し運営を行っている。

事務職員の育成と適正な人事管理については、人事考課を導入するとともに意欲・資質の向上を図るための方策としてSD研修委員会を立ち上げ、夏季SD研修会や個人の自主的なスキルアップを目的とした外部研修を実施し、事務職員の能力開発を推進している。

以上のような取り組みにより、管理運営については、概ね充足している。

2. 財務

財務については、財政健全化会議で作成した計画を検討・実施し、財政基盤の確立を図っている。予算編成及び予算執行については、学校法人全体を統括管理しており、諸規則にしたがって予算の編成・執行を行い、適正に監査を受けている。

財政状況は、今後さらに厳しくなると予想されることから、安定した財務運営ができるよう、支出面では検討と改善を繰り返し、収入面でも外部資金の獲得等に積極的に取り組む必要がある。

以上により、教育研究を安定して遂行するための財政基盤を確立し、適切な予算編成及び予算執行を行なっていることから健全な財政を維持している。

なお、財政基盤の確立のために、全学部とも安定した学生確保を目指していく必要がある。

る。

X. 内部質保証

本学は、岐阜聖徳学園大学学則及び大学院規則において自己点検・評価について明記するとともに自己点検・評価委員会規程において実施に関する詳細を定めている。また、前回の認証評価に関する自己点検・評価報告書、認証評価結果、改善報告書及び改善報告書検討結果については大学ホームページ上で公開している。

内部質保証については、自己点検・評価委員会が中心となってPDCAサイクルを実施するとともに内部監査室による検証も実施している。また、2015（平成27）年2月には、外部の高等教育に精通した教職員による外部評価を実施し、改善・改革に反映させている。今後は本学の内部質保証システムの検証と充実を図っていく。

以上のような取り組みにより、内部質保証システムは概ね整備できている。

今回の認証評価を通して、内部質保証システムの構築に取り組めたことは、本学のこれからの永続的な発展のための取り組みを進めるにあたって重要な意義があった。PDCAサイクルを適切に機能させることで、質の向上を図り、本学の教育研究活動や学生支援体制が一定の基準を満たしていることを、自らの責任で説明・報告することができた。

今後も、自己点検・評価委員会が中心となり、PDCAサイクルの実施・継続し、様々な問題点の改善を全学的に取り組んでいくことで、学生に最適な教育環境を保証していきたい。

最後に、建学の精神に基づく「教育目的」の実現に向けて、引き続き学長の下「教職協働」で取り組む所存であることを表明して、本書の結びとしたい。

